

令和4年12月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月6日】

1 深水隆司（新和会） 27～35ページ

議案第81号 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について

- 1 背景及び改正理由について
- 2 降任後の役職について
- 3 定年延長時の給与について
- 4 退職手当の取扱いについて

2 草川卓也（結） 35～46ページ

議案第82号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 第3表 債務負担行為補正 追加 滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業について
 - (1) 事業の概要について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、地域子育て支援センター費の増額補正について
 - (1) 新図書館の地域子育て支援センターのサテライトコーナーについて
- 3 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費の増額補正について
 - (1) 放課後児童クラブへの電気料金の補助について
- 4 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 保育所費、障がい児支援事業の増額補正について
 - (1) 公立保育所等における特別な支援を要する園児に対する加配職員について
- 5 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、施設管理費の増額補正について
 - (1) 亀山東小学校体育館屋根改修工事の設計等委託料について

3 服部孝規（日本共産党） 47～55ページ

議案第75号 亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について

- 1 条例制定に際してのパブリックコメントの実施について
- 2 条例制定に際しての審査会等での審議について
- 3 旧条例を廃止することについて
 - (1) 個人情報の取り扱いについて
 - (2) 目的外利用及び外部提供について

4 オンライン結合について

議案第81号 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について

- 1 第7条による改正の給料月額を7割にすることについて
- 2 地方公務員法改正時の衆参両院の附帯決議について

議案第82号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費 施設管理費 設計等委託料
330万円について
(1) 補正の内容について

4 伊藤彦太郎（勇政） 55～59ページ

議案第87号から第106号まで 指定管理者の指定について

- 1 地区コミュニティセンター（19施設）、鈴鹿馬子倶会館及び亀山市関町北部ふれあい交流センターに指定管理者制度を用いる理由について

議案第82号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 第3表 債務負担行為補正 追加 滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業について
(1) 補正の内容について

5 櫻木善仁（新和会） 59～68ページ

議案第82号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費、一般事業の増額補正について
(1) 助成金の内容について
- 2 職員人件費について
(1) 今回の職員人件費の補正はほとんどが人事院勧告に伴う期末手当の増額であるが一部で減額補正となっている理由について
- 3 第2表 繰越明許費補正 追加 道路整備事業について
(1) 事業の内容について
- 4 第3表 債務負担行為補正 追加 滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業について
(1) 事業の内容について

議案第87号から第106号まで 指定管理者の指定について

- 1 地区コミュニティセンター（19施設）、鈴鹿馬子倶会館及び亀山市関町北部ふれあい交流センターの指定管理者を指定する期間について

6 鈴木達夫（結） 68～76ページ

議案第82号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について、及び議案第85号 令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

- 1 エネルギー価格等の物価高騰による燃料費・光熱水費の増額補正について
 - (1) 市全体としての影響について
 - (2) 補正額や補正率の高い施設について
 - (3) 補正を要しない施設の状況について
 - (4) 今後の対応について

7 福沢美由紀（日本共産党） 77～84ページ

議案第82号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 保育所費、障がい児支援事業の増額補正について
 - (1) 補正の内容について
- 2 第8款 土木費、第2項 道路橋梁費、第1目 道路橋梁総務費、狹隘道路後退用地整備事業の増額補正について
 - (1) 補正の内容について

議案第83号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- 1 第6款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第3目 その他償還金の増額補正について
 - (1) 補正の内容について
- 2 第6款 諸支出金、第2項 基金費、第1項 国民健康保険事業運営基金の増額補正について
 - (1) 補正の内容について

8 櫻井清蔵（勇政） 85～92ページ

議案第81号 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について

- 1 定年延長に伴う今後の亀山市定員適正化計画のあり方について
 - (1) 技能労務職員の職員数の推移について
 - (2) 現行の再任用制度の内容について
 - (3) 人件費の比率の推移について
 - (4) 新規職員採用の今後の考え方について

9 岡本公秀（新和会） 92～99ページ

議案第75号 亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について

- 1 現在の個人情報保護条例が廃止され、新しい条例が制定される理由について

- 2 個人情報保護法改正前の個人情報保護条例について
 - (1) 各自治体が制定した条例の相違により発生した自治体間での支障について
 - (2) 法の施行により、支障は解消されるのか
- 3 個人情報の目的外利用は防止できるのか
- 4 個人情報保護審査会について
 - (1) 構成メンバー及び職務内容について
 - (2) 審査会の運営について

議案第82号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 債務負担行為補正 追加 電話健康相談業務委託料92万4,000円について
 - (1) この事業を行う目的について
 - (2) 委託先及び委託内容について
 - (3) 利用実績について
 - (4) 相談内容について
 - (5) 単年度契約の理由について

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月7日】

1 櫻木善仁（新和会） 104～115ページ

人口減少対策について

- 1 人口の将来展望及び長期的な目標について
- 2 今後の重要課題について
- 3 課題解決策について
- 4 少子化による保育園、幼稚園及び小学校のあり方について

遊休農地について

- 1 現状について
- 2 農業従事者の高齢化や担い手不足の対策について
- 3 農振農用地の今後の考え方について

2 草川卓也（結） 115～130ページ

快適な市民生活を支える道路環境について

- 1 道路整備について
- 2 道路管理上の防犯・監視カメラ設置について
- 3 路上での獣害による人的被害対策について

保育・教育環境の充実について

- 1 多様なライフスタイルに対応した保護者負担の軽減について
- 2 子どもがのびのびと成長できる公園づくりについて

JR下庄駅の周辺整備について

- 1 利用者の利便性向上について
- 2 将来の発展を見据えた周辺整備について

3 服部孝規（日本共産党） 131～143ページ

増える、広がる鳥獣被害とその対策について

- 1 亀山市の鳥獣被害の実態について
- 2 市の担当部署とその仕事、鳥獣被害への対策について
- 3 現状の組織体制を見直し、すべての鳥獣の保護と市民生活への鳥獣被害の防止などを一元的に行う部署の新設について

学校給食費無償化の実施について

- 1 憲法第26条第2項の「義務教育は、これを無償とする」について
- 2 亀山市の学校給食費保護者負担の実態について

- 3 9月に文部科学省が発表した「学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況」について
- 4 子育て世代への支援のための学校給食費無償化の実施について

4 新 秀隆（公明党） 143～153ページ

地域公共交通について

- 1 乗合タクシー制度「のりかめさん」について
 - (1) 利用状況について
 - (2) 停留所について
 - (3) 制度の今後について

選挙の投票率向上について

- 1 選挙投票所について
 - (1) 投票所の考え方について
 - (2) ポスター掲示場の考え方について
 - (3) 今後の投票率向上の取組について

出産と子育てについて

- 1 出産・子育て応援交付金について
 - (1) 概要・目的について
 - (2) 考え方について

5 伊藤彦太郎（勇政） 154～164ページ

職員の懲戒処分について

- 1 10月29日の新聞報道によれば、令和3年1月にハラスメントを受けた職員から総務課へ相談があったとあるが、なぜ処分の決定まで時間が掛かったのか

白鳥の湯について

- 1 再開の目途について

市内の過疎地対策について

- 1 市の考えについて

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月8日】

1 古田吉昭（新生みらい） 166～175ページ

都市公園「東町ふれあい広場」の管理について

- 1 現在の利用状況について
- 2 施設の老朽化の現状について
- 3 施設の改修計画について
- 4 今後の広場の有効活用について

鈴鹿川の堆積土砂の撤去について

- 1 土砂の堆積状況について
- 2 定期的な土砂の撤去について

国道1号バイパスの整備について

- 1 現在の整備状況と今後の計画について
- 2 片側二車線の早期実現について

2 深水隆司（新和会） 175～188ページ

救急業務について

- 1 救急車の現場までの到着状況について
- 2 現場から医療機関への搬送状況について

獣害対策について

- 1 獣害被害の現状とその原因について
- 2 現在の対策状況について
- 3 恒久的な対策について

都市計画について

- 1 都市計画区域と区域外の違いについて
- 2 市の土地利用の考え方について

3 福沢美由紀（日本共産党） 188～201ページ

感震ブレーカー購入・設置費用の助成について

- 1 感震ブレーカー設置に係る助成について
 - (1) 地震時の電気火災について
 - (2) 感震ブレーカーについて
 - (3) 感震ブレーカー設置を普及する必要性について
 - (4) 助成の考え方について

加齢性難聴による補聴器購入費用の助成について

- 1 補聴器購入に係る助成について
 - (1) 軽度のうちに補聴器がすすめられる理由について
 - (2) 補聴器購入が進まない理由について
 - (3) 助成の考え方について

中学校給食センター設置の進捗について

- 1 給食センター設置に向けた進捗状況について
 - (1) 建設場所について
 - (2) 給食センターの運営について
 - (3) 早期実現に向けた取組について

第9期介護保険事業について

- 1 被保険者の負担増について
 - (1) 被保険者とその家族の負担が増となるなど課題が多いが、厚生労働省や財務省の考え方に対する市の認識について

4 櫻井清蔵（勇政）	201～210ページ
------------	------------

旧城東地区コミュニティセンターの解体について

- 1 現在、市民協働センターに併設して新たな城東地区コミュニティセンターの整備が進められているが、懸案事項である旧城東地区コミュニティセンターの解体及び駐車場整備に対する市長の見解を尋ねる

予防接種の必要性について

- 1 去る9月29日に開催された保健衛生懇談会において、带状疱疹及びおたふく風邪の2回目の予防接種に対する補助制度の提案があったが、市長の見解を尋ねる

市内の国道、県道、市道の状況について

- 1 国道について
 - (1) 路面状況について
 - (2) 歩道の設置状況について
 - (3) 除草について
- 2 県道について
 - (1) 県道と市道の交差点での安全対策に係る三重県との協議について
- 3 市道について
 - (1) 狭隘道路の解消について
 - ア 救急車両が通行不可能な箇所が市内各所に存在するが、このことに対する市長及び消防長の見解を尋ねる
 - イ 緊急車両の購入状況について

市内の土地利用の見直しについて

- 1 市内各所において、多くの耕作放棄地が見受けられるほか、住宅のミニ開発等が積極的に行われている。このような地域の状況を踏まえ、改めて農振農用地及び都市計画の指定区

域の見直しを検討するべきであると思うが、市長のまちづくりの考え方について尋ねる

5 小坂直親（新生みらい） 211～222ページ

公共工事について

- 1 一般競争入札と指名競争入札について
- 2 最低制限価格制度について
- 3 工事予定価格について

広域交通について

- 1 リニア中央新幹線への対応について
- 2 JR関西本線亀山～加茂間への対応について
- 3 一般国道1号関バイパス、県道四日市関線（フラワー道路）について

現況報告について

- 1 林業振興について

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月9日】

1 岡本公秀（新和会） 226～237ページ

乗合タクシーについて

1 現状について

- (1) 運行を委託しているタクシー会社と車の保有台数について
- (2) 利用人数と乗合率について
- (3) 乗合タクシーの予算額について

2 地域停留所と特定目的地停留所を設定していることについて

- 3 地域停留所まで歩いていけないという人が多いが、市民の自宅送迎を望む声に応えることはできないのか

4 AI技術の活用による経費の削減について

5 高齢者の活発な外出による市の経済の活性化について

エネルギー価格の高騰について

1 12月補正で増額する各施設の光熱水費の種類と価格上昇の程度について

- 2 ロシアのウクライナ侵攻による一時的なものと捉えているのか、終結後も構造的に続くと捉えているのか

3 エネルギー価格の高騰は、まだまだ続くことが見込まれ、省エネ対策をさらに推進する必要があると考えるが、市の省エネロードマップの有無について

- 4 12月からエネルギー価格高騰対策中小企業者等支援事業が始まるが、事業者への周知について

2 豊田恵理 237～250ページ

令和5年度行政経営の重点方針について

1 ザ・点検の復活について

- (1) 目的について
- (2) 課題とその改善について

2 コミュニケーションの拡充と「働き方改革」の推進について

- (1) 組織づくりについて
- (2) 人づくりについて

健診の受診率向上について

1 世代別の受診率について

2 現状と今後の取組について

指定管理者制度について

1 指定管理者制度の考え方について

- 2 道の駅関宿地域振興施設について
- 3 今後の指定管理者制度のあり方について

選挙のDX推進について

- 1 ポスター掲示板について
- 2 投票所について

3 高島 真 250～262ページ

地域まちづくり協議会について

- 1 地域まちづくり協議会の組織について
 - (1) 位置づけ、性格について
 - (2) 役割と課題について
 - (3) 条例改正の予定について
- 2 地区コミュニティセンター等の管理について
 - (1) 管理状況について
 - (2) 指定管理者による効果と課題について
- 3 今後の活動の方向性と必要な支援について
 - (1) 市の考える方向性と必要な支援について
 - (2) 市と地域まちづくり協議会の連携について

亀山の若手スポーツ選手育成について

- 1 育成支援制度について
- 2 強化選手育成の方針について

図書館の蔵書について

- 1 寄贈された図書等について
- 2 今後の考え方について

通学路の整備について

- 1 通学路の安全確保の取組について

4 今岡翔平 263～274ページ

新型コロナウイルス感染症と子どもたちの生活について

- 1 保育園、幼稚園及び小・中学校のマスク着用について
- 2 黙食について
- 3 学校間での感染防止対策の違いについて

市職員の旧姓使用について

- 1 現状について
- 2 旧姓使用の可否について

市職員の定年延長制度の整備について

- 1 従来の制度との矛盾について

投票率向上に向けての取組について

- 1 投票率等の現状について
- 2 投票所について
- 3 20代、30代への啓発について

給食調理員の不足について

- 1 関認定こども園アスレの現状について
- 2 根本的な解決に向けての今後の取組について

令和4年11月25日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

令和4年11月25日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第 75号 亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 76号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 77号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 8 議案第 78号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 9 議案第 79号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 80号 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 第 11 議案第 81号 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について
- 第 12 議案第 82号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について
- 第 13 議案第 83号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 14 議案第 84号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 15 議案第 85号 令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 16 議案第 86号 令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第 17 議案第 87号 指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 88号 指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 89号 指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 90号 指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 91号 指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 92号 指定管理者の指定について
- 第 23 議案第 93号 指定管理者の指定について
- 第 24 議案第 94号 指定管理者の指定について
- 第 25 議案第 95号 指定管理者の指定について
- 第 26 議案第 96号 指定管理者の指定について
- 第 27 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 第 28 議案第 98号 指定管理者の指定について
- 第 29 議案第 99号 指定管理者の指定について
- 第 30 議案第 100号 指定管理者の指定について
- 第 31 議案第 101号 指定管理者の指定について
- 第 32 議案第 102号 指定管理者の指定について
- 第 33 議案第 103号 指定管理者の指定について

- 第 34 議案第104号 指定管理者の指定について
 第 35 議案第105号 指定管理者の指定について
 第 36 議案第106号 指定管理者の指定について
 第 37 議案第107号 指定管理者の指定について
 第 38 議案第108号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について
 第 39 議案第109号 市道路線の認定について
 第 40 議案第110号 市道路線の認定について
 第 41 議案第111号 市道路線の認定について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	建設部次長	亀渕輝男君
総務財政部参事	杉本良則君	会計管理者	米津ひろみ君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	宇野勉君	教育委員会事務局参事	桜井伸仁君
監査委員	国分純君	監査委員事務局長	高嶋美季君

選挙管理委員会
事務局 長

豊田昌子君

●事務局職員

事務局 長 渡邊靖文 書記 新山さおり
書記 西口幸伸

●会議の次第

(午前10時00分 開会)

○議長(森 美和子君)

おはようございます。

初めに申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策につきまして、三重県内の感染者数は増加傾向にあり、三重県知事も第8波は既に到来しているとの認識を示されております。本日出席の皆様には、引き続き感染症対策に万全を期していただくとともに、健康に十分ご留意をいただきたいと存じます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、執行部の出席者を半数に限定しておりますので、ご了承ください。

ただいまから令和4年12月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

2番 櫻木善仁 議員

11番 福沢美由紀 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの26日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から12月20日までの26日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、小林健康福祉部長及び松村市民文化部次長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長の市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和4年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今月12日、大正10年に開校した鈴鹿郡立鈴鹿高等女学校を源流とする三重県立亀山高等学校が創立100周年の節目を迎えられ、記念式典が盛大に開催されました。その1世紀の歩みにより、多くの逸材が輩出され、地域に根差し地域から愛される学校であり続けられることは、かつて教育のまち亀山と称され現在もその精神を未来へとつなげたいと願う本市として、実に誇らしく意義深いものと存じます。

今日、人口減少・少子高齢社会が進み未曾有のコロナ禍を経験する中、私たちはデジタルやグリーン分野における新しい技術や協働等により、たくましく健やかな地域社会を構築することが求められております。また、本市のまちづくりにおいても未来への胎動が静かに始まっております。

このたびの節目が、新しい時代への道しるべとなり、本市にある唯一の県立高校として持続可能な地域社会の担い手を育まれ、さらなる進化を続けられますことを期待するものであります。

ところで、国におきましては、緊迫する世界情勢や世界的なエネルギー・食料等の物価高騰に直面する中で、先月、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策が閣議決定されました。一方、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は全国で増加傾向に転じ、感染第8波も懸念されるところであります。こうした国の政策動向や感染拡大状況は、本市の行財政運営や市民生活にも影響がございますので、引き続き関連情報の把握等を行いながら、今後も適切な対応を行ってまいります。

また、県におきましては、おおむね10年先を見据えた「強じんな美し国みえビジョン」並びに5年間の中期戦略となる「みえ元気プラン」が先月策定され、「強じんで多様な魅力あふれる美し国」の実現を目指す政策方向が明らかになってまいりました。こうした中、去る10月1日、三重県知事並びに津市長、鈴鹿市長との円卓対話が開催され、地域の安全・安心な暮らしづくりに向けた取組や地域医療や交通拠点性を生かした産業振興等について、幅広く意見交換を行いました。県と3市において情報共有と相互理解が深められ、今後も様々な分野において県等との連携により、本市の施策の推進につなげてまいります。

こうした中、本市におきましては、今般、「4つの重点プロジェクトの積極果敢な展開」「第3次行財政改革大綱の具現化とザ・点検の復活」「コミュニケーションの拡充と働き方改革の推進」の3つを行政経営の重点方針として定め、来る令和5年度を快復の年と位置づけたところであります。これらを踏まえ、国や県の各分野における具体的な政策動向等も注視しつつ、新年度に向けた予算編成等の取組を順次進めてまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、魅力的な都市空間の形成の

うち、平成26年の亀山駅周辺市街地総合再生基本計画の策定以降、鋭意取組が進められてまいりました市街地再開発事業につきましては、先月再開発ビル及び道路・駅前広場の工事が完成し、今月24日には工事完成記念式典が盛大に執り行われたところでございます。長年にわたり、市の玄関口であるJR亀山駅周辺の再生を目指し取り組んでいただきました様々な関係者の方々のご努力のたまものであり、改めて深く感謝申し上げます。今後は、これらの事業実施による施設整備の効果を、市の中心的市街地のにぎわいの創出につなげていくこと等が重要になってまいります。その核となる新図書館の開館と合わせ、市内外からの多くの方々の交流促進やつながりを創出するまちづくりに一層取り組んでまいります。

次に、上下水道の充実のうち、地震災害等の非常時においても一定の給水を確保するため、計画的な水道施設の耐震化を図る水道施設耐震化整備事業につきましては、現在、西町地内の市道西町落針線において、本年度末の完成を目指し、基幹管路配水管完了工事を進めているところでございます。

一方、公共下水道施設整備事業につきましては、本年3月に事業計画変更の認可を受けたことに伴い、拡張した区域の受益者負担金の単位負担金額を定めるため、また農業集落排水事業につきましては、新規加入者の利便性向上を図るため、それぞれ本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

さらに、多発するゲリラ豪雨や台風等による浸水被害の軽減に向け、近年、浸水被害が発生した東御幸地区において、現在、浸水対策の基本設計業務を進めているところでございます。

次いで、道路の保全・整備につきましては、先月、舗装老朽化対策を図る川崎白木線の舗装修繕工事並びに橋梁老朽化対策を図る布気跨道橋の橋梁修繕工事にそれぞれ着手するなど、引き続き道路施設の安全性の確保に努めているところでございます。

次に、地域公共交通の充実のうち、JR関西本線亀山一加茂間の利用促進につきましては、本年6月に、路線の維持・活性化を図るため広域的な連携の下設置されました、三重県、伊賀市、亀山市、JR西日本の4者で構成する関西本線活性化利用促進三重県会議の第4回目の会議が今月15日に開催され、取組方策の検討を行ったところでございます。引き続き、情報共有を図るとともに、当該路線の利用促進の具体策の検討等を行いながら、行政、鉄道事業者が連携した取組を進めてまいります。

次いで、防災・減災対策の強化のうち、危機管理体制の強化につきましては、今月19日に市の総合防災訓練として、職員非常参集訓練とともに、災害対策本部図上訓練、避難所開設訓練を実施いたしました。また、当日は、関宿まちづくり協議会や三重県、三重大学、陸上自衛隊、亀山警察署など関係機関のご協力を得た中で、災害時の関係機関との連携強化を図るとともに、関中学校における避難所開設訓練を地域のご協力を得て実施し、地域防災力の向上にもつなげたところであります。

一方、防災重点農業用ため池の安全性向上を図る団体営ため池等整備事業につきましては、去る9月に宮ノ浦池ほか9か所の耐震調査並びに新池ほか14か所の劣化・豪雨調査に着手いたしました。また、来年度予定しております岡岡寺池堆積土砂しゅんせつ工事につきましては、現在、設計業務の発注に向けて準備を進めているところでございます。

次に、消防力・地域安全の充実のうち、本市と津市及び鈴鹿市の3市消防本部で検討を進めてお

ります消防指令業務の共同運用につきましては、先月28日、津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議書調印式を行い、協議書を取り交わしたところであります。今後は、この協議書に基づき設置された協議会におきまして、令和8年度の共同運用開始に向けた諸準備を進めてまいります。

また、広域的な災害対応の強化のため、先月21日に三重県消防学校で開催された第19回三重県警防技術交換会に参加し、近年増加している土砂災害に対する救助技術の習得や県内消防本部との連携強化を図り、災害対応能力の向上に努めたところでございます。

一方、地域の安全・安心を確保するためには欠かせない消防団活動につきましては、先月29日、千葉県市原市で開催された第29回全国消防操法大会に亀山市消防団第4分団が三重県を代表して小型ポンプの部に出場され、2番員を務めた中瀬 智団員が、各操作員から1名のみが選ばれる優秀選手賞を受賞されました。この経験は、今後の本市の消防防災力の向上や消防団活動の充実につながるものと確信いたしますとともに、今後もより一層消防活動に精励されますよう期待するところであります。

次いで、自然との共生のうち、多様な生態系の保全につきましては、国は、生物多様性の損失を食い止め、人と自然との結びつきを取り戻すため、2030年までに陸と海のそれぞれ30%以上を生物の保護地域として認定するOECM制度の構築を今年度進めております。こうした中、本市も、企業による森林整備を通じて生態系を保全する企業の森や、企業、市民団体、市の連携・協力による生物の保護地域が存在いたしますので、国の認定基準に合致しない保護地域について、本年度、新たに市独自の認定制度「亀山版OECM認定制度（仮称）」を構築し、市民の生物多様性の認知度向上と生態系保全の機運を高めてまいります。

一方、林業経営の効率化と森林管理の適正化の一体的な促進を図るため、森林環境譲与税を活用し令和元年度から進めております森林経営管理事業につきましては、加太北在家地区において森林所有者への意向調査を終えたほか、坂下地区において、現在森林整備に向けた境界明確化と経営管理権が設定された森林の間伐を実施いたしております。

次に、歴史文化を生かしたまちづくりの推進のうち、東海道街道環境整備事業につきましては、市道地藏院小野線の東の追分付近から関地藏院付近の区間において、東海道の美装化を図るため、今月7日に道路舗装工事に着手いたしました。こうした事業を通じ、今後も亀山市歴史的風致維持向上計画（第2期）の具現化を図り、本市の街道文化の魅力向上を図ってまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進と地域医療の充実につきましては、今月24日に第18回健康都市連合日本支部大会が大阪府泉佐野市において開催されました。大会では泉佐野市や加盟都市による健康づくり活動の発表等が行われたほか、本市も展示ブースを設置するなど健康都市政策に関するPRにも取り組んだところでございます。引き続き、こうした機会を通じて加盟都市間での情報共有を図り、他市の先進事例を研究しながら、本市の健康都市政策の充実につなげてまいります。

また、健康に関する市民への情報発信の強化・充実に向け、来月1日から新たに市ホームページ内に「かめやま健康ナビ」を開設し、運用を開始いたします。健康に関する様々な情報発信を一体的に運用することで、より見やすく、分かりやすいものとして、市民の皆さんの健康づくりをナビゲートできるものへと充実させるとともに、LINEアカウント「かめやま健康ナビ」を同時開設

することで、積極的かつ効果的な情報発信に取り組んでまいります。

一方、地域医療体制の強化につきましては、平成23年5月から三重大学との亀山地域医療学講座により取組を引き続き進める一方、今回新たに滋賀医科大学と共通の課題について共同して教育研究を行う講座の設置を予定しております。この講座では、フレイルやロコモ対策を含めた運動器疾患に対して、市立医療センターでの診療を通じた整形外科専門医の養成や研究・啓発活動を行うことで地域の健康への寄与や地域医療提供体制の確保を目的に、5年を期間として取り組むものでございます。現在、来年4月の設置に向けた協議を進めているところであり、今後、講座の設置を申し込むに当たり、本議会に関係経費の債務負担行為の追加を提案いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、第8波の到来が懸念される中、第7波で急増した感染者数は減少しているものの現在も感染者の発生は続いている状況であり、今冬にはインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時進行も危惧されるところでございます。そのため、引き続き、相談窓口や無症状の濃厚接触者等のうちPCR検査を希望する方への無料検査キット配布事業を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を中心に適切な対応を図ることで、市民の不安を軽減できるよう努めてまいります。

一方、本市の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在、生後6か月から4歳までの乳幼児用ワクチン、5歳から11歳までの小児用ワクチン、12歳以上のオミクロン株対応ワクチンの接種を、総合保健福祉センターあいあい及び市立医療センターにおいて、それぞれ進めているところでございます。こうした中、特例臨時接種の実施期間が来年3月31日まで延長されましたが、本市におけるオミクロン株対応ワクチンの接種につきましては、国が示す方針のとおり、来月中には接種を希望される方への接種がおおむね完了できるよう鋭意進めてまいります。

次に、地域福祉力の向上のうち、成年後見サポート事業につきましては、先月から亀山市社会福祉協議会に専任の職員を配置し、成年後見制度の利用促進に向けた中核となる機関や相談窓口を新たに設置するとともに、今月10日には、法律分野と福祉分野との具体的な連携方策の検討に向け、弁護士、司法書士、家庭裁判所等で構成する亀山市法福祉連携ネットワーク協議会を開催したところであります。今後は、成年後見制度の利用が必要な方が抱える課題や実情に応じ、適切な受任機関が選出されるよう、受任調整会議の設置・運営を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージ（第11弾）である住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業につきましては、今月11日に住民税非課税世帯に対し、プッシュ型支給のための案内文書を送付するとともに、申請が必要となる家計急変世帯等に対しても今月1日から申請の受付を行っております。引き続き、当該事業の周知に努め、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等の低所得世帯への支援を行ってまいります。

一方、今月17日には、中央コミュニティセンターにおいて、第18回亀山市社会福祉大会を開催し、社会福祉関係団体等の功労者表彰を行うとともに、一般社団法人hitotoから講師をお招きし、「「0を1」に変え、人と社会を心でつなぐ～ひきこもりの理解と支援、当事者の視点から～」と題したご講演をいただき、参加された方にひきこもりの方への理解や支援等の必要性について再認識していただく機会となりました。

また、地域福祉の推進役としてご活躍いただいております民生委員・児童委員及び主任児童委員につきましては、厚生労働大臣からの委嘱状の伝達式を来月2日に開催いたします。このたびの一

斉改選におきまして、前回改選時の約半数の委員が交代されることとなり、定数も1名増加し103名となります。退任される委員の皆様には、長年にわたる社会福祉へのご尽力に改めて感謝申し上げますとともに、新たに委員となられる皆様には、地域住民の相談・支援活動にご協力いただき、地域での助け合い・支え合いの担い手として期待をいたすところでございます。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実につきましては、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業及び県の地域医療介護総合確保基金事業を活用し、市内の高齢者介護施設の防災・減災対策を支援するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、来月3日から9日までの障害者週間に併せて、市広報やケーブルテレビを活用し、障がいのある人の文化芸術活動とそれを支える方を紹介するとともに、来月23日及び24日に四日市市文化会館において開催される三重県障がい者芸術文化祭の周知を図り、文化芸術活動を通じた障がいのある方の地域社会への参画を促進してまいります。

ところで、総合対策パッケージ（第12弾）の取組として、エネルギー・食料品価格等の高騰対策として市内の障がい福祉サービス施設及び高齢者福祉サービス施設に対する県の補助事業に合わせて市の補助制度を創設し、来月1日からその申請受付及び補助金の交付を開始することで、福祉サービス施設の負担を軽減し、安定的かつ継続的な福祉サービスの提供を支援してまいります。

次いで、文化芸術の推進につきましては、コロナ禍の影響により2年間延期されていまして亀山トリエンナーレが、先月30日から今月19日にかけて、東町商店街を中心とした旧東海道沿いに点在する民家や市指定文化財等を活用して開催されました。国内外から様々なジャンルのアーティストが参加されるなど、まちのにぎわいや魅力の創出が図られました。

次に、スポーツの推進につきましては、来月3日に、西野公園体育館において、北勢スポーツ推進委員協議会実技研修会を開催いたします。北勢地域10市町のスポーツ推進委員の参加が予定されており、他市町のスポーツ推進委員との交流を通じて、スポーツ推進委員の技術向上に取り組んでまいります。

また、来年2月5日には、ラグビーの国内最高峰リーグであるジャパンラグビーリーグワンのディビジョン2に所属する三重ホンダヒートと連携し、三重交通グループスポーツの杜鈴鹿サッカー・ラグビー場で開催されるホストゲームにおいて、市内在住、在勤、在学（在園）の方3,000人を無料観戦できる亀山市民応援デーを実施いたします。この取組が市民の皆さんに高いレベルのスポーツを身近に感じていただく機会となるよう進めてまいります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、民間産業団地亀山・関テクノヒルズにおいて、今月8日に新たに1社と立地協定を締結したところでございます。引き続き、本市への進出を決定している企業の創業に向けた支援を行うとともに、残る区画への積極的な企業誘致を展開してまいります。

また、コストコホールセールジャパン株式会社による（仮称）亀山倉庫店の誘致につきましては、庁内の誘致推進組織を通じた連携・調整を図りつつ、都市計画の変更をはじめ、県や事業者等との調整など、引き続き早期開業に向け鋭意取り組んでいるところでございます。

一方、今月29日には、市内の労働福祉団体等が集い、働き方に関する意見交換を行う働く環境

づくり懇談会を開催いたします。働き方が多様化する中、市内の就労者が安心して働けるよう、今後も関係機関と連携し、企業における働き方改革を促進してまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化のうち、地域ブランド推進事業につきましては、昨年度に引き続き、本年度も新たに8事業者17品目を亀山ブランドとして決定し、今月23日から28日までの期間でジェイアール名古屋タカシマヤにおいてPRを行っております。また、亀山ブランドをさらに発信し、事業者・団体と共に応援していく亀山ブランドフォロワー制度を創設するとともに、去る9月28日には、三重茶農業協同組合と亀山茶ペットボトルの復活に向けて業務連携協定を締結するなど、亀山ブランドのブランド力の向上と亀山ブランド認定品を通して選ばれるまち亀山となるよう取組を進めており、引き続き亀山ならではの魅力を全国へ発信してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージ（第10弾）の取組として展開しております亀山プレミアム付デジタル商品券「TAKERU」「たちばな」につきましては、今月1日から商品券の使用を開始しております。市民生活への支援を行い、消費喚起を起こすことにより地域経済の循環を図ってまいります。

一方、総合対策パッケージ（第12弾）の取組として、エネルギー価格の高騰対策として市内中小企業者等に対する市独自の新たな助成制度を創設し、来月1日からその申請受付及び助成金の交付を開始することで、事業活動への経済的な負担軽減を図ってまいります。

次いで、農林業の振興につきましては、新たに実施する亀山サステナブル農業奨励事業において、今月1日から、持続可能かつ高付加価値な取組を行う法人を認証する亀山サステナブルファーマー認証制度の周知と募集を開始したところでございます。こうした取組により、持続可能かつ高付加価値な農業を行う経営体の経営意欲を喚起し、生産性の高い稼げる農業の展開を促進してまいります。

また、総合対策パッケージ（第12弾）の取組として、国の肥料価格高騰対策事業を活用する市内の販売農業者に対し、市独自の補助制度を創設し肥料価格の上昇分を補助することにより、農家への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減につなげてまいります。

次に、まちづくり観光の活性化につきましては、今月6日に3年ぶりとなる第35回東海道関宿街道まつりが開催され、多くの来訪者を迎え、にぎわいの創出が図れました。また、当日はコロナ禍で4年ぶりとなった奈良県御所市、大阪府羽曳野市との日本武尊・白鳥伝説3市交流イベントも関宿で開催し、市民レベルの交流を図っていただく有意義な機会となりました。このほか、亀山7座トレイルを中心とした登山イベントの開催や伊賀市及び滋賀県甲賀市とのいこか連携プロジェクトのトレイルイベント等も実施する予定であり、ポストコロナ時代を踏まえ、今後も本市の新たな観光資源の掘り起こしや関宿を中心とした観光地の魅力を効果的に情報発信し、地域ブランドとも連動させた効果的なプロモーションを行いながら誘客を図り、訪問者との交流促進を進めてまいります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、リニア中央新幹線市内停車駅の誘致の推進につきましては、今月4日にリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の臨時総会が開催され、昨年10月に本市が当同盟会に対し提案を行った県内駅候補地案に対する県の調査結果報告が行われ、県内の停車駅位置の確定に向け、JR東海に対し、亀山市内の3つのエリアを検討しルート・駅位置を提案されることを要望すること等の決議がなされました。これにより、長きにわたる駅誘致活動も

新たなステージへと移ってまいりましたので、一層、県等関係団体との連携を図り、名古屋―大阪間の早期事業着手の促進に取り組んでまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、安心して子供を産み育てられる環境づくりの推進のうち、和田保育園保育室増設事業につきましては、待機児童の解消を目指し、来年3月の竣工に向け園舎増築工事を進めているところであります。これにより、ニーズの高い低年齢児の受入れ規模の拡大を図ってまいります。

また、保育士等の労働環境の改善、業務の効率化等による保育サービスの向上を図る保育所等ICT化推進事業につきましては、先月、保育等に関する様々な管理業務をICT化するシステムを決定し、現在、来年度からの本格稼働に向けて、必要となるタブレット端末等の調達を進めているところであります。

さらに、障がい児支援事業につきましては、公立保育所等における特別な支援を要する園児に対する加配職員が、年度途中での追加配置等により予算に不足が生じる見込みとなりますことから、本議会に会計年度任用職員報酬等関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、地域子育て支援センター事業につきましては、子育て世代が求める情報提供及び空間創出に向け、新図書館に地域子育て支援センターのサテライトコーナーを設けることに伴い、これに必要な会計年度任用職員を配置するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージ（第12弾）の取組として、物価高騰の影響を受けた市内の民間保育所、幼稚園等に対し、電気料金の補助制度を創設し、来月1日からその申請受付及び補助金の交付を開始し、各施設の負担を軽減することで良質な保育サービスの提供のための支援を行ってまいります。

一方、放課後児童クラブ事業につきましては、国の子ども・子育て支援交付金等の基準額の変更に伴う放課後児童クラブの運営費への補助基準額等の増額や、原油価格・物価高騰等の影響を受けている放課後児童クラブへ財政支援を行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、先月12日に令和3年度の地域活性化支援事業の報告会を開催し、7地区の地域まちづくり協議会から補助金を活用した事業の成果が発表され、全22地区で情報共有が図られるとともに、今後の地域活動の活性化を考える機会にさせていただいたところであります。

また、地域まちづくり協議会の組織強化のために、昨年度に引き続き、先月からファシリテーション技術を学ぶファシリテーション研修を、さらに来月からは、新たな地域リーダー養成のための地域のみらいづくりアカデミーを、それぞれ全3回の予定で実施してまいります。

次いで、市民参画・交流活動の促進と協働の推進のうち、市民活動支援事業につきましては、先月16日に市民協働センターにおいて、市民参画協働事業推進補助金の選定委員会を公開プレゼンテーションで開催をし、2件の市民活動団体の事業につきまして、来年度の事業計画に対して評価が行われ、全て採択されたところでございます。引き続き、市民活動団体等多様な主体との協働の周知と推進に努めてまいります。

次に、人権の尊重とダイバーシティ社会の推進につきましては、来月4日からの人権週間に先駆

け、来月3日に川崎小学校体育館においてヒューマンフェスタ in 亀山を開催いたします。講演会、教職員及び市民活動団体による取組報告や関係団体による活動紹介の展示等を予定しており、市民の方々が人権への意識を深めていただく機会にまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、複雑高度化する行政課題への確に対応するため、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術等を継承することが必要となっています。こうした時代背景の中、昨年6月に国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が成立をし、地方公務員の定年が段階的に引き上げられることとなったことから、本市の職員の定年の引上げに関し、本議会に関係条例の改正を提出いたしております。

次に、財産・情報の適正な管理・活用のうち、行政情報の適切な管理につきましては、個人情報の保護に関する法律により、自治体による保有個人情報の開示における写しの交付に要する費用の負担等を除いた全国的な共通ルールが規定され、来年4月1日から施行されることになりました。そのため、本市においても、それぞれの自治体の条例において定めることとされた事項について規定する必要があるため、本議会に関係条例の制定について提案いたしております。

一方、地区コミュニティセンター等につきましては、本年度で指定管理期間が終了いたしますので、地区コミュニティセンター等に係る指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、令和5年度から9年度までの指定管理者の候補者を決定いたしました。また、道の駅関宿地域振興施設につきましても、本年度で指定管理期間が終了いたしますので、令和5年度から14年度までの指定管理者の公募を行いました結果、1者の応募があり、亀山市道の駅関宿振興施設に係る指定管理者選定委員会による審査等を経て、指定管理者の候補者として決定いたしました。そのため、本議会にこれら公の施設の指定管理者の指定について提案いたしております。

次いで、行政DXの推進のうち、マイナンバーカードの普及促進につきましては、市職員が市内各地へ積極的に訪問し出張申請受付等を行う中で、今月6日現在で、本市のマイナンバーカードの交付枚数は2万6,532枚、交付率は県内29市町平均を上回る53.66%となり、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの住民票をはじめとする各種証明書の交付枚数も増加いたしております。引き続き、マイナンバーカードを活用した市民の利便性の向上を図るため、さらなるマイナンバーカードの取得促進に取り組んでまいります。

ところで、エネルギー価格の高騰や新型コロナウイルス感染症対策により、本庁舎をはじめ公立保育所、ごみ溶融処理施設、し尿処理施設の電気料金や市営斎場の火葬炉の運転に必要なLPガス等の燃料費及び光熱水費の予算不足が見込まれますことから、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。また、同様に、市内運動施設等の指定管理者の負担が大きくなっておりことから、財政支援を行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

なお、学校教育、生涯学習等教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年8月11日から11月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

おはようございます。

令和4年12月亀山市議会定例会の開催に当たり、教育行政の現況についてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。文部科学省は来年度の教育関係予算の概算要求において、教員の指導体制の充実と働き方改革を推進するため、小学校における35人学級や教科担任制の実施に関する予算を盛り込んでいます。一方、新規事業といたしましては、学校教育のデジタル化をさらに推進するため、デジタル教科書やデジタル教材等の活用といった通信環境調査・研究に関する予算を盛り込んでいます。

また、少子化が進む中でも、子供たちが将来にわたりスポーツや文化芸術に継続的に親しむことができるよう、休日の部活動の段階的な地域移行を進めるために、部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの改訂作業が行われており、来月中旬に公表される予定です。

次に、県の情勢であります。先月、令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査が公表され、その中で、不登校児童・生徒数は令和2年度に比べ大幅に増加し過去最高となっています。県は年々増加する不登校児童・生徒の受皿として、仮想空間やオンラインシステムを活用して大学生等との交流や博物館のバーチャル体験等を充実するとともに、義務教育の期間後であっても学び直しができるよう、夜間中学校開設等に関する取組を進めています。

このような情勢を踏まえ、教育委員会といたしましては、各種計画の進捗管理を行うとともに、学校及び家庭、地域との連携・協働を図りながら、重点的な取組を着実に進めてまいります。

それでは、それぞれの事業進捗について、まず学校教育関係からご説明申し上げます。

学校における各種行事や体育文化活動につきましては、本年度は本来の姿に近い形で実施できるようになりました。先月には市内小学校の修学旅行が、県内を目的地として実施されました。また、先月から今月初旬にかけて中学校の鈴亀地区新人体育大会が開催され、団体競技、個人競技ともに、日頃の成果を発揮して好成績を収める生徒の姿が見られました。

次いで、今月8日には、市内全ての小・中学校が参加する亀山市小中音楽会が3年ぶりに開催され、各学校の児童・生徒が力を合わせて美しいハーモニーを披露していました。同じく13日には、全日本合唱コンクール全国大会が大阪府堺市で開催され、亀山西小学校が三重県代表として出場し、銅賞を受賞いたしました。

学校花壇に関するフラワー・ブラボー・コンクールにつきましても、本年度から復活し、県の花壇中央審査におきまして亀山南小学校が内閣総理大臣賞を受賞いたしました。

次に、学校教育に関する取組といたしまして、まず学力向上につきましては、各校において作成した学力向上推進計画に基づき、授業改革、補充学習の充実、家庭学習の充実等の取組を進めてい

るところです。教育委員会といたしましては、教員の授業力向上のための助言を行うとともに、現行の学力向上推進計画（第3版）を年度内に改定し、組織的に授業改革がさらに進むよう継続的な取組を進めてまいります。

また、先月には、順に関小学校、川崎小学校、亀山南小学校において教育研究発表会が開催されました。ここ数年授業公開を十分に行うことができませんでしたが、各学校において授業公開が行われ、教員が授業づくりや指導方法の工夫などについて学び合うことができました。

次いで、外国人児童・生徒に対する取組といたしましては、高等学校等への進路保障として、今月1日に外国につながるのある児童・生徒のための進路相談「学校へ行こう」を開催し、児童・生徒や保護者、卒業生、教職員等を含め93名の参加がありました。また、小学校に就学する外国人児童と保護者を対象としたプレスクールにつきましては、本年度はより多くの方が参加しやすいように回数や日程を工夫して3学期に実施いたします。

人権教育の取組といたしましては、先月開催された第56回三重県人権・同和教育研究大会において、亀山東小学校が「共に生き、共に学ぶ教育・保育」の分科会において実践を発表しました。また、来月4日から10日までの人権週間を中心に、一人一人が人権について考え、気づき、主体的に行動ができるよう、各学校や中学校区ごとの取組が行われます。また、亀山市人権教育推進協議会の主催で人権のまちづくりフォーラム2022が来年1月31日に「みんなで、地域の『希望』と『未来』を育もう」というテーマの下、行われることになっています。

次に、生徒指導におけるいじめ事案につきましては、新たに認知されたいじめ事案や未解消事案の現状を一つ一つ確認しつつ、特に対応が困難な事案については関係機関等と連携を図り、事案解決に向け対応を進めているところです。今月はいじめ防止強化月間となっており、ピンクシャツ運動等の啓発活動に加え、いじめの防止等に関する理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を考え、克服していくため、各学校で児童・生徒も主体的に取組を進めています。

また、不登校事案につきましては、本年度上半期の不登校の児童・生徒数は、小学校で13名、中学校で55名となっており、昨年度の同時期と比べて中学校で増加しています。不登校の児童・生徒の居場所や相談の拠点として、昨年度2学期よりNPOに委託を行いフリースペースかめっこを開設していますが、本年度はNPOや学校、ふれあい教室等が連携・協力して「きめ細やかな支援のための進路（進学）相談会」を明日の26日に開催いたします。

また、本年度上半期いじめ・不登校に関しましては、具体的な事案報告資料として、本議会に提出させていただいております。

次に、教員の働き方改革につきましては、校務のICT活用による効率化や、保護者、地域の皆様のご理解、ご協力の下、定時退校日の実施、部活動ガイドラインの遵守、会議の精選等により一定の成果を上げてまいりました。加えて、総合型校務支援システムの導入に向けて帳票のデジタル化や教職員に対する活用研修を実施し、来年度当初から本格的な運用ができるよう準備を進めているところです。

また、部活動の段階的な地域移行につきましては、県や他市町の進捗状況も踏まえ、本年度中に教職員アンケートを実施するとともに、各団体や市の他部署等と連携して今後の方向性等について検討を進めてまいります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

学校施設長寿命化計画策定事業につきましては、先月21日に業務委託契約を締結し、施設調査に向け準備を進めているところでございます。なお、これに先立ち亀山東小学校体育館屋根の対応につきましては、屋根全体を改修するための工事設計業務委託料を本議会の予算補正に提案させていただいております。また、中学校全員喫食制給食実施事業につきましては、現在、候補地や規模、運営方法、建設手法など基本的な項目について、教育委員会において慎重に検討を重ねながら、整理を行っているところでございます。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、令和5年亀山市二十歳の集いでございますが、本年4月の成人年齢引下げに伴い、成人式から名称を変更した最初の式典として、来年1月8日に亀山市文化会館大ホールにおきまして、感染症対策に留意して実施いたします。

次に、かめやま人キャンパスにつきましては、第1期最終年度として、まちのくらし人・森と水の守り人・まちの歴史人の3つの養成講座を実践的な内容で実施するとともに、かめやま人が地域活動を継続し、連携できる場としてフォローアップ講座の開催に取り組んでいます。また、有識者の意見や受講生などの意見も踏まえながら、第2期カリキュラム編成の検討を進めているところでございます。

青少年育成事業につきましては、コロナ禍の中で中止になっていました社会教育団体が主催するイベントが団体の創意工夫により再開されてまいりました。先月30日には、関文化交流センターにおいて3年ぶりに亀山市子ども会育成者連絡協議会主催の親子フェスティバルが開催され、多くの親子が参加され楽しまれました。引き続き、各社会教育団体の活動に対する支援に努めてまいります。

続いて、新図書館整備事業につきましては、来年1月26日の新図書館の開館に向けて、順調に進捗しているところでございます。先月21日の引渡し以降、現図書館からの図書資料等の搬入や図書館サービスに係る情報機器類等の設置を進めているところです。

また、来月18日には、図書館フォーラム「学びの場からつながる場へ」を亀山市文化会館大ホールにて開催いたします。第1部の基調講演では、元鳥取県知事、元総務大臣の経歴を持つ片山善博さんを講師に迎え、「知の地域づくりと図書館」をテーマにお話をいただき、第2部は市民参加型イベントの内容となっており、市民の皆様にも本との関わりを深めていただくとともに、開館に向けて機運を高めてまいります。

最後に、本年度の教育功労者表彰につきましては、先月2日に表彰式を開催いたしました。中学校職場体験学習関係分野を中心に、日頃よりご尽力いただきました方々、個人18名と70団体を対象としまして感謝状及び記念品の贈呈を行いました。受賞された方々のこれまでの活動に対し感謝と敬意を表するとともに、本市の教育に対しまして、今後も引き続きご支援を賜りたいとお願い申し上げたところでございます。

以上、教育行政の現況についてご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午前 11 時 01 分 休憩)

(午前 11 時 11 分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第 5、議案第 75 号から日程第 41、議案第 111 号までの 37 件を一括議題とします。
市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第 75 号亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定についてでございますが、全国の自治体では、個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり、それぞれの自治体において保有する個人情報の取扱いに関する条例を制定しています。しかしながら、これらの条例に基づく個人情報の取扱いには相違があることから、災害等の緊急時における自治体間での個人情報の共有に支障があるなどの問題があったため、個人情報保護法において、自治体による保有個人情報の開示における写しの交付に要する費用の負担などを除いた全国的な共通ルールが規定され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

このことから、それぞれの自治体の条例において定めることとされた事項について規定するため、この条例を制定するものでございます。

制定内容は、1 目といたしまして、条例制定の趣旨及びこの条例における用語の意義を定めることといたします。

2 目といたしまして、開示を受ける者は、個人情報保護法第 87 条第 1 項の規定による写しの交付に要する費用を負担しなければならないことといたします。また、個人情報保護法第 89 条第 2 項の規定による開示請求の手数料は無料といたします。

3 目といたしまして、開示、訂正及び利用停止の決定等の期限は、請求があった日から 14 日以内とする特例を設けることといたします。なお、事務処理上の困難、その他正当な理由があるとき及び開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、期限内に開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときについては、個人情報保護法と同様の取扱いといたします。

4 目といたしまして、審査請求について調査・審議するため、亀山市個人情報保護審査会を設置することとし、審査会の組織及び運営について定めることといたします。

5 目といたしまして、市の機関は、毎年度 1 回、規則で定める事項について公表しなければならないことといたします。また、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることといたします。

なお、施行日は、令和 5 年 4 月 1 日といたします。

また、附則において、亀山市個人情報保護条例は廃止するとともに、亀山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正し、旧条例の廃止に伴う規定の整理を行うことといた

します。

また、この条例の施行日より前に行われた開示請求、訂正等請求及び審査請求の取扱いは、なお従前の例によるとするなどの経過措置を設けることといたします。

次に、議案第76号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、令和4年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条による改正でございますが、1つ目といたしまして、特定任期付職員について、1号給の給料月額を1,000円引き上げることといたします。

2つ目といたしまして、特定任期付職員の令和4年度の期末手当について、12月期の支給月数を0.05月引き上げることといたします。

次に、第2条による改正といたしまして、特定任期付職員の令和5年度以降の期末手当について、6月期の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の支給月数を0.025月引き下げることといたします。

なお、第1条による改正の施行日は、公布の日といたします。ただし、給料月額の引上げについては令和4年4月1日から、期末手当の引上げについては令和4年12月1日から適用いたします。

また、第2条による改正の施行日は、令和5年4月1日といたします。

次に、議案第77号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、令和4年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条による改正でございますが、1つ目といたしまして、一般職の職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げることといたします。また、再任用職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げることといたします。

2つ目といたしまして、給料月額を一定水準引き上げることといたします。

次に、第2条による改正といたしまして、一般職の職員の令和5年度以降の勤勉手当について、6月期の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の支給月数を0.05月引き下げることといたします。また、再任用職員の令和5年度以降の勤勉手当について、6月期の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の支給月数を0.025月引き下げることといたします。

なお、第1条による改正の施行日は、公布の日といたします。ただし、給料月額の引上げについては令和4年4月1日から、勤勉手当の引上げについては令和4年12月1日から適用いたします。

また、第2条による改正の施行日は、令和5年4月1日といたします。

次に、議案第78号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、低炭素認定及び省エネ消費性能向上計画認定の申請単位が変更されたことから、関係する規定を整理いたします。

なお、施行日は、公布の日といたします。

次に、議案第79号亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてござい

ますが、都市計画法第63条第1項の規定により、令和4年3月に亀山市公共下水道事業に係る事業計画の変更の認可を受けたことに伴い、新たに第8負担区を定めたことから、令和5年度からの受益者負担金の徴収を可能とするよう、亀山市下水道使用料等検討委員会の意見を踏まえ、当該負担区における受益者負担金の単位負担金額について定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、第8負担区の単位負担金額は、第1負担区から第7負担区までと同様に、1平方メートル当たり520円といたします。

なお、施行日は、公布の日といたします。

次に、議案第80号亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてでございますが、農業集落排水事業は、農業集落における水質保全及び環境衛生の向上を目的として、地域の汚水を処理する施設の整備及び維持管理を行う事業であり、平成8年度に供用開始した田村地区をはじめ、現在14地区で処理施設の供用を開始いたしております。

この区域において、新規加入者として新たに処理施設を使用しようとする場合は、市が公共ます等の設置工事を施工していますが、これに伴う手続等に一定の期間を要することから、新規加入者が希望する時期に工事を施工できないという問題がございます。この問題を解消するため、新規加入者が公共ます等の設置工事を施工することを可能としたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、新規加入者は、市が処理施設の排水管から公共ますまでの工事を施工する場合には、新規加入金及び当該工事に要する費用を前納し、新規加入者が当該工事を施工する場合には、新規加入金に限り前納しなければならないことといたします。

2つ目といたしまして、その他規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は、令和5年4月1日といたします。

次に、議案第81号亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備についてでございますが、地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の定年を段階的に引き上げる規定並びに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入する規定が令和5年4月1日から施行されること等から、関係する10の条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条による改正といたしまして、亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正し、地方公務員法の一部改正に伴う条項の整理を行うことといたします。

次に、第2条における改正でございますが、亀山市職員の定年等に関する条例の一部を改正し、1つ目といたしまして、職員の定年年齢を令和5年度から61歳に引き上げ、その後65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げることといたします。

2つ目といたしまして、管理監督職勤務上限年齢は60歳とし、管理監督職員は60歳に達した日以降の最初の4月1日に管理監督職以外の職等へ降任等を行うことといたします。

3つ目といたしまして、定年の引上げにより、引上げ後の定年年齢に達するまでは、原則として引き続きフルタイムで勤務することとなりますが、定年前再任用短時間勤務制の導入により、職員が60歳に達した日以降の最初の4月1日から定年退職日相当日までの間に退職した場合は、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職員として再任用することができることといたします。

4つ目といたしまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることといたします。

5つ目といたしまして、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に60歳に達する日以降の任用及び給与に関する措置等に関する情報を提供するものとし、職員の60歳に達する日以降の勤務の意思を確認するように努めるものいたします。

6つ目といたしまして、その他地方公務員法の一部改正に伴う条項の整理を行うことといたします。

次に、第3条による改正といたしまして、亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正し、地方公務員法の一部改正に伴う条項の整理を行うことといたします。

次に、第4条による改正といたしまして、亀山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正し、減給は発令日に受ける給料の10分の1以下を減じるものいたします。なお、減給する額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減給するものいたします。

次に、第5条による改正といたしまして、亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正し、地方公務員法の一部改正に伴う条項の整理及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整理を行うことといたします。

次に、第6条による改正といたしまして、亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、地方公務員法の一部改正に伴う条項の整理及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整理を行うことといたします。

次に、第7条による改正でございますが、亀山市職員給与条例の一部を改正し、1つ目といたしまして、60歳に達した日以降の最初の4月1日以降に職員に適用される給料表の給料月額については、当該職員に適用される号給に応じた額の7割といたします。

2つ目といたしまして、その他地方公務員法の一部改正に伴う条項の整理及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整理を行うことといたします。

次に、第8条による改正でございますが、亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正し、1つ目といたしまして、7割水準の給料月額となる場合及び管理監督職以外の職等への降任等により給料月額が減額される場合において、最も高かった給料月額を算定基礎とするピーク時特例等を適用いたします。

2つ目といたしまして、その他地方公務員法の一部改正等に伴う条項の整理を行うことといたします。

次に、第9条による改正といたしまして、亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正し、地方公務員法の一部改正に伴う条項の整理を行うことといたします。

次に、第10条による改正といたしまして、定年の引上げに伴い、現行の再任用制度が廃止されることから、亀山市職員の再任用に関する条例は廃止いたします。

なお、施行日は、令和5年4月1日といたします。ただし、一部の改正規定の施行日は、公布の日といたします。

また、定年の引上げにより廃止される再任用制度に対する措置として、定年年齢が段階的に引き上げられる期間において、現行の再任用制度と同様に65歳までの再任用を可能とするための経過措置を設けることといたします。

続きまして、議案第82号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）についてでございます

が、補正額は歳入歳出それぞれ3億9,644万7,000円を追加し、補正後の予算総額を237億1,577万7,000円といたしております。

最初に、繰越明許費補正につきましては、事業の進捗状況等により道路整備事業について、年度内の完成が見込めないことから繰越明許費の追加をいたしております。

次に、債務負担行為補正につきましては、令和5年度からの契約事業者の選定等を行うため、電話健康相談業務委託料など5事業を追加いたしております。

次に、地方債補正につきましては、亀山駅周辺整備事業を追加し、臨時財政対策など2事業について、限度額の変更をいたしております。

今回の補正予算につきましては、主に退職手当などの一般職員人件費の増額のほか、エネルギー価格等の高騰により、本庁舎をはじめ公立保育所、小・中学校、ごみ溶融処理施設などの電気料金等の増額や、介護給付費等に係る利用者数の増加により、障がい者（児）自立支援事業において、扶助費の増額などを計上いたしております。

まず、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、庁舎管理費において、エネルギー価格等の高騰により、電気料金等を増額いたしております。

民生費につきましては、介護給付費等の増加に伴い、障がい者及び心身障がい児の自立支援事業を増額するとともに、老人福祉一般事業において、認知症高齢者グループホームの施設改修等に対する助成金の計上や、児童福祉一般事業において、子ども・子育て支援交付金等過年度返還金を計上するほか、放課後児童クラブ運営費において、エネルギー価格等の高騰による電気料金の支援等として指定管理料及び民間施設活動事業費補助金を増額いたしております。

衛生費につきましては、エネルギー価格等の高騰により、斎場やごみ溶融処理施設などの施設の電気料金等を増額いたしております。

土木費につきましては、県営の急傾斜地崩壊対策事業における事業費の決定に伴い、市が負担する負担金を増額いたしております。

教育費につきましては、小・中学校費において、エネルギー価格等の高騰による電気料金等を増額するほか、亀山東小学校体育館屋根改修工事設計業務委託料などを計上いたしております。

一方、歳入でございますが、市税につきましては、決算見込みにより、個人市民税・法人市民税や固定資産税などを増額いたしております。

地方特例交付金につきましては、市税における新型コロナウイルス感染症等に係る課税標準の特例措置による減収補填分として感染症対策地方税減収補填特別交付金を増額し、地方交付税につきましては、普通交付税の交付決定額により減額いたしております。

国庫支出金につきましては、介護給付費等の増加に伴い、障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、認知症高齢者グループホームの施設改修等に対する地域介護・福祉空間整備等交付金を計上いたしており、県支出金につきましては、国庫支出金に準じて障がい者自立支援給付費負担金を増額いたしております。

繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整により財政調整基金からの繰入れを増額いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金を全額計上し、市債につきましては、発行可能額の決定に

より臨時財政対策債を減額するほか、土木債において、亀山駅周辺整備事業債などを増額いたしております。

次に、議案第83号令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1億6,688万5,000円を追加し、補正後の予算総額を46億8,878万5,000円といたしております。

主な補正内容は、執行見込みにより療養給付費を増額するとともに、過年度県支出金返還金を計上するほか、令和3年度決算における剰余金について基金への積立金を計上いたしております。

また、債務負担行為補正として、電話健康相談業務委託料など2事業を追加いたしております。

次に、議案第84号令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ361万9,000円を追加し、補正後の予算総額を10億8,501万9,000円といたしております。

主な補正内容は、令和3年度決算の精算に伴う一般会計繰出金を計上いたしております。

次に、議案第85号令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な補正内容は、収益的支出において、営業費用の動力費の増などにより3,924万9,000円を増額し、補正後の予定額を12億5,304万9,000円といたしております。

次に、議案第86号令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、債務負担行為の補正につきましては、令和5年度からの契約事業者の選定を行うため、診察衣・看護衣等賃借料を追加し、病院総合情報システム更新事業について、期間の変更をいたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計補正予算、特別会計補正予算及び企業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第87号から議案第107号までの指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者に公の施設の管理を行わせるため、その指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の指定管理者となる団体でございますが、議案第87号から議案第106号までの地区コミュニティセンター（19施設）、鈴鹿馬子唄会館及び亀山市関町北部ふれあい交流センターにつきましては各地区の地域まちづくり協議会を、議案第107号の亀山市道の駅関宿地域振興施設につきましては株式会社安全を、それぞれ指定管理者といたします。

なお、指定管理者を指定する期間は、地区コミュニティセンター、鈴鹿馬子唄会館及び亀山市関町北部ふれあい交流センターにつきましては令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とし、亀山市道の駅関宿振興施設につきましては令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間とするものでございます。

次に、議案第108号三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についてでございますが、三重県市町総合事務組合で共同処理する事務である物品及び業務委託に係る入札参加資格申請書の受付及び審査の共同化に関する事務に新たに伊勢市及び松阪市が加入することから、三重県市町総合事務組合の規約の変更に関して協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第109号から議案第111号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である川合50号線、川合51号線及び西野1号線の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和4年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

それでは、まず議案第82号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について補足説明をさせていただきます。

最初に4ページをご覧ください。

上段の第2表 繰越明許費補正でございますが、道路整備事業において、事業進捗により年度内完成が見込めないことから追加をいたしました。

次の第3表 債務負担行為補正でございますが、令和5年度から契約事業者の選定等を行うため、電話健康相談業務委託料など4事業を追加するほか、地域医療体制の確保を行うための共同研究講座の設置に向けて、滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業を追加いたしました。

次の第4表 地方債補正でございますが、令和3年度からの繰越分を含む事業の実績見込みにより、亀山駅周辺整備事業を追加し、普通交付税の算定に伴い発行可能額が決定いたしました臨時財政対策など2事業について限度額を変更いたしました。

次に、予算に関する説明書の歳出から、説明欄をご覧くださいながら順次説明をいたします。

まず、今回の補正予算の概要でございますが、エネルギー価格等の高騰により、本庁舎をはじめ公立保育所、小・中学校、ごみ溶融処理施設など光熱水費等の増額を各費目に計上するほか、介護給付費等の増加による扶助費等の増額及び令和3年度の扶助費等に係る国・県支出金の精算に伴い、過年度返還金を各費目に計上いたしております。

また、人件費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定や退職者の増加による退職手当の補正について、歳出の各費目で行っておりますが、個々の説明は省略させていただき、給与費明細書においてご説明を申し上げます。

55ページをご覧ください。

一般職の上段のア、会計年度任用職員以外の職員、正規職員分でございますが、給料836万1,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う給与改定によるものなどで、職員手当1億4,081万2,000円の増額につきましても、人事院勧告に伴う期末・勤勉手当の増額及び退職者の増による退職手当の増額などを計上いたしました。

中段のイ、会計年度任用職員でございますが、報酬565万円の増額につきましては、障がい児保育に係る加配職員の補充等に伴い増額をいたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、お戻りをいただきまして、21ページをご覧くださいたいと存じます。

中段の第2款総務費、庁舎管理費810万円につきましては、エネルギー価格等の高騰に伴い本庁舎の光熱水費等を増額いたしております。

次に、27ページをご覧ください。

下段の第3款民生費、障がい者支援事業の自立支援事業1,650万円及び33ページ上段の心身障がい児支援事業の自立支援事業2,556万円につきましては、それぞれ介護給付費等の増加に伴い増額をいたしております。

戻っていただきまして、29ページ上段の老人福祉一般事業1,492万3,000円につきましては、認知症高齢者グループホームの施設改修等に対する助成金を計上いたしました。

下段の児童福祉一般事業2,340万5,000円につきましては、子ども・子育て支援交付金等の過年度返還金を計上いたしました。

次に、31ページをご覧ください。

上段の放課後児童クラブ運営費599万2,000円につきましては、エネルギー価格等の高騰による電気料金の財政支援等として、指定管理料及び民間施設活動事業費補助金を増額いたしました。

次に、37ページをご覧ください。

上段の第4款衛生費、溶融処理施設管理費の施設管理費3,640万円につきましては、エネルギー価格等の高騰に伴い光熱水費等を増額いたしました。

次に、39ページをご覧ください。

中段の第8款土木費、急傾斜地崩壊対策事業540万円につきましては、県営の急傾斜地崩壊対策事業の事業費の決定に伴い市が負担する負担金を計上いたしました。

次に、47ページをご覧ください。

下段の第10款教育費、小学校費の施設管理費3,200万円につきましては、エネルギー価格等の高騰に伴い光熱水費を増額するほか、亀山東小学校体育館屋根改修工事の設計等委託料330万円を計上し、49ページ中段の中学校費の施設管理費950万円につきましては、エネルギー価格等の高騰に伴う光熱水費を増額いたしました。

次に、51ページの図書館費の施設管理費758万円につきましては、電気料金の高騰に伴うキットテラス亀山団地管理組合負担金等の増額を計上いたしました。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

お戻りいただきまして、9ページをご覧ください。

第1款市税でございますが、まず上段の第1項市民税の個人の所得割7,780万円の増額は、納税義務者数の増及び平均給与収入額の伸びなどにより増額し、法人税割5,660万円につきましては、大幅な増収となった一部事業者があったことなど決算見込みにより増額をいたしております。

中段の第2項固定資産税の償却資産2,440万円の増額及びその下、市たばこ税2,360万円の増額につきましては、決算見込みにより増額をいたしました。このことによりまして、市税合計で1億8,240万円を増額いたしました。

次に、11ページ上段、第11款地方交付税1億7,460万2,000円の減額につきましては、普通交付税の交付決定額により減額をいたしました。

中段の第15款国庫支出金、障がい者自立支援給付費負担金2,075万円につきましては、支援事業費の増加により増額し、下段の地域介護・福祉空間整備等交付金1,492万3,000円につきましては、認知症高齢者グループホームの施設改修等に対する助成金の財源として計上いたしました。

13ページ上段の第16款県支出金、障がい者自立支援給付費負担金1,051万5,000円につきましては、国庫支出金に準じて計上いたしました。

次に、15ページ中段の第19款繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整により9,742万円を増額し、下段の第20款繰越金につきましては、今回の補正財源として前年度繰越金2億5,196万3,000円全額を計上いたしました。

次に、17ページ下段の第22款市債、臨時財政対策債7,010万円の減額につきましては、普通交付税の算定に伴い発行可能額が決定したことから減額するほか、この10月に工事が完了いたしました市街地再開発事業を含む亀山駅周辺整備事業において、令和3年度からの繰越分を含む事業の実績見込みにより財源調整として亀山駅周辺整備事業債（合併特例債）3,210万円を計上いたしました。

このことによりまして、平成17年の市町合併より、計画的に活用を図ってまいりました合併特例債発行可能額96億1,970万円の全ての活用が完了となる見込みでございます。

続きまして、議案第83号令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

61ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為補正でございますが、令和5年度からの契約事業者の選定等を行うため、電話健康相談業務委託料など2事業を追加いたしました。

次に、69ページをご覧ください。

歳出でございますが、中段の第2款保険給付費、一般被保険者療養給付費6,890万4,000円につきましては、執行見込みにより増額いたしました。

下段の第6款諸支出金、その他償還金5,668万1,000円につきましては、令和3年度国民健康保険保険給付費等交付金の精算に係る県への返還金を計上いたしました。

71ページ下段の国民健康保険事業運営基金4,300万円につきましては、令和3年度決算における剰余金の一部を基金へ積み立てるため計上をいたしました。

次に、歳入でございますが、67ページにお戻りいただきまして、上段の第3款県支出金、普通交付金6,890万4,000円につきましては、歳出の保険給付費の執行見込みにより増額をいたしました。

下段の第7款繰越金、前年度繰越金9,968万1,000円につきましては、前年度繰越金の全額を計上いたしました。

続きまして、議案第84号令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

81ページをご覧ください。

歳入でございますが、第5款繰越金につきましては、前年度繰越金の全額である361万9,000円を計上し、次の83ページの歳出では、第3款諸支出金、一般会計繰出金361万9,000

0円につきまして、前年度繰越金を財源として前年度の決算の精算に伴う一般会計への繰出金を計上いたしました。

続きまして、議案第85号令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

87ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、中段の水道事業費用、原水及び浄水費の動力費3,500万円につきましては、エネルギー価格等の高騰に伴い増額をいたしました。

続きまして、議案第86号令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

97ページをご覧ください。

債務負担行為の補正でございますが、令和5年度からの契約事業者の選定を行うため、診察衣・看護衣等賃借料を追加し、病院総合情報システム更新事業について期間の変更をいたしました。

以上で一般会計及び特別会計並びに企業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 美和子君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

明日26日から12月5日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

明日26日から12月5日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は12月6日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午前11時52分 散会）

令和4年12月6日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

令和4年12月6日（火）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

- 議案第 75号 亀山市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について
- 議案第 76号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 77号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 議案第 78号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 79号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第 80号 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 議案第 81号 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について
- 議案第 82号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第 83号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 84号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 85号 令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第 86号 令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第 87号 指定管理者の指定について
- 議案第 88号 指定管理者の指定について
- 議案第 89号 指定管理者の指定について
- 議案第 90号 指定管理者の指定について
- 議案第 91号 指定管理者の指定について
- 議案第 92号 指定管理者の指定について
- 議案第 93号 指定管理者の指定について
- 議案第 94号 指定管理者の指定について
- 議案第 95号 指定管理者の指定について
- 議案第 96号 指定管理者の指定について
- 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 議案第 98号 指定管理者の指定について
- 議案第 99号 指定管理者の指定について
- 議案第 100号 指定管理者の指定について
- 議案第 101号 指定管理者の指定について
- 議案第 102号 指定管理者の指定について
- 議案第 103号 指定管理者の指定について
- 議案第 104号 指定管理者の指定について
- 議案第 105号 指定管理者の指定について

- 議案第106号 指定管理者の指定について
 議案第107号 指定管理者の指定について
 議案第108号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について
 議案第109号 市道路線の認定について
 議案第110号 市道路線の認定について
 議案第111号 市道路線の認定について

第 3 請願第 5号 亀山市立東小学校体育館雨漏り全面改修工事を求める請願書

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	健康福祉部長	小林恵太君
産業環境部長	富田真左哉君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
建設部次長	亀淵輝男君	総務財政部参事	杉本良則君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君

教育委員会事務局参事	宇野勉君	教育委員会事務局参事	桜井伸仁君
監査委員	国分純君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会	豊田昌子君		
事務局 長			

●事務局職員

事務局 長	渡邊靖文	書 記	新山さおり
書 記	稲富正充	書 記	西口幸伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書2件が提出され、会議システムに保存してありますのでご覧おきください。

次に日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願いします。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

おはようございます。

新和会の深水隆司でございます。

私は、去る10月23日に実施されました市議会の選挙におきまして、市民の皆様の温かいご支援により当選させていただくことができました。そして、このたび亀山市議に就任いたしましたところでございます。これからは、市民の皆様の負託に応え、市政の発展に尽力してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

議案第81号亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備についてであります。

この条例は、これまで市職員の定年の年齢が60歳であったものが、65歳まで段階的に引き上げられるものです。人生100年と言われる中、時代の流れではありますが、これまで定年は60歳が当たり前で、そのように人生設計も考えてこられた方も多いと思います。定年は人生の節目で

す。特に今回の制度改定では、例えば高齢期になりますと親の介護や体力的な衰えなどによりこれまでの職務が続けられないケースが生じてくるなど、様々な影響が考えられると思います。

この制度が職員にとって有効な制度なのか、また、市民サービスにも効果的なものなのかを含め、伺ってまいりたいと思います。

そこで、まず初めにですが、今回の定年の引上げに係る条例改正の社会的な背景と改正の理由についてお伺いをいたします。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

おはようございます。

今回の条例改正の社会的背景と改正理由ということでございますが、今回の条例改正につきましては、国において少子高齢化が進み生産年齢人口が減少してきている中、複雑・高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であることから、国家公務員におきまして定年が段階的に引き上げられることとなりました。

また、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職の年齢の上限を60歳とし、それ以降は非管理職となる管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年といたりもしますが、によります降任や、60歳に達した日以後に退職した場合、短時間勤務の職に再任用することができる定年前再任用短時間勤務職の制度等が設けられることとなりました。地方公務員につきましては、地方公務員法によりまして、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めることとされております。さらに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入など、国家公務員と同様の措置を講ずる地方公務員法の改正が行われたところでございます。

このようなことから、今回、亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例におきまして改正を行うものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

国家公務員に準拠するというふうなところもあるかと思いますが、今回の制度改定によりまして、具体的にどのような影響があるのかについてお伺いしていきたいと思います。

まず、定年の引上げ等によりまして、管理職等の役職が外れた場合の職員の役職はどうなるのでしょうか。例えば、現在実施されております再任用制度の中におきましては、部長職は主任主査級へ、課長職は主査級に位置づけられております。今回の制度改定によってどのようになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

管理職から降任した場合の職員の職務はどうなるかということでございますが、降任となる職員につきましては、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していく必要があることから、できる限り上位の職制上の段階に属する職ということで考えておるところでございます。

そういったことから、現在の再任用制度では、先ほど議員がおっしゃいました主任主査、主査とかいったことがあるんですけども、できる限り上位の職、例えば主幹でありますとかそういった管理職外の職ということになるかと存じます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

上位の職ということでございますが、例えば部長職で降任される場合、あるいは課長職で降任される場合と、降任の時点での職位の違いがあるかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほどおっしゃいました部長も課長も当然管理職でございますが、先ほど申し上げましたように、管理職以外でできる限り上位ということは、課長の下ですと主幹とかそういった職になりますので、先ほど一例として主幹ということを申し上げました。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。

次に、役職を外れた職員の配置についてお伺いしたいと思います。

長年、行政職員として職務に精励されてこられた管理職の方々は、行政のプロとして経験やスキルを持っておられると思います。しかし、管理職の仕事をしていた方が役職を外れて管理的な仕事から一般事務を行うということになるかと思いますが、そうではないかもしれませんが、これまでの管理的な仕事から外れて一般事務を行うことについては、職員の方々は大変苦勞しているという話も聞いたことがあります。今回の制度は、これまでの経験やスキルが活かされるような配置となるのか、そしてその業務内容はどのようになるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

管理職などを降任した職員の配置ということでございますけれども、今回の条例第2条によりまして、亀山市職員の定年等に関する条例の附則第4項関係におきまして、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳に達する日以後の任用及び給与に関する措置等に関する情報を提供するものとし、職員の60歳に達する日以後の勤務の意思を確認するように努めるものとしております。

そこで、職員の意思の確認を行う段階で、それまで経験した業務のうち、今後生かしたい、60歳以降に生かしたい業務や部署等についても併せて確認をしてみたいと考えているところでございます。

また、毎年、現在実施しております1月1日を基準日として、職員自己申告制度を実施しております。その中で、異動希望や異動に当たって配慮してほしいこと等を確認したいというふうにも考えているところでございます。

このように、本人の意思を確認する機会を設けることで、職員のモチベーションを保つとともに、それまでの経験を生かし能力を発揮できる部署へ配置いたしたいと考えております。

なお、業務につきましては、ほかの管理監督職員以外の者と同様に、担当の業務を担っていくこととなります。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

職員の方の意思を確認するという事で、希望どおりの職に就けるかということも考えられると思いますが、具体的に、例えばその職員の意思を確認するという事については、ペーパーで希望して出すのか、それとも面接して確認を行うのかということはいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職員の意思の確認方法でございますが、先ほど申し上げました職員自己申告制度、これはペーパーといいますか、庁内システムを使って提出をしていただいております。あと、確認の内容につきましては、ペーパーというか、これもデータでいただくか、さらには面談といったことも考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

やはり、先ほど申しましたように、これまで60歳が定年の節目であったということで、やっぱり体力的にも、あるいはそういう家庭事情にも様々な要因が絡んでくる、そうした節目のときでありますので、しっかりと面談等を行っていただいて、適切な配置をお願いしたいと思います。

続きまして、給料についてお尋ねしたいと思います。

定年が引き上げられることに伴う60歳以降の給料についてでございますが、今回の制度改定では定年延長時の給料は7割になるということでございます。そもそも給料は職務に応じて支払われる職務給の原則というものがあろうかと思いますが、年齢を理由とする減額はどうかと思いますが、その点も含めまして、その給料についての具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

給料の関係でございますが、これにつきましては条例第7条によりまして、亀山市職員給与条例の附則第12項から20項におきまして、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後に支給される給料月額、適用される給料表の号給に応じた給料月額の7割、これは先ほどおっしゃいました7割ということでしております。

管理職につきましては、降任ということもございますが、その降任した給料、例えば管理職ですと6級とか7級とかございますが、5級とかそういった給料に給料表を適用するというところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。

そうすると、確認なのですが、職員給与条例に基づく給料表があるわけなんです、そこにきちんと何級、何号給という表の中にきちんと位置づけられるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

その60歳に達した日以後の最初の4月1日以後も、給料表につきましては現在の例えば行政職（一）表、（二）表といった給料表、ほかにもございますが、そういった給料表を適用し、例えば管理職ですと、先ほど申し上げました6級、7級ですと5級に当てはめて、5級の何号給というふうなところを7割ということで適用いたしますが、ただ、5級の何号給につきまして7割に達していない場合は、その差額分につきましては7割保障というふうなことで、7割水準を維持するものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。7割に相当する額を給料表で位置づけるということですね。

それで、この給料の7割なんです、そういう号給表、給料表に位置づけられても、その額が、例えば60歳で定年して65歳まで5年間あるんですが、その給料は、7割は定年まで一定なのでしょうということなんですけれども、一般職員の方々は職務評価を受け、毎年昇給していきいますが、この制度におきましても一般職員と同じように昇給していくのでしょうか。

それとまた、一般職員と同じように当然、給料表に位置づけられましたら人事院勧告に伴ってその給料表は変わっていくわけなんですけれども、そうした人事院勧告を反映された給料になるのか、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

昇給に関することと存じますが、55歳を超える職員の昇給につきましては、抑制といった措置が取られてございます。ですので、60歳前後の昇給制度の一体性・連続性の確保の観点から、現行の職員給与条例第6条第3項の規定に基づきまして、55歳を超える職員と同様に、原則としては昇給なしというふうな取扱いとなるものでございます。なお、人事院勧告によりまして給与条例の改正が当然必要ではございますが、給料表自体が変わったら、当然その改正後の給料が適用されますので、そういった改正分については反映されるものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

そうしますと、ずっと60歳になって、定年延長になって、7割の給料になりました。そうすると、65歳までは、例えば人勤が何も関係なくなる場合に、もう一定の給料で5年間働くということでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

おっしゃいますとおり、原則として昇給は抑制ということで、給料の号給自体はそのままということでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

そうすると、やっと60歳で区切りがついて、定年延長で、国の法改正によって65歳まで延長になりました。そうして、なおかつ7割になりました。そして、その給料は全然上がっていきません、一定。そうすると職員のモチベーションの低下につながると思いますか、モチベーションが上がらないのではないかという、勤労意欲がそがれるのではないかというふうな懸念もするんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

勤労意欲がそがれるのではということでございますが、これにつきましては、この定年の引上げ制度だけではなくて、55歳を超えた、先ほど申し上げました一般職員全体にも言えることでございます。ただ、この今回の定年引上げにつきましては、現在、60歳を超えると再任用職員として勤務いたしますけれども、そういったところより処遇面では改善されるといったことで考えておりますので、モチベーション的には保たれるというか、今よりは改善されるのではないかというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

職員のモチベーションが下がらないような配慮をお願いしたいと思います。

続きまして、退職金、退職手当についてでございます。

その前に、ちょっと関連がございますので、60歳以降の働き方についてどのようになるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の条例によりまして、定年が段階的に引き上げられ、60歳以降の働き方については、フルタイムで勤務するか、もしくは60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以降に退職した職員を、本人の意向を踏まえまして短時間勤務の職で再任用することができる定年前再任用短時間勤務制がございます。

なお、フルタイム勤務につきましては、管理監督職員であった職員につきましては、先ほども申し上げましたように、管理監督職勤務上限年齢制、役職定年でございますが、により降任し、原則は非管理監督職になるものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

そうすると、60歳の時点で時間短縮を選択する場合と、そのままフルで働くというふうな定年延長する場合の2つの働き方があるということですね。確認をしますが、例えば、定年延長する場合はいいんですが、時間短縮を選択した場合、一旦退職とするという扱いなのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

定年前再任用短時間勤務制度につきましては、先ほどおっしゃいました、一旦職務は退職をすることになるものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

それと、時間短縮を選択する場合の内容について確認していきたいと思います。

現在、60歳で定年を迎えまして再任用制度を活用する場合は、選択肢として、週5日勤務のフルタイムと、週4日勤務、週3日勤務と3通りの中から選択ができますが、今回のその時間短縮を選択する場合の選択肢はどのようなものがあるかお尋ねいたします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

定年前再任用短時間勤務につきましては、現行の再任用短時間勤務と同様の勤務を想定しておりまして、具体的には週3日、または週4日勤務を考えております。

あと、フルタイムにつきましては定年延長に沿ったフルタイム勤務となるものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

65歳定年となります、そして60歳の時点で短時間勤務、フルタイムと選べることができるという制度が分かりました。

それでは、65歳未満で退職した場合、早期退職となるのでしょうか。例えば、63歳で定年を

選択した場合、どのような扱いとなるのか。また、定年が引き上げられることによりまして、定年延長時も在職期間として算定されるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の条例第8条により、亀山市職員退職手当支給条例附則第4項から第6項まで及び附則第14項から第22項までの関係におきまして、7割水準の給料月額となる場合及び管理監督職以外の職等への降任等により給料月額が減額される場合において、退職手当を算定する場合は最も高かった給料月額を算定基礎とする、ピーク時特例とありますが、を適用いたします。

また、60歳に達した日以後、その職員の非違によることなく退職した職員の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定することとなるものでございます。

そういったことから、先ほど例に挙げられました、定年退職が65歳となっている場合に、63歳で退職する場合につきましては、退職手当の基本額を定年退職として、65歳なのですが、63歳で早く辞められるとなっても手当の基本額を定年退職として算定し、勤続年数にもよりますが、60歳までは60歳に達した日以後の最初の4月1日前の最も高かった給料月額で算定し、60歳に達した日以後の最初の4月1日から63歳の退職日までの期間分につきましては7割水準の退職日の給料月額で算定して、それを合わせて、足して支給されるということでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

そうしますと、ちょっと確認なのですが、63歳で退職します。そうすると、多分、大体ほとんどの職員の方が60歳でもうマックスの給料になっておるかと思いますが、それはピーク時特例とおっしゃいましたけれども、その金額でいわゆる退職金が算定されます。そうすると、60歳から63歳までの間の定年延長時の勤務期間によっても退職金が加算されるということによろしいですね。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほどおっしゃいましたように、60歳まではそのピーク時特例で最も高かった給料で、それは60歳までの定年退職として一旦計算しまして、それに、今度はそれ以後の7割の水準で働いた分については、7割の給料でその期間、例えば3年でしたら3年の分を合わせて支給ということでございます。その分が上乘せという形になります。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。

最後に、定年延長に伴う働き方が、先ほどいろいろ部長の答弁でありましたように多様化が進む中で、実際に現場では、職場では、定年前の正規職員とともにフルタイムで働く人、短時間の定年

延長、それから再任用職員の方々、部分休業職員の方、さらには会計年度任用職員の方々、非正規職員の方々、もう混在して働くわけですね。

そうなりますと、正規職員の皆さん方との格差、あるいはそれぞれの勤務体系による格差が職場での連帯感を崩すことにはならないかというふうな懸念もあります。本制度改定は法律に準拠して改定するという事なんですが、そうした本改定による職員の働き方がどのように相対的に影響があるのか、考えているのでしょうか。

また、この制度は職員にとって有効な制度となり得るものか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、この今回の制度が相対的にどうなるかということでございますが、現在も、再任用職員、フルタイム、短時間、ご紹介いただきましたとおり、おります。そのほかにも、会計年度任用職員ということで配属されておるわけでございますが、大きくは、現在の形と定年延長になっても同じように、フルタイムでありますとか、短時間勤務で働く職員もおりますので、全体的には変わらないというか相対的には変わらないというふうに考えておりますが、ただ、職員にとりましては、今回の定年の引上げに伴いまして、60歳以降の職員につきましては、現行の再任用制度と同様な働き方ができます。フルタイム、短時間勤務。

それと、フルタイム勤務を選択した場合には、60歳に達した日以後の最初の4月1日からは給料が7割というふうなことで、さらに、現在の再任用制度では支給されておられません扶養手当の支給や、期末・勤勉手当の支給率、この支給率については正規と同様になるんですが、そういったところが正規職員と同じようになりますので、処遇面、給与面全体としては再任用職員制度よりも有利になるというふうに考えておりますので、60歳を超えて働き続ける職員にとっては全体的には有利な制度になるかというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございました。現行の再任用制度よりは多少有利になるということが分かりました。

今回の定年引上げに伴う条例改正によりまして、本来ならば60歳を迎えたその年度末の3月31日に定年となって退職手当の支給がされるべきところを支給されない場合があることや、また、体の衰えからくる不安や、仕事内容が変わることへの不安などが想定されることと思います。そのような中におきまして、本制度が導入されることにより、60歳を超えた職員がこれまでの経験やスキルを生かして後輩職員の教育ができ、また、安心してやりがいを持ち、働き続けられることが、ひいては住民サービスの向上にもつながると思います。効果的な定年延長制度となるようお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質疑は終わりました。

次に、4番 草川卓也議員。

○4番（草川卓也君登壇）

結の草川卓也でございます。

通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、議案第82号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について伺ってまいります。

まず初めに、債務負担行為補正、滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業について、この事業の概要に関してまず伺っていききたいと思います。

○議長（森 美和子君）

4番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まず、この事業の概要についてというご質問でございます。

本市におきましては、これまで地域医療体制の確保を図るため、三重大学亀山地域医療学講座支援事業などを通じまして、市立医療センターの医師確保への支援を行ってまいったところがございます。こうした他の医療機関との新たな連携としまして、滋賀医科大学との間での共同研究講座を通じて医療センターの医師確保を図ることで、地域医療体制の強化をさらに目指すものでございます。

現在、滋賀医科大学とは年度内に協定締結を行い、令和5年度から9年度までの5年間の共同研究講座を実施できるよう調整を進めておりますことから、本議会に債務負担行為の追加を提案させていただいたところでございます。

また、この共同研究講座におきましては、医療センターに整形外科の常勤医師を配置することで、救急や手術、入院にしっかりとした対応が可能となり、市民の皆さんが安心して医療を受けられるようになるものと考えておるところでございます。

具体的には、整形外科医師による診療と、フレイルやロコモ等の運動器疾患に対する研究、啓発、また市の健康都市政策との連携など、幅広く地域医療体制の確保にもつなげられるよう取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

それでは、医療提供体制の強化についてという目的があったと思いますので、その医療提供体制に対する影響について伺っていききたいと思いますので、医療センターの地域医療部のほうに確認したいと思います。

この事業が地域の医療体制の中核となる医療センターの医療提供体制に対してどういった影響があるのか、例えば先ほどもお話がありましたように、外来や救急、手術、入院体制、こういったところに与える変化を確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

今回の共同研究講座によりまして、滋賀医科大学整形外科学講座から当医療センターに常勤医師1名と、非常勤として指導的立場の教授1名を配置いただくほか、本講座とは別に、医療センター

の直接雇用によりまして整形外科の常勤医師1名の配置が予定されております。これによりまして、体制としましては、整形外科は常勤医師2名と非常勤医師1名となります。現在、医療センターの整形外科につきましては、例えば公立甲賀病院から外来支援などをいただいておりますものの、これは非常勤のみでございますため外来診療のみにとどまっております、手術でありますとか入院患者の受入れの中止など診療を制限せざるを得ない状況でございますが、こうした状況が改善され、さらに充実するなど、患者の皆様安心して受診いただける診療体制が整うものであるというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

整形外科医の医師不足というところに直面しておりましたので、この医療提供体制の安定的な確保というのが非常に重要であるということを改めて強く認識しておりました。その中で、今回、こういった事業が出てくるというのは非常に心強いものだと思います。

ただ、今回のこの滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座、この新事業によって、今後、安定的な医療提供を守っていくということが可能なかどうかというところを確認したいと思えます。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

先ほど、健康福祉部長からも少し触れましたが、今回の滋賀医科大学との講座の設置につきましては、5年間の債務負担行為によります予算措置に基づきまして、5年間の協定締結を予定しております。この間、整形外科の常勤医師2名と非常勤医師1名の診療体制を維持できるものというふうに考えております。

ただ、しかしながら、この講座といいますのは、やはり大学医局の医師あって成り立つものでございますから、その人員の事情などによりましては期間中であっても配置が困難になる場合も考えられますので、大学とは連携をしっかりとって、この体制が維持できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

大学の事情によってそういう状況の変化もあり得るということ、なので連携を深めていくということだったと思います。ここに関しては、ちょっと最後、少し見通しに関しても触れますのでそこで伺いたいと思います。

その前に、先ほど債務負担行為で5年間ということだったんですけれども、今回予算額が上がってきているのが1億2,542万円、5年間で1億2,542万円、これまでの三重大学との連携でやっていた事業と比較して額が大きいように感じますけれども、これはどのような認識か、確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

現行の三重大学亀山地域医療学講座に係ります費用、これを年間にしますと2,120万円に對しまして、今回の滋賀医科大学共同研究講座は年間ですと2,500万円ほどとなっております。単純な金額比較におきますと、三重大学より滋賀医科大のほうが約400万円ほど年間で高くなっております。これらの費用の積算につきましては、それぞれの大学側の基準による積算となっておりますため、必ずしも同額の金額とはならないものと考えてございます。

また、これらの講座により医療センターへ配置をされる医師数は、三重大学、滋賀医科大学ともに常勤1名と非常勤1名で、勤務形態上は同じとなるところでございますが、非常勤医師の勤務日数や診療指導の回数などは滋賀医科大学のほうが多くなることを見込んでおります。そうしたことから、実際の金額の差はございますが、勤務実態等を踏まえた費用といたしましては大きな差はないものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

医師の配置は変わりませんが、勤務実態によってこの増額に関しても一定程度、そこは見込めるものであるということだったと思います。そういった詳細勤務体系に関してはこれからの話かと思えますけれども、こういった予算額を踏まえてその辺りの交渉は進めていただきたいなと思えます。

では、今後の見通しなんですけれども、今回こうやって、いわゆる三重大学以外の大学との共同研究講座でありますけれども、こういった、今回三重大学以外との大学との連携というのは、私にとってはかなり驚きました。意外でした。こういったことができるんだなあとということ、またそういう意味では新たな展開ということで、今後にも期待するところであります。

同様の手法で、さらに医療センターの医療提供体制の拡充、これは医療センターに対する期待というのは市民の方々からもすごくこれに関しては期待の声があると思います。こういった同様の手法でさらにこういった体制を拡充していくことは可能なのか、その辺りの見通しに関して確認したいと思えます。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

今回のこの講座によりまして、整形外科につきましてはしっかりと診療体制が整うものと考えておりますが、他の診療科、医療センターの診療体制の充実といったことについては、いまだ、決して十分と言える体制ではございませんので、引き続き、こうした手法も含めまして、医師等の医療人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

こういった展開を生み出すことができたというのは、本当にこれは1つ功績だと思います。なの

で、この力をぜひ今後に活かして、市民の期待に応える医療センターをぜひ実現していただきたいと思ひます。

では最後に、先ほど、最初の事業概要を伺ったときに、市の健康都市政策との連携という言葉もありましたけれども、これは健康都市政策との連携というのは具体的にどういったことを考えているのかというところを確認したいと思ひます。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

市の健康政策との連携につきましては、共同研究講座を行います滋賀医科大学の医師などの医療専門職の知見を生かした連携を考えてございます。

具体的には、令和5年秋のスタートを予定しております健康都市大学での講座や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業実施におけるフレイル予防の啓発などを想定しております、この共同研究講座を機会として、市民の皆さんの健康づくりにもつなげられるよう取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

具体的な内容はまだまだこれからだと思いますけれども、医療センターが大学のようなこういった研究機関と連携しているからこそできる健康づくりの取組、こういった展開にぜひ期待をしたいと思ひます。

それでは、この項目は以上にしまして、次に民生費、地域子育て支援センター費の増額補正に関して確認していきたいと思ひます。

新図書館に設置される地域子育て支援センターのサテライトコーナーの概要について、まず確認したいと思ひます。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

地域子育て支援センターのサテライトコーナーにつきましては、亀山市立図書館整備基本計画及び亀山市図書館サービス実施計画に位置づけられておりますとおり、新図書館の中に地域子育て支援センターの機能の一部を設けるものでございます。

地域子育て支援センターは、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を事業として実施するものでございますが、新図書館のサテライトコーナーにおきましても、これらの事業を実施していくため必要な職員に係る報償費の経費について、本議会に提案させていただいたところでございます。

このサテライトコーナーで実施いたします具体的な事業の内容といたしましては、職員による読み聞かせを中心としながら、手遊びなど親子が交流できるような取組を行うとともに、子育てに関する悩みをお持ちの保護者からの相談の受付や相談内容に対応した情報提供などを行う予定でございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

図書館に設置される意義として、そういった読み聞かせとかそういったことを、図書館ですので、様々な図書があると思いますので、それを活用して行っていくということだと思いますけれども、ちょっと1点だけ、細かいことの確認ですけれども、どれぐらいの頻度でこれを実施されるのか、確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

サテライトコーナーでの事業の実施につきましては、現在、事業実施回数や時間について図書館と協議を進めているところでございます。現段階では、1週間に3日から5日までの範囲で半日の実施を想定して予算を計上しております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

図書館と今相談しているというところでしたけれども、週に3回から5回ということでした。図書館とこういった事業を、せっきく図書館でやるので、連携が私は必要だと思っているんです。せっきく図書館で実施するのを、相談業務といったものも行いますので、例えばこういった相談内容であればこういった本を読めば解決できるよとか、参考になるだとか、そういった市民のニーズに応じてそういった図書を提供するという、こういったプロはやはり図書館のスタッフにいらっしやると思いますので、これは健康福祉部と図書館が連携をして行っていく、当然ながらこういったことを想定されると思うんですけれども、その辺りをどのように検討されているのか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

新図書館に地域子育て支援センターのサテライトコーナーを設ける意義といたしまして、やはり図書館内であることを最大限に活用いたしまして、図書館の職員と連携することにより、読み聞かせの機会の拡充を図る、そういったこととともに、家庭での読み聞かせに適した図書を選ぶための相談に応じるなど、読書への興味を高める取組を積極的に行うことができるというようなことが挙げられます。また、市内には既に5か所の地域子育て支援センターがございますが、このサテライトコーナーを新たに設置することによりまして、子育て中の親子の交流や相談の場が増えるということになり、子育て支援体制のさらなる充実につながるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

分かりました。

それでは、次の項目に行きたいと思います。

民生費、放課後児童クラブ運営費の増額補正であります。

これは先月の臨時の議会でも私、議案質疑で質問をさせていただいて、答弁してもらいましたけれども、放課後児童クラブへの電気料金補助事業のことだと推察しますけれども、この中身に関して確認をしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

放課後児童クラブに対する電気料金高騰分の支援につきましては、コロナ禍においてエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内の放課後児童クラブに対し、電気料金に係る経費上昇分について財政的な支援を行うことで各施設の負担を軽減し、安定した放課後児童健全育成事業の実施に資するものでございます。

具体的な事業の内容でございますが、民間保育所等への補助と同様に、各施設において令和4年4月から同年9月までに支払った電気料金と前年同月支払いの電気料金との差額を平均した額に1.2を乗じた金額を電気料金高騰相当分といたしまして、指定管理者につきましては指定管理料により、それから民間事業者につきましては補助金により財政支援を行うものでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

一応確認させていただきますけれども、さきに可決した保育所や幼稚園などへの支援の内容とその支援額の算定基準など、その辺りは同じと考えてもよろしかったでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

対象となる予算の積算根拠に対しましては、対象となる数か所の放課後児童クラブでの電気料金について、本年の任意の数か月における前年同月支払い分との差額を調査いたしましたところ、1月分の電気料金の差の最大値が約1万円であったため、その金額を基に予算額を積算しております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

放課後児童クラブの状況に応じて、今回の積算根拠として計上しているということを確認させていただきました。これはもう先月確認させてもらって、12月議会で計上しますということだったので確認をさせていただきました。

それでは、すみません、ちょっと順番を1つ変えまして、先に教育費のほう、確認させていただきたいと思います。

教育費の施設管理費の増額補正なんですけれども、亀山東小体育館屋根改修工事の設計等委託料、まずこれの概要に関して確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

亀山東小学校における体育館屋根につきましては、その全面改修に向けて6月以降に屋根の実態把握を行い、8月に緊急対応、補修を行いまして、学校運営に支障を来さないことを前提として、耐久性、重量、そして工事費、工期等の工事・工法全般の検討を行ってきたところでございます。結果、高耐久仕様の防水シートを使用したシート防水加工による工事が望ましいと判断させていただいたところでございますが、その早期実現に向けて、諸手続、諸業務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

今回提案させていただきました330万円の増額補正につきましては、先ほど申し上げました工法に基づきまして、全面改修工事の実施設計業務について、その委託料を計上させていただいたのでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

その今回の設計等委託料の概要は確認させてもらったんですけども、この改修工事が今後どういったふうに進められていくのか、その辺りの見通しについて確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今後のスケジュールにつきましては、本議会におきまして補正予算をお認めいただいた際には速やかに入札手続を行い、今年度中に実施設計業務を完成させる予定でございます。

また、工事の実施に係る予算につきましては、市議会3月定例会で令和5年度一般会計当初予算の中に計上させていただきたいと考えており、同じくお認めいただいた際には速やかに諸手続に入りたいと考えております。

今回の工法によります標準工期は4か月程度とされておりますので、台風襲来の季節までには工事を完了させたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

3月にその工事費に関しても予算提案してくるということで、これが可決されれば速やかに、4か月ということでありましたけれども、台風が来るシーズンまでに屋根の改修を終わらせたいという、そういった内容かと確認をいたしました。

ではちょっと伺いたいんですけども、先ほど概要のところでも冒頭少し触れられていたかと思えますけれども、ちょっと分かりにくかったのもう一回確認したいんです。この全面改修という、今回対応をするということになったんですけども、なぜこの今のタイミングでこの決断に至ったのかというところを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今回の全面改修工事につきましては、まず計画的に実施を進めていくために、まずは、工事・工法の選定ということが必要となったところでございます。

7月に現地調査、屋根の上に上がっての調査を行った結果、屋根の全面改修が望ましいと判断をいたしまして、一定程度、様々な工法について検討を行ってきたところでございます。ただ、その中で、この物価高騰が続く中での概算工事費の再算定や構造計算、さらには今回採用いたしますシートの子質の選定等、詳細な部分まで改めて検討を行ったところでございます。

そういったことで、今回のこのような時期になってきたということでございますが、今後も引き続き、速やかに手続を進め、早期の工事完了を目指したいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

7月に調査を行って、その段階で全面改修が望ましいという結論が出ていたということでもよろしかったですかね。そういった内容かと思っただけなんですけれども、で、その後、物価高騰の状況なんかも踏まえつつ、その時期を見計らってということだと思いますが、この時期になったという話だったと思うんですけれども、これは、とはいえもっと早く判断することができたのではないかということと、あと策定中の今の長寿命化計画に先立って、今回こういった改修を行っていくということなんですけれども、その計画との兼ね合いなど、その辺りに関してはどのような考えか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

学校施設の老朽化が進んでいるという中で、修繕を必要とするという案件が非常に多々あるというところでございます。

その中で、学校施設長寿命化計画におきましては、その優先順位をつけて整理をして対応していきたいというふうに考えているところでございます。今、計画を策定する作業に入っておりますので、その中でそういった優先順位というものをつけて整理をして対応するということになるわけでもございますけれども、そういった中とはまた別に、緊急対応についてはその都度しっかりと対応したいというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ということは、これからその長寿命化計画を策定していくことになるんですけれども、今後もそういった緊急性のある修繕の案件が発生した場合、たとえ、予算額がかなり高騰しそうだというものであっても、例えば計画を変更してでも、その都度、今回と同様に予算確保をして修繕に当たっていくということなのかどうか、確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

学校の施設等の長寿命化計画につきましては、まずは施設の状況、現状を調査し、その劣化状況等を把握することで施設改修の優先順位を整理して、計画的・効果的に施設の整備を行うものでございます。この計画に基づく改修と緊急事案との対応は切り離して考えるものと考えておりますので、緊急事案については随時個別対応が必要であろうと考えておるものでございます。

その緊急事案の内容によって対応手法も異なりますので、その事案の状況により簡易な補修が望ましいのか、または部分補修、そして全面補修が望ましいのか、どのような対応が望ましいのかなど、その都度しっかりと検討を行い、速やかに対策を講じたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

その事案によってそれぞれ状況が異なると思いますので、それは一律にはなかなか申し上げられないところかと思えますけれども、それでも今後、同程度の緊急性が認められて、また同程度の経費で修繕ができるような案件であれば、よほど特別の理由がない限り、すぐさま対応して、今回のように対応していただかないとつじつまが合わないと思いますので、これに関してはそれぞれどうい判断がされたのかというところはしっかりと確認をしていきたいと思えます。この辺りはぜひお願いいたします。

また、今回この東小学校体育館の屋根の改修工事を優先的に行っていくということだと思いますけれども、ほかにこういった、同様に緊急性があり、また多額の予算が必要になるので対応できていないような案件がないかどうか。そういったものももしあれば、それもまた当然ながら東小学校だけではなく対応が必要だと思います。そういうほかの事案に関して、どういった認識でいらっしゃるのか確認したいと思えます。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

学校施設の管理につきましては、学校との情報連携、各種保守点検業務等の実施、それから担当職員の巡回等を行っているところでございますが、現段階におきまして亀山東小学校の体育館ほどの大規模な緊急対策を要する案件はないと、把握していないところでございます。

ただ、空調設備の不具合や上下水道の漏水等、小規模な修繕で緊急に修繕が必要な案件につきましては速やかに対応しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

今回のこの体育館ほど緊急かつ、その予算の額なども踏まえて同程度のものというものは現状ではないということ、そういった答弁であるのかなと認識をいたしました。これに関しても、しっかりとその現場とも連携されているということでありますけれども、議会は、そして議員としてしっかりとその現場、また保護者の方々等の意見もしっかりと踏まえながら、また必要に応じて提言なども行っていきたいと思っておりますので、この学校施設、また教育施設に関するその環境を整え

ていくということは、これは非常に重要な優先すべきテーマだと思っておりますので、今後の対応をしっかりとチェックをしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、最後の項目に移りたいと思います。

民生費、障がい児支援事業の増額補正に関してでございますけれども、この補正の概要に関して確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

今回の補正予算の内容につきましては、公立保育所等における特別な支援を要する園児に対する加配職員についての予算でございます。公立保育所及び認定こども園における特別な支援を要する子供に対する保育士や介助員などの会計年度任用職員の配置に要する費用で、年度途中の対象児童数の変動等により生じた報酬の増額を計上したものでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

では、私が確認したいのは財源なんですけれども、今回、これ全て一般財源から出ておりますけれども、こういったものは国の補助制度があるというふうに認識をしておったんですけれども、今回なぜこれが全て一般財源から出ているのかということを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

この障がい児支援事業における国等からの特定財源の充当はございませんので、一般財源からの支出というようなことになります。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

今回のこの障がい児支援事業に関する、これに関しては国の補助制度はないということでありました。確認をさせていただきました。

今回、この障がい児支援事業に関して、こういった場合、介助員の方、保育士資格を持つかどうかというところ、ここがいつもよく焦点になっていると思います。今回のこの支援事業で入られる方が、その保育士資格というものは持っていらっしゃるのかということと、また、現状、大体どれぐらい保育士資格を持っていらっしゃる方がこういった業務に当たっていらっしゃるのか、その辺りのパーセンテージが分かりましたら確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在任用しております公立保育所等における加配職員につきましては、常勤として換算いたしますと、加配の保育士が11名、それから介助員が24名となっており、計35名となっております。

ので、およそ3割の方が保育士の資格を持っているというようになります。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

今回の加配職員さんに関してはどちらでしたっけ、すみません、確認と、先ほど約3割ということでしたけれども、その3割という数字、これに対する認識と、今回の個別といいますか、その辺り、保育士資格を持つか持たないかというところの判断する基準としてはどのようなことを踏まえて加配されていらっしゃるのかというところを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

加配職員の配置に要する報酬等の費用につきましては、毎年度入所児童の状況によって変動いたしまして、次年度の当初予算編成時期において必要人数等の精査ができないので、同時期での必要数を基に当初予算の計上を行っております。

年度途中の入所を、新たな判定による加配判定が、加配職員が必要となるケースもあることから、単純に増員した職員に係る費用というのを計上するのではなく、年間の所要額の見通しが確定するこの時期に、執行額、予算額と執行見込額との差額を補正額として計上しております。今年度は人数に換算いたしますと約3人分程度の増額というふうになります。

現在、加配職員の配置につきましては、発達支援保育検討会議という会議において支援を要する子供一人一人の状況を見た上で、その判定を行っております。加配職員の配置でございますが、3歳以上の園児につきましては原則、介助員を配置しておりますが、特に必要と判断される場合には保育士を配置するようにして、効果的な支援ができるように努めております。

今回の増額というのが、当初に、先ほども言いましたように、何人増えたので幾ら増額というようなものではございませんが、4月当初に任用していた職員から、年度途中で増えた職員につきましては、保育士が2名というふうになってはおります。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

4番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時22分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をします。

まず、議案第75号亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定であります。

亀山市には、市民の個人情報がたくさん蓄積されています。住所、氏名、生年月日や家族の情報、どんな税金をどれだけ納め滞納しているか、土地、建物をどれほど持っているか、年金額は幾らかなど、絶対に他人に知られては困る情報ばかりであります。こうした個人情報を勝手に集めたり使ったりしないように決めたのが亀山市個人情報保護条例です。市民の個人情報を保護するためには大事な条例です。

昨年5月にデジタル関連法が成立しましたが、その中に個人情報保護法の改正も含まれ、それを受けての今回の議案の提案となっています。地方に対しては、自治体独自の大事な保護制度を含む個人情報保護条例を一旦リセットし、全国共通のルールを設けた上で自治体独自の保護措置は最小限に制限し、自治体が条例で国より強い規制をすることがやりにくくなりました。

今回の現行条例の廃止と国の法律に沿った新たな条例の制定により、市民の個人情報が引き続き守られるのかどうかを中心に質疑をいたします。

まず、パブリックコメントについてです。

市のホームページには、パブリックコメントについて次のように書いています。パブリックコメント手続とは、市の重要な政策の形成過程において計画や条例の案を公表し、市民の皆さんから意見をいただき、それに対する市の考え方を明らかにするとともにご意見を考慮して市としての意思決定を行う手続をいいます。個人情報の保護という市民にとって重要な条例の制定なら、当然条例の提案前にパブリックコメントを実施し、市民の意見を反映した条例提案にすべきです。

そこで、まず条例制定に対して、なぜパブリックコメントをしなかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現行の亀山市個人情報保護条例で定めていた事項につきましては、改正後の個人情報の保護に関する法律により網羅的に規定されておりまして、これまでと取扱いが大きく変更されるものではございません。

また、亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例、今回の条例でございますが、は法の施行に係る細則的な規定を定めるものであり、法の趣旨と異なる規定や、法と重複する内容の規定を定めることが国から示されておりますガイドラインでは許容されておりませんので、独自の裁量の余地はほとんどございません。

さらに、新条例を制定することにより新たな制度を設立するもの、あるいは新たに権利義務が生じるものではございません。そのため、本市で規定しておりますパブリックコメント手続に関する指針の適用条件に当てはまらないものとし、今回パブリックコメントの実施はいたしておりません。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今まさに答弁があったことが、やっぱり市民に問うべきことなんですよ。国が決めた法律どおり、要するに自治体がやりなさいということを言われているようなこれは条例なんですよ。それで本当にいいのかどうか、それで本当に個人情報を守るのかどうか。この辺りのところはやっぱり市民に私は意見を求めるべきだったと思う。パブリックコメントはやっぱりやるべきだったというふうに思います。

次に、現行の条例の第24条に審査会の設置という項があって、その中に、審査会は個人情報の取扱いに関する重要事項について、建議することができる、意見を出せるということですね。条例の廃止、新たな条例の制定、これはまさに重要事項であり、審査会として建議できるわけですが、なぜ審査会での審議をしなかったのか、この点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

審査会での審議でございますが、本市におきましては、先ほどパブリックコメントを実施しなかった理由、ご説明申し上げましたが、これと同様に、これまでと取扱いが大きく変更されないことと、改正に当たりまして独自の裁量の余地がないものとの認識から、亀山市個人情報保護審査会に意見を求めることはいたしませんでした。

しかしながら、審査会の委員の皆様にも、今回の条例の制定等の背景と趣旨、制定、改廃するその条例の内容、さらには審査会に係る規定等、情報を共有すべき内容はあると考えておりますので、これらの内容につきましては、今回の条例を議会でお認めいただきましたら速やかに報告をいたしたいと考えております。

なお、今回の条例の制定までに、この案につきましては国が設置しております個人情報保護委員会に不備などの意見を求めることが認められておりますため、同委員会に事前に条例案の確認を依頼いたし、いただいた意見を参照した上で今回の新条例の提案とさせていただいております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これ2回続けて、その大きく変更がないんだと、現行の条例とね。ここの認識が全く違うんですよ。

これから1つずつ、現行条例と新たな条例との比較をしながらそこを聞いていきますけれども、私はこれは本当に大きな変更だというふうに思いますので、やっぱりこの点についてはパブリックコメント、もしくは審査会での審議が要ったんじゃないか。

やっぱりこれ、進め方が本当に、国がもう法律を決めたんでそれに地方自治体は従いなさいよと言わんばかりのやり方なんです。だから市民の意見も聞かないし、審査会の審議もやらない。で、職員だけで条例案をつくって今回提案してきていると、こういう流れが非常に私は問題があるなというふうに思っています。

それでは、1つずつ入っていきたいと思います。

まず、この個人情報保護条例、現行の条例を廃止するという、このことなんですよ。

例えば第10条を見ますと、個人情報を収集するときは、収集目的を明らかにし、本人から直接収集すること。第11条では、利用目的の範囲を超えて保有個人情報を利用し、又は外部に提供してはならない。こういうふうに具体的に個人情報の保護に対する規定が設けられているわけですね。

まず、その第10条です。第10条の個人情報を収集するときは、収集目的を明らかにし、本人から直接収集、この規定がどうなるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

お尋ねの個人情報の収集に関してでございますが、これにつきましては、旧条例第10条第1項では本人からの直接取得を前提とする規定がございました。

しかしながら、今回の法律及び新条例には規定はございませんが、法律の第64条で、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないと規定されており、従来どおり直接収集が適当であると認められる情報につきましては、運用上今後も直接収集を基本とするべきであるものと認識しております。そういったことから、新条例では当該規定は定めておらないものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の答弁ですと、やっぱりこの直接本人の了解を得て収集するということは引き続き必要だという判断なんです。そうしたらやっぱり書くべきなんです、これね。これをなぜ書かなかったかというところにやっぱり問題が、私はあると思うんですね。

国が今回こういう改正を行ってきた背景には、いわゆる自治体がずうっと積み上げてきた個人情報の保護を手厚くしていくという、こういう規定をどちらかというともう後ろへ置いて、で、企業が個人情報を活用する、活用のほうを前に持ってくる。だから、それをする上で邪魔になる保護の規定、細々とした保護の規定はできるだけなくしたいという意図があって今回出てきているというふうに私は理解しています。

例えば、企業が個人情報を手に入れて活用して問題になったという例がここ二、三年の間にあるんですね。大手就活サイトが、企業から学生の氏名等個人情報の開示を受けて、学生の就活サイトの閲覧履歴とを突合して、学生ごとに内定辞退率をスコア化して企業に販売したという問題が発覚したというのがもうつい最近のことなんです。

だから、個人情報の保護を緩めて活用をやりやすくする、こういうことを進めていくとこういう問題が起きるということなんです。だからこそ、やっぱり現行条例にあるような保護をきちっとするという、このことが大事だと思う。

もう一点、第11条です。利用目的の範囲を超えて利用し、または外部に提供してはならない。この規定はどうなりますか、新条例で。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

目的外利用のことかと存じますが、旧条例と同様に、法第69条において、一部の例外を除きま

して、利用目的以外の目的のための個人情報の利用及び提供をしてはならないと規定されており、個人情報の取扱いが制限されております。

また、法第61条第2項による、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないとする保有の制限に係る規定や、法第64条によります偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないとする適正な取得に係る規定が定められておりますので、これらの個人情報の取扱いに関して、法の規定を遵守することで守られていくと考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この問題については、法の規定とほぼ現行条例が同じなので問題がないというような答弁です。

もう一つ、私がこれ指摘しておきたいというのが第6条なんですよ。

現行条例の第6条には、法令又は他の条例に定める場合を除き、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報の取扱いをしてはならない。こういう規定があります。これはいわゆる、これらの情報というのは漏えいした場合に犯罪に悪用されるなどの危険性があるということで、要配慮個人情報という重要な規定なんですね。この第6条の規定が新条例でどうなるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど議員おっしゃいました、旧条例の第6条第2項では、思想、信条や社会的差別の原因となる個人情報の取扱いを制限する規定が確かにございます。そういったものが法律、それと新条例には規定がございませんが、法第61条第2項で、先ほども申し上げました、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないと定められておりまして、同条を遵守することにより不適正な個人情報の取得は防止でき、従来どおり適正な個人情報の取扱いが図られることから、国で示すガイドラインでは当該規定を定めることは許容されておられません。

そういったことから、新条例では当該規定を定めておらないということでございますが、こういった、旧条例からなくなった規定もございますが、先ほども申し上げました法の各規定を遵守することにより個人情報の必要な保護が図られ、これまで同様に問題なく取扱いができるというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あのね。盛んに許容されていないと、要するに、国が認めませんよという、そういう規定を設けることについて認めませんよという態度なんです。ということは、今言われたのは、ここに書いていないけれども、新条例に書いていないけれども、これは守られますよというような答弁をされましたけれども、許容されないということは書いてはいけないということなんです。なぜそんなことを言わなきゃならんのか。法律で同じことがうたってあるんなら、書いてもいいじゃないですか。だから、そののところが、本当にこの第6条で具体的にこういう要配慮個人情報というのが書

いてあるものをなくしてしまうことが、本当にこういうことをきちっと守ることになるのかどうか、この点についてはやっぱり危惧を持ちます。

最後に、オンライン結合という問題であります。

オンライン結合というのは、亀山市が管理する電子計算機と亀山市以外の者が管理する電子計算機、その他の機器とを通信回線で結合して、亀山市の保有個人情報を亀山市以外の者が随時入手し得る状態にするという方法のことです。

今回のデジタル関連法で、国が狙った最も大きな変更点であります。さらに、匿名加工した個人情報情報を外部提供するオープンデータ化、これも都道府県や政令市には義務化をしております。

そこで、このオンライン結合は今後どうなるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

オンライン結合の取扱いがどうなっていくのかということですが、電子計算機、いわゆるコンピューターとほかのコンピューター等を通信回線を用いて結合して個人情報を取持すること、これをオンライン結合といいます。現在、本市の旧条例では、オンライン結合の提供制限に係る規定はございませんでしたが、他の地方公共団体では、これまでの個人情報保護条例の中で原則オンライン結合による個人情報の提供を制限する旨について規定していた団体もございます。

一方で、法律ではオンライン、オフラインを問わず、保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要があることから、特別にオンライン結合による提供整備については規定がなされておられません。

また、個人情報保護やデータの適正な利用について直接影響を与えるような事項として、オンライン結合に特別の制限を設ける規定について独自に条例で定めることは、これについても許容はされておられません。

したがって、法の施行によりまして、全国的にオンライン結合による個人情報の提供制限に係る規定がなくなるというふうなことで存じておりますが、いずれにいたしましても、法第69条で定める、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならないという原則を遵守し、保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他の保有個人情報の安全を図り、適正な取扱いに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今回、答弁で象徴的やったんですけど、許容されていない、国が認めませんよということとかです。

それから、先ほどのオンライン結合については、これは亀山市は遅れておったんですね。で、他の自治体では、そういうオンライン結合について、やっぱり制約をするような形の条例がつくられておった。それもやっぱり国にとっては今後活用する上で邪魔になるということで、この規定を置かないというふうにしたわけですね。だから、これは大きな流れとして、やっぱり個人情報を保護するよりも、その個人情報を民間企業などが活用しやすいようにするという、そういう環境整

備として今回の条例が出てきているんだというふうに捉えるべきだろうと私は思っています。

憲法第13条というのがあります。これは幸福追求権とか、いろいろなことが書かれていますけれども、やっぱり私は、市民は自分のどんな情報がどこに集められているかを知る、それから不当に使われないように関与する、場合によったら情報の削除を求める権利、こういうものを持つんだという自己の情報をコントロールする権利、これをプライバシー権と呼ぶらしいんですが、こういうものを個人情報保護は含んだ大変重要な私は規定だと思いますよ。自分で出してもらっては困るものについてはブレーキがかけられる、こういうようなきちとしたルールを持つべきなんですね。

それで、この憲法の規定を受けて、この個人情報保護条例、現行の保護条例というのはやっぱり非常に優れた部分があるんだろうと思う。それが、今回もう後退をしてしまうというのが幾つか見られましたので、この辺は非常に重大な問題があるんだろうなということだけ指摘して、次の質疑に移りたいと思います。

次は、議案第81号亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備についてであります。

ここ数年来の年金制度の改悪で、年金の支給開始年齢が引き上げられ、60歳定年のままでは無収入の期間が生じることになるため、定年年齢の引上げは65歳までの雇用を確保するものとして意義があるものであります。

ただ、問題点もあることから、幾つか質疑をしたいと思います。

改正案では、60歳を超えた職員の給与については60歳時の給与の7割としています。先ほども出ましたけれども、地方公務員法第24条第1項、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならない、職務給の原則、これがあるわけです。つまり、職務と責任の内容が決まってから給料なんです。つまり、先に給料が7割って決まるんやないですよ。就いた仕事の職務の内容と責任を見て給料を決めなさいというのが職務給の原則なんです。これとは大きく違う、先に7割なんですよ、後から職務が決まるんですよ。これは職務給の原則に反しませんか、答弁を求めます。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、今回の7割の水準、決め方の考え方でございますが、国家公務員におきましては俸給月額、いわゆる給料の月額7割措置につきましては、人事院の意見の申出を踏まえて講じられたものでございます。

その考え方は、同一の職務を担うのであれば、本来は給与水準が維持されることが望ましいとされたところでございますが、一方では、国家公務員の給与は社会一般の情勢に適應するように変更することとされており、定年引上げ後の60歳を超える職員の給与水準については、多くの民間企業は再雇用制度により対応していること等の現在の民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、再雇用の従業員も含む正社員全体の給与水準を参考に設定することが適当であり、厚生労働省の賃金構造基本統計調査及び職種別民間給与実態調査の結果を踏まえて、60歳前の7割水準となるように国のほうで給与制度が設計されております。

本市におきましては、これまでもそうでありましたように、給与関係につきましては国家公務員に準拠することを基本としておりますことから、今回の7割水準につきましては同様の取扱いとしたところでございます。

なお、先ほど議員ご指摘の職務給の原則につきましては、管理監督職にある職員は管理監督職勤務上限年齢制により、役職定年でございますが、非管理監督職となることから降任をすることとなりまして、職務に応じた、これはまあまあな職務給に適用いたします。

そういったところで、給料については管理監督職、勤務上限年齢前の給与月額の7割水準となるように措置をされるものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱりそれはちょっと納得いきませんね。本当にこれ60歳を超えて、4月1日以降にどういう仕事に就くのか。で、その仕事の中身でどんな責任が伴うのか、こういうことが分からずに7割にする、年齢で給料を決めるというやり方は、私はこの法の趣旨から外れているんだろうというふうに思います。

もう一つ、今回、国で地方公務員法の法案が可決をされましたけれども、このときに衆議院と参議院と両院で附帯決議がされました。皆さんのところへはお渡ししてあります。今回、皆さんにお渡ししたのは、参議院での附帯決議です。この中は9項目も附帯決議がついております。

全部はできませんので、2のところをちょっと見ていただきたいんですけども、段階的に定年を引き上げる期間において職員の年齢構成が偏ることがないように、必要な新規採用を継続するための定員措置ということが書かれてあります。そのほかにも、いろいろな人員や定員についてのいろいろな懸念やとか要望というものがその附帯決議で入っております。

そこで、1つだけ聞きたいんですけども、必要な新規採用を継続するための定員措置、このことについて亀山市はどういうふうに取り組みされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

定年引上げに伴う新規採用職員の採用関係が今後どうなるのかということでございますが、職員の採用につきましては、定年引上げ期間中は定年退職者が2年に1度、2年ごとに1歳ずつ引き上げていきますので、2年に1度しか生じないことから、各年で退職者数が大きく変動する可能性があることを踏まえた上で必要となる新規採用者数を検討することになります。

また、本制度は令和5年度から実施され、制度完成が令和13年4月となること、令和14年4月の新規採用についても前年度末に定年退職者が生じない中での検討となることから、ここ10年程度を見越した定員管理を行う必要があると認識しているところでございます。

これに加えて、これまで同様に、勸奨の退職制度とか、ほかにも自己都合退職、あるいは60歳を超えた短時間勤務など様々な状況が想定されます。これらの状況を踏まえまして、新陳代謝の促進や組織の活性化のために、定年引上げ期間中にも一定の新規採用職員の採用を行うことで安定した組織体制を確保してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ぜひ、やっぱり新規採用が抑制されるようなことになっては困るんだろうというふうに思いますので、例えば今回定年延長される人の分については定員の外に置く、定員外にするとか、というような方法で定員管理するとか、やっぱりこれからいろいろ検討していただく必要があるかと思えます。そのことを申し上げておきたいと思えます。

最後に、議案第82号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

これは東小学校体育館全面改修という予算でありますけれども、6月議会一般質問で取り上げて、ようやく全面改修ということで330万円、設計等委託料が計上されました。

いわゆる設計の委託料の予算が示されたということは、本の改修工事の全体の費用がおおよそ出たということですよ。それが出ない限り、工法とかそういうものが出ない限り、こんな設計の予算案は出ませんので、その点についてお聞きしたいと思えます。

どれぐらいの工事費を考えてみえるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

全体の改修に当たりましては、おおよそ3,000万円程度と想定しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

3,000万円。私、何人か、自治体で設計業務に関わっておった人に聞いてみたんですけど、3,000万円の工事で330万円の設計金額はどうですかとこう聞いたんです。そうしたら、ある方は、大体設計費というのは工事費の5から7%だということを言われた人がありました。もう一人の方は、これは1割強になる。これはちょっと高過ぎるんじゃないかと、こういうふうに言われました。これは現場で設計業務をやっていた、自治体でやっていた方の意見なんです。

そこで、これを330万円とした根拠をお聞きしたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今回の東小学校体育館の改修工事に伴う設計業務の積算に当たりましては、基本的には業者の見積りと業者からのヒアリングを根拠としているものでございます。

ただ、これは国が公式的に発表している設計業務に係る技術者単価等と比較しても大きく逸脱しているものではなく、適正であると判断しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

見積りを取られたということですが、何者から見積りを取られたんですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

見積りを取りましたのは、1者でございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ちょっと首をかしげますけどね。1者で見積りを取って330万円としたと、これはちょっと手続としておかしいんじゃないですか。その1者が極端に高いという金額を出すこともありますよね。

だから、当然こんなのは複数のところから取って、この辺が妥当というふうに見るのが妥当やないですか、違いますか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申しましたように、業者見積りと併せて、ヒアリングも積算根拠とさせていただいたところでございますので、そういったものを総体的に判断して積算をさせていただいたものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いやいや、1者では駄目でしょうと言っておるんです。ヒアリングをしようが何をしようが。

だから、やっぱり複数、これは予算を提示するときにはやっぱりきちっとしたものを出さなきゃならないですよ。だから、そういう意味で、この330万円が本当に妥当なのかどうかというところは、私は疑問に思います。

以上、終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 伊藤彦太郎議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。

今回は、議案第87号から第106号までまとめて指定管理者の指定についてという点と、議案第82号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）についての2点を通告させていただいております。

まず、指定管理者の指定についてのほうから行かせていただきます。

地区コミュニティセンター（19施設）、鈴鹿馬子唄会館及び亀山市関町北部ふれあい交流セン

ターについて、指定管理者制度を用いる理由についてということで通告させていただいておりますけれども、このまちづくり協議会ですね、全部。これに対して活動拠点である施設の運営を任せるといような、こういうことではあるんですけども、これにつきまして、まずこの指定管理、これが以前から、まちづくり協議会のような営利目的でないような団体にはそぐわないんじゃないかというか、そんな話もありました。

今回また、まちづくり協議会に対して各拠点であるコミュニティセンター等、これに指定管理者制度を用いる理由について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

指定管理の方法というか、以前、前回のときに、指定管理じゃなく業務委託という考え方もあるのではないかといったご質問をいただいていたところでございます。

そのような中でございますけれども、本市におきましては多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、市民サービスの向上や経費の削減を図ることを目的として、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。

指定管理者制度を導入することで、例えば仕様書に定める金額以内の修繕であれば指定管理者の裁量において実施することができ、施設の利用または使用の許可などの行政処分についても行うことができます。このようなことから、施設を管理する団体は業務を効率的かつ迅速に実施することができ、利用者の安全性の確保、利便性の向上を図ることができると考えているところでございます。

そのような中、令和2年2月の指定管理者制度検証結果報告書におきましては、業務委託の場合は決められた業務を仕様どおりに行うものであるのに対し、指定管理者制度の場合は当該施設を民間の視点で柔軟に運営することが可能であることから、今後においても、直営または業務委託に管理方法を改めることなく現行制度による運用を継続していくものとするところと示しているところでございます。

そのようなことから、今回提案させていただいております地区コミュニティセンター等の施設につきましては、地域まちづくり協議会の活動拠点施設であり、地域まちづくり協議会が管理運営を行うことで、文化・スポーツなど地域における多様な活動を自主的に、施設を活用し展開できることなど、迅速かつ柔軟で効率的な管理運営をすることが可能であり、創意工夫により積極的な利活用の促進や地域の活性化につながるものと考えられるため、指定管理者制度により管理をしていくことといたしたところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほども辻村部長のほうから触れられましたけれども、前回、令和元年12月議会に、同様の各コミュニティセンター等の指定管理に対する議案が出てきて、これに対する議論もなされました。たしか、特に服部議員がこの辺を言われていまして、その前に、議会の総務委員会の所管事務調査

の提言でもやはり営利目的でない、まちづくり協議会、またこれは、競争性とかというのがよく言われるんですけども、これは非公募なんですね。だから非公募の競争性のないような、そういうふうなところにはやはり指定管理はそぐわないんじゃないかというような話もあり、もちろん競争をさせるべきとかじゃなくて、やはりここは業務委託とかでですね。

このまちづくり協議会に、やはり活動拠点であるコミュニティセンター等を運営してもらう、これは非常に有効なこともあると思いますので、それ自体は別に異論はない部分もあると思うんですけども、やはりそれ以上に、言われたのはその業務委託ですね。業務委託との比較がなかなかなされていなかったという部分がありました。

この辺、さっきちょっと服部議員が言われましたが、服部議員も指摘されていまして、その当時、指定管理というものを導入する一番の理由が、その前からやっていた指定管理の手法で特に問題もなく、市民サービスの向上も確かに図られて、経費の削減も図られたんやと、おおむね達成できるんやということで理由を言われていたんですけど、やはり業務委託と比較したときはどうなんだという部分がなかったと。それがやはり検証委員会の話とかで、柔軟性とか迅速性とかいう話が出てきたと、その辺の話で、今回業務委託ではなくて指定管理制度というものを改めて採用されたということなんやと思います。ちょっとごちゃごちゃ言いましたけれども。

ただ、そんな中で、これはやはり、指定管理において、実際まち協の方々のご努力とかもあったと思いますし、そんな中で、実際経費削減できる部分もある、そういった部分もあるということではあるんですけども、実際じゃあ指定管理の内容を見たときに、もちろん突発的な話、今回も、原料費の高騰とかで光熱水費とかが上がって、当然指定管理料の変更、増額とかもあるとは思うんですけども、逆にそういったまち協の方々の努力によってもっと少なくて済んだ場合、当然指定管理の制度に従えばその余った分は当然まち協に渡してもええはずのものなんですけど、これは今の段階でいうと、まちづくり協議会から返してもらおうことになっておる。これは指定管理という意味がないんじゃないのかというような話もあると思うんですね。

ちょっと、いろいろそういうふうな部分もあるということで、実際、じゃあこれ足りなかったときはまち協の負担にするのかというそんな話もまた出てきますので、その辺はやはり簡単にいけないとは思うんですけども、ただそういった話、実際まち協による、この指定管理による運営とかが結構続けてこられて、一定のこの3年間という期間が終わった中で、今回改めてその指定管理というものを導入されるわけですけども、その前回の令和元年度に出された当時に比べて、この指定管理の内容に変更があったのかどうか、もちろん軽微な変更ぐらいはあると思いますが、大きな変更はあるのかなのか、この点を確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

これまで指定管理者制度を導入することで地域まちづくり協議会の活動拠点として、先ほどもお触れいただきましたが、迅速かつ柔軟で効率的な管理運営をしていただき、そういったものは非常に定着してきておるというふうに考えており、その中で、創意工夫による積極的な利活用の促進や地域の活性化にもつながっているものと考えておりますことから、引き続き継続して、これまで培ったものを管理運営していただく必要があるということを確認しております。そういった意味合い

からも、今回の内容につきましては、指定管理者の施設管理の業務の内容や、またその範囲につきましては大きな変更はございませんが、指定管理の期間につきましては3年から5年に変更させていただいております。また、指定管理者が行う修繕の範囲につきましては、これまで3万円未満だったのを5万円未満ということにさせていただきまして、特に指定管理者の自主性を尊重するような形にさせていただいております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

自主性という言葉を言われましたけれども、やはり今回もそうなんですけれども、指定管理の導入という意味、営利目的ではないような団体ではあるんですけれども、やはり民間の力を利用するというのと同時に、やはりまち協にもっと、育てると言い方はおこがましいかも分かりませんが、けれども柔軟な対応、これはやはり地域によって違う部分はあると思いますので、やはりそういった部分で柔軟性と言われましたけれども、まさにその柔軟性が求められるんやと思います。やっぱりそういった部分に対しても、しっかりと支援をしていっていただきたいということを申し上げて、次の項目に移らせていただきます。

次、一般会計補正予算の滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業、債務負担行為なんですけれども、これにつきましては先ほどとというか、午前中、草川議員からも質疑がありまして、ほぼ内容的には私もお聞きしたかったものと一致しておりましたのでほとんど聞くことはなくなってしまったんですけれども、その話を聞きながら1点、やはり非常に感じたのは今回草川議員も言われていましたけれども、やはり今まで三重大、三重大というイメージ一辺倒やったんが、県外ではあるんですけれども、別の大学の地域医療学講座を導入したということ、これは非常に大きな意義があることじゃないのかなと思います。これの是非というか、この辺は実際効果というか、この辺は今後問われていくことにはなっていくとは思うんですけれども、まずこういった複数の大学の地域医療学講座を導入しているほかの自治体とか、前例とか、そういったものはあるのかなのか、その辺を調べられているのかどうか、その点をまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

大学にはこのような講座について、相手方の自治体、今回私どものような自治体とするものほかにも企業を相手方とする講座など、様々なものがございます。

そうした中で、こういった医療系の分野における研究講座として私どもが県下で把握しておりますのが、名張市のほうがまず私どもと同様に、三重大学ともたしか講座を持っておって医療への貢献ということをしておるほかに、これ同じように県外ですが、大阪府枚方市にございます私立の関西医科大学ともこういった講座を設けておるといふうなことは把握しております。

ただ、詳細といいましょうか、その講座の実態が今回の私どものような医師の直接的な診療に関わるような派遣配置であるのか、あるいはもう少し研究に特化したようなものであるのかまでは分かりませんが、1つの自治体で複数の講座を持っておるところとしては、県下においては名張市を把握しておるといったところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

名張市が既にそういった複数の大学の地域医療講座を持っておると、そういうふうなことだとお聞きました。

今回、やはり一番私らが気になるのは、医療センターの医師確保ができるのかどうかということで常勤医師ですね、特に。その確保も図られるということで、午前中の答弁では小林部長のほうから、やはりまずは地域医療を考えるそういう場にしたいというようなそんな話もありまして、一義的にはもちろんそれがあって、その上でやはり医師の確保ですね。何だかんだ言ひまして、やはり医師の確保というのは非常に大きな課題であったので、やはりまず医師の確保を何としてもというような感じという意味では、もうそういう意味では、まずは目的達成みたいな部分はあるんですけども、やはりそういう部分で小林部長が言っておられた、地域医療を考えていくという上でも、大きな意義があることなんやと私は思います。

草川議員もちらっとそれは触れられたんですけども、そういう意味でほかのさらに大学、今のところは滋賀医科大学とあと三重大、ここの2か所の地域医療学講座がこの亀山市において存在することになるんでしょうけれども、医学部という意味ではありませんけれども、地域医療にも関わる部分で、三重県内には県立の看護大学もあれば私立で鈴鹿医療技術大学もあると。この辺も非常に業界では評価の高い学校というふう聞いておりますので、その辺にもつなげていくことができるのかなという期待は確かにありますので、ひとつ、ほかに前例があるのかと聞きましたけれども、やはり先ほど言われたような名張とか、そういったところともきちっと情報交換をして地域医療の確保、これにつなげていっていただきたいなということを申し上げて、終わらせていただきます。ちょっと早いですけど、ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木でございます。

去る10月23日の市議会議員選挙により、市民の皆様からの温かいご支援によりこの場に登壇できたことに心より感謝しております。市民の声を市政に反映させるパイプ役として働きますので、よろしくお願い申し上げます。所属会派は新和会でございます。ベテランの岡本議員の下、新人深水議員と私櫻木と、3人で新たなスタートをいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質疑に入ります。

議案第82号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目老人福祉費、一般事業の増額補正について、助成金の内容について、今回認知症高齢者グループホームの施設改修等に対する助成金を計上されていますが、まず最初に、概要の説明をお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

この助成金の概要についてというご質問でございます。

本助成金につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金としまして、具体的にはスプリンクラーの設備の整備、耐震化の改修や大規模修繕のほか非常用自家発電、給水設備の整備や水害対策に伴う改修、それから倒壊の危険性のあるブロック塀の改修など、こういった事業に対しまして、該当の事業を行います高齢者施設等を対象として国が定額の補助を行い、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今、説明いただいた内容に対する助成金に該当する施設、介護老人ホームだとか、住宅型だとか、それぞれたくさんあると思いますが、その対象とそれに対する数を教えてください。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

対象施設でございますが、本助成金の対象施設は主に認知症対応型の通所介護事業所や認知症高齢者グループホーム、また小規模多機能型居宅介護事業所などとなっております。亀山市内におきましては11の該当の施設があるところでございます。

今回の助成金につきましては、認知症高齢者グループホーム等防災改修支援事業といたしまして、1施設につき773万円を上限に、床や浴室等の改修や非常用発電装置の設置を行う2つの施設を予定しております。施設の改修をこのように推進し、利用者の安全・安心を確保するものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど説明のあった助成の対象の施設、その中からこの2つの施設を選んだ理由として、例えば設立から老朽化になっているのかとかということを選定されているのかということをお伺いさせてください。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

こちらの助成金でございますが、基本的にはその年に改修を行う施設からのご要望をお伺いして、それに基づいて県のほうにお願いしておるということでございますので、過去にも同様の補助金を使った施設もございますが、本年については2つの施設から申請をいただいたということでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

そうすると、各施設の方々はまず県に自分たちで申請をして、それを歳入と歳出だけは亀山市でやるというやり方なんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

こちらは各施設のほうから今年度該当するような事業があるというようなことで、市のほうにお話をいただいた上で県のほうとのやり取りをさせていただき、申請自体は市を経由して県のほうに申請をさせていただくという手法で進めておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今回の助成に対する施設の改修ということをもう一度確認したいんですが、スプリンクラーの設置及び発電機等々ということですが、実際に今回の2施設にはどのような工事を施工されるのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

先ほどの答弁とちょっと重複はいたしますけれども、今回申請いただいたケースでいきますと、床や浴室等の改修並びに非常用発電装置の設置を行う2つの施設を予定しておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

その施工に当たりまして、今、世の中いろんな物不足という事態が起きている中で、今年度もあと数か月になりますがその辺り、今年度に終結できるのかというところをちょっと確認させてください。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

国の交付条件のほうで、年度内に工事が完成することと定められております。原則、年度内完成ができる事業が基本的に採択をさせていただきますので、今回助成を予定しておる2施設につきましても、年度内完成できる予定であるところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

最初から、当初のときからそういう条件ということを理解させていただきました。

ほかにもあると思うんですけど、このような国の助成が発生した場合、こういう特に民間のグル

ープホームだとか所帯の小さいところは、なかなかこういう国の助成があるということ自分たちが分かっていないかも分かりません。そういうところを市側から情報発信をして、そういうことと
いうのを提示しながら募集をかけているのかというところだけ確認させてください。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

細かく補助の制度が違うこともございますけれども、今回でございますと対象施設が11施設で
ございますので、当然この事業を行うに当たっては、全部の施設にこういう事業が今年度はあると
いうようなことも周知をさせていただいた上で申請をいただいているというところでございませ
ぬ、今のところは漏れはないものというふうに認識しておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ありがとうございました。今後、こういう施設の利用者及びそこで働く皆さんが安心・安全な施
設で日々過ごせる環境を継続して支援いただきますようよろしくお願いするとともに、この件を一
回終了して、次の質疑に入りたいと思います。

次の質疑は、今回の補正予算全体の中で、職員の人件費について、補正のほとんどが人事院勧告
に伴う期末手当の増額である。その中で、一部減額補正となっているものに関して、その理由につ
いて説明をお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の人件費関係の補正につきましては、予算の科目別に見ますと、例えば第2款総務費、第3
項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費の職員人件費におきまして、550万円の減額
を行っていますが、一方で、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の職員人件費、
これは一般職員人件費につきましては5,256万1,000円の増額なんです、ここには退職手
当も入っておりますので、退職手当を除きましても680万9,000円の増額となった科目もご
ざいます。

特に減額している科目につきましては、当初予算の人件費を前年度の配置職員の給与を基に計上
いたしておりますことから、4月の人事異動などで各部局に所属します職員の入替わり等で年齢
構成の変更が生じ、それぞれの予算科目で支払う給与額が変更となるため、当該年度において各科
目で過不足が生じないように調整をいたしておるものでございます。

なお、職員人件費全体といたしましては、人事院勧告、先ほどおっしゃいました対応などにより
まして、総額で1億5,646万6,000円の増額となっておりますところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

そういうことは、この4月の人事異動による、この異動による相殺ということで理解してもよろ

しいでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

そのとおりでございます。人事異動のほかにも、退職した場合には新規採用職員とか、そういった関係で調整をしておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

私、この8月までちょっと営利を目的とする民間企業に勤務しておりまして、ITの導入とか、働き方改革を主な業務としておりまして、経費を抑制する、利益を上げるという感覚がちょっと抜け切れずに質疑をしてしまいまして、失礼いたしました。

亀山市においても、行政の業務改革、ICTの導入などによる効果はたくさんこれはあると思います。ぜひ、こういうところを市民サービスの向上につなげるようによろしくお願い申し上げます。

次の質疑に入ります。

次は、第2表 繰越明許費補正、道路整備事業についてお伺いします。

この事業の内容について、まず、今回の繰越明許費補正の対象となった事業内容をお伺いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

事業の内容につきましては、第2期亀山市歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的環境整備事業の一環として、県道亀山停車場石水溪線と市道西丸1号線の間位置します市道の道路区域の一部をポケットパークとして整備するものであります。

また、整備の目的としましては、亀山城跡や亀山宿などの歴史的施設が集まる地区における沿道環境の向上、散策者や施設見学者の利便性向上のため休憩施設などを整備するものであります。

なお、財源としましては、事業費の2分の1を国からの社会資本整備総合交付金を活用しております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ご説明ありがとうございました。

では今回、ただいま説明いただいた内容で、当初の計画として、いつからこの計画が立てられたかということをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

本事業ですけれども、本年6月議会で補正予算として議決をいただいております。当初計画にお

きましては、早期に設計業務を完了し、年度内に工事を完成させる予定でありました。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

6月ということは、現在12月なので、6か月を経て今回の繰越明許費補正に至ったわけですが、その理由について、自然環境によるものなのか、それとも人的要因なのか、それとも外的、いろいろな要因があったのかというようなことをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今回、設計業務をまず進めるに当たりまして、施設の景観性や利便性、また既存施設の移設などについて、関係機関や自治会との協議に不測の日数を要し、整備工事の年度内完成が見込めなくなったことから、やむを得ず翌年度に繰り越すものとなりました。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

やむを得ない事情ということで理解しました。それでは、この発注時期として、この後どのようなスケジュールになるのかということをお教えください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今後の発注の時期ということですが、本議会の議決と併せて国の承認を得て、年度内に工事発注の手続を進める予定を立てております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今、計画されているので、ぜひ早期解決をお願いします。今回、ポケットパークということで非常に、多門櫓を眺めるすごくいいスポットになっていると思います。景観を配慮しながらバリアフリーを取り入れた誰もが憩える、そんな場所にして市民の皆さんに提供できるようにお願いします。それと、ポケットパークというのは道脇にできたような公園になりますので、ぜひこの後も維持管理もしっかりとして、草がぼうぼうに生えないだとかそういうことも管理していただけるようによろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の質疑に入ります。

第3表、債務負担行為補正ということで、滋賀医科大学運動スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業についてですが、前の草川議員、伊藤議員ということで、私もそれについてちょっとご質問をさせていただきたいと思ひます。

私の質問は、この事業に関して今回の事業がいわゆる延長上か、それとも新しい事業なのかというところを今回、改めてお伺ひしたいなというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

延長というところは、既存でさせていただいております三重大学との事業との違いというふうなご質問かと存じますので、その旨を答弁させていただきます。

これまで、地域医療体制の確保を図るため、その中核を担います市立医療センターにおける診療を通じた三重大学亀山地域医療学講座支援事業を実施してまいったところでございます。

今回、本議会で債務負担行為の追加を提案させていただいております滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業につきましても、市立医療センターでの診療を通じた共同研究講座でございます。

この両事業の異なる点といたしまして、まず、三重大学亀山地域医療学講座につきましては、総合診療医によります、地域の住民に健康で安心できる生活を提供する医療・保健体制に関する研究・教育を行うことで、最適な地域医療体制の確立に寄与することを目的としたものでございます。

一方、滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業につきましては、フレイルやロコモ等の運動器疾患に対する研究・啓発活動を通じて地域の健康及びスポーツ振興に貢献することを目的としており、両事業それぞれの目的は異なるものとなっております。そのため、両事業を通じて行われる専門医の養成につきましても、三重大学亀山地域医療学講座は総合診療専門医を、それから滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座は整形外科医を養成するものであり、こちらも異なる点となっております。

また、設置期間といたしましては、三重大学のほうは3年間毎に協定の更新をしております、滋賀医科大学につきましては5年間の共同研究講座を実施できるように調整をしているという違いがございます。

しかしながら、いずれも市立医療センターでの診療を通じたものであることから、その診療体制の強化にもつながるものでございまして、地域医療体制の強化・充実を図る点では共通する事業となっております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

大きく先ほどの中で違いというのは、フレイルだとかロコモ、そういう運動器系のところの差が今回大きいというような認識でよろしかったでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員おっしゃるとおり、三重大学のほうは総合診療医でございますので、全体的には地域の健康、地域医療ということになってございますが、滋賀医科大学につきましては、ご質問にありましたとおり、フレイルやロコモでございまして、当然滋賀医科大学の専門としましてはそういう、スポーツによる体の例えばテニス肘でありますとか、スポーツによるけがとか、そういったリハビリ関係とか、そういうところにも強いというふうに聞いてございますので、そういうことも通じて市民の

方の健康とか、スポーツの振興に寄与するということでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

このロコモ、フレイルという言葉からすると、やはり今、国民の平均寿命が男性で81.47、女性で87.57、健康寿命が男性が72.68、女性が75.38というふうに公表されています。

ここで、健康上の問題で、日常的に制限がある期間がいわゆるこの差ですね。そういうところが今回のを取り入れる中で解決されていくような形を取られていくのかということもちょっとお聞きしたいなと思っております。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員ご紹介のとおり、基本的にはフレイル、虚弱でありますとか、ロコモといいますのは運動器の症候群でございますが、こういったことに取り組むということで、市が推進しております高齢者の日々のこのようなフレイル対策でありますとかそういうところにもお力添えをいただいて、共同研究も図っていくというところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

人生100年時代ということで、やはりこれから高齢者、どんどん足腰が動かなくなるというようなことを予防していくというのは非常に大切なことなんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。

それと、地域医療部にお伺いしたいんですが、滋賀医科大学との提携を結んだ経緯について教えていただきたいなと思っています。

○議長（森 美和子君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

今回、県外の滋賀医科大学を相手方とした理由ということでもありますので、少し私どもの現状課題認識を含めて、経緯についてご説明いたしたいと思っております。

現在、当医療センターにつきましては、その診療体制において、本年3月に常勤医師2名の配置がなくなり、その後任もありませんでしたことから、4月以降は常勤医師5名、これは内科4名、外科1名という体制となっております。特にこの中で整形外科につきましては、非常勤医師のみによる外科外来診療にとどまっております。手術でありますとか、入院に対応できないといった状況でございます。こうしたことは、適切な地域医療の提供といった面はもとより、経営面においても大きく影響を及ぼすなど、常勤医師の人材確保による改善というものは喫緊の課題となっております。

この課題解消のため、整形外科常勤医師の人材確保に向けて、以前より、県内の三重大学はもとより県外の大学等関係機関に対しても働きかけを行うなど、模索を続けてきたところでございます。

そうした中、当医療センター院長の恩師が滋賀医科大学の学長となったことがきっかけでご縁ができ、その後、幾度となく協議、調整を重ねてきましたところ、当該大学の地域医療に対する考え方が折り返いまして、今回講座設置の予算化に至ったというものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

あと、今回2つの大学が入ってきたわけなんですけど、その関係性ですね。すみ分けだとか何かこう、三重大学と滋賀医科大学という2つの大学が来ますので、いろいろな整合だとか、そういうところの不具合等は懸念することはないんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

先ほど健康福祉部長も少し触れましたが、今回新たに講座を設けます滋賀医科大学とは、診療科で申しますと整形外科となります。以前から協定を結んでおります三重大学とは、総合診療科ということで内科ということになります。

結果としまして、私ども、内科・外科・整形外科・眼科の4科があるうちの整形外科と内科において、それぞれの大学と講座を設けることによって医師の配置をいただき、その診療を通じた研究というものも目的としながら運営をしていくということで、すみ分け整理といったものはしっかりとできているというふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ありがとうございます。本当に今回、医療センターの中で、医師の人材確保が優先的ということで理解をいたしました。さらに、この人生100年時代を見据えて、その健康を維持していくということも理解しました。さらにこれから信頼される地域医療を実現して、安心・安全な地域づくりに貢献できるようによろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の質疑になります。

ちょっと先ほどの伊藤議員と重複しますが、議案第87号から第106号まで、指定管理者の指定についてということで、地区コミュニティセンター（19施設）、鈴鹿馬子倶楽部及び亀山市関町北部ふれあい交流センターの指定管理者を指定する期間について確認させてください。

これは、前回令和元年に、指定管理者に対する期間のところ、今回、電気料金の変動だとか賃金の上昇など期間の経済情勢の変化にも対応できるように、ほかの施設よりも短く3年に契約を設定したとされています。議案第82号にもあるように、今回、この電気料金の高騰、人件費の高騰ということがあったんですけど、今回は3年から5年に延長するという事になっていますので、その理由についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

現在、市の指定管理者制度導入施設の指定管理期間は主に5年でございます。

コミュニティセンター等につきましては、新たな住民自治組織である地域まちづくり協議会が設立されたことに伴い、先ほどもご紹介いただきましたが、様々な状況の変化等へ対応するため、これまで指定管理期間を3年としてきたところでございます。

そのような中、指定管理者である地域まちづくり協議会が平成29年度以降、地域の実情に応じた地域密着型の管理運営の実績を積み重ねてきたこと、また指定管理者が5年という中期的な管理運営を計画的に行えることでより安定的な管理運営ができ、ひいては利用者の利便性やサービス等の向上につながることから、今回、指定管理期間を5年といたしたところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ということは、今までの検証を行った結果、決定されたということで理解してもよろしいでしょうか、ありがとうございます。

各地域の特色を生かしながら、各地域まちづくり協議会、この20の中で、いろんな方策が掲げられていると思います。それらをやはりバックアップできるように、よりよいまちづくりが継続できるように、この後も引き続きご支援のほうをよろしくお願い申し上げます。

これで全ての質疑を終了させていただきたいと思います。初めての登壇で非常に緊張しました。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時49分 休憩）

（午後 1時59分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 鈴木達夫議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

会派結に入れていただきました鈴木達夫でございます。

議案質疑をさせていただきます。

議案第82号令和4年度亀山市一般会計補正予算等の中から、特にエネルギー価格等の物価高騰による燃料費、光熱水費の増額補正について質疑をさせていただきます。

今回の補正予算の中、一般会計に限っていえば、全体で3億9,600万の中で一般職員人件費の1億5,600万の増、ほかに大きな予算を見れば、民生費の障がい者自立支援事業の4,200万、そして児童福祉費の過年度国・県への返還金2,300万等が上げられますが、何といたってもこのエネルギー価格高騰に伴う燃料費や光熱水費に対する補正が約1億2,000から3,000、計上されています。

今の社会経済状況の背景の中で特筆すべき予算補正であるという認識の下で質疑をさせていただきます。

言うまでもなく、この現象は長引くコロナ感染症対応、あるいはロシアによるウクライナ侵略と大きな外的変動の中で起因するとはいえ、もとより資源の少ない日本にとっては、これは想定外の現実ではないと私は考えます。その現実、実態が地域経済、あるいは我々の家計、大きく覆いかぶさってくるというように思います。

今回の質疑は、今回の補正予算を受けて、その厳しさが増すエネルギー環境を行政がしっかりと把握をし、施設管理や行政運営、ひいては市民生活、特に災害等の緊急時にどうフォローしていくか、どうフォローする用意があるのかという視点で質疑をさせていただきます。

まず1番目の質疑として、市全体としての影響についてという項を設けました。

1月18日の議会運営委員会の中で、今回の補正予算の説明をいただき、その後、この補正予算書を頂きました。これをずうっとめくってみると、どこのページにも施設管理費、光熱水費、施設管理費、燃料費、ほとんどのページで入っているんです。議運での説明ですと、主な補正内容ということで五、六個施設の増額分を計上していただきましたが、私はこれは一体全体、全体としてまとめた数字がつかめないのかということで、財政課に無理を言いまして資料を提出していただきました。

その意味で、資料の説明も含め、今回の補正、いわゆるエネルギー価格等物価高騰による燃料費、光熱水費の市全体としての影響をどう把握しているか質疑をさせていただきます。お願いします。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

令和4年度亀山市一般会計補正予算におきまして、エネルギー価格等の高騰により大きく影響のあった本庁舎や斎場、ごみ溶融処理施設、小学校などの施設管理に係ります灯油代、ガス料金の燃料費としまして906万円の増額補正を計上いたしております。光熱水費につきましては、電気料金が不足する額としまして1億62万円の増額補正を計上いたしております。また、委託料の指定管理料として、放課後児童クラブですとか都市公園、運動施設などにおける電気料金の不足部分としまして688万円を計上し、放課後児童クラブの民設民営に対します補助金としましては180万円を、新図書館における負担金につきましては658万円を計上しております。

これらのことから、エネルギー価格高騰に係る増額補正の合計金額につきましては、一般会計におきまして1億2,494万円になったということでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。燃料費として906万、光熱水費として1億少し、全体としては1億2,494万、これだけを今回の補正でということでは計上したということなんですけれども、私、この機会に市民の方と情報を共有したいために、一体全体そもそも市全体としての光熱費は、あるいは光熱水費でもいいんですが、幾らかかっているということを情報を共有したいんですけれども、

以前私、再生可能エネルギーの導入とか、あるいは環境基本計画に関する質問をするときの準備の段階で、いろんな本庁から溶融炉からあいあいから全ての電気料は幾らかかるのかなあとちょっと調べたことがあったんですね。そのときは、私の計算ですと3億5,000万くらいかなあと記憶しているんですけども、この数字は多分指定管理者施設は除いた数字だったと思います。一般会計で予算ベースでも決算ベースでもいいんですけども、一般会計で電気代は幾ら、指定管理者制度の中で幾ら要して、あるいは企業会計ですね。企業会計の中でどれくらい、いわゆる市全体として年間どれくらい電気料がかかっているんだというようなことが把握できたらうれしいので、答弁をよろしくお願いします。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

光熱水費のうち電気料金につきまして申し上げますと、予算の光熱水費には電気料金だけでなく上下水道料金も含まれておりますので、一般会計の令和4年度当初予算の光熱水費2億9,500万円のうち電気料金に係るものは、令和3年度の決算の比率から算出いたしますと約2億5,600万円となるものでございます。また、指定管理料等の当初予算の電気料金に係るものといたしましては約6,200万円となっております。また、企業会計の当初予算では電気料金に係るものとして約2億円となっております。

この電気料金に係る一般会計の当初予算額と、それから指定管理料等の分、それから企業会計の分を合わせた合計の当初予算の金額でございますけれども、約5億1,800万円となっております。

今回この12月補正でお願いをしております一般会計の補正予算額1億62万円、それから水道事業会計で3,565万円の増額補正を合わせました補正後の額といたしましては、約6億5,400万円になるということでございまして、当初予算と比較いたしますと約1.3倍の額となるものでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。全体として5億1,800万で、一般会計、企業会計含めて約30%が今回の補正につながっていると。

それから、報道によれば、もう来春、大手の電力会社は3割近く電気料を上げるんだという予定も聞いているんですね。それで、ウクライナが、あるいは中東の情勢がどうなるのかとか、円安がどう変化していくのか非常に不確実な社会情勢、そういう大きく関わりを持つんですが、非常に末恐ろしい。

それで、私はちなみに、もう本当に初めてやったんですけど、私の家計の電気料金を調べたんです。それで郵便局から引き落としされて、去年1年、この10月末までだもんですから、まだ大きな数字になっていませんけど、全体で124%です。ただし、これが11月から遡って5か月間は135%、そしてここ3か月は152%の電気料金であります。ちなみに今日、中日新聞に載っていたんですけども、今年の9月で光熱水費は大体1家庭当たり2,538円増ということござ

います。生活費全体では、食料費を含めて年間9,600円の増加をしてしまうという、質疑は関係ございませんが、発表させていただきます。

次に、通告の2番目として、補正額や補正率の高い施設についてという通告をさせていただきます。

今回の補正を見まして、大きな補正額を見ると、やっぱり学校は多いですね。小学校では2,350万、中学校850万、合計3,200万が補正ですね。これは学校です。これが2番目なんです。1番目は何ととってもコストの王様ではありませんが、溶融炉ですね。これは当初予算5,300万に対して3,430万、約65%の補正率、これが出ております。大きな数字です。

この要因について説明を求めたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

総合環境センターのごみ溶融炉施設でございますけれども、先ほど議員が申されましたように、電気料金につきまして5,300万円の当初予算に対しまして補正後予算8,730万円という形の増額補正を提案させていただいております。

これは、11月の今年度支払いを終えた時点で既に4,876万2,010円を支出しております、当初予算の5,300万円に対しまして執行率はもう約92%となっております。

この要因でございますけれども、やはりこれは燃料費調整額と申しまして、電気をつくるために必要な燃料の価格が市場や為替などの外部要因により変動するため、これに応じて電気料金に加算、あるいは差引きをするという燃料費調整額、これが高騰したことによるということで、それが大きな要因となっております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ちょっと分からないんですけれども、ほかの動力を使っている施設よりも突出して62%の予算補正をするのは、調整額が非常に伸びたからだということなんですけれども、これは普通の例えば50キロワットのキュービクルを持った施設が、溶融炉というのはその使う使用量が、動力が大きければ大きいほど調整額というのは負担が増してくるということによろしいんですか、ちょっと教えてください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

その大きさによってもやっぱり影響があると思います。

やっぱり電気をつくるための燃料ということの高騰によってこういう影響が出ておりますので、溶融炉施設につきましては施設が非常に大きい施設でございますもので、こういった影響も大きく受けてくるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

熔融炉の施設については、その特殊性というのか、専門性ということで、我々はなかなかチェックできない性質の施設なんですね。

それで、前回の補正でコークスの燃料、これ、会計上は消耗品費になっていますけれども、これで年間1億6,000万計上したものをまた6,000万オンして、そこでまた電気も65%オンと、たまらないですね、これね。

そこで質疑しますけれども、コークスの燃料費にしる、これは消耗品費ですね。動力費にしる、もう施設運営管理会社があるんですね。日鉄環境エネルギーソリューションというんですか、ここ辺り、これは2億数千万支払いをしているんです。この会社から燃料、あるいは動力に関する適切なアドバイス等はないのでしょうか。あるいは同じガス熔融施設を持っている他の市町も同じようにこの動力、電気料についてはもうお手上げ状態なんですか。ちょっと教えてください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

ごみ熔融炉処理施設につきましては、議員が申されましたように、日鉄環境エネルギーソリューション株式会社のほうへ委託しておるところでございます。

こちらの事業者に対しまして、光熱水費の増加を抑えるためにどういったことをしたらいいかということでアドバイスのほうもいただいております。

具体的には、効率的な廃棄物の混合投入ということで、熱カロリーの高いプラスチックごみと熱カロリーの低い家庭ごみを混合させて熔融炉に投入することで高い発熱量を維持させ、発電電力量を増やして、受電電力量を減らす手法について提案されて、現在も実施しておるところでございます。

また、本市のようにごみ熔融炉処理施設を導入している自治体におきましてでございますけれども、本市と同様に使用する電力は非常に多く、現在のエネルギー高騰の影響を大きく受けているため、大変苦慮しているというふうに伺っております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

燃焼方法を混合してどうこうとか、あるいは受電能力をどう、こんなものは日常業務の範囲内ですよ。

この施設、大型の機械の更新とか長寿命化に伴う大きな修理を除いても、年間のランニングコストが12億、市民1人当たり2万5,000円近くかかっている。もう超えていると思うんですけどね。

これは以前熔融炉の運転管理を施設更新、あるいは燃料、動力を含めたあらゆるコストを一括にした安定的に稼働する包括管理委託はどうだという提案をして、それで何度とそれは検討していくという。これは全く進んでないです、それがいいかどうか分からないですよ、僕は専門性はないです。全く検討の軌跡もない、あるいは足跡もない。次の施設更新も含めて、やっぱりこれは本腰を入れて検討、あるいは研究が必要だと思いますよ。

ここでまた学校関係の補正に関する質疑を用意してあるんですけども、我が家の電気料を報告している間に時間がなくなりましたので、ちょっとここだけ特徴的なことだけ言わせてもらいます。

ずっと調べたんですけども、新しい学校ほど電気料、あるいは今回の補正も多いんですよ。つまり、やはり設計段階でのランニングコスト意識が希薄ではないかということだけ指摘させていただきます。

次に、補正を要しない施設の状況についてということで通告をし、議長にお認めをいただきましたので、ここでは当初予算の大きい施設で、これだけ電気代の高騰の中、補正しないでもやっていけるのか、大丈夫なのかという意味で質疑をします。

大きいのが、やっぱり下水道ですね。下水道は、マンホールのポンプとかポンプ場とか処理場と動力費も四千数百万かかっていると思う。これも補正なしなんです。

それからもう一つは病院事業、これは光熱水費が4,260万、燃料費2,480万が当初予算6,740万計上しながら、これも補正なしでやっていける。

2つの部署にも通告してあるんですけども、どうでしょう、代表して病院、いいですか。なぜ補正しなくて済むか。

○議長（森 美和子君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

まず燃料費につきましては、令和3年度に既に高騰の兆しがありましたことから、それを考慮し令和4年度の予算額を増額しておりましたことから、執行見込額は予算額内、予算2,480万円に収まる見込みでございます。

また、光熱水費につきましては、執行見込額が約5,000万と、予算額4,260万円を800万円ほど、八、九%になるかと思うんですが、上回る見込みではございますが、当該費用を含む経費として約4億7,000万円の予算を計上しておまして、既決の経費の予算内での流用により対応が可能であるため、今回の補正は見送らせていただいたというところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

やはり企業会計の努力みたいなものも少しある、一般会計と違ってあるかなあとということで、そんな感想を持ちました。

指定管理の中で文化会館、これも補正がないんです。

実は一昨日歳末コンサートで、私もすばらしい歌声を聞かせていただきました。本当にブラボーをいう声を上げたくまりました。今日のサッカーは叫ぶことができなかつたんですけども、本当にこれも一つの企業会計、自分の中で回していくという一般会計と違ったという感想を私は持っています。

この項の最後、これは、あいあいです。総合保健福祉センター、これについては少し僕は色合いが違うと思います。

当初予算、光熱水費2,800万、燃料費600万、計3,400万の中で補正なし。

私はこの施設はコロナワクチン接種等々、照明等大きな電気料アップにつながるのではないかと

思えるんです。なぜ補正の必要がないのか説明を求めます。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本年度におきます総合福祉センターの施設管理費の光熱水費及び燃料費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴い、ワクチンを保管する冷蔵庫や冷凍庫等の設置並びに夜間・休日のワクチン接種に伴う電気使用量の増加、それからエネルギー価格の高騰、こういったことでの増加がありますものの、白鳥の湯の休業に伴います水道使用量や下水道使用量、重油使用量が減少していることから、毎月の使用量及び使用金額を月次管理した上で、令和4年度当初予算で賄えると判断をしたところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

白鳥の湯の閉館ということで、そっちの電気使用量を全体の中へ。

では、白鳥の湯、光熱水費は通年幾らくらい用意しているんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

白鳥の湯の電気料金につきましては、総合保健福祉センターにつきましては施設全体で光熱水費を管理しておりまして、電気メーターにつきましても、1か所施設の中でついておるところでございます。

議員がお尋ねの白鳥の湯だけの個別の施設機能のことではその料金につきましては把握をしていないところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

7年ぐらい前に白鳥の湯入湯料の検討委員会があつて、幾らにする幾らにするということがあつたんですね。白鳥の湯で、お湯で、温泉で幾ら動力費、光熱水費が、あるいはこれは上水もかなりかかっていますよ。これが把握していなくてよく料金の改定のベースがあつたんですか。不思議でしようがないですよ。それはもう絶対おかしいと思う。

それと、やはりこの施設は施設管理とか運営をシルバーさんに委託をし、あるいは温泉施設、これは名古屋の大成に委託しているんです。そんな中であつて電気の使用量が分からん、メーターもない、あいあいだ1つのメーターだと。総合保健福祉センターですから1つじゃ駄目ですよ。こういう中であつて、事業者のコスト意識が育つと思いますか。

私はしっかりと上水、下水道の使用量、あるいは電気量は別として、この温泉の事業は幾らコストがかかっているんだということがないと、これからの電気料金の削減の議論は進まないと思いますよ。

感想がありましたら。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員に申し上げます。

補正予算の審議です。これは補正を要しない施設になっておりますので、確認するのは結構ですが、少し議案質疑の範囲を超えておりますので、ご注意を願いたいと思います。

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

補正を要しない施設の状況について通告を出してお認めをいただきましたので、私はこの質問をさせていただきます。失礼しました。

もう一つコメントだけ。やはりメーターはつけるべきだということと、社協の関係、費用分担、これについても研究を進めてください。

それでは、これも今後の対応についてということで、あまり突っ込んだ質疑もできないんですけども、年間5億を超える光熱水費、あるいは先ほども言ったとおり、この先どんな展開か不透明の中で、ましてや資源の少ない日本の公共団体はこぞって先駆的に対応すべきだと私は思うんです。ましてや、今国が化石燃料から再生可能エネルギーなど、クリーンエネルギー社会に転換を図っていく、構造を転換させていくんだというGX（グリーントランスフォーメーション）、この時代を迎える中で、あるいは市としても環境基本計画、あるいは地球温暖化対策実行計画等の中でどう対応しようと考えているのか、答弁をお願いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず公共施設におけます消費電力削減につきましては、第2次亀山市環境基本計画に内包しております市地球温暖化対策実行計画に取組方針と施策を示しておりますので、こちらについてちょっとご説明させていただきます。

具体的なものとしましては、温室効果ガスの排出量を減らす取組としまして、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー、省資源化行動を促進するため、環境に配慮した公共施設の建設、設備更新を行うこととしております。

また、再生可能エネルギーを活用する取組としまして、公共施設の大規模な改修や新設を行う場合に、再生可能エネルギーの積極的な導入を図ることとしております。

また一方で、先ほどこっと議員のご質問の中で委託業者からいろんな提案はないのかということに、これにちょっと重なるかも分かりませんが、エネルギー価格高騰により大きく影響を受けております総合環境センターごみ溶融処理施設につきましては、発電電力量を増やして受電電力量を減らすとともに、コークス使用量を削減することを目的としまして、11月10日から19日にかけて、コークスの代替としてバイオマスチップをごみ重量に対し5%程度混入し、溶融処理する試験運用を行ったところでございます。

プラントメーカーからの正式な報告はまだございませんが、発電電力量が増え、コークス使用量を低く抑えることができたとの速報があったところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

再生可能エネルギーの導入ということで、今年は購入はしましたけど導入はしていないと思うんですね。それで後期の実施計画の中にも具体的な研究とか検討は進めると書いてあるんですけども、再生エネルギーの導入については全く、今の実施計画の中には書き込みがないということで、非常に残念だと思います。

それから最後に、本庁関係、あるいはいわゆる本庁と市が保有する、先ほど紹介しました約5億を超えるお金、これはどんな削減を図る手だてがあるか、あるいは青写真があるのか、今後の対策と、今後についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

電力量削減に向けた市全体の施設全体の取組ということでございますが、各個別の施設の状況はいろいろございますので、そこら辺は各所管の部署で対応いただきたいと思うんですが、市施設全体の取組といたしましては、令和4年度から3か年で67施設の照明のLED化、これは10年間のリース方式により進めていくということでお認めをいただいております、これによりまして電気料金の削減と照明の修繕料の抑制を図り、財政負担の平準化と導入後の安定的な維持管理に資するものと考えております。

令和4年度の対象施設は、LED化による削減効果が大きい道路照明灯、本庁舎及び関支所の3施設としておりまして、現在、年明けからLED照明の取替え作業に向けてリース業者との最終調整を行っているところでございます。

照明のLED化による消費電力量の削減効果でございますが、事務所照明について申し上げますと、既存の蛍光灯照明からLED照明に更新することによりまして、照明に係る消費電力量が約4分の1に削減される見込みでありますことから、早期導入による効果が大きいものと考えております。

あと、先ほどもありましたけれども、亀山市地球温暖化対策実行計画に基づきまして、亀山市が実施している事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量を削減することを目的とする取組として、以前から実施しております空調の適温設定や不要照明の消灯など引き続き取り組むことや、電気自動車の導入についても今後進めて、現在も既に購入しておりますが、進めることなど、省エネルギー対策に一層取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

施設のLED化、リース方式でどんどん進めてください。というのは、防犯灯のLED化だけでも市内4,695基の中でまだ50%は、達成率は47.8%ですけども、これを全て蛍光灯であると想定した中では、今でも年間、防犯灯だけで650万削減できているんです。ぜひ施設のLED化、計画的になお一層エンジンをかけて進めていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

通告に従い、質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第82号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）から、第3款民生費のうち、障がい児支援事業の増額補正について伺います。

支援の必要なお子さんに対して加配をする職員に充てる予算なんですけれども、発達支援保育検討会議において加配判定されている子供さんの人数を、3歳児以上も3歳児以下も全ての子供さんについて人数を教えてください。

すみません、前段としてこれは公立も私立も含んだものなのか公立だけなのかということも併せて伺います。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

市内の保育所及び認定こども園において、加配職員による特別な支援が必要であると判定されている園児数ですが、11月末現在で、公立園で48人、内訳にいたしますと、3歳未満児が6名、3歳以上児が42名となります。

私立園にも特別な支援を要する園児を保育するための補助を出しており、その数が私立園では、3歳以上児の2名というふうになっております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

公立は、3歳未満が6名、3歳以上が42名ということですね。

この予算としては、私立も公立も含めた予算であるということで認識させていただきます。

そして、それに対する加配の職員の実数、0.5とか0. 幾つとか人間を割ると分かりづらいです。常勤の数で伺えますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在任用しております加配職員につきましては、公立保育園の3歳未満児に5人、保育士を全て加配しております。それから、3歳以上の園児に係る加配職員につきましては、加配の保育士は公立で6名、私立で1名となっております。また、介助員は公立で24人、私立ではなしというふうになっております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

それで、この子供さんに対して、何人に対して職員がつくのかということがその子供さんの支援の必要度によって変わってくるということなんですけれども、基本的に先ほどからお聞きしていますと、やはり亀山の特徵として、3歳児未満については当たり前保育士の加配がされていますが、3歳児以上の方については保育士であったり介助員であったりしますので、3歳児以上のことについてお伺いしたいんですけれども、この判定をする根拠というか仕組みについてお伺いしたいんですね。どのように年に何回判定をしてつけていくのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

加配職員の配置が必要かどうかの判定につきましては、専門的な知見を持っております臨床心理士、保育士及び保健師等で構成する発達支援保育検討会議において、支援を要する子供一人一人の状況を見た上でその判定を行い、適切な配置に努めているところでございます。

その回数でございますが、年度途中で加配が必要になったお子さんにつきましては、年間一、二回程度、それから次年度の加配が必要かどうかという判定につきましては、3回から4回程度実施しております。

加配職員の配置でございますが、議員ご指摘のとおり、3歳未満の園児には保育士がつく、そして3歳以上の園児につきましては原則介助員を配置しておりますが、特に必要と判断されるというような場合には保育士を配置するというふうにしております。

また、支援の質に関しましても、加配保育士や介助員に対する研修を実施したり、園に対する巡回訪問指導等を行い、効果的な支援の方法を助言するなど、個々のお子さんに応じた適切な支援を行えるように努めておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

年に三、四回、次のお子さんに対してどうするかということの検討をしていただいた上でつけていただいているということをお聞きしましたが、じゃあ今回例えば、今回のこの補正の在り方が例えばこの補正によって新しく誰かを雇ってどうこうということではなくて、当初予算で見込んだものに不足する補正額を上げていただいている、既にもう動いていただいている、人はもうついていただいているということですので、そうですね。この3歳以上の子供さんが42人いらっしゃるということなんですけれども、これが軽度・中度・重度で分かれていると聞いていますので、その内訳を伺いたい。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

軽度・中度・重度につきましてはですが、時々点検補助が必要なお子さんについては軽度、部分的な個別対応補助が必要なお子さんは中度、常時個別対応を要するような方は重度というふうに判定をしておりますが、3歳、4歳、5歳につきましては、3歳児につきましては軽度が4名、それから中度が3名、4歳児につきましては軽度が6名、それから中度が11名、5歳児につきましては

軽度が9名、それから中度が7名、そして重度が2名、このような内訳になってございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

毎回聞いていますんで、看護師さんもつけていただいていると思いますけど、保育士さんの数が3歳以上でも増えたんだとは思いました。それは、でも数で増えたらいいのかどうかということじゃなくて、そのときそのときの子供さんの状況で必要だからつけてもらっているということなんだと思うので数だけでは判断しませんが、基本的にやはり保育士が必要だと私は思っていますので、これを毎回聞かせていただいています。

その先ほど言ってもらった時々見るだけでいいのかとか、常に手が必要なのかという判断も必要ですが、保育所の子供さんは大きくなればなるほど子供の言葉の数も増えてきますし、小学校へ上がるためのいろんな手だて・支援が、また小さい子とは違う新たな支援が必要で、そういうものというのは時々見ればいいというものじゃなくて、特に体が不自由とかそんなことじゃなくても、特に発達支援なんかでは毎日毎日見てあげることが必要になってくると思うんですね。

だから、見たところの重症度で軽度・中度・重度ということではなく、日々の支援が本当に必要な子というのはそういう重篤度とは違うものがあると思うんです。そう考えていきますと、保育所という支援を全面的にするとところって、ここのこの子は保育士が要らないとする根拠は何もないと思うんですね。

ですから、毎回毎回当初予算でつけて、足りない分は12月につけて、一般財源化されて久しいんですけども、これは保育士を介助員へと誘導するための施策ではないんですね。障がい児の支援の必要な子供は全国的にもどんどん増えていますし、医療も発達していますので、特に4年前は障がい児保育に充てる地方交付税が倍化していますよね。そういう情勢を鑑みて、ただいつも3歳児以上は介助員でいいよと、時々必要な子だけつけるよと、足らんかったら12月にこうやって補正するよというサイクルではない、根本的な子供たちの発達を支援する議論をする場が必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

議員のご指摘のとおり、一人一人の発達の違いというのはその子それぞれに特徴があり、必要な支援も質も程度も変わってまいります。その一人一人について、今、発達支援保育検討会議のメンバーがそれぞれの園に赴きまして、どのような支援が必要なのか、こういう支援があればよりその子の力を伸ばせるのではないかというようなことも考え合わせながらその検討会議に臨み、支援の必要、加配の職員の判定を今行っているところでございます。

ただ、予算の編成時期がどうしても4月よりも先にあるというところ、大分先に決めなければいけないというところで、どうしても4月当初の実態とは乖離が生じるということはなかなか難しいところだなあというふうに私たちも考えております。なるべくそういうことが少なくなるように考えてはいきたいと考えております。今後もちよっと努力をしてきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

障がい児加配の保育士さんの割合は県下でもとても少ないのが亀山市です。ぜひともこの専門家をきちっと充てていただくようにということを進めていただくように求めて、次の質疑に移ります。

第8款の土木費より狹隘道路後退用地整備事業の増額補正についてです。

この内容、内訳を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

狹隘道路後退用地整備事業では、狹隘な生活道路の整備のため、市民の理解と協力の下、建築基準法に定められた4メートルの道路幅員を確保することで、通学路指定された道路等を利用する歩行者の安全や住宅地の防災・減災機能を高めるとともに、良好な住環境の形成の促進を図り、安全で安心な住みよいまちづくりに寄与することを目的としております。

制度の概要としましては、平成21年度に亀山市狹隘道路後退用地整備要綱を定め、ご協力いただきました皆様への助成といたしまして、拡幅整備助成金と報償金を交付しております。登記が完了し、ブロック塀などの支障物件の除去をしていただきましたら、市が舗装工事を施工し、事業が完了となるものです。

今回の補正に関しましては、申請数が当初見込みより増えたことから、報償費と登記測量の助成金を5件分、除去、整地の助成金を2件分子算計上いたしましたものです。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

令和2年4月から助成金や報償金について拡充していただいたので寄附が増えたということは以前私もこの件については質問をさせていただいて、増えたんですねと、よかったですねということを行った覚えがあるんですけども、増えることを想定していますんで、想定して予算が立てられたなかったのかなのかなということをもまず思いますのと、どんなぐらい増えたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

中心市街地の土地利用の活性化を促進し、コンパクトシティーの形成を図ることを改正の目的として、令和2年度に要綱を一部改正し、助成金を一律5万円から上限15万円に、また居住誘導地域内のみであります。支障物件の除去及び後退用地等に係る整地にも上限30万円の助成金を交付することができるようにしたところ、用地の寄附件数が増加しています。

具体的には、令和元年度21件、令和2年度20件であった寄附の件数が令和3年度には31件に増加し、今年度も12月1日現在で27件の寄附の申出がございます。

今回の補正によりまして、申請者に対する報償金や助成金はお支払いできると見込んでおります

が、しかしながら舗装工事は過年度分も含めまして来年度以降の工事着手となる見込みでございます。令和2年度以降において舗装工事の割合は33%でございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

報償金などは今回の補正で何とか今年度いただいた寄附の分は賄えるんだけど、工事をする舗装のお金が足りないということですね。

それが前の年もあるんですね。要するに、全体に必要な分の33%しか工事ができておらず、67%がまだだということなんですね。

かなり増えたと言っているながら、私も見込むべきだったんだらうなあと思っていますが、じゃあこの残りについてはどうされるのか、早くにできるのか伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

狭隘道路整備事業は国の社会資本整備総合交付金を活用して国から承認された事業費の範囲内で事業を実施しております。

令和2年度から舗装工事も対象となったため、交付金の額に応じ舗装工事を実施しておりますが、国からの交付金は増加していないことから十分な舗装工事費が確保できない状態にありました。

令和5年度には舗装工事費の大幅な増額を予算要求し、国の承認が得られれば、令和4年度分までの全ての舗装工事が完了する見込みとなっております。

今後も国も国土強靱化の観点から狭隘道路事業にさらに推進することから、適正な交付金を要望し、事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私、今回寄附をされた方から、なかなかやっぱり工事が進んでいないと、がたがたのままでやはりもう、ちょっと小さい子供さんがいたりすると危ないし困るとか、靴が悪くなるとか、いろんな苦情をいただいた経験もあり、今回取り上げさせていただいたこともあります。

ですから、それは国の補助の関係もありませんが、要綱を変えたのは市の判断ですので、やっぱりそれだけ増えるということを見込んだ上で、きちんと市の責任において今年度分いただいた分はきちっと来年度見ていただく、そして来年度もきっとまた増えるでしょうから見ていただくということはぜひともやっていただきたいなと思います。

次の質疑に移ります。

議案第83号令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

第6款の諸支出金、その他償還金の増額補正について伺いたいと思います。

償還金とは返すということですよ。返すからにはやろうとした事業ができなかったとか、そういう要素があるんだと思いますので、どういうことについて返すのか伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

その他償還金の過年度県支出金返還金5,668万1,000円の増額補正につきましては、令和3年度分の超過交付となっておりました県支出金を精算し、返還するために計上したものでございます。

内訳でございますが、普通交付金として療養給付費や療養費などは全額県支出金で賄われるものであり、当初見込みより多く県支出金が交付されていたため、令和3年度保険給付費の実績で精算し、まず返還するものでございます。

また、特別交付金として特定健康診査等の負担金分等が交付されておりましたが、特定健康診査の受診者が当初の見込みよりも少なかったことや、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、健康セミナーの開催の減、また生活改善を促すセミナーの中止などにより交付金を精算し、併せて返還いたしましたものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

コロナ禍でもあり、セミナーなどが行えなかったのは仕方がないんだと思います。

保険給付費が少なく済んだというの、見込みより多過ぎたというのもあるんだと思いますし、よっぽどお医者さんにかかれなような事情がないのであれば、少なかったのは、皆さんがお医者さんにかからなかったということでもいいのかもしれませんが、1つ、特定健診ですね。

特定健診が見込みより少なかったということですが、これについてお聞きしたいんですけども、どれぐらい受けていただいて、何%受けていただいて、その率として県下でどれぐらいの順位だったのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

令和3年度の特定健康診査の受診状況につきましては、被保険者のうち40歳以上75歳未満の方が受診対象となりますことから、令和3年度末で受診対象者数は6,383名で、令和2年度より受診者数は134名増の2,395名、受診率は2.7ポイント増の37.5%で、県下14市中13位でございました。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私もいつもぎりぎり慌てて受けに行くんですけどね。今回はお知らせの内容が、ふだんやと1万円以上かかる健診が今年は無料なんですよね。だから無料ですよ、ぜひ受けてくださいというのがあって、割と額が書いてあってインパクトが強くていいお知らせだなあと思いましたが、この令和3年度ですと、500円の負担は要ったんですよ。500円でこれだけできるのは、内容もいいので私も本当に勧めたいなあと、いつも話に出しているんですけども、それでも14市中14位だったのが14市中13位に1つ順位が上がりましたけど、まだなかなか少ないということ

で、今年これを無料にしたことが功を奏して、ちょっとよくなっているのかどうか、そういう原因としてお金のことだけなのか、お考えのことがありましたら伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

健診に未受診者が多いという中で、様々な電話等で確認を取ったりして、どういう理由で受診しなかったんだというようなこともお聞きさせていただいております。

そういった中、やはり多いのが通院中だから行かないとか、受診が必要ないと、それとか他の健診を受診しておるとか、忙しいとか、こういったことで受診されないということ。特に40歳、50歳代の方が非常に受診率が低いということで、やっぱり働き盛りの方につきましては、まだまだ受診率の向上にはなっていないということでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

またいろいろ調べていただいて、受診率向上に努めていただきたいと思います。

ちなみに、私、今回は前より、すごい1か月前に詰まってしまって入れませんかと言われたところだったんで、多分前よりよくなっているんじゃないかなと思いました。

最後の質疑に移りたいと思います。

同じく諸支出金の中で、国民健康保険事業運営基金の増額補正について伺います。

この増額補正の内容について伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

国民健康保険事業運営基金の増額補正につきましては、令和3年度の国民健康保険事業特別会計の決算額が9,968万円の黒字決算となりましたが、令和3年度分の交付金等に係る超過交付金であった5,668万円を精算、返還し、余剰金となりました4,300万円を国民健康保険事業運営基金に積み立てるものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

余剰金なんですよ。

先ほども伺いましたように、国や県や市に対してはきちっと使わなかったらお返しするんですよ、使いませんでしたということで。要りませんでしたということでお返しするんですけども、被保険者に対してはお返ししないんですよ。それが基金としてためていくということだと思っておりますけれども、やはり1年1年の会計ですので、随分先のことを思ってためてばかりでも、やはり私は能がないのではないかなと思っております。

最近の情勢を考えますと、やはり国保がとても高過ぎるという情勢は変わりませんので、今まではこの積立金をもって値下げをしてくださと言われても、1人当たりになると100円もない状況

でしたのでなかなかそういうことはできませんでしたがけれども、これは今回の積立てで合計どれぐ
らいの基金になったのか伺いたと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

今回の補正によりまして、令和4年度末国民健康保険事業運営基金の積立残高は、1億1,54
4万9,633円になる見込みでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

何度かこういう質疑をしておりますが、できるだけやっぱりこの1年1年の会計なので、これを
保険料の値下げに使うでありますとか、あと最近国もやっと子供さんの均等割を、学校へ行く前の
小さなお子さんに対してだけ半額にということで始まりましたけれども、そこをあえて半額じゃな
くて全部としているところもあれば、半額のところを年齢を上げているところもありますし、
いろんな工夫で今の被保険者に対してできることであると思うんですけども、そういうお考え
はないでしょうか。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

積立残高が年度末で約1億1,545万円ということでございますけれども、一方でこの30年
度の県単位化から被保険者の保険税負担が急激に増加するのを回避するための、既にご存じのと
おり激変緩和措置が令和5年度までというふうにされております。

その激変緩和措置終了後の令和6年度以降のことを考えますと、今単年度で精算をそういう免除
に充てるとかそういった考えじゃなくて、やはりその先の安定的な財政運営をするために備えてい
きたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

想定内のご答弁ですけれども、例えば後期高齢者であるとか介護保険になるとまだずっとそこ
に被保険者がい続けるばかりではなくて、お仕事が替わったりするごとに被保険者が入れ替わっ
たりしますので、3年先、2年先のことでためているということよりも、また今の被保険者にとい
うこともひとつ考えていただきたいなと切に願ひまして、私の質疑を終わらせていただきたいと思
います。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時06分 休憩）

(午後 3時16分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

私は、議案第81号亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備についてでございますけれども、まず1つ目に、皆さん方のお手元にも配付してまわろうと思うんですけども、職員の推移、平成17年から令和4年までの推移は配ってまわろうてあると思いますし、特に今回取り上げたのは技能職の職員の推移についてでございますけれども、その中で給食調理員の登録人数、正規職員が各項目で平成24年から16人から18人という推移になっていますけれども、会計年度任用職員が調理師として9名から、令和4年は6名となっております。給食調理員の総数が、令和4年度には総数81名という形になっておりますけれども、当亀山市においては、保育園9園、加太保育園はセンター方式、関のほうの給食センターですな。中学校は3校で、関中学校はセンター方式、それから小学校においては関小、加太小もセンター方式であると。残り17か所、自校自園方式でやっております。

その中で、まずお聞きしたいんですけども、会計年度任用職員等々でこの数もあるんですけども、この方々は調理師の免許を持っておみえになるのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

給食調理員の採用時におきまして、調理師免許を条件としておりますので、正規の給食調理員につきましても全員が調理師免許を有しております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、ここが定年延長という形で条例を改正されるわけです。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで7年間で65歳まで順次引き上げていくという形になっておるんですけども、そこでこの定年延長による亀山市の合併当初からの亀山市定員適正化計画というのがあります。これに対してその影響、この定年延長によってどのようになっていくのか、そのことについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現在、亀山市定員適正化計画につきましても、第4次ということで令和2年度に策定をいたしましてしております。その定員適正化計画の中で取組の方策といたしまして、定年の引上げへの対応とい

うことで、今後、段階的な定年の引上げが予定されていることから、その動向を注視し、適切に対応するとともに、定年延長者の増加により新規の職員採用の抑制が懸念されることから、職員の採用については、事務事業の推進に支障を来さないよう計画的かつ平準的な採用に努めますということで、この第4次定員適正化計画を策定する際に、そういった定年延長のことが見えておりましたので、そういったことも方策の中に入れております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だけどやっぱり平準的な適正化計画を組んでいくというんですけれども、当然下にも上げてありますように、人件費等々も推移があると思うんですよ。そして人件費のやつも、こっちに項目は分けてありますけれども、ごっちゃに言うんですけれども、当然、ちなみに当初予算における職員人件費の推移という表もちょっとつけてあるんですけれども、平成25年と令和4年度を比較すると、当初予算において、予算は5.4%増加しておると。にもかかわらず人件費は0.48減しておるといことです。

そういう中で、人件費を抑制することによって、その適正化計画と、それから定年延長というのがうまくバランスよくいけるのかどうか。そこら辺の見解はいかがですか。バランス、人件費の抑制を図るために、定員適正化計画が設けられておると。にもかかわらず、この表にありますように、予算額は上がっておると。だけど、人件費は下がっておると、0.4に。だから、確かにこれは一つの企業でもそうですけれども、やはり人件費の削減によって、そのコストを下げることによって物事を進めていくんですけれども、一般企業と市政の各種部門の運営とは違うと思うんです。やっぱり適正な人員配置をして、そして少々人件費がかかっても市民の要望に応えられる、そういうような政治をしていかなあかんと思う。

だから、こういうような現象が見られるんですけれども、やっぱりそこら辺の考え方でどこまで適正化させていく。例えばこれは人を減らしたらそれでええのかという問題ではないと思うんです。

というのは、先ほど言いましたように、給食調理員の定数が正規職員が各項目で16人から18人と。だけど、会計年度任用職員が9名から6名というような形でやっておると。こういうような会計年度任用職員の方はやっぱり正規として取り上げてやっていけば、この17自校方式、自園方式のところ、それからセンター方式のところ、そこが順調に動くんじゃないかと。やっぱり人件費の高騰を抑えるためにこういうような会計年度任用職員を採用することによって人件費の抑制を図るという政治はあかんと思ってる、市民サービスで。

そういうふうな認識はございませんかな。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

人件費の抑制ということでございますが、確かに定員適正化計画が平成17年度、第1次が始まっておりますが、当初は適正化の手法といたしまして、事務事業の再編・整理及び廃止とか、民間委託とか、あるいは今でいう会計年度任用職員の活用とか、そういったことが書いてはございましたが、決してこれによりまして人件費の抑制というふうなことを狙っているものではございません。

それと現在の定員適正化計画につきましては、令和2年4月1日の職員数を基本とし、育児休業者を職員数から除くこととして、真に正規職員が必要な場合は正規職員を配置する、必要な正規職員については配置すると、そういった計画にしております。

それと、人件費の推移につきましては、確かにこの10年でその当初予算に対するウェートというのは変化は若干ございます。これは当然いろんなこのコロナ禍によりまして予算が膨らみますと人件費は下がりますし、あるいは一番大きいのは、当初予算の職員の退職手当、これにつきましては1億円とかそういった金額がございますので大きく左右されるものでございますので、その年々によって予算に対するウェートは変化をしておりますが、決して人件費を抑制するという目的ではございません。ただ、いろんな業務の効率化から、なるべくそういったところで効率よく業務を進めるといのは当然これは大切なことではございますので、ただ最初に申し上げましたように、必要な正規職員は配置する、採用する、そういったスタンスで現在は計画を進めております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だけど、この条例改正の中に、定年延長をする一つ的手段として、欠員を補充することができず公務の運営に著しい支障が生じることという項目が入っておるんですよ。今までこの項目はないんですよ。この条文。だから定年延長することによって、正規職員の新規職員、その採用にも影響するんじゃないですか、全体数がね。

例えば令和2年度にその基準にして一つの定員適正化計画を進めていくというような形ですけども、定年延長すること、それは時代の流れですから、国もそういうふうになってきてますから、だけど、もっと基本的におるべきところには正規の職員がおらなあかんというのは、私は重々理解していますけれども、その条例をするためにこの今回の定年延長の条例が改正されたわけですよ。その中に、欠員を容易に補充することができない公務の運営に著しい障害が及ぶときには定年延長をしていくというような形でこういうような条文に改正したんですけども、そうするとどうしてもこういうような技能職のところ定員適正化計画のあれが及んでいかへんかとね。正規職員に上げて、当然会計年度任用職員については2回のボーナスというのかな、それも変わっていますかな、1.45かな。それから一般職員の職員は4.4やと思うんですけども。だけど会計年度任用職員の人は同じ仕事をして、片方は4.4もろうて、自分らは1.45というような形で振り分けしておるのやで、そういう点はやっぱり不公平が出てくると思うんですよ。同じ職務をやっておつて。にもかかわらず、そうやって定年延長してくれよといって定員適正化計画が堅持できるかといったら、私は、今も申し上げたように、平成25年と令和4年度の比較した場合に、片方は人件費率が17.6ですよ。それで令和4年度は人件費率が15.何%ですよ。これはちょっと4億違うんですよ、人件費が。人件費だけで抑制が。そういうようなところで抑制を図っておるのにかかわらずこういうのは定年延長することによって正規の職員、おるべきところ、配置すべき正規の職員が抑制されていくんじゃないかという懸念を持っておるんですけども、そういうような懸念はございませんかな。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職員の採用が抑制されていくのではないかとということでございますが、確かに今回の定年の引上げによりまして2年に1回しか退職者が出てこない。途中で自己都合とかそういったので退職した場合は除きますけれども、原則的に定年まで職員が働いた場合は、例えば令和5年度から始まりましますけれども、定年退職者はゼロ、翌年令和6年度ですと、行政職の適用職員ですと10人ということで、退職者が隔年で出てくるわけなんです、ただ基本的には先ほど申し上げましたように、定員適正化計画では職員数維持ということにしておりますので、退職者は補充というふうなことで考えております。

ただ、その補充の仕方につきましては、2年に1回ではなくて、いろんな短時間勤務とか再任用とかいろんな形態の職員がおりますし、また会計年度任用職員も配置されておりますので、全体的に鑑みながら退職者は補充というふうなことは考えておりますので、決してそれを減らすということでは考えてございません。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、この定年延長の基本的な考え方というのは、今年金支給が65歳だと。それまでに再任用で今までもやってきておるんですけども、だけどそれをやっていると母数がほとんど変わらんですやんか、人件費に対する母数が。

そうすると、新規採用というのがなくなってくるのと違うかと私は思うんですよ。定員適正化計画、そうすると令和2年度だといったら亀山市の定員適正化計画の人数は、基本的に何名が適切なのか。5万人都市として何名が適切な数字なんかということは把握してみえますかな。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職員の定員でございますが、ここにつきましては先ほども申し上げましたように、令和2年4月1日を基準日としまして、この計画の期間内、令和7年4月1日までの5年間でございますが、424人を基本とするということしております。

ただ、この目標職員数につきましては、令和7年4月1日時点の医療職、消防職につきましては除くといったことで計画をしております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確かに、今までの推移を見ますと、平成17年度から。給食調理員、応接員、運転手、清掃職員その他で、平成17年には給食調理員が20名、応接員が11名、運転手さんが6名、清掃職員が9名、その他5名、現在、給食調理員が18名、残りは1、1、1、2ですよ。こんな形で本来の職種に合う人をそこで技能職の人らを削除して行って、一般職のほうに上乘せしてきておると、人数を。そういうような形になっておると違うんですか。こういうふうにこの表を解釈してもよろしいかな。それは果たしてこの定年延長に係ることでそういうような弊害が起こってきませんか。

いかがですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど議員がおっしゃいました平成17年からこの令和4年度までを比較いたしますと、確かに労務職員については51人から23人まで減っております。ただ、この人数の推移につきましては、平成17年度の第1次定員適正化計画の期間中におきましては、基本的には労務職につきましては退職不補充という考え方で進めておりました。当初は職員数の削減というのもございましたので、ただ、第2次定員適正化計画の際には給食調理員につきましては除く、採用していくというふうなことで計画を変えておりますので、平成22年度以降につきましては給食調理員にはその退職者補充をいたしております。

そういったことで、年々退職者、新規採用はございますが、令和2年度以降は18人ということで給食施設1施設には正規職員が1人配置できるように人員を確保しておるものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

では、その技能職の給食調理員についての年度別の新規採用人員、それを教えてください。令和元年から結構ですわ。どんなくらいの形で新規採用していったのか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

給食調理員の採用状況でございますが、先ほど申し上げましたように、退職者の人数によって変わりますし、あと試験を実施しても採用ができないといった年もございましたので、数字をここ29年度あたりから申し上げますと、29年度には2人、令和2年度に2人、それと令和4年度に4人といった数字で給食調理員は採用しております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、令和4年度の定員適正化計画で定年延長があつて、令和13年度、これに順次上げてくるわけですね。それで毎年再任再任で繰り返していくというようなことがこの条文に書いてありますよ。そうすると、令和13年度には65歳までの欠員の要員に補充することができない、公務の運営のために支障が生ずると、大体令和13年度には何人ぐらいのこの対象者が出てくるんですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

労務員で申し上げますと、この定年の引上げが制度的に完成いたしますと、令和14年度に1名退職者が出ます、65歳での定年退職ですが。それまでは定年退職引上げに伴いまして定年退職者

は発生いたしません。

(「それで何人やと言っている」の声あり)

○総務財政部長(原田和伸君登壇)

1名です。これから1名発生をいたします。

○議長(森 美和子君)

櫻井議員。

○18番(櫻井清蔵君登壇)

そうすると、この定年延長をやって令和13年度には1名しか増加しないということかな、今の答弁やと。令和14年の4月には1名しか増えないということ、そういうふうに理解してよろしいかな。

○議長(森 美和子君)

原田部長。

○総務財政部長(原田和伸君登壇)

給食調理員、労務職に限っていいますと、この条例をお認めいただきましたら、来年度以降というか当面、定年退職者は発生いたしません。

最初に発生するのが令和14年度に1名ということをございまして、あと当然一般事務職、消防職も含めると、令和6年度には10名、令和8年度には5名、令和10年度には9名といったことで隔年で当然これは発生いたします。

○議長(森 美和子君)

櫻井議員。

○18番(櫻井清蔵君登壇)

ということは、結局20人ということですよんか、今。

そうやけど、424人の中には、消防職は入っていない、病院職は入っていないという中で、なぜ消防職を入れるんですか、ここの中に、そうでしょう。消防職は入っていないくて定員適正化計画は424人というようなことを言われましたやんか、でも今消防職も言われましたやんか、そうでしょう。

だから、恐らくここら辺で、私が聞いたのは、定年延長について私は別に反対はしていませんよ。異論は言っていない。当然今は社会情勢からいくとこれは必要なことで、国の法律でもこういうふうにしなさいよと、地方自治体もそれに準じなさいよという形で国からのあれがあったと思う。

ただそれをするがために、最後の段に書いてありますように、新規職員採用の今後の考え方というところを書いてあるんですけども、そこら辺に影響が出てきいへんかなと私は思うておるの、今後ね。この7年間の、今その消防職5人抜いて15名の定年者が出たら、当然その人らが職員として残るわけですよん。当然これはその定年延長した人たちは一つの定員適正化計画の人員の中の一員になるんでしょう。含まれるわけでしょう。その15名が含まれるわけやんか。そうすると、この定年延長することによって拡大をしていかなあかんと違うかと私は思うんですわ。

だから、さっきも言わせてもろうたように、令和2年度と令和4年度の比較をすると、令和4年度の人件費が38億3,828万6,000円です。令和4年度が34億4,454万8,000円でしょう。3億9,373万8,000円の差になっておるんですよ。この僅か2年間で。ここまで絞

り込んでおるんですよ。

だけど、これは絞り込む必要はないと思う。一番最高で、平成27年が人件費率が当初予算を含めて18%あったんですよ。そして市民サービスは充実しておったと思うんですよ、そのときは。私は28年のことは覚えていませんけど。だからそういうような形でやっていくと、やはりもう少し根本的な見直しを、この定年延長制度をするんやったら根本的な定員適正化計画、それから新規採用、それから技能職の会計年度任用職員を正規化するというふうな制度改正というのはしていかなあかんと思っておるんですよ。いかがですか。

○議長（森 美和子君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

まず、総務財政部長が申し上げた令和14年の採用については1名というのは、今任用しておる職員が、年齢が高い方はもう既に辞められてみえますので、そういったこととなります。

それと、議員が申されたように、それまでは給食調理員については新規採用がございません。でするので、10年間でブランクができます。それについてはやはり年齢構成がいびつになりますので、それはご指摘のとおり、やはり計画的に採用していくことは考えていくべきものやというふうに考えております。

あと、人件費率の令和3年、4年の部分でございますが、これは分母にコロナの事業がありましたので、全体の歳出が膨らんでおる関係で人件費率が下がっていると、そのように認識をしております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、この表をあえて当初予算にしてもろうてあるんですよ。当初予算に国の交付金を入れたら、これは分母がでかくなるので、当然人件費率は下がるんですよ。だから、あえて私は当初予算に対しての人件費率を出してくださいという数字がこの数字なんですよ。

今、副市長が言われたのではないんですよ。だからここまで抑える必要はないと。やっぱり市民のサービス、それやで一般事務職員の人も定年延長者も、それから技能職員もやっぱり全て正規にして、人件費率が上がるということを怖がる必要はないと思う。

それできちっと各施設にやっぱり、また各部署に適正な、適正といったらおかしいけれども、きちっとした人員を配置して市民サービスに努めるというような形をせんことには、行く末やっぱり困るもんやと思います。

最後に、もう時間がないもんで市長に聞きたいんですけど、やっぱり今後、今の定年延長するためにはどうしても欠かせない部署にその人におってもらわなならんもんで任用していくという形ですけど、やっぱり若い人らを育てていって、大学を卒業されたら23歳からここへ入庁していただいて、それで定年までの65歳まできちっと勤めていただいて、それで各部署できちっとそれなりの業務をしてもろうて市民サービスをしていくためには、やっぱり行政の今のやり方でいくと、今のままでやっていくと人事配置がずんどう型にならへんかと私は思うておるの。やっぱり人事配置というのはピラミッド型で人事をしていかなあかんと思うておるんですけど、やっ

ぱりそのためには新規採用をやって、一般職もそうですし、技能職員の人らでもそうですけれども、やっぱりきちっと正規に募集して、それで正規職員として採用するということをやらんことには、この定年延長するによってずんどう型の人事配置になると、人員構成になると思いますけれども、今後市長としてこの新規採用について、お考えがあったら、この定年延長をすることによって新規採用はどのような形で変わっていくのか、ちょっとお聞かせ願えたらありがたいです。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長、簡潔に。

○市長（櫻井義之君登壇）

おっしゃるよう行政需要は増えています。その中で正規の職員、これが必要な職務に適正に配置されるような採用、その育成、そして頑張ってください、人生・生涯通じてということですが、そういう環境を整えていくというのは大事であります。

したがって、今、議員がくしくもおっしゃられた、採用の時点で時代背景とかいろんな方針もあろうかと思えます。給食調理員については、平成5年に1名採用してから平成22年までいわゆる退職者不補充という方針で展開をされました。したがって、22年から採用をしながらもう一回、おっしゃるようちゃんと組織のバランスが取れるような状態に戻そうというのが本市の考え方でございました。

いずれにいたしましても、今回の定年の延長、これは働き方改革とか高齢者の働き方、この環境を整えるということで重要ではございます。ぜひお認めもいただいて運用していきたいと思えます。それに伴ってご懸念の新規の採用でありますとか、全体の職務とのバランスの配置については、定員適正化計画をはじめ、財政との関係もありますので、しっかりその中で適正に配置をし、判断をしていきたいと思っております。

ご懸念はしっかり受け止めて、今後もこの人事の制度、運用を適正にしていきたいと思いますというふうに考えております。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、14番 岡本公秀議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本です。

それでは、通告に従い、まず議案第75号 亀山市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例に関して質疑を行います。

まず、現在、亀山市には個人情報保護条例がちゃんとあるわけですが、この条例が廃止され、新しい条例を制定する、その理由についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の条例制定の背景と趣旨でございますが、全国の自治体では個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり、それぞれの自治体において保有する個人情報の取扱いに関する条例を制定しております。本市でもそうでございますが、しかしながら、これらの条例に基づく個人情報の取扱いには相違があることから、災害等の緊急時における自治体間での個人情報の共有に支障があるなどの問題がございましたことから法が改正されまして、自治体による保有個人情報の開示における写しの交付に要する費用の負担などを除いた全国的な共通ルールが規定され、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

このことから、それぞれの自治体の条例において定めることとされた事項について規定するため、亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例を制定することといたしたところでございます。

なお、亀山市個人情報保護条例で規定している個人情報の取扱いについては、原則法の規定に基づいて行うこととなったことから、附則におきまして、現在あります条例につきましては廃止することといたしたところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁によりますと、日本中にはたくさんの団体や自治体があるわけですね。そこがみんなまちまちに個人情報の条例を制定するから、自治体とか、また自治体とその他各団体との間でいろいろ取扱いに差があって、情報のやり取りにいろいろと不都合が出るというようなことから始まって、国が共通ルールを定めた。そういうふうに私は理解したわけでございますが、この自治体とか、例えば自治体と病院、例えば国立大学病院機構とか、いろんなところとの情報のやり取りに、例えば亀山市がそれに関して何か不都合があったとかいう、よその話じゃなくて、亀山市にもそういうふうな取扱いの差による不都合というのは現実にあったかどうか聞きたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

お尋ねの不都合、自治体間での支障ということで、具体的な事例があったかということかと存じますが、本市におきましてはこれまで支障があった例は特にございませんでしたが、国や他の自治体においては、先ほどおっしゃいましたように、国立とか公立、民間病院で適用される規定が異なり、連携した治療を行う場合でもデータの連携がスムーズにいかなかったとか、自治体間の規律に差異があり、大規模災害等の緊急時でも必要な個人情報の提供に支障があったなどのケースが例示はされております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、そういうふうな全国的にそういう事例があったということで、今度国が共通ルールを定めたというふうなことらしいのですが、この今回の国の共通ルールというもののにのっとると、過去に起きたそういう情報のやり取りとかそういったことに関していろいろ不都合が起きたという

ことは解消されると、そういうふうを考えていいわけですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の法の施行によりまして、全国的にルールが共通したルールとなるわけですが、そういったところで国におきましては法の施行により期待される具体的な効果といたしまして、先ほど例を申し上げました複数の医療機関の間での連携が円滑に行われるようになり、患者の容体に応じた最適な治療が受けられることや、安否不明者、災害時などでございますが、安否不明者の氏名等の公表により効率的な救助・捜索活動が可能になるなど、地方公共団体間の適切かつ迅速な対応が図られることなどの、これも例示としてされております。

このようなことから、先ほど申し上げました支障となるようなケースにおいて、解消が図られるといったことと存じます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そういうふうに個人情報を容易にやり取りができるようになるというのは、それはそれでいい面もあるんですけども、裏を返すと、個人情報の取扱いが緩くなる、そういうふうな心配をする必要はないんでしょうかね。ちょっとそこがはっきりしないんですよ。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の法の施行によりまして各自治体で条例を定めるわけですが、基本的には取扱いにつきましてはこれまでと変わりなく厳重に扱うものと存じます。

そういったところで個人情報の扱いが甘くなるのではないかと、容易になるのではないかとというご懸念ですけれども、法におきましては、現在の条例と同様に、法第69条において利用目的以外の目的のための個人情報の利用及び提供をしてはならないと規定されております。これは目的外利用の制限でございますが、ただ例外規定を設けられているものの、市の内部外部を問わず、いわゆる個人情報の目的外利用は制限されています。

また、法第61条第2項による、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないとする保有の制限に係る規定や、法第64条による、偽りその他不正の手段による個人情報を取得してはならないとする適正な取得に係る規定が定められており、個人情報の取扱いに関してはこれらの規定を遵守していく必要がございます。

さらに、法第176条においては、正当な理由がなく、個人情報ファイル、保有する個人情報を含む情報の集合物のことですが、これを提供した場合には、懲役または罰金を科すといった罰則規定が設けられております。

また、職員の不正な利益を図る目的で提供とか盗用、盗んだりした場合につきましては、法第180条によりまして罰則規定が設けられております。

そういったことから、個人情報についてはこれまで以上の厳しい取扱いが求められますことから、

これらの規定を遵守し、適切に個人情報を取り扱うことにより、不適正な個人情報の目的外利用について、これは防止といった措置も図られているものと存じます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、いろいろなたががはまっておると。そして、当然それには罰則がついておるといふことですね。その結果、個人情報の例えば予想しなかった2次利用、3次利用とか、例えばビジネスに何かいつの間にやら使われたとか、そういうふうなことを未然に防止するためのいろんな手だてが講じられておるから、この2次使用、3次使用、その他予想しなかったようなそういうふうな使い方というのは罰則も決められておるし、かなりたががはまっておるから、それほど心配しなくてもええというお考えということですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

議員おっしゃいましたとおり、これまででも当然厳正に取り扱っておるんですけども、さらに罰則規定、これにつきましてはこれまで適用というのがございませんでしたが、今回適用されるという法に規定されましたので、これまで以上に適切に個人情報を取り扱わなければならない、そういったところで防止が図られていくものと存じます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

それでは、個人情報保護審査会についてお伺いをいたします。

この個人情報保護審査会という組織が一応個人情報のいろいろな集め方とか使われ方、そういったことに関して監視機関のような働きもしておると思いますし、この個人情報保護審査会というのは、構成メンバーは何人でどういった方がやっておられるのか。また、その職務内容、審査会にかけるような内容はどんなことかです。そういったことをちょっと説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

亀山市個人情報保護審査会につきましては、本条例第9条第1項におきまして、委員5人をもって組織すると規定をしております。

審査会の委員につきましては、本条例附則第5項におきまして、条例の施行日に現在の亀山市個人情報保護審査会、現在もございしますが、の委員は審査会の委員として任命されたものとみなすと規定しておりますので、引き続き、現審査会の委員にその職務を担っていただくものでございます。

また、その職務内容でございますが、開示決定等に係る審査請求に対する採決をすべき行政機関の長と、市長とか教育委員会等がこれに該当しますが、から諮問を受けた場合に当該諮問を受けた審査請求について調査・審議を行うものということでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

それでは、1つ伺いますが、市民からの個人情報の開示請求というのは、どういうふうな開示請求がやはり多いのかとか、そういったことを説明していただくことはできますか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

審査会にどのような審査請求が行われるのかということでございますが、自己を本人とする保有個人情報の開示決定等について審査請求があったときは、審査庁が個人情報の保護に関する法律の規定により、諮問が不要とされる場合を除き、審査会に諮問した上で採決をする必要がございます。

具体的な例でございますと、自己情報の開示請求を行った方がその一部について非開示とする決定を受けた場合、当該決定について不服があるときは、審査庁に対して審査請求を行うこととなります。

これに対し、審査庁は当該審査請求について採決をしますが、個人情報の保護に関する法律の規定により、諮問を不要としている場合を除き、審査会に諮問をすることとなります。

諮問を受けた審査会は、調査・審議を行った上で審査庁に対し答申を行いますが、当該答申につきましてはその内容を公表するものでございます。

具体的な例としましては、かなり数そのものが少ないようでして、年間数件ということでございます。ですので、例えば請求者の公文書として保管されている文書ということでございますので、数は非常に少ない、そういった状況でございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

数は少ないけれども、年間何件かあるわけですね。

この審査会は、個人情報の取扱いに関して例えば請求があった場合には開くとか、それ以外にも何かトラブルが発生したときに、後追的に開くことが多くて、そのトラブルを未然に防止するために、例えば市長の諮問に応じて開くとか、そういうふうな未然防止の機能というのはありますか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

市には審査会がございますが、これとは別に国におきまして審査委員会というのがございまして、そこら辺で具体的な事例に関する審査を行うこととなっておりますので、事前ということはありません。

それと、先ほど実際にどういったことが審査の申出があるかということでございますと、例えば火災に遭った場合なんか、そういった経緯が分かるものとか、そういった請求というふうなことがございました。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

こういうふうな個人情報の開示請求というのは、数は少ないと思いますが、現行条例では、たしか1年たって、その1年間に何件審査請求がどうか開示請求があったかということを一応公表しておると思ったんですよね。新しい条例にはそういう規定はないとかいう話ですけども、この規定があろうがなかろうが、こういうふうな前年度実績の公表というのはこれからもたとえ数が少なくとも続けていただくことはできるのかということをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

審査会が審査、調査・審議を行った上で、その答申の内容につきましてはその内容を公表するというふうなことで考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

こういうふうなものはこれからも公表をしていただけるという話ですので、またそれもきちっとやっていただきたいと思います。

議案第75号の質疑はこれで終わります。

次に、議案第82号亀山市一般会計補正予算（第7号）の債務負担行為補正についてお伺いします。

まず、電話健康相談委託料92万4,000円についてお伺いしたいと思います。

この事業を行う理由についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員ご質問のこの電話健康相談でございますが、理由と申しますか、その目的等についてお答えをさせていただきます。

この電話健康相談につきましては、75歳以上の高齢者を対象といたしまして、生活習慣やそこから引き起こされる疾患、それから対象者が抱える個々の健康問題につきまして、専門的知識を有するオペレーターが24時間年中無休で電話の相談に応じることで、相談者に適切な診療行動につなげたり、ご本人やその家族の不安を取り除くことを目的として実施をしている事業でございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、年齢は75歳以上からですね。だから私のところへは案内が来ないから、僕もこのことを知らなかったんですけどね。

それで、この24時間365日で相談に乗っていただけるという相手さんの委託先とかそういうことに関する詳細をお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

この事業の委託先並びにこの委託内容についてということでございますが、委託先につきましては、東京都中央区にございます株式会社法研というところと契約をしております。その委託内容につきましては、対象者からの電話相談を通話料無料で24時間年中無休で受けるものでございます。

また、相談を受ける者につきましては、医師、保健師、看護師、助産師、ケアマネジャー、心理カウンセラーなどの資格を有し、相談内容について専門的な知識を持つ者が対応しております。

相談できる内容につきましては、健康、医療、介護、メンタルヘルス等のほか、亀山市の休日・夜間の当番医や医療機関の情報提供もできるようにしております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

この事業は年齢に制限はありますけれども、過去における利用実績というのはどうであったか分かるのか、分かっておいたら教えていただきたいのと。

また、この92万4,000円という予算、債務負担行為があるわけですけど、これは1年でこれだけの予算が取ってあるけれども、その相手さんに支払うお金、それは例えば亀山市の方が何名相談の電話をしたから1件幾らで掛け算をしてとか、そうじゃなくてももう一括で渡しっきりで1年間お願いしますという、例えば数が多い少ないはあまり関係なくあるのか、それに関して伺いたしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まず利用実績でございますけれども、令和元年度は33件、令和2年度が44件、令和3年度は45件、令和4年度はこの9月末時点でございますが、20件の相談を受けておるところでございます。この委託料の支払いにつきましては92万4,000円ということで、この実績にもありますとおり、数が多い少ないでこの金額が変わるものではなくて、年間を通して委託料ということで92万4,000円を支出するものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、1件幾らとかいうふうな感じじゃなくて、委託しておるわけですね、年間通して。

先ほどにも説明をいただきましたが、どのような内容かという、もう本当に精神的なメンタルヘルスから体の具合から、フィジカルな話からいろんなことに対応をしていただけるようで、それは結構なことでございますけれども、今回の債務負担行為の補正は、これは1年で、普通こういったことは複数年でよく補正が上がってくるんですけど、ほかのも、3年とか5年とかがあるんですけど、今回は1年限りの債務負担行為の補正ということは、これはどういうわけですか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

この事業は競争入札により決定をした業者が令和5年4月1日からの業務施行に当たりまして、今年度内に契約を締結する必要があることから、今般債務負担行為の追加を行うものでございます。

債務負担限度額が低額であることから、複数年度で契約を行うことについてのメリットは少ないものと考えておりまして、現在のところ単年度契約としているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

ここに電話健康相談のパンフレットをこの前1部頂いてきたんですけども、この電話健康相談をやると、1つ落とし穴があって、まるでお医者さんの診察を受けたような気になってしまうことがあるんですよ。

電話だけでは分からんのですが、その人間の顔も分からんし、顔色も分からんし、だけどそれで診察を受けて、ああ、これなら安全やとか何とか思ってしまうと落とし穴があったりするんですよ。

だから、このパンフレットにも、ご相談は回答の内容にかかわらず、かかりつけ医等にご相談くださいと書いてありますけど、こういうのはもっと大きな字で書いてもらって、電話健康相談で比較的安心みたいな返答をもらって、ああ、もうええわと思っておると、意外と後で悪化したりする場合がありますので、そういったことをやはりこの健康相談のパンフレットにはもっと大きな字で書いてもらったほうがいいかと思えます。

これで私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による質疑は終了し、日程第2に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第75号から議案第111号までの37件については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第 75号 亀山市個人情報情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について

議案第 76号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例一部改正について

議案第 77号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第 81号 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について

議案第108号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について

教育民生委員会

- 議案第 87号 指定管理者の指定について
- 議案第 88号 指定管理者の指定について
- 議案第 89号 指定管理者の指定について
- 議案第 90号 指定管理者の指定について
- 議案第 91号 指定管理者の指定について
- 議案第 92号 指定管理者の指定について
- 議案第 93号 指定管理者の指定について
- 議案第 94号 指定管理者の指定について
- 議案第 95号 指定管理者の指定について
- 議案第 96号 指定管理者の指定について
- 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 議案第 98号 指定管理者の指定について
- 議案第 99号 指定管理者の指定について
- 議案第100号 指定管理者の指定について
- 議案第101号 指定管理者の指定について
- 議案第102号 指定管理者の指定について
- 議案第103号 指定管理者の指定について
- 議案第104号 指定管理者の指定について
- 議案第105号 指定管理者の指定について
- 議案第106号 指定管理者の指定について

産業建設委員会

- 議案第 78号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 79号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第 80号 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 議案第107号 指定管理者の指定について
- 議案第109号 市道路線の認定について
- 議案第110号 市道路線の認定について
- 議案第111号 市道路線の認定について

予算決算委員会

- 議案第 82号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第 83号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- 議案第 84号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
 議案第 85号 令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
 議案第 86号 令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

○議長（森 美和子君）

次に、日程第3、請願第5号を議題とします。

請願第5号亀山市立東小学校体育館雨漏り全面改修工事を求める請願書については、会議システムに保存してあります請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会にその審査を付託します。

請願文書表

受 理 番 号	請 5
受 理 年 月 日	令和4年11月18日
件 名	亀山市立東小学校体育館雨漏り全面改修工事を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市北町2-37 北東地区まちづくり協議会 会長 林 明男 ほか2名
要 旨	亀山市立亀山東小学校体育館について、早急に抜本的な雨漏り対策を講じるよう強く要望する。
紹 介 議 員 氏 名	森 英之、新 秀隆、伊藤彦太郎、小坂直親、岡本公秀、福沢美由紀
付 託 委 員 会	教育民生委員会

○議長（森 美和子君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日7日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 4時17分 散会）

令和 4 年 1 2 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

令和4年12月7日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	健康福祉部長	小林恵太君
産業環境部長	富田真左哉君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
建設部次長	亀淵輝男君	総務財政部参事	杉本良則君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	宇野勉君	教育委員会事務局参事	桜井伸仁君
監査委員	国分純君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君		

●事務局職員

事務局	長	渡邊	靖文	書	記	新山	さおり
書	記	稲富	正充	書	記	西口	幸伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

おはようございます。

新和会の櫻木でございます。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

今回初めての選挙を経験する中、市民の皆様から聞こえた声で関心の高かった2件について、質問をさせていただきます。

まず1点目は、最も関心の高かった人口減少対策についてお伺いします。

総務省統計局発表の令和3年の人口推移では、15年間連続して自然減少、減少幅拡大ということで、自然減少は60万9,000人の減少であります。男女別に見ると、男性31万4,000人の減少、女性は29万4,000人の減少となり、男性は17年連続、女性は13年連続の自然減少となっています。

こんな中、三重県では今年度「人口減少対策元年」として推進体制の整備を行い、エビデンスに基づいた効果的な人口減少対策に取り組まれています。この背景は、令和2年の国勢調査結果から、5年間に4万6,000人減少、減少率が2.51とこれまでの最大となったことにあります。この中に含まれる亀山市として、人口将来展望及び長期的な目標についてお伺いしたいと思います。亀山市人口ビジョン、長期的な目標である2060年におおむね5万人を目指す考えについてお聞きいたします。よろしくお願ひします。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

おはようございます。

人口ビジョンの2060年の将来推計、推計人口5万人とした考え方というご質問かと存じます

が、人口減少社会が到来する中で、本市は平成28年2月に、市の将来人口の推計やその展望をまとめました。亀山市人口ビジョンを策定いたし、その後第2次総合計画の策定に当たりまして、平成29年2月に一部改訂を行っております。この人口ビジョンの策定当時におきまして本市の将来人口を推計いたしましたところ、これは亀山市の基本推計でございますが、2020年、令和2年までは地方自治法の市の要件の一つでもございます人口5万人を維持するものの、その後は人口が減少し続けることが見込まれておりました。

人口の減少は、言うまでもなく地域消費の縮小でありますとか地域の生産能力の減退など、都市の活力の喪失につながりますとともに、地域コミュニティを維持する力の低下など都市に様々な影響を及ぼすこととなります。

そのため、当市の活力を可能な限り維持をし、持続的に発展し続けることができるよう、長期的な展望の下で自然減・社会減対策を効果的に進めることによりまして人口減少の抑制効果を発揮させて、策定当時では44年先であった2060年においても、おおむね5万人の総人口の確保を目指すことを将来人口の展望として位置づけたものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

御説明ありがとうございます。

それでは、その将来展望として示している2060年の目標と基本推計に3,700人の大きな差が見られるわけですが、これを継続して維持されるのかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

現在国におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によります地方への移住に対する関心の高まりやテレワークなど新たな働き方の活発化を受け、これまでの地方創生の取組をデジタルの力を活用してさらに発展させるべく、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組を推進いたしております。また、先ほど議員もお触れいただきましたが、県におきましても、令和4年度を「人口減少対策元年」と位置づけた中で、本年10月策定の強じんな美し国ビジョンみえ及びみえ元気プランの中で人口減少対策を重要施策と掲げるなど、その対策を積極的に展開することとされております。

こうした中で、亀山市の人口ビジョンにおける本市の将来人口の推計は、人口減少が進行した場合、2060年には総人口が約4万5,800人まで減少すると見込んでおりまして、この人口減少推計を踏まえまして、自然減・社会減対策を効果的に進めることによりまして約3,700人の人口抑制効果を発揮させて、2060年においてもおおむね5万人の総人口の確保を目指すことといたします。

しかしながら、2020年、令和2年の国勢調査では本市の人口は4万9,835人と、前回調査時と比較いたしまして、県下14市中では2番目に減少率が低かったものの5万人を下回り、長期的な人口展望を示す人口ビジョンに対しまして、今5年が経過した段階ではございますが、やや

下振れをし、想定よりも早く人口減少が進行している現状でございます。

そのため、今後も中長期的な視点を持ちながら、本年6月に策定いたしました第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきましてこれらの計画の施策を推進し、自然減対策・社会減対策の両面からの人口減少対策を引き続き進めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど説明のあったように平成28年に策定された目標であって、4年後の2020年には既にその差として700人弱の差が発生しております。それに基づいてこの時点で見直し等が必要ではないでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

人口ビジョンの見直しが必要なのではないかとのお尋ねでございますが、第2次総合計画の基本構想では、計画の人口フレームとなる将来推計人口を定めておりますので、今後令和8年度からの第3次総合計画の策定においても、将来推計人口を設定することが見込まれるところでございます。

こうした中、人口ビジョンにおける人口展望は、あくまで今から38年後の2060年を目指した長期的な展望でございますが、次期基本構想策定時には将来推計人口の検証を行い、人口ビジョンとの関係を検討していかなければならないものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それでは、令和8年度に向けて新たな試算をよろしくお願ひしたいと思います。

そのような状況を踏まえて、今後のこの減少に対する重要課題についてお伺ひしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市の人口増減の内訳を見ますと、社会増減につきましては平成28年度から6年連続で転入が転出を上回る社会増で推移いたしております。20代から40代の世代におきましては、近隣市からの転入超過も見られるところであります。一方で、自然増減でございますが、自然増減につきましては令和2年の本市の合計特殊出生率が1.55と、国の1.33、県の1.42を上回るとともに、出生数も近年ほぼ横ばいで推移いたしております。加えまして、年少人口比率も県下で上位を維持しております。しかしながら、死亡数が出生数を上回る人口減の状態が続いておりまして、総じて本市の人口動態は、社会増、自然減で推移をしながら、総人口は過去5年間でおおむね横ばいとなっております。

こうした中、今後高齢化を伴いながら人口減少が進んでまいりますと、様々な分野に影響を及ぼすこととなり、その主な課題といたしまして、総人口や生産年齢人口の減少により生産・消費の両

面から経済活動の減退が加速し、当市の活力が失われ都市規模が縮小していくということ、集落や地域コミュニティを維持する力が低下することで地域の伝統行事や地域文化の伝承能力の低下や森林・農地の荒廃、災害への脆弱性が高まり、地域社会の保全機能が低下していくこと、また少子高齢化の進行によりまして人口ピラミッドが本来の釣鐘型から形を崩して人口バランスが悪化し、若い世代の負担がさらに増加していくこと、さらには人口減少、経済活動の低下からの税収基盤の悪化や高齢社会の進展による社会保障等の行政需要の高まりによりまして、行政効率が低下していくことなどが懸念されるところでございます。そうした人口減少による影響をできる限り食い止めていくことが重要な課題であると考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

全体はそうなのでしょうね。ここでちょっと資料を準備をさせていただきましたので、資料をご覧ください。資料1です。

これは第2次亀山市総合計画後期基本計画の人口動向でございます。亀山市の全体の推移を見るとこの10年間減少傾向に見えるが、平成28年から約4万9,500人の横ばい傾向に見えます。平均でいくと4万9,565人となっておりますが、このグラフから見ると人口減少の危機感というのが少し弱いんじゃないかなと、かえって安心感を与えるのではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

議員がご提示されました資料を拝見させていただきますと、確かに、ここ数年総人口の横ばいが続いてございますが、先ほども触れさせていただきましたように、人口ビジョンでは今後の人口減少をさらに長期的に見た上で、そうしたことから3,700人の人口抑制効果を今から発揮させるということで、一定の危機感も、長期的に見た中での危機感も持ちながら、施策の推進に当たっているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ちょっとその人口減少に関する危機感というのは少し薄いような感じが捉えられるかなというふうに思います。

まず、その中でちょっとほかのところで調べてみました。これは全国の792の市の人口減少ランキングでございます。1位は北海道夕張市で10.19です。逆に、一番いいところが792位のつくば市ですね。増で4.48%ということになります。三重県でいくと一番、全国で17位の尾鷲市が5.06%という減少になっております。そんな中、減が699市、88.25%が全国の中で減少になっております。

その中で、三重県でいくと先ほど政策部長がおっしゃられたように、三重県の中で亀山市は第2位ですよ。14市の中で2番目になります。そのランキングでいくと実は全国で792の中で6

63、マイナスの0.25%ということで、これは、国勢調査が行われた2020年から2022年のこの2年間の増減率でございます。そうすると、四日市が2番目で612位ということで、亀山市より50前にいます。ですから、この亀山市は三重県の中で一番減少率が少ない地域になります。そういうことを含めると、少しこの人口減少に対する危機感が薄いんじゃないかなというふうには思います。

それでは、ちょっと次の資料2をご覧ください。

このグラフは過去10年間の平成24年を起点とした増減率を表しております。今回このグラフというのは地域の核となる学区の推移を調べております。ここでグラフを見ていただくと分かるように3強8弱。3強8弱というふうには私はちょっと名づけましたけど、この井田川、川崎、西小がずっと右肩上がりになっております。しかし、この残りの8弱は、全て10年間ずっと落ちております。そういうような状態で、実際先ほどお見せしたように、全体の平均を見るとこのように横ばい状態なんですけど、各学区で見るとこのような状態になっております。特に全体の中で伸び率としては、この上の3強で1,638人、残りの8弱で2,179人の減少でございます。特に関、野登、神辺小学校区では、それぞれ400人強の大幅な減少となっております。この結果を見て見解をお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

各学区別の人口の推移ということで示されましたんですけども、この内容につきましては詳細に分析をしてみないと分かりませんが、この減少している地区の内容、その課題は多様化、あるいは複合化し、様々であるのではないかなというふうには推察をいたすところでございますが、いずれにしても、人口減少による重要な課題で、それは地域の実情も踏まえてということでございませうけれども、定住促進策を講じながら、暮らしたいまちとして選ばれるようなまちづくりを引き続き、総合的に展開していかなければならないというふうには考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それでは、さらに次の資料3をちょっとご覧ください。

これも先ほどと同様に、平成24年を起点として、小学校の今度は児童数ですね。この小学校の児童数というのは将来の地域を担う存在でございます。その地域を担う子供たちの表になっております。同じように、先ほどと違うのは学校規模が違いますので、これは比率で表しております。平成24年の児童数を起点とした比率になっております。

その中で見ると、先ほどの3強8弱から、4つの上振れと残りのところが7つの減になっております。これを見ると、この見方としましては6年生が卒業して1年生が入学する差、それと転入・転出された児童数による増減をここで表しております。それぞれこの中で見ると、大きいのは、突出しているのは、西小、川崎小学校区では10年間でそれぞれ30%近い増加でございます。一方、昼生、野登小学校では10年間で45%、ほぼ半減に近い、この将来の地域を担う子供たちが減少している状況でございます。その中で、市としての見解を少しお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

地域、学校区別の児童数でお示しをいただきましたんですけれども、議員が申されましたとおり、将来を担う児童の数にばらつきがあると、地域格差があるというようなお示しでございましたんですけれども、そのような内容のことも踏まえまして、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中には「出生・子育てを支え、未来を担うひとを育てる」という一つの大きな基本目標を掲げておりまして、関連する施策を推進することといたしておりますので、そうした施策の推進が将来の児童数に寄与していくことを期待するところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ここですね。この10年間で減っているというところがございますが、この中で地域として、行政としてももしかしたら把握されているかも分かりませんが、先ほどお見せしたグラフの中で8弱の地域の中、ある自治会では20歳以下の方がもう数人しかいない現実もお聞きしております。そういう減少の真ただ中にあるような地域、そして増加をする地域、それぞれございますが、市長の見解として少しお話を聞きたいと思っておりますので、市長よろしく願います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

全体的に、亀山市全体の人口減少は横ばいである、しかし地域性によっては極めて減少の落ち込みが激しいと、これはご指摘のとおり十分認識いたしております。社会増を進め、自然増を進めたいんですけど、現実には自然減を社会増で賄っておるというのが本市の現状でございます。

今幾つか、3強8弱と称されましたけど、先ほどの例えば井田川、川崎等々、この24年から29年にかかる流れの中で、確かにミニ開発をはじめ、他市からの転入によって若い世代が随分転入いただいた、その中で児童数も極めて増えておるというのは実感いたしております。

そういう中で、今例えば南小のさっきのグラフがございましたけど、24年から29年にかけて随分落ち込みが激しかった。これに対して本当に地域も懸念を示されておられたと思いますが、今度はそこから逆にV字で、この残りの5年で上がってくる。これもよくよく考えてみますと、その南小の学校区の中では、自治会によっては今ご指摘のようにほとんど若い世代や子供の数が増えない地区とそうじゃない地区があるんですけれども、やはり若い世代の転入、ミニ開発による定住が進んでいくというようなことが大きな要因の一つになっておるんだろうと思っております。

いずれにいたしましても、地域の特性それぞれにはいろんな課題があると思いますが、しっかり今まちづくり協議会をはじめ、様々な連携をさせていただく中でご努力いただいておりますが、しっかりそれを重層的にサポートしていくことが大事であろうということと、当然、市全体としてはその人口減少を克服して、やはり将来持続的に維持できるような、そういう総合政策をしっかり展開していく必要があるということ強く認識いたしておるところであります。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ありがとうございます。地域のそれぞれの格差等を織り込みながら政策を展開していただきたいと思えます。

人口減少対策は一朝一夕では解決する問題ではないと思えますが、先日の新聞、日曜日の新聞でしたかね。桑名市が、人口増加を狙いにマッチングアプリと連携協定を結ばれたそうです。ここは、やはり人口を増やす目的ということでやられたそうです。先ほど政策部長もいろいろな課題に対して述べられましたけど、その解決策として具体的にお示ししていただきたいなと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

人口減少対策に対する解決策というお尋ねでございますけれども、東京圏への人口一極集中の是正に向けまして全国的に地方創生の取組が進められている中で、コロナ禍による急激な外部環境の変化により人々の働き方や暮らし方、価値観の変化もあり、都市圏から地方への移住の機運も高まっているものと認識をいたします。

こうした流れも踏まえながら、先ほど来4つほど課題をご答弁申し上げましたが、この課題解決に向けまして、まず結婚を希望する人への出会いの機会づくりの支援でありますとか、保健、福祉、教育、医療の関係機関との連携による妊娠期から子育て期の切れ目ない支援などによる安心して子育てができる環境づくりを推進する、いわゆる自然減対策と、一方で、産業振興や雇用の確保をはじめ、移住交流の促進、若者・子育て世帯の定住促進、戦略的なシティプロモーションの展開などによる社会減対策、これらを両輪とする取組を進めるとともに、健康都市の推進、自然環境や歴史・文化などの地域の魅力の磨き上げ、地域公共交通の充実、自助・共助を基本とした防災対策の推進などの都市の魅力や価値を高める施策を展開してまいることといたしております。

したがって、産業、雇用、移住・定住、子育て、学び、都市づくりなど幅広い分野におきまして、人口減少対策に資する関連施策を位置づけ、地域実情も考慮した中でそれらを総合的に推進していく必要がございます。

そのため、先ほど来もご案内申し上げましたが、後期基本計画の施策との整合を図りながら、本年度策定いたしました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を積極的に推進いたしまして「活力ある働く場をつくる」「亀山へのひとの流れとつながりをつくる」「出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる」「魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる」の4つの基本目標を達成させる関連施策を総合的に推進いたしまして、人口減少をできる限り抑制しつつ、バランスの取れた年齢構成で人口を安定させ、都市の持続性を保つとともに、市民の暮らしの質、QOLを高めていくことで、暮らしたいまちとして選ばれる都市を目指すことが重要であると考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど部長が言われましたように、全国では先ほどの一極集中というお話をされましたので、亀山市においても、先ほどの3強一極、3強じゃなくてやはり周りのところも絡めて同じようなミニの考え方をぜひ展開をしていただき、それぞれの減少しているところに手厚く施策を入れていただきたいなというふうに思っております。

それでは、少し話は変わります、少子化による保育園、幼稚園及び小学校の在り方について、少し小学校に特化してお伺いしたいなというふうに思います。

実は、この選挙期間中にいろいろお話を聞くと人口減少で一番頭によぎるのが、皆さんが統廃合を心配される声を聞きました。亀山市の姿勢としてお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

学校は子供たちの教育施設であるとともに地域コミュニティの重要な施設であり、防災や子育て、地域の交流の場など様々な機能を併せ持っております。このような視点から、本市では平成17年の合併以降、現在に至るまで小学校11校の学校数を維持してまいりました。11校の中には複式学級を有する学校もございますけれども、国や県の教員加配に加えて市費独自の教員を加配するなど、きめ細やかな教育を行うことができるよう取組を進めております。

また、市内全ての小・中学校が学校運営協議会を有するコミュニティ・スクールとなるなど学校の規模に関わらず、地域の特色や教育資源を最大限に生かした地域とともにある学校づくりを目指しております。これが現在の市の学校に対してのスタンスとなっているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ありがとうございます。新聞でもございましたけど、やはりこの地域を特徴とした加太小学校のコミュニティとの一体化になった活動だとか、今日の紙面にもございましたような形で、やはり地域との密着というのは大事だというふうに認識をしました。

現在特認校としては、白川小学校が認定されていると思うんですけど、例えば先ほどの人口減少の中で、保育園に行く方というのは市内均等といったらあれなんですけど、希望されるところに行けたりだとか、人数が多くなると割り振りがされたりということで、違う地域に保育をされるわけなんですけど、そういう中から例えば例を挙げると、井田川の子供が、それはあるかないか分かりませんが、加太の保育園に通っていたので、そのままその地域がすごく親しみがあって延長して小学校に入りたいというような内容があれば、そういうことは可能なのちよっとお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

就学する学校の指定につきましては、幼稚園や保育所の所在地に関わらず、原則として居住している地域の小学校に就学をしていただくということになっているものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

もし亀山市として独自の条例か何かで、そういうことができればいいなというふうに、ちょっと発言をさせていただきました。ぜひそういうところも検討していただきたいなというふうに思っております。

あと、次の2点目の質問に入ります。2点目は遊休農地についてでございます。

現在たくさんの遊休農地がございますが、まず遊休農地とは、耕作放棄地などが含まれた内容の総称なのか、具体的に改めて遊休農地というのを分かりやすく説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、遊休農地の定義につきましては農地法第32条第1項に規定されておまして、大きく2種類に分類されております。1つ目は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されない農地。2つ目が、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べまして、著しく劣っていると認められる農地というふうに定義されております。したがって、議員が申されました耕作放棄地というものにつきましても、こういったものに該当してくるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それでは、現在その遊休農地というのは市内でどれぐらいの面積がございますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、遊休農地をどのように調査しているかということからご説明させていただきますと、遊休農地の判定を行う調査を利用状況調査、農地パトロールといいますけれども、農地法第30条におきまして、農業委員会が調査を行うことと規定されております。

本市の農業委員会では、この調査の役割を農地利用最適化推進委員の皆様にご担っていただいております。地図を基に市内の農地を巡回し、調査を行っていただいております。その調査の結果ですけれども、令和3年度は550ヘクタールとなっております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

調査のパトロールということで、足で稼いで調査をするということで非常に時間もかかるかと思っております。今550ヘクタールということで、直近の調査から先ほどの人口減少とともに増加傾向にあると思います。その中で農業従事者の高齢化とか担い手不足というのが騒がれているわけなんですけど、市としての取組の支援等を具体的に説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

農業従事者の高齢化や担い手不足に対する支援策ということでございますけれども、現在地域の今後の農業の在り方や担い手などを記載した計画である、人・農地プランの実質化というものに取り組んでおります。このプランは将来的に市内の全地域での策定を目指しておりますが、本年度は関町新所の宿屋・水落地区においてプランの策定に向けた準備が進められております。市といたしましても、プランが地域の農業の未来にとって有意義なものになるよう、地域と連携しまして策定を進めているところでございます。

また、その他の取組といたしましては、本年度から新たに実施しております亀山サステナブル農業奨励事業がございます。この事業につきましては、今後の農業施策で取り組むべき課題として、総合計画にもお示ししております若者等の雇用就農やスマート農業の導入など、持続可能な農業に取り組む法人に対して認証を行う制度でございます。この認証を行うことによりまして対外的な信用向上につながり、法人の経営意欲が喚起され、雇用就農による担い手が増加するなど、地域の農業基盤の下支えにつながるものと期待しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

全般的でいえばそういう話になるかと思うんですが、例えば山間地における農業においては、非常に1つずつの面積が狭くてすごく効率が悪いと。担い手不足というよりは、例えば農機具が壊れてしまったらもうこれで終わりというようなこともお聞きします。そういうところもどういふような対応をされているのかということをお聞きいたします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、中山間地域の農業に対します市の支援策につきましては、国の交付金を活用し、中山間地域等直接支払制度を実施しております。この制度におきまして、農地等の管理活動や集落全体の課題整理などに取り組む組合等に対しまして交付金を交付することにより、将来にわたって農業を継続していただけるよう支援を行っているところでございます。

今年度は、農地等の管理活動につきましては、坂本地区をはじめ、14の組合等が取り組まれています。また、その14の組合等のうち、平尾地区をはじめ6つの組合等につきましては、集落全体の課題整理にも取り組まれているものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほどの中山間地域の管理をするというキーワードですね。管理をするということで実際は耕作をされていないけどそれを維持するために管理、いわゆる草刈りをするというところがございますが、それは本当に農業に対してやりがいがあるのかということをちょっと伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

確かに議員が申されましたように、先ほどの中山間地域等直接支払制度につきましては、草刈りであったりそういう維持修繕に取り組む組合等に対する補助金という形になります。それが実際地域の皆様方にとりまして、やりがいにつながるのかということでございますけれども、これはあくまでもそういった中山間の地区の農地等の管理活動についての支援というものでございます。ただ、中山間地域の農業に対する市の支援策につきましては、こうした加速する農家の高齢化や担い手不足の現状を踏まえますと、より一層の充実が求められるものと認識はしております。

こうした課題意識を踏まえまして、先ほどご答弁させていただきました亀山サステナブル農業奨励事業におきましては、本年度中山間地域の活性化に関する方針等の検討及び整理にも取り組んでおるところでございます。

活性化方針等の検討に当たりましては、中山間地域の農業における課題を的確に把握する必要がございますことから、先般、中山間地域にお住まいの市民や組合等に対しましてアンケート調査を実施したところでございます。このアンケートでは、農業の後継ぎの有無や今後の意向、市に要望したい施策などについてお伺いしており、中山間地域の農業に携わる方の生の声をお聞きできる貴重な機会であると捉えております。調査結果につきましては現在集計中であり、今後その他の情報も踏まえまして整理いたしまして、中山間地域における農業にやりがいを持って取り組んでいただくような施策を、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

アンケートを基に、よりよい農業につながるように、またそこにはどうしても資源が必要となってきますので、そこにやはり資源を投入していただいて、よりよいこの農業ができるように、ぜひ支援をよろしくお願いします。

最後に、農振農用地の今後の考え方について、これも何度も出てくるかもしれませんが、農用地の中にもやっぱり遊休地がございまして、価値が生まれていないというところがございますので、農用として活用できる支援を積極的に進める、あるいは範囲を縮小するなど今後の方針についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

農業振興地域内の農用地区域につきましては、農業振興地域の整備に関する法律によりまして、国が定める農用地等の確保等に関する基本方針に基づき、優良農地の確保と効率的な利用を図ることを目的として設定された区域でございます。また、その区域内の農地は地域の実情に応じて本市の各事業の活用や地域関係者の活動により、大部分が良好な状態で維持保全されているところでございます。

しかしながら、農業振興地域内農用地におきましても、遊休農地が増加傾向にあることは認識い

たしております。市といたしましては、遊休農地の解消に努めるため、担い手等の農業経営を安定化させるための農地の集積・集約による効率化だけにとどまらず、担い手がより耕作に専念できるよう、先ほど申しあげましたような各事業につきましても積極的に活用いただくことを促進しております。農地の所有者を含め、地域が一体となってこうした取組を行っていくことで、農業の活性化が図れ、遊休農地の解消につながっていくものと考えております。

そうした中で、先ほど議員が申されましたように遊休農地、農振農用地内の遊休農地が増えていく中で、対応ができるのかということをございますけれども、先ほど申しあげましたような農用地につきましては、国の方針に基づき定められておるということで、そういった農用地区域の除外につきましては、除外の目的・計画等が明確となっており、かつ市の土地利用に関するその他計画との整合が図られ、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる5要件を満たす必要がございます。その上で除外することが妥当であると判断できるものについて、関係法令及び県の事務取扱要領により、市の農業振興地域整備計画の変更について県知事に協議し、知事の同意が得られた場合のみ計画が変更され、農用地区域から除外されるとなっております。

これまでも、分家住宅など農用地除外を行ったケースもございますので、今後、除外の具体的な目的や事業計画等が明確になりましたら、改めてその農用地区域の除外の妥当性の判断をさせていただきますと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

法令等ございますので大変かと思えますけど、先ほどの除外のできる内容、少しでも、本当に地主の人は困っています。本当に困っています。ですから、やっぱり少しでも有効に使えるように、そういう除外に対して市として絶大なるバックアップをしていただいて、少しでもそれを財産として有効に使えるような土地にさせていただきたいと思えます。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

櫻木善仁議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが10分間休憩します。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時01分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 草川卓也議員。

○4番（草川卓也君登壇）

結の草川卓也でございます。

少し通告から順番を変えまして、まず快適な市民生活を支える道路環境について、その次にJR下庄駅の周辺整備についての順番で、最後に保育・教育環境の充実と進めさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

まず、道路整備関係について伺っていきたいと思います。

道路修繕事業でございますけれども、市民の皆様からお困り事を様々伺う機会が多いんですけれども、その中でも非常に多いのは生活に身近な道路の整備というのが非常に多いです。例えば、これは特別な例もあるかもしれませんが、自治会を通じて何年も要望していたにもかかわらず、自治会長も何代も替わってようやく修繕してもらったというような、そういった事例もあるということを目の当たりにしてまいりました。

そこで、まず道路修繕事業の現状と、例えば年間当たりの申請数に対する対応状況であったり、修繕待ちの案件がどれぐらいあるのか、こういったところを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

4番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

自治会等からの土木施設の修繕に関する要望は、令和元年度で205件、令和2年度が241件、令和3年度が264件と増加しております。

これらの要望に対しては現地確認や聞き取り等を行い、対応の可否を判断し、即時対応が必要な場合は速やかに対応しております。しかし、予算が高額となる修繕は予算要求をした上で次年度以降の着手となります。その中でも特に高額な修繕を伴う要望に対しては、一定の期間をいただいております。

現在お待ちいただいております要望件数は、令和元年度分が6件、令和2年度分が33件、令和3年度分が91件となっております。最も長くお待ちいただいておりますのは平成30年度分の側溝設置2件、舗装1件の要望となっております。この3件につきましては、令和5年度に施工を予定しております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

できる限り迅速にということですが、予算額によっては次年度以降、また一定の期間をいただくものもあるということ、そういったご答弁だったと思います。

ただ、順番待ちの期間、今聞いた中でも令和元年度のやつが6件、2年が33件、令和3年度で91件、一番古いもので平成30年度のものもあるということをお伺いしました。これ順番待ちの期間がまず長過ぎるということと、それと本当に優先度の検討というのはどこまでされているのかというところ、ここは非常に疑問になる、そういった事例も実はあります。あくまで一つの事例として紹介したいのが資料1をご覧ください。

市道南条6号線、川崎コミュニティセンター前の側溝整備に関してなんですけれども、これ平成24年に川崎コミュニティセンターができて、市道認定された当時から側溝整備、設置が必要と言われておりまして、ここに資料につけてありますけれども、平成26年に要望書を提出されています。コミュニティセンター前の道路、これ側溝整備がされていないので大雨が降ると水につかってしまうんですね。コミュニティセンターの玄関に入るのが非常に不便になるという、こういった現状があり、問題が指摘されております。コミュニティセンターですので、当然ながら災害時には

その他の避難所ということで避難所でもありますし、その道路の修繕というのは私は非常に優先度が高いものだと思っています。かつ、先ほど平成30年とありましたけれども、こういった要望が見落とされてきているんじゃないかと。これ10年近くたつにもかかわらず、まだ改善されておられません。

現にあるこういった事例にどういった対応していくのかということと、道路修繕事業の在り方、予算配分の在り方、これだけ待たせているものもあるという状況を踏まえて、予算配分の在り方や優先度の考え方ということ、こういった見直しが必要ではないかと思うんですけども、見解を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今、議員言われました川崎コミュニティですが、議員の資料のように平成26年の要望後、令和2年にも要望いただいております。地域の必要性も考慮して現地の確認をしています。できる限り個々の自治会のご意見に沿えるように事業を進めてまいりたいと考えておりますが、まずは危険性や緊急性とかを最優先して、市内全体としての必要性を検討した上で全体の優先順位を決めて対応させていただいているという状況です。ですが、今の言うように予算の要望とかも緊急で必要だと思しますので、そこは順位をちゃんとつけながら少しでも早く対応できるような予算づけをしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

先ほど平成30年というのが一番古いという話があったみたいで、この平成26年の要望書というのは見落とされているという、何らかの形で受け継がれてきていないということも明らかだと思います。ただ、これは個別のことなので、これとは別に当然事業そのものに対する予算のつけ方、優先度も重要なんですけども、本当はすぐに修繕できるぐらいの予算、全部全てが全てというわけにいかないと思いますけれども、できる限り予算措置という対応の中で市民の皆様にご不便をおかけすることないように、ぜひ対応をお願いしたいと思います。時間がないので次に行きます。

次は、安全な歩行空間を確保するための雑木や枝木、こういった処理についてちょっと伺いたいと思います。資料2をご覧ください。

これちょっと暗くて見にくいんですけども、枝木が歩道に向かって伸びてくることで通学路灯の光を遮ってしまっているというものなんですね。ちょうど今の時期、日が短くなるとこんなに暗い中で自転車で通学している児童もいます。せっかくの通学路灯の機能を半減させてしまっている、そういった状況にあると認識しています。

資料3もご覧ください。

これ左の写真が特にひどいんですけど、歩道を覆いかぶさるように、これはもう枝木が伸びてかまなければ通行できないような歩道の状況です。どちらも県道なんですけど。ちなみにここ2つとも通学路ですので、こういった状況、特に通学路ですよ。安全かつ快適な通行を妨げている問題のあるこういった枝木に関しては、当然ながら地権者の責任であるということは認識しているん

です。ただ、そうも言っていない現状があるんですよ。こういったものは地域から要望があって、地権者の許可が得られたものに関しては市が子供たちの安全を守るという視点で、市のほうで伐採を行うという考え方がないのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

道路において、車両等を安全に走行させるために必要な空間を確保するための規定としまして、建築限界が定められております。路面から車道であれば4.5メートル、歩道であれば2.5メートルまでの高さを確保しなければなりません。沿道の私有地からの建築限界に侵入してきた枝木に関しましては、基本的には土地の所有者に伐採をお願いしておりますが、災害等により早急に伐採しなければ危険と判断した場合には市が伐採する場合もございます。あくまでも道路通行に支障を来す場合であり、通学路の安全や防犯灯などの障害となっている枝木に関しましては、街路樹等の道路施設の雑木は対応していますが、民有地からの枝木については所有者の意向の有無に関わらず、道路管理者としては原則対応が難しいというところではございます。

ただ、建築限界、草とか枝木については先ほど言いましたように、建築限界内の通行の安全の確保ができない場合とか、運転者とかの視認性、そういったところができないところは道路管理者として必要だと思いますので、よく地権者のほうにもお願いをしに行き行って切ってもらおうとか、そういったところを頻繁に行き行って歩行者の安全を保てるような通学路の確保に努めるということは大事だと思っていますので、そのように今後やっていきたいというふうに思います。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

多分地権者をお願いをしてという話だったと思うんですけども、分かるんですよ、分かるんですけども、できれば今後仕組みとして地域で検討して、そして市も教育委員会とも一緒に検討してもらって、ここはやっぱり対策として伐採していかなければならないだろうと。その地権者も市と一緒に調べて、その地権者の方の合意が得られたところ、それに関しては市も協力をして伐採していくという、そういった連携の在り方というものも含めて、ぜひ検討していただきたいということ、これを強くお願いをしたいと思います。

それでは、次に移ります。もう一つ、歩道の段差解消であります。資料4をご覧ください。

これ古い道路に多い構造なんですけれども、車道に対して歩道がちょっとかさ上げされているんですよ。今は車道も歩道も同じ高さで縁石があるだけというのが多いんですけど、これ東町商店街とか想像していただくと分かると思いますけど、歩道が1段高いんですよ。それによって歩道の切れ目のところに、交差点とかそういったところで、比較的大きな段差があるんですよ。滑らかにされているところもあるんですけど、古いところほど非常に大きな段差になっているところが市内に幾つもあります。こういったところの歩道を通行しているシニアカー、これはまず通行するとき非常に揺れて危ないという、そういったご意見を何件いただきました。それと一つ意見として伺っていたんですけど、次はベビーカーのタイヤがここに引っかかって危ないという、こういったご意見もいただくようになりました。これは非常に一つ、市全体の課題として捉えるべきだなと思

い、市はこれをどのように把握、認識していて、改善を求めたいんですけども、市の方針としてそのような方針はないか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

歩道面が車道より高く縁石と同じ高さとなっております、マウントアップ歩道といいますが、歩道に水がたまりにくく、歩行者の安全確保に有効であることから以前は主流でした。車の乗入れ部や取付け部で勾配や段差が発生するなど、歩行に支障を来すことから、現在の道路整備では歩道と車道の高さがほぼ同じとなるフラット型の歩道を採用しているのが現状です。

市内にございます既存のマウントアップ歩道の段差の解消につきましては、部分的な改修工事が難しいことから、道路改良事業や下水道事業など、大規模な工事を施工する際に車道と歩道の高さをほぼ同じとし、段差や勾配をなくすフラット型歩道に変更することで解消することを検討したいと考えております。

また、乗入れ口の縁石周辺の沈下などの劣化により段差が生じている場合は、個々に修繕をしてみたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

大規模な工事のときには忘れずにぜひやっていただきたいというのと、できれば市としてここはやっぱりベビーカーの通行が多い、ご高齢の方が多い、それらの通行が多いというところに関してはピックアップをして優先的に直していくような、こういった取組もぜひ期待をしたいと思います。

それでは、次に移ります。道路管理上の防犯・監視カメラ設置についてであります。

これ自治会やまちづくり協議会など、そういった単位で防犯のために防犯カメラを設置する場合の補助金に対する考え方、こういったところなんですけれども、これ今までも提言はされてきていると思いますし、市長のマニフェストでも触れられておりますし、総合計画にも記載がございます。ただ、今のところ県内でも5つの市で既に実施されていまして、お隣の鈴鹿市でも今年から開始となりました。全国的に道路上の犯罪というのは減少傾向ですけど、子供の被害は全国的な傾向としてはほぼ横ばいで、しかも防犯ボランティアの方も高齢化していますし、核家族、共働き世帯も増えていて、そういった見回り、こういった地域の目というのも減少してくる、こういった社会的な流れを補うためのこういったカメラの設置というのは今後求められてくる方向性だと思っております。

三重県も、犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例に基づく指針、ここでも防犯カメラの設置を推奨する文言を書かれております。検討検討と今までも答弁がありましたけれども、ぜひ早期実施をお願いしたいんですけども、改めて市の考え方、方針を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防犯カメラの設置につきましては、これまでも様々なご議論いただきましたが、防犯カメラにつ

きましては犯罪発生時に録画情報を捜査機関に提供することで、事件の早期解決に役立つなどが期待できるとともに、24時間365日監視することでカメラ設置箇所周辺における犯罪発生を未然に防止する効果もあると認識しております。

したがって、従来から地域で行っていただいております防犯パトロールや児童・生徒の見守り活動を充実させていくことで地域の防犯力を高め、犯罪を発生させない取組を進めつつ、不特定多数が往来する公園や駅前などに防犯カメラを設置して環境整備を進めてまいりました。

一方で、これら防犯環境の補完をして、さらなる防犯対策の強化のために自治会などの地域の防犯カメラの設置支援について検討を行ってきたところでございます。ご質問の自治会を含めた地域が設置する防犯カメラの補助金でございますが、昨今防犯カメラの設置費用も下がってきております。例えば本市が今年度設置しました防犯カメラは、初期設置費用が1台当たり約30万で、その後のランニングの費用につきましても年2万8,000円程度と安価になってきております。そのことから防犯カメラの設置に係る地元負担も軽減してきているのではないかと考えております。

このことから、現在では6市が補助金制度を設けておりまして、地域の防犯カメラの設置支援を行っております。それらの動向を踏まえまして、亀山市としても例えば一つの取組として関係機関の亀山地区防犯協会や亀山警察署と連携して、専門的なアドバイスも得ながら地域の最適な場所に防犯カメラを設置いただくなど、本市の体感治安の向上に向けていろいろ仕組みづくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

防犯協会、亀山警察とも連携をして地域の必要な場所というもの、そういった有効な場所に設置をしていくということは非常に重要なことだと思いますので、そういったところは亀山独自でもぜひ進めていただきたいのと、先ほどから子供の安全というのも言うておりますけれども、たしか四日市市さんやったか、通学路に関するところの設置に関してはより手厚い補助をしているんだとか、こういった特徴をぜひ、亀山市も防犯カメラ設置の補助を実施するに向けて、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

それと併せて防犯関係で、例えば一つの事例として、愛知県警は県内の自治体と提携を結んで、公用車に設置されたドライブレコーダーの映像を捜査に役立てるために速やかに提供するための協定というのを結んでおります。これをやることによって、公用車のドライブレコーダーを動く防犯カメラということで積極的に活用、周知していけば、防犯まちづくりにとって大きな意味があると思いますけれども、こういった同様の取組ということではできないのか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

本市が所有する車両は、令和4年9月末で172台公用車がございまして、そのほとんどに現在ドライブレコーダーが設置されているのが現状でございます。

先ほど警察署へのドライブレコーダーのデータの提供につきましては、亀山市庁用車両ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱第6条で、法令に基づき文書により提供を求められた場合には

データ提供できることが規定されておりまして、警察署の捜査上必要なデータ提供は可能となっております。

現在、ご提案のありました動く防犯カメラに関しては、三重県警のほうではそのような協定を結ぶような動きというか取組はないと伺っております。しかしながら、実務的には要綱、規程の手続に従って、本市でいえば財務課が多分最初の窓口になると思いますんですけども、その中で照会を受けて、庁内の中で照会をして一元的にですね。調査の上各公用車の管理者から運行記録に基づいて、遅滞なくデータ提供されているものと考えておる次第でございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

すみません、最後のほうは声が聞き取りにくくて、聞こえなかったんですけど、要するに庁内体制をしっかりまず整えていくということ、これはすぐにでもできることやと思います。管財か防災安全課かというところ、こういった窓口の一元化を行っていく。できればGPSで、いざ何か犯罪、事件が起きたときに近くにいた公用車がどれかというところまで迅速に情報提供できるような体制、こういったところまで可能であればお願いしたいなど。

そして、もう一つお願いしたいのが、そういったことの方角性がもし行けるのであれば、例えば静岡県は公用車に「録画中」というマグネットを貼っているんですよ。これによって市民、そしてまた犯罪抑止という意味でも、これだけ市内にたくさん動く防犯カメラが回っているんだということ意識づけていくこともできると思いますので、こういったこともぜひ積極的に進めていただきたいなと思います。

この公用車のドライブレコーダーというものを活用すると、路上へのごみのポイ捨てというものも、私は抑止することができるんじゃないかなと思っています。今地域で幹線道路のごみ拾い、こういった活動をされていらっしゃる地域はたくさんありますけれども、いつまでこれをやらなきゃいけないんだと。行政としてはこれ何とかしてくれやんのかという、そういったご意見もいただいています。亀山市まちをきれいにする条例というものもありますけれども、3万円以下の罰金を規定しているような、そこまでしている条例がありますけれども、検挙された事例、この条例によって3万円の罰金を受けた事例というのは聞いたことがありません。この実効性を持たせる意味でも、こういった公用車のドライブレコーダーというものを活用してごみのポイ捨てというものも取り締まっていくというのか抑止していく、こういった方向性はないか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

不法投棄対策における移動カメラの設置につきましては、常習的に不法投棄される場所や自治会から要望があった場所に設置し、不法投棄の抑制に努めているところでございます。

議員ご提案いただきましたドライブレコーダーの活用ということでございますけれども、最近ではドライブレコーダー装着車の増加や、スマートフォンの普及ですぐにそういった撮影ができるということから、たくさんの目による抑止効果が働いて、不法投棄は減少傾向にあると考えておりますけれども、なかなか不法投棄がなくなるといった現状であると認識しております。公用車の

ドライブレコーダーということでございますけれども、不法投棄を特定する際に、例えばドライブレコーダーがなくて公用車を運転しておって前でぽいっと捨てられた場合であったら、そこで目視はできますけれども、証拠ということにはなかなかないですけれども、公用車でドライブレコーダーの映像が残るといことになれば、証拠としては活用できるのではないかなというふうな考えは持っております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

大体ごみを捨てるのは人気のない幹線道路の山の中に、そういったところに捨てられるので、車は走行中ぐらいしか、人しか周りにいなくて、そういったところでスマートフォンを持ちながら運転しているわけにいかないの、やっぱりドライブレコーダーというのは一つ有効な手段だと思いますので、ぜひそういった方向性で進めていただきたいなと思います。

それでは、ちょっと時間がなくなってきたので、次の1点だけ。

路上での獣害による人的被害対策なんですけれども、いわゆる町なかで人的被害が出てしまいました。猿の群れ対策ですね。今後については生息調査を行っていくというような話が今までの議会でも出ておりましたけれども、今までの対策とどのように異なって、今後の対策の見通しというところを1点だけ伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、現状の対策でございますけれども、三重県猟友会亀山支部に有害鳥獣の捕獲業務を委託しております、捕獲に取り組んでいただいているところでございます。

また、有害鳥獣の被害防止対策といたしましては、有害鳥獣等による農林地の作物への被害を防止するために、電気柵やワイヤーメッシュなどの防護柵等の資材費購入に要する費用の2分の1を補助する制度を設けてございます。

さらに、ニホンザルを追い払うための支援としましては、必要な資材、ロケット花火や動物駆逐用煙火の配付、獣害対策や動物駆逐用煙火を取り扱うための出前講座を開催するなど、地域ぐるみでの取組の支援を行っているところでございます。

今後の対策といたしましては、まずは現在取り組んでいる対策を引き続き実施してまいります。さらにニホンザルの正確な位置情報の把握につきましては、前回の生息調査を行ってからかなりの年数が過ぎており、正確な情報が得られない状況でございます。現在生息調査の来年度実施に向け、準備を進めているところでございます。また、生息調査につきましては、この6月に人的被害のありました市街地を行動範囲とする亀山C群を最優先に実施しまして、調査結果を基に対策を講じてまいりたいと考えております。また、調査だけにとどまらず、三重県猟友会亀山支部にしております委託につきましても、捕獲おりの設置箇所の増設や見回りなどを行いまして、捕獲の強化にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

今までも猟友会や、サルの会の皆様にご協力いただいて対策をやってきましたけれども、やっぱり計画性というものが今まではなかなか足りてこなかったのかなと思います。そこはやっぱりこれからどれだけ駆除も含めて、住民の安全を守るためにこういった計画で進めていくんだという、そういった計画性もぜひお示しをいただきたいなと思っております。

それでは、次の項目へ行きます。JR下庄駅の周辺整備についてであります。

まず、利用者の利便性向上についてと題しましたけれども、亀山市内の5つのJRの駅があります。過去5年間の乗降客数を調べましたけれども、下庄駅は亀山駅、井田川駅に次いで3番目に乗降客数が多い駅です。それにもかかわらず、駅やその周辺の利便性、これはまだまだと、そのように認識をしております。そういうことで、ちょっとケーブルテレビでお食事中の方はチャンネルを変えていただいたほうがいいかもしれないんですけど、駅構内のトイレ環境整備について、市独自で整備する方針はないかということで、資料5番をお示してください。

下庄駅のトイレはひどいです。トタンのような不衛生な床に、くみ取り式ということもそうですけども、トイレットペーパーがないのは当たり前で、そもそもトイレットペーパーを設置するホルダーすらありません。完璧な個室ではなく、夜は非常に薄暗いです。昨日も見てきました。どんなにせっぱ詰まっても、私はこのトイレを使いません。市独自でこれを整備するという方針はないのかというのを確認します。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

議員ご指摘のJR下庄駅のトイレ施設につきましては、昭和4年頃の設置かと存じますが、施設設備も古く、男女共用のトイレでもあるなど、駅利用者の方が十分快適に利用できる施設とは言い難いものであると承知をいたしております。そうした実情を踏まえた中で、このトイレ施設が駅構内に設置をされておりますことから、三重県をはじめとする沿線自治体で構成する三重県鉄道網整備促進期成同盟会を通じまして、平成28年度から毎年度施設管理者であるJR東海に対し、その設備について要望を行っているところでございます。

現在、紀勢本線の列車内にトイレ機能が整備されているなど、早急な整備に対する理解も得られにくい部分もございますけれども、駅構内のトイレの改善はJRの利用促進にもつながってまいりますので、本年度の三重県鉄道網整備促進期成同盟会のJR要望における要望内容にも掲げながら、引き続き粘り強くJR東海に対して働きかけを行ってまいりたいと考えています。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

当然JRを置いてということにいかないと思いますけれども、ぜひJRと連携して整備を進めていただきたいと思います。

引き続き、交通系ICカードの導入なんですけれども、これ展望を伺いたいんですけど、紀勢本線は未整備です。亀山駅で乗り継いで津方面へ通勤・通学する方々は非常に多いですけども、ICカードが対応していない現状は非常に不便です。津駅の乗降客が多いのは当然ですけど、下庄

駅も市内で3番目ですし、一身田駅は1,000人を超える県内でも有数の駅なんですよね。ぜひ早期に整備してもらえるように、これはとにかく要望を強くしていただきたい。ここの展望を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

交通系ICカードの普及は鉄道の利用促進に効果的な取組でございますので、その利用可能エリアの拡大につきましては、これまでから三重県鉄道網整備促進期成同盟会のJR要望やリニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議の中央要望を継続的に行ってまいりました。こうした取組の成果もございまして、昨年3月にはJR関西本線亀山ー加茂間にも導入がされましたので、現在市内ではJR紀勢本線区間が利用できない状態にございます。

一方、JR東海は本年10月31日の社長記者会見におきまして、最新の技術を活用した経営体力の再強化として、より安全でより便利でより快適なサービスを効率的に提供するため、目指す鉄道の将来像とその主な取組を発表されました。その中の主な取組の一つといたしまして、TOICAの利用エリアを全線に拡大することが含まれておりましたので、その時期は明らかにされておりませんが、今後順次サービスが拡充され、紀勢本線区間においても利用可能になってくるものと期待をいたしております。これを契機と捉え、早期導入に向け取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

これは市民の要望も非常に強いところだと思います。強く強く、JRに対して要望を引き続きお願いしたいと思います。

そして、次にロータリーの混雑解消による安全対策について伺いたいと思います。資料6をお示しください。

下庄駅駅前のこの広場への入り口というのは写真のとおり、あまりうまく撮れなかったんですけども、非常に狭くて、混雑時、特に朝のラッシュのときには行き交う車が立ち往生することもあり、また駐輪場も隣接しておりますので、歩行者と自動車の接触事故というのも非常に地域住民の方々も懸念をしております。あくまでイメージなんですけれども、この資料の左側の下のほうに緑の矢印をつけておりますけれども、現状の駅前広場の入り口とは別に、例えば歩行者用の動線をつくるために、これ周辺住民の協力を得られるというふうにも聞き及んでおりますけれども、こういった歩車分離できるような安全対策の駅前の整備というもの、こういったことを行っていくという方針、亀山市としてないか確認をしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

JR下庄駅の1日平均利用者数はコロナ禍前の平成30年が322人、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けました令和2年度は252人でございまして、これらの利用者の方々が朝夕の

限られた時間に集中するという現状は承知いたしております。

一方、平成19年に一般県道亀山安濃線バイパスが開通して以降、JR下庄駅に接道する旧県道の市道下庄線の通行量は県道バイパスの開通前よりは減少しているものではないのかと考えているところでもございます。そうした中ではございますが、JR下庄駅周辺の朝夕の混雑時における駅利用者の方々の安全性の確保につきましては、まずはその実情を十分調査した上で関係部署等とも協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

実はこれも自治会長と一緒にまた見に行きましたけれども、先ほどの矢印をつけたところ、地元の地権者の方の柵がしてあったんですけど、そこを一部外して歩行者の方、これはご自由という意味なんですけど、通れるような形にはしていただいております。こういったところ、あとはその整備をどうするかというところだと思いますので、こういった動きも含めてぜひ安全対策というところをお願いしたいと思います。

最後に、将来の発展を見据えた周辺整備についてであります。下庄駅周辺のポテンシャル、潜在能力というところに関しては、6月の定例会でも一般質問で確認をさせていただきましたけれども、このようにご答弁いただきました。下庄駅周辺地域につきまして、大規模な土地利用が可能な一団の土地を有するなど、非常にポテンシャルの高い地域であると認識している。また、現状は未利用地が多く、土地利用が大きく変化する可能性があることも理解をしていると。こういった今後の状況も踏まえながら、都市マスタープランの見直しであったりとか、計画的な都市づくりに向けた検討が必要であるという、そういった趣旨の答弁をいただきました。このポテンシャルの高さを亀山市は待ちの姿勢でなく、積極的に生かすことが私は必要だと思っております。

そこで西口整備の必要性なんですけれども、下庄駅周辺の未利用地というのは、資料7をお示しください。ちょっと見にくいかもしれませんが、下庄駅の西、この写真でいう左の写真のさらにその左側、緑が見えているこっちが西なんですけど、未利用地というのは下庄駅の西なんですよね。新たな土地利用の兆しがあるのも駅西だというふうに認識しています。これを最大限生かすためにも、今東側だけの入り口の現状から西側の入り口も整備、そしてこれを行うことによって安全対策という面でも、東側、現状のところは歩行者の方、自転車を優先で、西のほうは先ほどおっしゃったみたいに県道がついていますので非常にアップダウンが激しいので、歩行者、自転車ではなく車優先にしてもらおうと、こういった安全対策も可能になると思います。こういった駅西の整備に関して、その必要性についてどのように認識されているか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市の地域公共交通の中で、JR紀勢本線は市の中心的都市拠点の主要駅であるJR亀山駅と県都である津方面とを結ぶ重要な南北の公共交通軸としての位置づけを持っております。その中にありまして、JR下庄駅は昼生地区を中心に近接する津市、鈴鹿市の一部も駅勢圏に含み、通勤、通学、通院など主に生活路線として利用されている現状にあります。

また、当駅は市南部地域の公共交通拠点的な性格もございますので、これまでからコミュニティバス南部ルートや、乗合タクシーのりかめさんとの乗換えでありますとか、駅前の駐輪区画の整備など、公共交通間の連携や利便性向上を図りながら、鉄道の利用促進に努めてきたところでございます。今後もこうした鉄道駅の機能の維持確保に努めながら、地域公共交通の活性化を図ってまいりたいと考えています。

そうした中で、新型コロナウイルス感染症の影響等により減少傾向にある利用者数等を考慮いたしますと、まずは鉄道利用者を回復させるためのソフト面での利用促進の取組が求められるものと考えているところでございます。

なお、当駅西側の在り方につきましては、県道亀山安濃線バイパス沿線等の駅周辺土地の土地利用の動向や鉄道利用の状況などを十分勘案していく必要があると考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

相変わらず西口、その西の周辺の土地利用の動向を見ていく必要があるということでしたけれども、ここの駅の西のところ、先ほどの写真をもう一度、7番の資料をお示しいただきたいんですけど、左の写真、赤い矢印が示してあるところ、そこの近くだと思うんですけど、土地開発公社が所有している土地がここにあります。土地開発公社というのは何らかの目的がなければこれを所有することはできないはずなんですけれども、先ほどの答弁だとまだまだ様子を見ていかなければということだったんですけど、じゃあここを土地開発公社は何のために土地を持っているのか、その目的を確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

亀山市土地開発公社の関係でございますので、私のほうからご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のJR下庄駅西側の土地開発公社の所有地につきましては約2,300平米ございますが、これにつきましては当時懸案でありました下庄駅の西側に県道亀山安濃線バイパスが開通したこともあり、JR下庄駅周辺整備用地として平成21年亀山市土地開発公社により先行買収を行ったものでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

下庄駅周辺整備用地として取得したということですけど、その周辺整備というのはじゃあ何なのかというところを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

この県道のバイパスが開通したことによりまして、下庄駅につきましても非常にポテンシャルが上がるということでございますので、今、議員が申されたような西側の入り口の議論というのもご

ございました。そうしたところに有効な土地もございましたので、一旦土地開発公社のほうで先行買収を行って、例えば駐車場でありますとか、そういった土地利用が可能であるというふうな判断の下に当時先行買収が行われたと、そのように聞いておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

後に質問がまだあるんですけど非常に気になるので、では、そこを先行的に購入してから、今までどういった議論が行われて、これからそこをどうしていくつもりなのか、どう進めていくのか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

先ほども政策部長からもご答弁がありましたように、このJR下庄駅周辺整備用地の今後の活用につきましては、やはり県道亀山安濃線バイパスの駅周辺土地の利用動向でありますとか鉄道利用、こういったものを十分勘案の上考えていく必要があるものと、そのように認識をしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

なので、今まで先行購入してからずっと見ていただけたということになると思うんです。ではなくて、この前も申し上げましたけれども、そこを先行的に購入して、そこに現状の都市計画の中にも何の計画もそこには今現状ないということ。そこは今の状況で置くだけではなく、その周辺の活用の在り方、間もなくリニアの駅というものも亀山市内にできるというか、ほぼほぼ実現、それが目の前に来ているという中で、今後また周辺整備の在り方、この紀勢線の重要性、そして紀勢線上下庄駅があるということ、その周辺に未利用地が広がっていて非常に交通のポテンシャルも高いということ、これらを踏まえた今後のしっかりとした計画づくり、そして先行的に購入した土地開発公社の土地を有効活用していく必要があるということ、そこを強く申し上げて次の項目に行きたいと思います。ぜひこれは強くお願いしたいと思いますのでお願いいたします。

それでは、最後に保育・教育環境の充実について、確認したいと思います。

保護者負担の軽減というところでありましてけれども、保護者負担軽減に関しては、これは本丸だと思います待機児童の解消に関して伺いたいと思います。

保育園は待機児童が発生している、ゼロ・1・2歳が特にですけれども、発生していますけれども、幼稚園は定員割れしている状況だというふうに認識しています。まず伺いたいんですけど、令和5年の幼稚園の応募状況、それと令和5年当初の保育園の待機児童の見込みについて確認をしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

まず、幼稚園の園児数の状況でございます。

本年度の公立幼稚園における利用者数でございますが、12月1日現在、380人定員のところ181名在籍しており、47.6%の割合となっております。

令和5年度の4月の予定人数につきましては、380人定員のところ、12月現在156名の応募がございまして、41.1%ということになっております。

来年度の保育の待機児童かと存じますが、来年度の待機児童の数につきましては、現在募集の調整中ございまして、まだ明らかになっておりません。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

幼稚園のほうは大体半分を切っていると。待機児童に関しては、ここ数年たしか4月段階当初で20弱ぐらいだったかと、そのように認識しております。

そんな中、今回少し提案をしたいのは短期的な待機児童対策として、定員割れの幼稚園を保育活用できないかということなんです。例えば井田川幼稚園とみずほ台幼稚園があります。これを例えば、みずほ台幼稚園に井田川幼稚園を一本化して、井田川幼稚園の園舎を保育園として活用する。給食室がないので、給食に関しては井田川小学校から運ぶというような、こういった形を取ることができれば一気に待機児童解消、しかも短期的に増築のようなお金がかかる方法ではなく対応することができると思うんですけれども、こういった有効活用の方針というのはないか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

幼稚園の統合についてということでご質問がありましたが、令和3年2月に策定いたしました亀山市就学前教育・保育施設の再編方針におきまして、幼稚園の統廃合や新たな認定こども園の整備等による就学前の教育機能の最適化を図るということを想定しているところでございます。

現在、井田川幼稚園、それからみずほ台幼稚園をはじめ幼稚園全体の利用者数、利用率につきましては減少傾向が加速している現状にございますので、今後複数の施設の統合に向けて具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、その際発生した余剰施設の利活用につきましては、今後の施設整備に係る実施計画というのを立案の中で総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

当然将来的には認定こども園化など、そういった検討が、長期的にはそういった計画であると認識していますけれども、短期的にこういった対応でも可能ではないかと。実際にそうやっている自治体も、少し形が違いますけれども、定員割れしている幼稚園を保育に活用している、そういった事例もあるということ、これを申し上げておきたいと思います。

時間がないので次へ行きますけれども、保育園の利用者負担額に関しても伺いたいと思います。

現状は子供の年齢が近くないと、つまり小学校就学前の範囲において幼稚園、保育園、それに準ずる施設を同時利用されている場合に限り利用者負担額は第2子半額、第3子以降無料というふうになっています。子供の年齢が近くないと、離れていると第2子半額、第3子以降無料にはならないというのが現状だと思います。

ただ、これも所得によっては、また独り親世帯で一定の所得であれば、それに関係なく第2子半額、第3子以降無料というふうになっているんですね。ではなくて、桑名市がこういった方向性をたしかこの前示したというふうに認識していますけど、子育て負担の負担軽減、それこそ人口減少対策でもありますけれども、子供の年齢や所得に関係なく、一律で第2子は半額、第3子以降は無料というふうに保育料をすることができれば保護者の方の負担軽減につながっていくのではないかと思いますけれども、こういった方向性がないのか。これは大きな方向性だと思いますので、これ市長に伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ただいまご指摘のような在り方については、当然今後の様々な課題の整理でありますとか、他の施策との関係とか、そういうのを総合的に判断していく必要があるかと思っておりますので、今後しっかりとそこらを検討していくということで考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

様々な課題を整理しながら検討はしていただくということで、ぜひ前向きな検討を期待したいと思います。

そして、残り時間的に次に行きます。病児保育に関してなんですけれども、子ども・子育て支援事業計画によれば、病児保育の必要利用数の見込みは令和4年度で1,469に対して、受入れ体制は全くと言っていいほど確保できておりません。計画によれば、これはコロナ前の計画ですけれども、令和4年には公共施設で事業開始というふうにされておりますけれども、病児保育について現状亀山市はどういった方針なのか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所等において病気の児童を一時的に保育する病児保育につきましては、現在市内において一定のニーズがあることが推測され、現在亀山市ファミリー・サポート・センターにおきまして軽い病児や病後児の預かりサービスが利用できるような体制とはなっております。病児保育の実施につきましては、議員ご指摘のように第2期子ども・子育て支援事業計画にも位置づけられておりますが、現在の市内及び県内での小児科医療の状況など、安全に事業を行うための体制の確保に多くの課題がございまして、実現できていない状況でございますので、ほかの地方公共団体での取組も参考にしながら、実現可能な手法の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

何らかの形でサービス、受皿の確保はしていきたいという方向性、それに向けて検討していくということは確認をさせていただきました。ぜひお願いをしたいと思います。

それでは最後に、子供が伸び伸びと成長できる公園づくりについてなんですけれども、今都市公園に関して遊具のない小さな都市公園が非常に増えているというふうに聞き及んでいますけど、その背景について、そしてまたそういったものを増やしていくんじゃなくて、ちゃんと遊具のある公園を人口増加に合わせてしっかり計画的に整備していくことが必要ではないかと考えておりますけれども、市の方針を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

市内に設置されています都市公園法に基づく供用開始の告示を行った都市公園の数は103か所でございます。そのうち遊具施設のない都市公園の数は40か所となっております。また、遊具施設が設置されていない40か所の都市公園のうち、住宅団地や工業団地造成等の開発行為により設置された公園は33か所あります。その他の遊具施設が設置されていない公園は自然や歴史施設を生かした散策を主な用途とする公園等となっております。

このように遊具施設の設置されていない公園が市内に多く設置されている背景は、宅地造成により設置される公園が増加していることが主な要因となっております。近年増加している民間事業者による宅地造成において、開発区域の面積が3,000平方メートルを超える住宅団地造成等の開発行為では都市計画法施行令第25条6項の規定により、開発区域の面積の3%以上の公園や緑地等を設けることとされているところでありますが、多くの宅地造成が3,000平方メートル程度の小規模な開発行為となっており、これらの開発により100平方メートル程度の小規模な公園等が設置され、市に帰属されてきているところであります。

なお、面積が100平方メートル程度の小規模な公園では植栽やベンチが設置され、住宅地内における憩いの場の確保につながられている状況であります。

○4番（草川卓也君登壇）

少し言い足りませんが、時間が来ましたので終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

4番 草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問します。

まず、増える、広がる獣害被害とその対策についてであります。

今年はいつもより動物に関する相談が多く寄せられました。私が住んでいる南野町にも度々猿の群れが出没し、家庭菜園や果樹などが食い荒らされました。猿の被害では先日、亀山西小学校の児童が襲われ、けがをしました。その他アライグマ、ハクビシン、キツネなどの相談も寄せられました。また、飼っている鳩や猫、こういう被害の相談もあります。ただ、これは飼い主の問題でもあるんですが。

猿の群れが出没した際に対応してくれたのが農林振興課の農林施設グループでした。以前と違って町なかにも猿の群れが出るようになり、農林振興課が対応する今の組織でいいのかと、そのとき疑問に感じました。また、動物といてもいろいろで、有害鳥獣もいれば特定外来種もあり、保護すべき動物もいます。適用される法律も鳥獣保護法、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律や外来生物法など様々で、その対策も様々です。

そこで、今回全ての動物について取り上げられませんので、まずこれまで市民から相談の多かった猿、鹿、イノシシの有害鳥獣と特定外来種のアライグマ、狩猟鳥獣のハクビシン、この5つに絞ってお聞きします。

まず最初に、猿、鹿、イノシシ、アライグマ、ハクビシンについて、その生息数と生息地、生態についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほど議員が申されました5種類の鳥獣でございます。いずれも、生息数につきましては把握してございません。

まずニホンザルからちょっと申し上げていきますと、ニホンザルは主に常緑広葉樹林や落葉広葉樹林に生息しておりますが、近年では市内全域に出没しております。また特徴としまして、大変頭がよくて学習能力が高く、視覚などのほかは人間と変わらない動物と言われております。行動につきましては、日の出から日没までの明るい時間に餌を求めて、群れによる集団で活発に活動し、決まった行動範囲内の中で周期的に動く習性がございます。

続きまして、ニホンジカでございます。主に中山間部に生息しており、完全に森林から離れることはなく、森林内や森林の周辺に草木が点在する環境を好みます。特徴としましては、食物なら何でも食べ、ジャンプ力が高く、2メートル程度のものなら飛び越えられます。行動につきましては、昼夜ともに群れで活動いたしますが、どちらかといえば夜行性で、日中は森林内で休んでいて、主に早朝や夕方に活動いたします。

イノシシでございます。主に里山に生息しておりますが、近年ではまた市内全域に生息しております。まず特徴としまして、用心深く、また鼻の力が強く、鼻先で土を掘り起こし、餌を探す雑食性の動物でございます。行動につきましては、昼夜を問わず行動いたしますが、性格が臆病なことから主に人のいない夜間に行動しております。

続きまして、アライグマでございます。アライグマはペット用に輸入された飼育個体が逃げ出したり捨てられたりしたものが国内で繁殖し、近年では市内全域に生息しております。まず特徴としましては、鋭い爪や歯を持ち、気性が荒くひっかいたりかみついたりすることもございます。行動につきましては夜行性ですが、昼間も行動し、手先が器用で木登りが非常に得意です。好んで食べる食べ物としましては、ブドウやキウイ等の果物、トウモロコシ、スイカなどの野菜、ペットフード、そのほかカエルなどの水生動物を好んで食べるなど雑食でございます。

ハクビシンにつきまして、ハクビシンは在来種なのか外来種なのか確定してございません。江戸時代に既に少数が生息していたとする説や、明治時代に毛皮用として中国から持ち込まれたものが一部野生化したとの説が有力でございます。特徴としましては、その名のとおり額から鼻にかけて白い線があることが特徴でございます。また、アライグマ同様に鋭い歯を持ち、また性格は臆病な性格ではございますが、刺激を与えると襲ってくることもあり、凶暴な側面も持ち合わせております。また、繁殖力が高く冬眠をしないハクビシンは、どの季節でも出産が可能で、出産回数は1年に1度だけですが、2頭から3頭ほどの子供を産みます。行動につきましては、昼間も活動しますが、主に夜間に活動し、好んで食べる食べ物は果物、野菜、ペットフードを好んで食べる雑食でございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答弁いただきました。

生息数については把握できていないということです。非常にこれは残念なことです。あと、生息地とか生態については、本当にそれぞれによって違うんだなということを感じました。今回こういう問題を取り上げた一つの理由というのは、やっぱりこの対策を講じなきゃならんという問題なんですけれども、やっぱりそれをするためには生息地、それから生息数の把握、それから生態ですね。これはやっぱりきちっと把握をして、どういう対策を打ったら効果的かということをやらなきゃならないということなんです。

今、市の中に、本庁に産業環境部農林振興課の農林施設グループというのが野生動植物の保護及び増殖に関することと、それから有害鳥獣による農作物や植木等への被害防止に関することを担当してもらっています。それから、これはもともと猿とか鹿とかイノシシというのが農業や林業に被害を及ぼしたということから、農林部門が担当するようになったのではないかなと思っております。

一方、総合環境センター内に環境創造グループというのがありまして、ここではいわゆる生活環境、畜犬登録、害虫駆除、空き地対策等に関することを担当しています。先日、私も相談しましたけれども、飼っている鳩や猫の相談というのはこの部署で対応していただきました。よくあるのが蜂などの害虫駆除という相談が多いそうであります。

今ちょっと概要を説明しましたけれども、改めて市の担当部署とその仕事、それからこういう鳥獣被害への対策についてどのように取り組んでみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、有害鳥獣によります農作物や樹木等への被害防止に関することになりますと、農林振興課農林施設グループにて防護柵設置に対する補助、追い払い用花火の配付、猿の位置情報の発信、亀山市鳥獣被害防止対策協議会への支援等の獣害対策、それから三重県猟友会亀山支部に対しての捕獲許可証の発行、また有害鳥獣捕獲業務を委託し農作物や樹木等被害の軽減に取り組んでいるところがございます。また、正しい猿の追い払い方法や防護柵の設置、維持管理の方法等の獣害対策について、出前講座等により地域への助言や啓発も行っているところがございます。さらに特定外来生物、これはアライグマ、ヌートリアでございますけれども、これらの防除を行うために亀山市アライグマ・ヌートリア防除実施計画を作成し、環境省及び農林水産省の確認を受け、被害を受けている方に対して捕獲檻を貸し出し、防除に努めているところがございます。

一方で希少野生動物の保護、増殖でございますが、主に環境課環境創造グループにて取り組んでおります。具体的な取組といたしまして、三重県指定希少野生動物種でありますカワバタモロコにつきまして、株式会社豊田自動織機と協働して悪化した生息域の環境改善に取り組むとともに、亀山里山公園を利用して保護、増殖を行っております。また、市内で絶滅の危機に瀕しておりますヤリタナゴにつきましても、シャープ株式会社敷地内のビオトープや亀山里山公園及びのぼの森公園において保護、増殖を行うとともに、絶滅危惧種に位置づけられていない植物につきましても亀山里山公園へ移植し保護を行っているところがございます。

その他天然記念物であるネコギギにつきましては文化財でございますことから、文化課まちなみ文化財グループが所管しております。平成29年度より学校法人鈴鹿享栄学園との間で飼育協定を締結し、生息域外における保全事業に取り組むとともに、生息域である鈴鹿川水系の生息確認調査等を通じて保護、増殖に努めているところがございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

本当に様々な部署に関わっているということがよく分かりました。例えば動物を捕獲するのに行政の許可が要るとか、単純に捕獲すればいいという話ではないというようなことも、先ほど言いましたけど、法律関係で動物愛護法とかいろんな法律に関わって対応が変わってきますので、またこれもいろいろ対応が違くと。単純に数を減らすために駆除すればいいという話ではない。それから、逆に保護しなきゃならないというものもあるわけですね。だから、多面的でいろんなことを考えて対応しなきゃならないというのが現実ではないかなと思っています。

特に最近思うのは、当初農村地域で被害が出てという、業としてみえる農業とか林業が非常に被害が出るという話だったんですけども、最近は町なかに出る。先ほども言いましたけれども、猿もそうですし、そのほかの動物でも町なかへ出てくるようなことになってきています。そうすると、農林で対応するということがやっぱり合わなくなってきたんじゃないかなと思います。家庭菜園なんかの話は僕よく聞くんですけども、楽しみとして野菜を育ててみえる、そういう方があまりにも被害に遭う。猿なんか賢いで、本当に明日取れたら一番いいなと思うときにぱっと取られているんですね。よく知っていると言うんですよ、取りどきを。だから、そんなんで作っても作っても取られるんで、もう作るのをやめるといふね。だから、楽しみや生きがいを奪っているという側面もあります。

こういうことをきちっと対応していくためには、先ほども言いましたように生息地、生息数、それから生態をちゃんとつかんで、それ専門にやる部署ですね。動物への対応を専門にやるという。市民の側からすれば、動物によってとか対策の方法によって部署がいろんなところが変わるとというのが非常に市民からすると分かりづらい、こういう問題もあります。

そこで、私が今日提案したいのは、これは内部事務を統括してみえる副市長にお聞きしますけれども、今の行政組織を見直しして、こういうあらゆる動物に対応する保護であるとか、それから被害防止であるとか、そういうことを一元的に取り扱うような新しい部署が要るのではないかというふうに思うんですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

ただいま獣害対策、特に猿問題につきましては、市といたしましても来年度予算を増額してでも対応しなければならない重要課題の一つと認識をしているところでございます。また、これに伴います獣害全体を一元的に取り扱う組織・機構の改編につきましては、既に担当部局で検討している状況にあり、来年4月の実施に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

来年4月の機構改革に向けて取り組んでみえるということで、一步前進ではないかなと思っています。その組織というのは、さっき私が言いましたように一元的に、今いろんなところに分かれているものをある程度寄せてそこで対応するというような専門の部署というのか、そういうふうに考えていいんですか。その点もう一度お聞きします。

○議長（森 美和子君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

基本的には獣害の対策と保護というのは、やはり一元的にやっていくべきであろうというふうに考えております。

ただ、例えば文化財なんか絡むようなネコギギとか、そういった特殊な範疇のものについては、やはりそのところで特別な判断というものも必要になってまいりますので、全てがそのようにできるかどうかは分かりませんが、基本的には保護と対策は一元的に行うのがベストではないかと、そのように認識をしておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

現状ですと、農林振興課ですか、農業、林業の振興をやりながら有害の対応もしなきゃならんということで、そういう意味でいくとこういう専門的に扱う部署ができるということはやっぱりいいことだろうと思います。その中で、生息・生態、これをきちっとつかんで今まで以上に効果的な対策を打っていただくことができれば、やっぱり市民生活にとって向上になるんだろうということで

期待をしたいと思います。以上でこの質問は終わります。

次に、学校給食費無償化の実施についてであります。

今回、学校給食費無償化の実施を求める質問をすることを知った子育て世代の方から意見を2ついただきました。1つは、給食無償化は本当に助かります。いろいろな家庭があると思いますが、子育てにはたくさんのお金がかかります。また、給食費に関する保護者の手続もなくなれば、手間も省けていいと思います。格安で提供いただいている給食ですが、その費用が負担になる家庭はかなりあると思います。もう一人の方は、給食費無償化は実現すれば保護者としてこんなにありがたいことはありません。伊賀市は2023年4月からの無償化に向けて動いているようですが、アレルギーでやむを得ずお弁当持参の家庭にも給食費相当を支給するみたいです。どの家庭にも平等に支援されるのはうれしいですね。給食は食育、生きた教材です。それを分かってもらいたいです。こういう内容です。

こういう声が全国的にも広がってきて、今給食費の無償化に踏み切る自治体が増えています。大本をいうと、憲法26条第1項で、全て国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有すると規定をして、第2項で全て国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。この後ですね。義務教育はこれを無償とするというふうに規定しています。憲法では給食費を含め義務教育は無償と規定しているわけでありまして。文部科学省は、この義務教育の無償化についてどのような理想を持っていたのかということですね。

この点では、古くなりますけれども、1951年（昭和26年）に教科書の無償化に関わる参議院の質疑の中で、文科省が語っている部分があります。これは共産党の岩間正男という参議院議員の質問に対する答弁なんです。どの程度の範囲までを無償と考えるのやという質問に対して、政府の答弁は、その内容といたしましては、現在は授業料でございますが、そのほかに教科書と、それから学用品、学校給食費というふうな、なおできれば交通費というようなことも無償の対象に考えていると、こういう答弁がされているわけです。つまり義務教育は無償という場合には、教科書、学用品、そして学校給食費、さらにはできれば交通費というのが理想だという答弁をされております。そこで、まず教育委員会に憲法26条の規定をどのように認識してみえるかお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど議員からお示しいただきましたように、憲法第26条第2項の後段に、義務教育はこれを無償とすると。この無償の範囲につきまして、現在の文部科学省の見解でございますけれども、この条項の無償とは授業料不徴収の意味と、このように理解するのが相当であるというふうに、これが通例となっておりますことから、私どもといたしましても授業料の無償を意味するものであると考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これは実情に合わないと思いますね。この問題、全国で学校給食費の無償化が進んでいるというのは、一つはこういう憲法の下に法的にも実施ができるという、やっても問題ないということで実施をされているわけですね。

例えばこれは今年の10月7日ですけれども、我が党の小池晃参議院議員が義務教育の無償化を定めた憲法26条に基づいて、国の責任で小・中学校給食の無償化を速やかに実施すべきというふうな要求をいたしました。これに対して岸田首相はこのように答弁しているんですね。保護者が負担する学校給食費を自治体等が補助することを妨げるものではない。つまり憲法26条に基づけば、自治体が補助することはいいんだということですね。無償化については自治体において適切に判断すべきもの、自治体で判断してくださいと、できますよということなんです。これが最新の岸田首相の答弁。つまり、本来私はこれは憲法に基づいてやるのであれば国が負担すべきものだというふうに思っています。ただ、国が今のところやらないわけですから、それじゃあ岸田首相も自治体の判断で適切にやってくださいと言っているのであれば、自治体でやるしかないというふうに思うんです。そういう意味で踏み切る必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、現在私どもといたしましては、学校給食法第11条の規定に基づいて、ここの中では学校給食に要する経費のうち、施設設備に要する経費並びに学校給食の運営に関する経費は学校の設置者、これは市が負担すると。ただ、食材料費については保護者にご負担いただくものと、このように理解をしております。

この学校給食法第11条の規定に基づきまして、現在、私どもでは亀山市学校給食費徴収規則において、保護者から給食費をご負担していただくことを規定しているというところでございます。先ほどのような見解ということも可能かとは思いますが、私どもといたしましては安心・安全な食材というものを使用し、バランスの取れた、そして地域産品も生かした献立を安定的かつ継続的に提供するためには保護者からご負担いただく給食費は不可欠なものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

驚きますね。一国の総理が自治体の判断でやっていいですよと言っておるわけですよ。それを亀山市はそうではないと言うんですよね。そういうことですよ。岸田首相の見解は取りませんということですよ。

さっき言われた学校給食法についても、これ国会で議論されています。簡単に言うと、要するに施設や設備に関するお金は自治体が負担しなさい、食材料費は保護者が負担しなさいというようなことなんです。だから、これの解釈について、当時2018年の参議院の文教科学委員会ですけれども、給食費を市が補助することを禁止する意図はないんだというのを文部科学省が認めているわけですよ。だから、自治体の判断によって全額補助することも、この給食法は否定をしていませ

んと言うんですよね。このことが国会で確認をされています。だから、それを受けて今回岸田首相もそういう法律はあっても、それは自治体の判断でできるんですよと言っているわけです。それをあなたは、この法律があるからできないようなことを言うんですよ。教育長、それでよろしいか。一国の総理の答弁と、それからあなた方の答弁が明らかに違うんですよ、これ。それでいいんですか。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

先ほど言われたように、自治体が給食費の補助をすることを妨げるものではないということですので、ただ、これまでずっと施設設備については市のほうで負担をして、給食費のほうは保護者の方にご負担いただいていたということと、今後も、一部ですけれども就学の援助を受けているご家庭については無償ということになるように給食費の補助をやっておるということで、全体に対して無償化するというのは、またそれをずっと継続していくということは、現時点では予算のこともありますし、考えてはおりません。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おかしなところですね。もう一遍言いますよ。どういうふうに聞いたかということ、国の責任で小・中学校給食の無償化を速やかにやりなさいという質問やったんです。それに対して岸田首相が無償化については自治体において適切に判断すべきやと言っているわけですよね。だから、今進んでいる給食の無償化について、自治体の判断でやってくださいよと言っているわけですよ。だから、何も障害はないんですよ。自治体がやると決めればできるということですよ。違いますか、それで。もう一度確認します。自治体がやると決めればできるかどうか、その点だけお聞きします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

ご指摘のとおり、学校給食法の規定が学校給食費の保護者負担を規定すると同時に、その無償化を制約するものではないということは認識しております。しかしながら、先ほど申し上げましたようにこれからも安定的に、かつ継続的に学校給食を提供していくためには保護者からご負担いただくということが不可欠と考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに法律や何やということではなくして、やろうと思えばできるんだということですよね。ただ、亀山市はやりませんと言っているだけでしょう、政策判断としてやりませんということですよ。違いますか。それでよろしいね、確認しますわ。確認だけ。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

少し繰り返しになりますけれども、学校給食費におきましては、食材費については保護者負担をいただくものとしております。ただし、これは先ほどから申し上げましたように、無償化について制約をするものではないということの認識でございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本人と話しているのかどうか分からんような答弁。要は妨げないということは、政策判断でできるということですよ。そこがポイントなんです。大分時間を食いましたけど、要は国も自治体がやることについては自分のところで決めてやってくださいと言っているわけですよ。だから、全国に広がっているんですよ、これね。こんなことにこんなに時間がかかるとは思いませんでしたわ。

次に移っていききたいと思います。これはぜひやっていただきたい。

そのために続けていきますけれども、伊賀市がついこの間、小・中学校無償化を実施するというふうに発表しました。共産党が調べたのも、小・中学校で給食費無償化をしている自治体が全国で256に広がっているという。小・中とも給食費が無償の自治体は256、小学校のみが6、中学校のみが11、本当に広がりが出てきています。例えば人口27万の青森市も実施を決めましたし、そういう大きな自治体でも無償化が進んでいる。東京都葛飾区、千葉県市川市、これ来年度からやるという動きが出ています。さらに全額ではないんですけど、保護者負担を減らすという意味で半額補助、第3子からの無償、中3のみ無償など、一部の無償を行う自治体も多数あるわけですね。これの財源として一つ大きかったのは地方創生臨時交付金、これを活用して実施をしたところが結構全国的に多いということなんです。

まず、その全国の状況がどうなっているのか全国は言いましたので、県内の状況で把握しているものを教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

令和4年9月1日現在での三重県での調査によりますと、県内29市町のうち自己財源による完全無償化を実施している市町は2市1町のみであるというふうに捉えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは、自己財源以外のものも含めて実施をやっているところはどれだけあるんですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、完全無償という点で申し上げますと、先ほどの2市1町に加えて3つの町がございまして、2市4町で完全無償を行っているというところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

県内でも伊賀市がスタートをする、それからいなべ市もやるんですよね。それから、志摩市はやっています。そういうことで県内の市でも無償化が広がってきていますし、もちろん町でも今言われたように広がってきているんですね。

亀山市は残念ながらやっておられません。今現在、保護者の負担がどれぐらいあるのか、この点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今年度で申し上げますと、保護者が負担する学校給食費につきましては、小学校が月4,400円で年間4万8,400円、関中学校が月4,800円で年間5万2,800円、亀山中学校と中部中学校につきましては牛乳代ということになりますので1日55円、換算して約1万円となっているところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

小学校で月4,400円、12か月でかなりの額になりますよね。やっぱりこれだけの負担が軽減されれば、子育て世帯にとっては本当に助かるのではないかなというふうに思っています。今本当に物価が上がって大変という状況もありますし、今こそやるべき時期ではないかなと思っています。亀山市の場合、答弁がありましたけど、関はいわゆる完全給食、全員喫食制だから4,800円という金額が出るんですね。ところが、亀中と中部中は全員喫食制の給食を取っていないので牛乳の分ですね。だから、公費が投下されていない。ましてやデリバリーで弁当持参のところになると全くゼロですよ、公費負担が。

こういうふうな実態があって、やっぱりまずは給食を早く実施しないとこういう恩恵もあずかれない、無償化してもね。という問題も同時にあるということですね、亀山の場合は。だから、少なくとも小学校のように全員が同じようなものを食べているところについては無償化すれば月4,400円の負担軽減になる。しかし、中学校の場合、このままで行ったら本当に55円ですよ。大して効果がないということになるんで、この辺も実施に当たっては伊賀市のように負担をしている費用、実費で負担している費用も補助の対象にするとかというようなことも考えなきゃならないかなと思っています。それは早いところ中学校給食をやらなきゃならないということにも私はつながってくるんだらうというふうに思います。

もう一つ聞きたいのは、9月に文部科学省が物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況、全国の調査をやりました。これを発表しています。その概要についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

答弁を求めます。

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

文部科学省が物価高騰に向けた取組状況についてということで報告をされたものでございますけれども、現在この取組状況ということで、回答数のうちの実施及び実施予定というところにつきましては、約83.2%ほどが何らかの実施、もしくはそれを予定しているというような回答を示しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私も見て驚きましたけどね。実施もしくは実施予定、何らかの形で保護者負担の軽減に取り組んでいる自治体が83%なんですよ。もう大半の自治体がこういうことをやっているんですよ。やっていないほうが本当に数が少ない。だから、亀山市は数少ないやっていないところの一つなんですよね。子育てを応援するというのであれば、やはりこれは取り組まなきゃならない問題だろうというふうに思います。

この文書に書いてあるのは、コロナ禍における原油価格・物価高騰への対応として学校給食費の保護者負担軽減を実施しているのが83.2%、そしてこれの結果を受けて文部科学省が言っているのは、自治体などへこの結果を周知し、引き続き学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組を促したい。これが文部科学省の今姿勢なわけです。これを受けてどういうふうに取り組まれるのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

物価高騰の影響によります学校給食費の値上げを回避するため、現時点では栄養価を下げないで食料費を抑えるよう、献立の工夫を行うなどして給食を提供していくところでございます。今後やむを得ず学校給食費を値上げしなければならないような状況になれば、交付金の活用も含めて様々な検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう少し温かい姿勢を示していただきたいと思うんですね。最後に教育長にお聞きしますけれども、先ほど来議論をしていますけれども、憲法上義務教育は無償だとされている。それから、法律的にも別にそれを無償化する妨げもない。あとは自治体として判断するだけというような状況にあるんだろうというふうに思うんですよ。それがやはりできるようにならなきゃならないと思うんですよ。やっぱり教育委員会としてきちっとこのことを取り組むという姿勢は示していただきたいと思うんです。いかがですか、取り組むという姿勢です。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

教育は無償という大原則があるのはよく分かっております。学校の現場においては様々な費用も

かかることも現場でも体験というか感じております。本来は理想は完全、何もお金がかからないというのが理想は理想だと思いますが、現実のところそれができていないというか、できないという状況も、それを分かってしまうといけないかも分かりませんが、理想は無償で何でも、教育だけじゃなくて、様々なサービスを受けるのが理想だと思います。ただ、現時点では先ほども言いましたように、一部のご家庭についてはそういうことが図られるように制度を運用しているので、全員になると、それこそそれを継続的にするというは莫大なお金もかかるということで、現実を述べてはいけないのか分かりませんが、今のところ完全無償というところには考えは至っていません。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

教育長の答弁は財源さえ確保されればやれるということでもいいですかね。財源がつかないときできない、もちろんそうですよね。それ以外のハードルはないということでもいいですか。そう理解して。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

何もハードルがなければ、この憲法に無償というのがあるのですから、そういう環境が整っているというふうに理解はできます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

戻りますけど、憲法26条、義務教育は無償、これを戦後間もない時期に決めてから七十何年たって、このことが実現されていないんですよね。当時昭和26年でしたか、国会の中でもやっぱり今はまだできないけれども、いずれはこういうふうにしていきたいんだということの中に給食費の無償化も入っておったと。だから、国としてそれは変わっていないんです。だから、それを七十何年たってもできていないということがあるんだけれども、やっぱりやる方向というのは変わっていないんだというふうに思うんです。だから、それを受けて自治体として今本当にこれだけの物価高騰の中で、生活も大変、子育ても応援しなきゃならんという中で、これをぜひとも優先順位を高く実施したいという自治体は私はこの83%という自治体の数になっていると思うんですよね。

そういう意味でいくと、自治体として、亀山市として、市長にお聞きしますけれども、亀山市として優先順位を上げてぜひ取り組むという、財源をつければ支障はないということですので、憲法にも決められたことですし、そういう意味で実施すべき課題ではないかなというふうに思うんです。その点の市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

子育てに関わる、教育に関わる様々な課題、その保護者の負担の軽減とか、近年の問題になっております経済的困窮等々の格差の問題とか、こういうことを考えますと本来ならば国がその法律

に基づきその全てを担保していくと。くしくも77年、こうおっしゃられましたけど、それが基本であろうと思っております。

しかし、現実これも議員くしくもおっしゃられました文科省の思惑、意図として、あるいは国の施策の方向として、本来ならば義務教育の国庫負担金の比率も地方の負担は随分、3分の1から2分の1と上がってきましたけど、ある意味各都道府県の施策、あるいは市町村の施策、これによって、あるいは財政力やマンパワーによって随分その自治体によって違う施策が取られてきておると。これがどんどん広がっていると。それは一国の総理が地方自治体の裁量でできますと、こうおっしゃられましても、やはり現実問題として様々な教育課題や他の施策がありますので、その解消のためにはやはり財源が必要になってきますし、何を優先するのか、こういう判断が当然必要でございますので、そこのところを教育長は答弁されましたけど、非常に大事な視点であろうと認識をいたしております。

いずれにいたしましても、本市としてこの無償の問題もそうですが、これも議会の皆さんや市として後期基本計画に位置づけておりますけれど、中学校給食をいかに早く立ち上げるかという課題、これは政策課題のさらに優先すべき問題というふうに認識をいたしておりますので、それら教育課題の総合的な判断をしていく必要があろうと思っております。ただ、冒頭申し上げた、本来ならば各都道府県や市町村の財政力や実情によって、三重県の中でもそうなんですけど、三重県内の生まれたまちが違うことによって、あるいは住むまちが違うことによって県内でいろんな教育や子育て支援の格差が生じていることについては、やっぱり一定のレベルを維持していく必要があろうかと、こういうことが人口減少社会の課題解決の大きな視点ではないかというふうに考えているところであります。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長言われたように、憲法で義務教育は無償とうたっている以上、国がちゃんと財源は持つべきなんですよね。そのことは間違いありませんよ。

ただ、そういう中で77年間これがやられてこなかったという実態もある。そんな中で今物価高騰、いろんなことが大変になっている。だから、ぜひこれを保護者の負担を軽減するほうに足を踏み出してほしいということなんです、要はね。だから、決して国がやらなくてもいいという話やないですね。国が本来やるべきなんです。ところがやらないのであれば自治体としてやらなきゃならない。

もう一つ、財政力の違いによって差が出るところも悲しい話ですよ。例えば伊賀市の財政力を見ると亀山よりもずっと低いんですよ、財政の力としては。そこがこうやって踏み切っているというのがあって、必ずしも財政力の豊かなところから実施をしているわけでもないんですね。そういうことも踏まえると、やっぱり自治体の判断というのが大きなものになると思いますので、ぜひこの問題についてはしっかりと今後も議論していただきたいということを申し上げておきます。

最後になりますけど、私昨日今日と議案質疑、一般質問をさせていただきました。多くの方から副議長になったら質問ができやんのやないのかという質問をよくいただくんです。

これについて一言説明をしておかなあかんと思うんですけども、地方自治法の中に副議長の

権限というふうに書いてあって、そこには議長が欠けるときには副議長が代わってやるという、そういうときに初めて副議長の権限が発生するというようなことが書いてありますので、それがなければ今回のように議長がちゃんと仕事してもらっている間は副議長は特に一議員と変わらないということなんで、質問もさせていただいております。そのことだけ説明をさせていただいて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時47分 休憩）

（午後 1時58分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 新 秀隆議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

通告書に従って一般質問をさせていただきます。9番、公明党の新でございます。

まず、今回は大きく3つ、地方公共交通について、そして選挙の投票率の向上について、そして出産と子育てについての大きく3つに分けて、質問していきたいと思います。

まず初めに、公共交通についての乗合タクシー制度のりかめさんについて、お伺いしたいと思います。

以前、平成30年12月21日、ちょうど4年前でございますが、この折に、乗合タクシー制度の見直しとタクシーの助成制度の存続を求める決議ということで、議員の皆さんとともに決議を出させていただきました。その後、30年、31年、そして令和1年から今年までの状況で、まず利用状況についてでございますが、近々の状況で結構でございますが、そこまで出るか分かりませんが、まず乗車の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

9番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

乗合タクシーのりかめさんの利用状況というお尋ねでございますので、延べ利用者数及び1日当たりの平均乗車数でございますけれども、令和元年度が、延べ利用者数2,120人、平均利用者数が7.3人でございます。令和2年度が、延べ利用者数3,741人、平均利用者数12.7人、令和3年度が、延べ利用者数が4,688人、平均利用者数が1日当たり15.8人となっております。制度導入以後、延べ利用者数、1日当たりの平均利用者数とも増加傾向にございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

実際にそんなような形で利用状況は増えているということでございますが、3年の4月1日の状

況で、大きく亀山市を10のまちづくり協議会等で区分したところの実績を確認させていただきましたところ、やはり75歳以上の人口数、そして利用者数を見てみますと、登録で42.9ということで、半分ぐらいの方、75歳以上の方が乗らない。これは、当初は1万円のチケットとかそういうのも出たり、また3,000円の無償チケットを頂くためにはこうやって登録せないかんというふうなところもありまして進んでまいりましたが、実際のところ、今回の選挙戦で様々なところで市民の方とお話をさせていただく中で一番話が多かったのが、こののりかめさんのことでございました。

今現在は、確かにコロナ禍の下でございますので、乗り合いでたくさんの方が乗ってどこかへ行くというのには、若干少なくなってきました。先ほどのご報告をいただきましたが、1便当たり大体乗車が1.2から1.1というぐらい、あまり乗り合いという形にはなっていない傾向が確認できました。

そういう中におきまして、やはりどこかへ行く、一番多いのはやっぱり医者へ行くということなんですけど、その医者へ行くのに停留所が遠いと言う方もたくさんありました。こういうところにつきまして、この停留所について、停留所の数、私、あまり最近のことは分かりませんが、令和2年のところで432か所ということでございましたが、それ以降、この停留所というのはどんな傾向をたどってみえたのか。また、この停留所の数を設定していく、また新たにつくっていく、また統廃合というか減っていくこともあるかも知れませんが、この根本的な設定方法はどのようになっているのか。この2点について、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

まず停留所の数でございますが、令和3年度末現在の停留所数は438か所でございますが、そのうち地域停留所が221か所、公共施設や医療機関などの特定目的地停留所が217か所でございます。

制度導入後、地域まちづくり協議会からの設置要望や商業施設、医療機関等からの設置要望によりまして停留所の増設を図ってきたほか、令和3年4月からは既存の地域の集会所等の地域停留所である72停留所を利用しやすいように特定目的地停留所に変更しまして、利便性の向上を図ってまいったところでございます。

もう一点、停留所の設定の方法ということでございますが、地域停留所は、制度導入当初より、地域まちづくり協議会におきまして停留所設置箇所等を取りまとめいただいたもので、乗合タクシー車両が容易に通行ができ、利用者が安全に乗降できる場所であることなどを確認し、協議の上、亀山市地域公共交通会議に諮り、地域からの発着地として設置した停留所となっております。

また、特定目的地停留所は、地域からの目的地として公共施設や医療機関から停留所設置要望のありました場所に同様に設置要件といたしまして、乗合タクシー車両が容易に通行でき、利用者が安全に乗降できる場所である場合に設置をさせていただいているというところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

令和3年末で438ということで、少し増えているようでございます。

当初の議員としての決議の中では、乗合タクシー制度が地域公共交通で市民がより利用しやすい制度となるよう十分検討し、早期に見直しを行うと。この見直しということですが、今現在、停留所の方式になっているわけですが、この停留所方式というのは何がメリットがあるのでしょうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

停留所方式のメリットでございますが、乗合タクシー制度における停留所は、あらかじめ地域公共交通会議でその安全性等についての協議がされ、設定するものでございますので、利用者の方々には安心・安全に乗降いただけるといったことが上げられようかと思えます。また、停留所方式とすることで、利用者と運行委託事業者ともに乗降場所が分かりやすく、効率的な運行が可能となっていることが上げられるところでございます。

なお、利用者にとってのメリットとなるものではございませんが、停留所方式を採用していることで乗合タクシー事業と一般のタクシー業務を行う民間タクシー会社の事業とのすみ分けが図れるといったことも、行政、事業者にとっては一定のメリットであるということで上げられるところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

今、笠井部長のほうからありました。どちらかというメリットは利用者のほうには少ない面が多いと。安全な場所というのは確かにあるかも分かりません。ただ、利用者の方にしてみると、ほとんどの方が、やはり今まで家の前まで来てくださった。そして医者へ行くのにも楽だった。またある、加太のほうに行きますと、やはり1,500円で亀山まで行けるというのはメリットであるというふうなことは確かにおっしゃっている方もお見えです。ただ、どうしても関管内でも短いところは、あまりにも短いので一度断られたと、そういう発言をされた方も見えましたが、これは検証しておりませんのではっきりは分かりませんが、今現在、タクシーの会社は幾つあるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

乗合タクシーの事業者となっておりますタクシー事業者は2社でございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

今答弁いただきました2社でございますが、以前の報告の産業建設分科会の資料として頂いた分では、亀山交通、関タクシーで間違いございませんか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

現在の乗合タクシーを行っている運行事業者につきましては、亀山交通株式会社と小菅タクシー有限会社の2事業者により運行を行っております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

以前は確かに関タクシーというのがありまして、関町の方には非常に利便性が高く、呼んだらすぐ来てくれるということでございましたが、関管内の移動に関しましてそういう、ちょっとあまりにも距離が短いので断られたという意見がございますが、これは本人が言っているだけではございますが、ちょっと信憑性が、調べるのは難しいことなんですけど、実際にそのまた関のほうにタクシー会社を設置する、したいという方も見えたんですけど、やはり運輸局の許可的な問題もあります。

そういうことについて、亀山市としては、この協力事業者に対する方向性として、関には1社置こうというお考えを推進するような動きはあるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

乗合タクシー事業への新規参入でございますけれども、本市の乗合タクシー事業である道路運送法に基づきます一般乗合旅客自動車運送事業の区域運行を行うためには、市内に事業所もしくは営業所を存することなどが条件となっておりますので、許可を有する事業者が、現在は本市の乗合タクシー制度への参入可能な事業者は2社のみとなっておりますので、安全運行のためにも許可事業者に委託をしているという状況でございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

分かりました。現在としては、今の2社を進めていくという考えということでございます。

実際、そのような利用者には、そんな寂しい、行けないとか、そういうことのないようなことを、お言葉をいただくような、私らの耳に入るようなことのないように、またこの辺は願いたいものでございます。

そして、制度の今後ではございますが、今現在、亀山市というのは190平方キロメートルのエリアでございますのでそれを、どこまで行っても500円というようなそういう地方のところもありますが、亀山はそういうわけにもいかないというのは理解はできるんですけど、例えばエリアを、A、B、Cを2エリアにしたり、そして1エリア500円、そして2エリアで1,000円、そういう金額的なもの、そしてこのエリア制度の改正、こういうお考えは今後もないのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

A、B、Cエリアの制度を変更したらどうかというご提言かと存じますが、乗合タクシー制度は一般タクシーと路線バスとの中間程度の利便性と料金設定となるよう制度導入を行ってきたものでございます。

そうした中で、乗合タクシー制度のゾーンにつきましては、制度導入に当たり、市内の各小学校区と公共施設等を結ぶ、タクシーのメーター料金のシミュレーションを実施するとともに、一般タクシー等との公共交通への影響も考慮しつつ、基本ゾーン、遠隔地ゾーン、超遠隔地ゾーンの3段階のゾーン制で、その利用料金が一般タクシーと、その中間程度で、タクシーメーター料金のおおよそ3分の1程度のご負担でご乗車いただけるよう設定をいたしてきたところでございます。したがって、ゾーンと利用料金は関係性を持たせた中で制度設計をしてきたということでございます。

なお、現在の乗合タクシー制度におけます利用料金に係る市の負担は、利用者の方が大体3分の1程度負担をいただきますので、タクシーメーター料金の3分の2程度となりますが、例えば議員ご提言のゾーン設定としました場合、さらに低廉な利用料金となりまして、一般タクシー業への影響も懸念をされるということ、さらにはゾーンの拡大によります地域間の自己負担率の公平性の観点なども勘案いたしますと慎重に検討すべき課題であるというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

金額の提言のところはなかなか難しいという答弁でございます。その辺もやはり理解できるところはあるんですけど、やはり一番の声がありましたのは、あまり足が不自由で医者へ行きたい、歩くのも大変だ、立ち上がるのも大変だという方が停留所まで行くというのは非常に難しい。ただ、障がい者とか、そして要介護度の介護の合議体とか、その辺がクリアされている方については、なかなか補助的なものは難しいと思いますが、そういう方に対する、その停留所を撤廃できるような、そういう何かよい方法、こうなってくると福祉のほうになってくるかもしれませんが、現状の地域公共交通の乗合タクシー制度では何か考えられることはないのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

停留所方式を撤廃したらどうかというようなご提言でございますが、先ほども若干触れさせていただきましたが、乗合タクシーは、鉄道やバス等で対応し切れない公共交通不便地域への対策でありますとか、運転免許返納者への対策を補完する公共交通として位置づけまして、平成30年度から制度運用を行っているものでございます。

したがって、乗合タクシーはドア・ツー・ドアで利用できる一般のタクシーや定時定路線を運行する路線バスとの中間程度の利便性と料金設定としての制度導入を図ってまいりましたことから、一般タクシーとのすみ分けを行うため、停留所を設置し、乗降場所を限定いたしているというものでございまして、ここにつきましても、停留所の場所につきましては、また地域からご要望があれば検討をさせていただきますが、この停留所方式を撤廃するという考えは現在は持っていないところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かに、この制度を超えた形というのは難しいと思いますので、今度、私も教育民生委員会に属することもありまして、福祉の面で何か市民の方がこのタクシー制度を利用できる方法がないか、また模索していきたいと思います。以上でこの公共交通については終わります。

次の選挙の投票率向上についてでございますが、選挙の投票所についてでございますが、まず亀山市の投票所が以前は31あったのが29か所に統合されました。これについても、市民の方から、やはり何かというと、距離が延びると歩いていけないとか、そういう不便さが出たということでございます。そういうところから、今回は一般質問させていただきます。

この統合された背景と、そしてそれをしたことによって、利益ではないですけど、メリットがどういうふうな形で現れたのか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

豊田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

平成30年に31か所ありました投票所のうち、その当時、第9投票区投票所でありました管内公民館を第6投票区投票所の東部地区コミュニティセンターへ、第27投票区投票所でありました白木一色公民館を第25投票区投票所の関町北部ふれあい交流センターへ統廃合し、平成30年10月28日執行の亀山市議会議員選挙から29か所の投票所としております。この選挙を含め、現在までの4年間に既に7回の選挙が執行されているところでございます。

国が示しております投票所の設置基準といたしましては、投票所から選挙人の住所までの距離が3キロ以上ある遠距離地区及び3,000人以上の選挙人がいる過大投票区にあつては、その解消に努め、規模の適正化を図るよう通知がなされているところです。

平成30年の投票所の統廃合については、経費を抑える目的だけではなく、この3キロ、3,000人を超えない範囲という、この基準に基づいた上で、その地区の有権者数や投票率、投票所までの距離を鑑みまして、投票所の統廃合を進めたところでございます。

また、統廃合の経費も含めたメリットということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、経費を抑えることを第一の目的とはいたしておりませんが、投票事務従事者手当や立会人報酬、受付用パソコンやそのシステム、物品運搬に係る経費などを合わせ、ざっと積算いたしますと、1回の選挙につき1か所の投票所に22万から25万円程度の経費がかかっておりますので、その費用は削減されているところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

国の示されているのが大体3キロ以内になるということで、以前4キロ強というところもありましたが、今現在は3キロ未満に解消されておるということも確認させていただいております。

そういう中につきまして、金額だけではないということでございますが、1か所で22万から25万、2か所今回で減ったわけですから40万から50万円ぐらいの金額が削減されたということ

でございますが、この2か所減ることによって投票率というのはどのように変動したのか、基準が分かりやすい形で説明いただくとありがたいんですけど。

○議長（森 美和子君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

投票率につきましては、その時々選挙によって全体の投票率も変動いたしますので、単純に投票所の投票率を切り取って比較をいたしましても、それを基にした議論は難しいところではございますが、参考までに投票率を申し上げますと、投票所が31か所であった最後の選挙であります平成29年10月執行の衆議院議員総選挙では、当日投票率が市全体で35.42%、期日前投票等も合わせた全体投票率は57.97%でありましたところ、東部地区コミュニティセンターと菅内町公民館の投票率を合わせますと30.81%、関町北部ふれあい交流センターと白木一色公民館の投票率を合わせますと36.96%でございました。

投票所統廃合後の同じ選挙の投票率で比べますと、令和3年10月執行の衆議院議員総選挙になりまして、こちらは市全体の当日投票率が38.00%、全体投票率は55.57%でございました。このときの東部地区コミュニティセンターの投票率は34.56%、関町北部ふれあい交流センターが36.0%でございました。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

投票率の全体的にはかなりポイントが変わっておりますが、投票所ごとで見ますと、この4%とは[※]ちょっと大きい開きが出ておるなと思うんですけど、この比較というのはやっぱり高齢者の方の————、交通手段を妨げているのではないかなに訂正します。

そういうことで、今回、金額的なことがやはりネックにもなってくると思いますんですけど、このポスターの掲示板の考え方でございますんですけど、確かにこのようにたくさん場所があります。これが187か所の根拠、これは公職選挙法の選挙の法令集の111条にも出ておりますんですけど、こちらの計算といいますか、その辺について、費用も一緒にお伺いしたいなと思うんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（森 美和子君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

ポスター掲示場につきましては、公職選挙法施行令第111条で、投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び投票区ごとの面積に応じ、その数が定められており、これに基づき算出した亀山市のポスター掲示場の法定数が210か所でございます。また、公職選挙法第144条の2第2項では、特別の事情がある場合には、都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減らすことができると定めております。したがって、各投票区の住宅の密集度や集落の形状など、それぞれの実情を考慮し、三重県選挙管理委員会と協議を行った上で、法定数より23か所減じた187か所としているところでございます。

また、経費のほうでございますが、ポスター掲示場の設置と、それから撤去に関しましては、そ

※削除あり。153ページに議長において会議録を調査の上、適切な措置を講じる旨の発言あり

それぞれの選挙ごとに指名競争入札により委託業者を決定しております。現在、ポスター掲示場の設置数は市内187か所ですが、選挙によって候補者数が違いますので、ポスターを掲示する区画数が変動するため、費用も変わってまいります。令和3年10月執行の衆議院議員総選挙では、2段6区画のポスター掲示場に加え、最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示場29か所を含めたポスター掲示場設置等委託料は264万円でした。令和4年7月執行の参議院議員通常選挙では、2段6区画のポスター掲示場を設置し、委託料は204万6,000円でした。

また、先般10月執行の亀山市議会議員選挙では、3段27区画のポスター掲示場を設置し、委託料は858万円でした。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

今、ちょうどこのポスターの数字の根拠というものを伺いたしましたが、そしてまた設置・撤去の金額も伺いたしました。

そういう中で、極端なことを申しますと、設置の数を半分にしたら、もう金額でも、先ほどの市議会議員の選挙でしたら850万が430万ほどになるという。こうしてみれば、設置所の1会場当たりの金額を大きく上回ってくると。単純な計算なんですけど、やっぱり法的なものが引っかかってくると思うんですけど、その点についてと、ちょっと時間が押してまいりましたので、あともう一つ、そういう今後の投票率の向上を願ってということでは、あるところではシャトルバスを運行したり、また、バス、小さなワゴン車に投票箱を積んで、立会人も一緒に行って、投票を期日前にしたりとか、いろんなアイデアを各地域でやっておられます。そういう今後の投票率向上も含めて、伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

投票率向上については、効果的な方策を検討し続けなければいけないというふうに認識はしておりますが、投票所を減らしたことが投票率の低下につながっているとは考えてはいないところでございます。

また、先般、議会にも今年度執行の2つの選挙の年代別投票率をお示しもさせていただいたところでございますが、20代をはじめとした若者世代の投票率が低い傾向にございます。全国的に見ても同じ傾向がある中で、期日前投票制度が認知され、活用度が増加しているという現状もございます。したがって、例えば期日前投票の環境整備に向けた方策など、幅広く検討してまいりたいと考えているところでございます。

半分にならないかというところですが、議員もおっしゃられましたとおり、設置するポスター掲示場の総数は法で定めるところにより算定されておまして、まずはこの法の基準に従うことが基本でございます。特別の事情がある場合には、県選管と協議の上、その総数を減らすことができるかとされておりまして、それぞれの投票区ごとに数を減らす理由を県選管と協議し、現在187か所と定めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

法的なものがありますので、あるいは区分も。でも、かなり近いところで、1か所の看板を見ておって、右を見たらもう一つの看板が、遠くですけど、見えるところにあるというふうなのはいかがなものかなとはちょっと思うんですけど、あと、もう回答は結構でございますんですけど、亀山市はありませんですけど、鈴鹿市なんかに行くと大きなショッピングセンターで期日前投票をやられているというのもあるんですけど、そういうことも工夫をしていただいて、亀山市でも、ショッピングセンターはいろいろあると思うんですけど、そういうところに設置ができれば、そういうところで買物のついでに投票ができると。そして、先ほどおっしゃられた若い方、10代、20代の方がやっぱり投票率が低いというのはデータでも示されておりますので、その点についてもしっかりとサポートができるように願うものでございます。

以上でここは終わりました、最後のところになりますが、出産と子育てについてでございますが、今回、厚生労働省のほうより概要のものが出たり、運用の方法という手引も出てきております。こちらにつきまして、まず概要、目的について把握されている状況をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

お尋ねにありました出産・子育て応援交付金事業につきましては、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備のため、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援とともに、妊娠届出時、出生届出時に合わせて計10万円相当を支給する出産・子育て応援ギフトを一体として実施する事業が国において創設されたものでございます。

その内容でございますが、まず伴走型相談支援といたしましては、全ての妊婦や子育て家庭を対象に、出産、育児の見通しを立てる直接的な面談を、妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間に実施するとともに、プッシュ型の情報発信や相談の随時受付等の継続的な実施を通じ、必要な支援につなぐようにいたすものでございます。

また、出産・子育て応援ギフトといたしましては、今年4月以降に出産された方を対象にいたしまして、妊娠届の提出時の面談実施後に妊婦1人につき5万円相当の出産応援ギフトを、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の面談実施後に新生児1人につき5万円相当の子育て応援ギフトを支給いたしますのでございます。なお、妊娠届出を行われた方で残念ながら出産に至らなかった方につきましても、出産応援ギフトの支給対象となります。

本事業の目的でございますが、この面談とギフト、2つの支援をパッケージで実施することによりまして、相談機関へのアクセスがより促進されるとともに、必要な支援サービスを受けやすくなるという効果が期待できるものでありまして、その結果、必要な支援が確実に妊産婦、子育て家庭に届き、伴走型相談支援の実効性がより高まるという狙いがあるものと認識しております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

やはり今回の出産・子育て応援交付金につきましてはですけど、やっぱりこれは、今回の子育てに

関しまして、支援が手薄なんです。ゼロ歳から2歳児に焦点を当てられて、妊娠、出産時に計10万円相当の給付による経済的支援も行い、負担軽減していくとともに、妊娠時から伴走型の相談支援というふうに先ほどおっしゃられましたが、こういう中におきまして、出産・子育て応援交付金の創設として全国的に1,267億円という金額が計上されたと同っております。また、公明党が11月8日に発表いたしました子育て応援トータルプラン、ここの中でも一部施策を先行して実施するような形で、やはりこの伴走型相談支援というのは非常に大切なことだと。私は男性ですの出産の経験はございませんが、やはり出産をされる前、そして出産をされてからの子育てについては大変なご苦労を、奥さん方にはお世話になっておりました。

そういう中におきまして、様々なニーズも支援もいろいろ出てきておるわけですが、亀山市には「かめやま子育てガイドブック」というのがございますんですけど、こちら等、かなり亀山市は手厚くされております。そういう中におきまして、既に運用されているものも幾つかあると思えますが、そういうものとか、代表的な事業を少し確認させていただきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

本市では、従来より、「かめやま子育てガイドブック」にも紹介がございますが、妊娠届出時と出産後から赤ちゃん訪問時の際に一人一人の妊産婦の方との面談を実施しており、その後も乳幼児健診など様々な機会に、妊産婦や子供とその家族、周りの支援体制などの状況を把握しまして、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じるとともに、必要な支援につなげるため、関係機関と連絡・調整を行うなどして、全ての妊産婦や乳幼児に対して切れ目のない伴走型の支援を提供してきてございます。

ですので、今回、国から新たに求められておりますのは、本市の場合は、妊娠8か月前後の面談を希望者に対し行うとともに、現在実施しております出産前後の面談終了後にそれぞれ5万円相当の出産・子育て応援ギフトを提供することとなります。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

小坂次長から今説明いただきました。かなり亀山市は進んでおられたというところも見受けられました。

そういう中におきまして、やはり今後の、スムーズに事が進むためにということで、いろいろ面談の先ほどタイミングとかという形もおっしゃられたんですけど、やっぱり交付金の5万円相当とありますけど、金額になるのとか、今現在、既にいろんな、東京の三鷹市とか、茨城の石岡市とか、そして神奈川県厚木市とか、そういうところでいろいろ事例がもう出ておる中では、やっぱりおむつとかお尻拭き等を毎月4,500円分のおむつを現物支給したり、クーポンで支給とか、また市が代わって購入して、そういうものをゼロ歳児に支給したりとか、そしてところによってはやっぱり現金ということで、亀山市の場合は、確かに出産3人目以降は金額も既に設定されておりますが、それになおかつこの金額をつけて、経済的にもゆとりのある子育てになっていただきたいというような、そういう中で、やっぱり人口減少というので、先ほども午前中からも、櫻木議員のほう

でもありましたけど非常に、金額だけではありませんが、生後の3人以上は3万円というのも継続し、そして、今回のこの出産・子育て応援交付金も一時的なものではなく、継続的に行っていくというふうなことも発表されております。

そういう中におきまして、今後、亀山市としての向かい合っていくための考え方、それを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

経済的支援の出産・子育て応援ギフトでございますが、出産・育児関連商品のクーポンや産後ケア、一時預かり、家事支援サービス等の利用券、妊婦健診交通費やベビー用品の購入、レンタル費用の助成など、市町村の創意工夫により幅広い支給方法を選択することが可能となっており、現金給付とすることも可能となっております。

具体的な本市での事業の実施につきましては、交付要綱、実施要綱及び国の説明会など、今後も国などの動向を見極めた上で、本市での実施内容や方法について慎重に検討してまいりたいと存じます。

なお、この出産・子育て応援ギフトの支給形態の一例といたしまして、国は産後ケア、一時預かり、家事支援サービスなど、様々な支援サービス等の利用料の助成等を掲げておりますが、妊婦や子育て家庭が必要な支援サービスにつきましては、市内のサービス資源だけでは様々なニーズを充足させることが難しいと思われまことに、本市といたしましても、三重県による広域的な連携により効果的なサービスの提供が実現可能となりますよう、県にこれからも働きかけていきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

最後に、心配しておったのはこういうような事業が増えるとキャパが足りないのではないかということの心配もありましたが、この点につきましては、先ほども次長がおっしゃられたように、県との細かい連携を取り合って、そして大切な子供さんたちがしっかり育っていけるよう、切れ目のない子育てに向かっているということをお伺いしましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

9番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

なお、先ほど新議員より質問の中で発言の訂正の申出がありましたので、議長において後ほど会議録を調査の上、適切な措置を講じます。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時45分 休憩）

(午後 2時56分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 伊藤彦太郎議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、職員の懲戒処分についてということと、白鳥の湯についてということと、あと市内の過疎地対策についてという3点を通告させていただいております。

まず、職員の懲戒処分についてに入らせていただきます。

これにつきましては、10月28日付で市長名で議会に対しまして、改選が行われているので、その前の体制なんですけれども、職員の懲戒処分について（報告）というタイトルでメールをいただきました。これによると、元上下水道部の課長級職員と主幹級職員が、所属職員に対し、人格もしくは尊厳を害する発言を長期間にわたり繰り返し行ったということで、当該行為は信用失墜行為を禁止する地方公務員法に反し、法令違反に該当することから懲戒処分としたとありまして、これにつきまして、市民の信用を失墜する行為として認識しており、市民の皆様におわびすると、こんなふうに書かれていました。さらに、処分につきましては、2人とも減給10分の1を3か月、こんな感じでした。

これがどういう状況だったのか、そのメールだけでは分かりません。ただ、確かに、暴言というか、その尊厳を害する発言、こういったことは決して褒められたものではなくて、処分もいろいろ考えられた末のことで妥当だったんだろうかということ、当該の職員には、やはりこれは大いに反省してもらえないだろうかというふうには思ったんですけれども、ただ、これにつきまして、翌日の報道ですね。中日新聞の記事だったんですけど、これを見て驚きました。去年の1月に総務課に相談があったと書いてあったんですね。処分に至るまで、この前の1月からだとそうするともう1年近くもかかったのかなというふうにはふと思ひまして、ちょっと時間がかかり過ぎかなあとか思って、ただ、よくよく考えてみると、この前の1月やと今年の1月ということになるんですね。つまり、去年の1月からといいますと、さらに1年前。つまり、今回のこのメールでいただいた処分に至るまで、もう2年近くかかっているということになるわけですね。

そもそもなぜこの処分に至るまでこれだけの時間がかかったのか、この事案に対する市の対応、これについてのまず経過をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の事案につきまして、処分の決定まで時間がかかった経緯ということでございますが、今回のハラスメント事案に対する経過につきましては、新聞の報道にもございましたように、令和3年1月に当該職員から申入れを受けて以降、当該職員や行為をしたとされる職員及び他の所属職員などに丁寧な聞き取りを行い、事実関係の確認を行ったところです。

また、内容につきましては、職員間の極めてデリケートな問題であり、慎重に進める必要があっ

たことや、本人からの申入れ件数が2か年の年度にわたる多数であったといったこともございましたので、聞き取り以後も、その内容につきましては、総務課、人事のサイドで精査をしておったという状況もございまして、そういったことからハラスメント行為の認定及び行為者の懲戒処分に相当の時間を要したところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

デリケートな部分もあったと、多分そういうふうな話なんだろうなど。当然、慎重に行うべきことであると思います。

当然、それについてのこともあるんですけども、ただ、これは先ほど令和3年の1月の申入れやというふうに言われたんですけども、これ、新聞報道を見て、今年1月、令和3年1月なんやというふうなことで、私、ちょっとこれをブログに書いたら、これに関してコメントが寄せられてまして、これは多分当事者に関係する人やと思うんですけども、令和3年1月については相談ではなく文書による原因究明と再発防止を被害職員が要請したものであって、相談自体は平成30年度から約4年間にわたって都合6度もしていますと、こんなふうに書かれていたんですね。

これ、一体中日新聞のほうにはどういうふうな伝え方をしているのか。きちっとこれは平成30年度から相談を受けているという話をしたのかどうか。中日新聞は令和3年1月に相談を受けたというふうな記事にしているわけですよ。なぜこんな違いが出てくるのか、どういう説明をしたのか、この点をまず確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

議員おっしゃいますように、10月29日の新聞では相談というふうに書かれてはございましたが、申入れがあったというふうなことで議員各位には通知はさせていただいておるかと思います。

ただ、そういったことから、その相談自体につきましては、30年度、私、元年度から、当時は総務課長でございましたが、元年度には相談に乗ったり、あるいはその所属の状況の確認などもいたしておりましたので、実際に相談自体は元年度にはあったということは、私自身が受けておりますので確認しております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

まず、先ほど議会に対しては令和3年度からのようなことを言われたと書いていますけれども、メールには、いつ相談を受けたとか、そんな話はされていないですよ。それはまず訂正しておきますけれども、もう一つ、私は中日新聞に対してどういうふうな、取材をしたということやと思いますが、この人らに対してどういう説明をしたのか、この点を聞きたいということで、この点をもう一回確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

申し訳ございませんでした。議員各位への報告の連絡につきましては、いつ申入れがあったということは書いてございませんでした。本年10月28日に処分を行いましたという案内でしたので、まずそちらにつきましては訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

それと、中日新聞に相談というふうなことが書かれた経緯ということでございますが、これは当然、公表基準に基づきまして、10月28日に処分した後、議員各位とともに報道機関にも公表をいたしております。そういったことから、記者の方からの取材を受けまして、そのときに申入れを相談というふうに出したかどうかはちょっと確認しておりませんが、そこを相談というふうにつまみかきされて記事にされたということでございますので、実際は申入れというのが正しいということでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それが、言った言わないとかよりも、やはりこれは、まず令和3年の1月から考えても大概これは時間がかかっているなというのが率直な印象でして、さらに言うと30年度から既にもうそういうふうな相談があった。多分、原田部長、課長時代からこの辺については多分認識されて、いろいろ対応されていたと思います。

これにつきまして、まずちょっと確認したいのが、その被害を受けた職員の方、この方に対するケアは一体どういう形でされたのか、まずその点を確認させていただきたいと思います。どういうケアをされたのか、この相談を受けた方に対して。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

相談を受けて、ケアということでございますが、当時、私、総務課長でありまして、担当の人事担当職員とともに数回相談も受けておりまして、なおかつ当時、元年の夏、7月頃だったと思うんですが、所属部署に出かけまして、そういった状況というふうなことを確認しながら、当時の所属長には注意をしましてまいりました。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

所属長に注意は行ったと。ただ、これ、先ほど言われたように、デリケートな問題で慎重な対応をしておったということですね。そのケアは比較的早急にやられたということなんですね。そうすると、それ以上、なぜこれに対して放っておく必要があったのかということ、まずこれを思うんですね。

どちらにしても、これ申入れがあって、それから申入れの前にもいろいろあった。申入れの後にもそれなりに、1年以上、2年近くも時間がかかっている。やはりこれ、幾らデリケートな問題やと言うても、慎重にせなあかん問題ではあるけれども、やはりこれは時間がかかり過ぎておると思っています。

これにつきまして、まず市長はこれを知っていたんですか、この状況を。まずこの点を聞かせていただきたいと思います。市長がもしこれを聞いていたとしたら、いつお聞きになったのか、その点を聞かせていただきたいなと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

該当職員からハラスメント行為の申入れがありました令和3年1月にこの報告を受けておりますので、事案については承知をいたしております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

令和3年の1月に知ったということを確認させていただきました。

これにつきまして、やはり先ほどデリケートな事案と言われました。本当に人事としても大変やとは思いますが、これ、こんなことを言ったら被害を受けた方に申し訳ないかもしれませんが、やはりその仕事を遂行する意味では、やはり暴言に近いような言葉を吐くことも私もあり得るんやろうなとは思っています。だからといっていいという問題では当然ないんですけども、私もどちらかというデリカシーのない人間やと言われておりますので、平気でそういうことを言うほうやと思いますのでね。

ただ、そういうふうな案件があったときは、やはりそれは真摯に受け止めなあかへんし、やはりこういった問題、当然当事者の問題でもあるんですけども、当然暴言を吐いた人側の職員にも問題はあるんですけど、逆に言ったらその判断ができない状態ということもあるわけですよ。やはりそこで問われるのは、その管理体制ですよ。やはりそこを統括する人事である、総務であるとか、当然そのトップにおられる市長の責任、これはやっぱりあると思います。

今回、減給10分の1を3か月、当該の職員2人にこれが科せられたんですけども、やはりこの辺、同様の責任を市長が、やっぱり責任を取らなあかん部分もあるんじゃないのかなと思いますけれども、この辺の、例えば減給とかそういったことも含めて、市長の責任、これに関してはどういうふうにお考えか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、この事案を受けまして、市としては再発防止のための亀山市職員の職場におけるハラスメント防止等に関する指針及びハラスメントの防止等に関する指針の運用についてを策定させていただきました。

市長はどう思っておるのか、その責任はというご質問でございますけど、これはもう申し上げるまでもなく、職場におけるハラスメント、これはパワハラに限らず、セクハラやマタハラもしておりありますが、これはあってはならないことであるというのは、もう当然のことでございます。

したがって、今回の事案につきましては、当然、今議員おっしゃっていただいた職務の遂行上であって、行き過ぎた上司の指導ということはあることはあり得ることもあったかも分かりませんが、しか

し、事の重要性を鑑みて厳正に対処をいたしたところでございます。

したがいまして、この教訓を踏まえまして、今申し上げた組織としての再発防止に万全を期していこうと、そして職員個々のこの意識改革も含めた職場の安全衛生、この状況、管理体制をさらに充実・強化していこうと、こういう問題意識を持たせていただいたところであります。したがいまして、冒頭申し上げましたそういう仕組みの整備、それからこれの徹底のために管理監督職員全員を対象とした研修会を実施いたしたところであります。

いずれにいたしましても、ハラスメントが職場において行われることはあってはならない、あるいはこれを絶対にしない、そして許さない。こういった共通認識を持って行動ができるよう、周知徹底、さらに意識の定着を図っていくことが、そういう風通しのいい組織を、体制をつくっていくということが、これは市長としての公の責務であるというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

自らの減給の考えはないということだというふうに理解しました。これに関しては本当に市長ご本人が判断することですので、それに関してはもうとやかく言うつもりはありませんけれども、ただ市長もちょっと言われた、やはり何よりも重大なのは再発防止やと思います。実際、それで再発したとしても、それをどういうふうに市として対処するか。デリケートやからといってずうっと放ったらかされておったら、もう被害を受けた職員としてはたまったもんやないと思います、こんなもん。その点、本当にそこをやっぱりきちっとするのが市長の責務やと思いますので、その辺はしっかりしていただきたいということを申し上げて、次に移らせていただきます。

続きまして、白鳥の湯についてということで、再開のめどについてということで通告させていただいております。

これに関しましては、9月議会でも草川議員のほうから再開はいつになるのやというような質問がありまして、そのときはまだめどは立っていないというようなことではあったんですけども、それから3か月過ぎまして、随分状況が変わったという言い方はおかしいですけども、日にちがたちました。その後、どうなったのか。再開のめどは立っているのかどうか、現時点で。その点をまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

白鳥の湯の再開の時期ですけれども、議員ご紹介のとおり、9月にも草川議員からもご質問いただき、その他の議員各位からも幾度となくこのお問合せをいただいております。

既にご承知のとおり、亀山市総合保健福祉センターにつきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種会場として使用していることから、白鳥の湯につきましては、昨年4月から長きにわたり休業とさせていただいており、市民の皆様方には大変ご不便をおかけしているところでございます。

その中で、ワクチン接種につきましては、令和5年3月までの接種期限が国から示されておりますが、オミクロン株対応ワクチンの接種が今月末には一定のめどが立つ見込みでありますことから、

現在、入浴施設に係る配管や浴場内などの洗浄、それから消毒、こちらを行っておるところでございます。今後、不測の事態がない限り、年度内のなるだけ早い時期の再開に向けて準備を進めてまいります。

なお、再開に当たりましては、事前に、亀山市ホームページをはじめ、あらゆる媒体を活用しながら丁寧に周知を図ってまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

年度内の再開のめどということでした。これにつきましては、でも当時、草川議員が質疑した頃から話としては変わっていないんだろうなと思うんですけどね。ただ、これにつきましては、やはりもっと早くできやんのかという話があると思います。

仮に現時点でもう再開すると決めたときに、不測の事態とかそんなはないやろうということでしたときに、最短でいつ再開できるのか、この点につきましてまず確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

私、先ほど不測の事態というふうな表現をさせていただいたんですが、こちらについては、具体的には、このコロナの第8波の入り口というふうなところで、急激に感染者が広がるとか、また一つは国のほうからまた新たなワクチンを、もっと接種をというようなことも考えられるのかなというふうなところで、不測の事態という表現をさせていただきました。

このようなことが今のところ、現時点でいえば、そんな大きな障害にならないということからすると、最短でいつからやったら再開できるのかというご質問やというところがございますけれども、当然、今答弁でも申しましたが、今、浴場内のハードの施設については、消毒なりそんなを行っております、今月から翌月の中旬までにはそういったハード面の整備は確実に終わるであろうというふうに見込んでおるところでございます。

ただ、もう一点、市民周知並びに今シルバー人材センターのほうに依頼をしております浴場の管理・運営、こういったところの詳細を詰めるというようなことも残されてございますので、それからいきますと、年度内、年を明けてから3月末までの間のいずれか、なるだけ早い段階でということで、具体的にちょっと何月何日からというところまで、まだ詳細には決めかねておりますけれども、なるだけ早い段階で再開できるよう最善の努力をいたしてまいりたいというふうにご考えてございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

ハード的には、今年12月いっぱいか年明けて1月中旬ぐらいまでには整うであろうと。あとは市民への周知と、あとシルバーさんとの協議やと。シルバーさんとの協議は、もう今からでもそれを見越してできないんですかね。

あと、市民への周知、これはやっぱり再開してほしいという方がいっぱいいらっしゃるって、その方に、言ってみりゃあ広報でもね。1月1日の広報にでも入れれば、あるいはケーブルでもまず先行して言えば、こんなもん口コミですぐ広まると思うんですけどね。特に、まだ行きたくないという方もいらっしゃいますよ、多分。でも、そういう方々は行かないだけの話なんです。行きたいけれども行けないという方がいらっしゃるって、その方々を対象にしたことやと思う、まずはね。

やっぱりそういうふうなことを思えば、要はもっと早められないのかという点と思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

言葉足らずで申し訳なかったんですが、そういったことも想定されるのと、ほかに、このワクチン接種につきましても、今のところ今月でめどは立つというふうな表現をさせていただきましたが、依然として3月末までは、限定的ではありますがものの接種会場として継続をしていくところから、当然その接種の方と入浴の方との動線でありますとか、そういった会場内のスムーズな運営のことについても慎重に検討する時間も要するようなことで、すぐに今にでも再開できるようにならないかというようなご意見もございましたけれども、極力そういうことも早く済ます形で再開をさせていただきたいと思っておりますが、もうしばらくだけ、少しだけお時間をいただきたいというところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

動線云々の話は、これは9月議会でも草川議員への答弁であったと思います。ただ、動線、そのときにもう考えなということであったけれど、そこからまた3か月たって、いまだ動線と言っているんですかという話ですよ。だから、その点については、もうはっきり言って言い訳でしかないの、これは早く進めていただきたいということと、もう一つ、ワクチン接種のためにやっぱり閉鎖されているということです。もちろんワクチン接種も、これは大事は大事なんですけれども、やはりこれ、選挙のときにやはり私も旧亀山市の方に言われたんですけれども、やはり入浴することで非常に健康体でおられるんやと。特にこの白鳥の湯のおかげで健康体でおられるんやから、これはワクチン接種を推進するのと同じぐらいにコロナ対策としては効果があるんやと。

このコロナ対策という意味については、私は非常に市長の施策を評価してまして、特にこの免疫力アップという考え方ですね。よく頭寒足熱という言葉もあるんですけども、やはり体を温めるということが非常に免疫力の保持につながるということは言われてまして、まさに市長の肝煎りのコロナ対策であるこの免疫力アップ、これの最大の武器とも言えるこの白鳥の湯、これがあるにも関わらず、これを使わないでいる。やはりこれを使わない手はないんじゃないのかなというふうに私は思います。

年明けてから年度内と言われましたけれども、この時期、一年で一番寒い時期ですわ。この寒い時期に、やはりこの白鳥の湯で体を温めてもらうことが市のコロナ対策に大いに寄与する、そんなふうに思いますので、ぜひ市長、ご自分の思いとして、ご自分の施策を推進する意味でも、当然ワ

クチン接種も大事ですけど、当然動線と言われますけど、当然ワクチン接種に来られる方も、白鳥の湯に来られる方も、両方ともきちっと感染症対策をしていくというこの前提なので、やはりこの辺はしっかり考えていただきたいと思います。

もう一つ、そんな中で、先ほど不測の事態が発生したらということでありました。当然、不測の事態が発生したら、また閉鎖ということにもなるかもしれませんが、ただ、ほかの市の施設、これもやはり閉鎖という場合は、当然あいあいとか白鳥の湯も閉鎖ということになる、これは分かるんですけども、ほかの施設が閉鎖じゃないんやったら、当然この白鳥の湯も閉鎖じゃなくて引き続き営業ということになるとは思うんですけど、そういうふうな認識で大丈夫でしょうか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

コロナウイルスの感染状況に応じては、市の庁内の中でそういった対応をする会議を持って対策をし、全体として考えてございますので、議員おっしゃいますように、大きなパンデミック等々で、過去にもありましたとおり、運動施設を含めていろんな公共施設を一時的に閉鎖するような議論も重ねてございますので、当然その施設の一連として白鳥の湯も考える必要がございますので、そういった事態になれば公共施設として考えますけれども、今現在でそういう事態にない場合につきましては、当然、接種会場と白鳥の湯の併設の部分での協議だけで再開については検討できるかなというふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

何度も言いますが、やはり当然感染症対策をした前提ですけども、やはり多くの方が望まれていて、やはりこのコロナ対策の意味でも非常に大きな効果があると思われるこの白鳥の湯の再開に向けて、全力というか、できるだけ早い再開をしていただきたいということを申し上げて、次に移らせていただきます。

次に、市内の過疎地対策についてということで通告をさせていただいておりますけれども、これ、行政的には、過疎地域というのは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、ここで一定の要件を満たした地域というふうになっていまして、そういう意味では、この亀山市には過疎地域はないんですけども、ただちょっと一般的に、中山間で人口減少が起こっている地域、これのイメージとして過疎地域というのが非常に分かりやすかったので、この表現を使わせていただきました。

午前中にも櫻木議員のほうから人口減少対策というのがありましたけれども、これにつきましては、そもそもの発端が9月議会で、教育民生委員会の提出資料の中で、関認定こども園アスレの園児バスの廃止、この報告がなされまして、これにつきましては、ある委員さん、委員長からでしたけれども、やはり、そもそも園児のバスを廃止する、これの意味がどういうことが分かっているのかというふうに小林部長のほうにいろいろ追及がありましたけれども、これにつきましては、そもそも背景としては令和4年の8月末時点で5歳児の1名しか利用者がいなかったということで、これは

廃止もやむなしやろうみたいなことではあったんですけども、ただ、その後にも利用をしたいという方もいらっしやったと、その辺の話もあったんですけども。

ただ、櫻井議員がそのときに指摘されていたのは、そもそもこれは園児をどうこうというだけの問題じゃないんだというふうに言われていまして、私もそのときまで実はあまり分かっていなかったんですけども、これ昭和50年代かな、そのときから関の園児バスというのは存在していて、私もその話を聞いてびっくりしまして、ちょうどそのとき、私はもう既に卒園をしておったんですけども、ちょうど妹が保育園に通ってまして、ちょうど今の老人福祉センターかな、関の。あそこにあった保育園が給食センターの横に移って、今はまたさらに移転しましたがけれども、そのときで、たしか保育園バスってあったよというふうに妹から聞いて、その当時からあったんやということを改めて認識させられたんですけども、要はそのとき、たしか関町が過疎地域か何かに指定されたとか、その辺の流れが前にあったか何かで、その辺の話の流れで、やはり過疎地域対策として、関にいっぱいある中山間、そこに出ていった人らが戻ってきて、もう一回そこで子育てをしてもらうための手段やったんやということを初めてそのときに知らされて、そういう意味では、今回、その利用者の減少によって廃止というこの話、分からんでもないんですけども、ただ同時に、実は、いや、その利用をしようと思っておったんやけどなという方も実はまだいらっしやって、これで困るなあという話もやっぱり出ていた中での櫻井議員の指摘やったわけですけども、そもそもこの園児バスが過疎地域に対する、出ていった方が戻ってきてくれる、こういうふうなことで対策をするのが目的やということやったら、この過疎地域対策のようなもの、これに対してどういうふうな代替案を持っているんやということ、これを聞くのがやはり必要なんやろうなと思ひまして、今回お聞きさせていただきました。

ちょっと前段が長くなりましたけれども、これはやはり健康福祉部の小林部長ではなくて、やはり総合政策の分野やと思ひますので、まずこの過疎地対策、特に中山間の人口減少に対する対策としてどういうふうなお考えでいらっしやるのか、この点につきまして聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、このアスレの園児バスの廃止に絡んでのご質問でございますけど、既に議会でもご説明を申し上げましたとおり、本年度をもって関認定こども園アスレの園児バスを活用した送迎を廃止することにつきましては、個別の地域ニーズ等を無視したものでございませんで、また、今少しご紹介がありました過去からの、昭和の時代からの様々な経過等々を全く知らないというわけでもございませんでして、だからといって一体的に代替支援策が必要なものであるとは言えないというふうに考えさせていただいております。

その上で、今日も午前中、櫻木議員さんのご質問にもありましたけれど、過疎地域、法制度上示される過疎地域ということになりますと、本市は指定を受けておりませんが、例えば限界集落と言われるような地区の人口の半数以上が高齢者であるというエリアという、本市でいくと例えば坂下地区が唯一50を超えるそういう地区で、非常に深刻な状態だというふうに認識をいたしております。

そういう中で、全市的ないわゆる人口減少対策、あるいは地域のそういう課題の解消のために、今そこをご懸念いただいておりますが、その対策はいかがかということではありますが、例えば先ほど新議員がご質問いただいたような乗合タクシー制度というのは、昔、例えば1万円でタクシーチケット助成という制度があったわけでありまして、1万円で高齢者の方が病院へ行く、買物に行く、もう本当に二、三回使えばという、どうしても亀山市域は広いですから、例えば関南部、加太、白川、野登、中心部から離れたところというのは非常に、そういう制度では全然対応ができないという中で、乗合タクシー制度を導入させていただきました。お話し申し上げたようなタクシー料金の7割を市の税金で担うと、こういう制度ではありますが、周辺地区、中心部から少し遠隔地の皆さんにおかれては、そういうサポートの仕組みが一つ入ってきておるといことはご理解いただきたいと思っております。

さらに、例えば加太では、その駅舎の改築、今年度改修をさせていただいたり、例えば農業の中山間地対策は、今日もご質問いただきましたけれど、直接支払制度等々の制度を導入させていただいております。

さらに、今、鈴鹿川の源流の森を軸にして、これはどうしても上流域のこの森を守っていただく皆さんの努力をしっかりと応援していくような取組でありますとか、亀山7座トレイル等々の事業によって交流施策を入れようとしていると。

さらに、これもお話がありました各コミュニティにおける人口減少、高齢化が進む中でのやっぱりその地域の核に学校が存在をすると、コミュニティ・スクールが存在をすると、これが極めて地域社会にとって重要だと、こう思っておりますので、小規模校であってもそれを存続させ、しっかりその仕組みを充実させようと、まずそれらの取組を進めてきておるところであります。

一つの施策・事業で今の非常に複雑な、非常に構造的な課題の解消には至りませんが、過疎地域とおっしゃられましたが、そういう地域に対して重層的な政策の展開によって、その課題を解消していこうと、また地域まちづくり協議会ともしっかり連携をさせていただきながら、そういう課題に向かって応援をしていこう、こういう取組が現在本市の施策の体系でございますのでというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

1点だけ。中山間地の直接支払制度、これについて言われました。これは平成12年からの国の制度で、令和2年度から第5期対策ですか、これが新たにスタートして、ただ、これに関しましては、やはり農地を守るんですね。中山間の農業政策なんですね、結局は。農業政策はもちろんすごく大事なんですけど、農業政策自体も。ただ、これについては、やはりあくまでも農地に絡んだ直接支払金で、あと、農地を守るから、やはりこの中山間の生活を守るという、ここになかなかかじが切れない部分がある、政策的に、国の補助金とかを見ても。

で、中山間地域総合整備事業みたいな、農山漁村地域整備交付金とか、こういうのもあったみたいですけども、これに関しましては、ある程度そういうような柔軟性のあるような施策はありましたけれども、やはり中山間地域の直接支払制度、これがやはり国としてはメインのような感じですよ、やはりこういったことに対して、農地を守るというだけじゃなくて、生活全体を守ると

というような、こういうふうな切り口が要るんやろうなというふうに思います。

先ほど市長も源流域の話とかを言われましたけれども、私もこの源流域のことは非常に評価している。やはりその源流域、もちろんこれは森林環境を守っていくというのもあるんですけども、同時に文化遺産とか、その辺までもできるような感じにしたり、やはりそういったことがこれからの施策として必要になってくると思うんですね。

今回は、実は先行する2つの案件の関係で、この問題はちょっと時間がないかもしれないと思っていたので、これについてはあまり準備はしてきていないんですけども、逆に、今後もまた改めて、特にやはり中山間における中山間地対策、この辺やと思いますので、この辺は改めて取り上げさせてもらおうとは思うんですけども、ただ、今回園児バスの廃止になった、交通対策なわけですね、結局これも。例えば乗合タクシーの話もありましたけど、これはやはり年齢制限ですね、もう高齢者しか駄目という話にもなっていますし、これをどういうふうに交通政策でカバーしていくのかとか、その辺も非常に重要な話になっていきますので、そういったことも含めてこれからやっていきたいと思っておりますので、ちょっと最後は支離滅裂な感じになりましたけれども、そのことを申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日8日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時37分 散会）

令和4年12月8日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

令和4年12月8日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	健康福祉部長	小林恵太君
産業環境部長	富田真左哉君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
建設部次長	亀渕輝男君	総務財政部参事	杉本良則君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	宇野勉君	教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君
監査委員	国分純君	監査委員事務局長	高嶋美季君

選挙管理委員会
事務局 長 豊田昌子君

●事務局職員

事務局 長 渡邊靖文 書 記 新山さおり
書 記 西口幸伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(森 美和子君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 古田吉昭議員。

○1番(古田吉昭君登壇)

おはようございます。

会派新生みらいの古田吉昭です。

4年間、亀山市のため、亀山市民のため、全力で頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

そして、初めての質問となりますので、いつもの倍、いや3倍、温かい目で見守っていただけるとありがたいと思います。

それでは、通告に従い質問します。

まず、都市公園東町ふれあい広場についてですが、幾つか公園を見て回ってきたのですが、今回は東町ふれあい広場に絞って質問をしたいと思います。

この東町ふれあい広場の現在の利用状況を教えてください。

○議長(森 美和子君)

1番 古田吉昭議員の質問に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長(松田 昇君登壇)

おはようございます。

東町ふれあい広場の利用状況でございますが、本公園は東町商店街の中央部に位置していることから、これまで亀山大市におけるイベント会場や亀山トリエンナーレの作品展示スペースなど各種イベントにおいて多く利用されています。このほかにも、商店街を訪れる方の休憩スペースとして利用されるほか、隣接します亀山愛児園等の子供たちの活動スペースとしても活用されているとこ

ろです。また、公園内には地域の防災倉庫も設置され、地域活動の拠点として機能を担っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

亀山市、今回は中止になりましたが、ふだんも、ちょっと休んでいこうといった憩いの場として立ち寄る人も減っているようです。時代にあった利用法や、施設の老朽化など多くの問題があると思います。

施設の老朽化についてですが、まず広場のトイレですが、11月初め早朝6時半頃と聞いておりますが、ドアの枠の部分が腐食して、ドア本体の枠が腐食しているので横のちょうつがいというかそこも腐食しているんでしょう、ちょうつがいも落ちて、そのドア枠の中にドアが入り込んで高齢者の方が閉じ込められる事故が発生したと聞いています。商店街の人がたまたま通りかからなかったら大事故になったおそれもありますが、こちらのトイレで今まで前兆と言える問題がなかったのかということと、設置年数を教えていただければと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

東町ふれあい広場は、平成4年に東海道沿道における地域の憩いの場、ふれあいの場として、トイレや休憩所に加え、人工の滝を備えた流水施設等を配置した約1,600平方メートルの都市公園として整備し、約30年が経過しているところであります。

公園内の施設につきましては、現在、指定管理者による管理を行い、利便性と安全性の確保に取り組んでいるところですが、一部の施設においては老朽化による施設の故障等も生じており、適宜修繕をしていたところでございます。

このような中、現在は男性トイレにおいて扉の破損が発生しており、一部利用を制限している状況であり、早期の修繕に向け指定管理者により取り組んでいるところです。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

このトイレですが、私もぐるっと周りを見て回ったんですけども、軽量鉄骨、既製品というメーカーが発売しておるやつやと思うんですけども、骨組み自体の腐食が激しく、事故があったトイレは今使用禁止となっておりますが、ほかの2つのトイレもこのような事故が再発してもおかしくないと感じています。

そこで、まずは早急に対応が求められるこのトイレの今後の改修計画について教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

公園施設のうちトイレの改修計画であります。昨年度策定いたしました第2期亀山市歴史的風

致維持向上計画にトイレの整備を位置づけたところであり、施設の老朽化への対応や東海道沿道の景観整備に向け、令和5年度に整備を予定しております。亀山公園内のトイレ整備完了後に、東町ふれあい広場のトイレの建て替え開始を予定しているところであります。

また、その他のベンチや水飲み場等の施設につきましては、安全性の確保が図られるよう定期的に点検を行い、異常が確認された場合は速やかに修繕等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

トイレについて、今後建て替え改修を行うということですが、先ほど申し上げたとおり、もう事故が起こっておる状況であります。

令和6年度と申されましたが、建て替え改修までの間、多分ですけど今申し上げたとおり2つのトイレも枠が大分腐食しておりますので、その令和6年までの間、安全確保に向けた対処方法、それをどう考えているのかをお願いします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

現在、予定されていますトイレ改修につきましては、令和6年度からの事業の実施を予定しており、それまで施設の安全性の適宜確認、利用を継続すると考えております。しかし、施設の一部について腐食等による老朽化状況について確認していることから、指定管理者と連携の上、施設の点検を随時行うとともに、施設の不具合が生じている状況である場合は速やかに不具合箇所等の修繕を実施することで、施設利用に支障が生じないように維持管理してまいりたいと考えています。

なお、トイレ以外の施設につきましても、修繕・更新の時期を適切に判断し、維持管理を図っていきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

事故が起きて、その2つも事故が起きる可能性があるということを言いましたが、軽量鉄骨部分に、僕もぐるっと回って本当はかなり腐食が気になりますので、枠というても、枠を直さんと要するにちょうつがいを留めるところとかそういうところ、大きな修繕工事にはなると思うんですが、やっぱりそういうのを進めていってもどんどん傷んでいくと思われまして。事故の再発を防げるように、早急の改修の処置をお願いしたいと思えます。

有効活用についてですが、この東町ふれあい広場の中に噴水というか循環型の滝みたいなものがあるんですが、今あまり使用されていないと聞いています。現在の稼働状況と、今後の利用方法について教えていただければと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

噴水施設については、公園利用者への安らぎの提供と景観形成のため公園開設時に設置したもの

であります。そのため、公園開設後、施設の維持管理を適宜実施し、施設を供用してまいりました。しかし、噴水施設は水中ポンプにより水を循環している施設であり、電気代等が多く必要となることから、光熱水費の削減を目的に、現在は各種イベント時に公園を利用される場合のみ噴水施設を稼働し、通常時には運転を停止している状況であります。

今後の噴水施設の活用につきましては、公園利用者の快適性の確保が図られるよう、施設の稼働について利用者等のご意見を踏まえながら適切に運用してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

噴水と呼んでいいんですかね。この噴水については商店街の方から、もうポンプは壊れているということを聞いています。その循環される、たまる水ですけれども、そういうのも防災に生かすとかいうのは僕も見たんですが、できないと感じていますが、この噴水ポンプが壊れている、要するにこの数十年使われていないというのは理解していたかどうかをちょっとお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

ポンプの故障についてですが、ちょっと私は確認を取れていませんでしたので、また今後改めてちょっと確認をして必要な処置を取りたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ということは、何年というのは僕も理解はしておりませんが、大分使われていないという状況にあるようです。今先ほど申し上げましたトイレの改修と併せて、これも使う予定がないならば噴水の撤去も行って、広場の全面改修をしたほうが今後の有効活用につながるのではないかと考えますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

東町ふれあい公園のトイレ以外の施設についても、施設更新が必要となる時期や公園の利用状況、利用者の皆様のニーズを十分に勘案し、市内の他の公園の改修計画も考慮した上で、議員ご提案の内容も含め今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

その噴水の撤去とトイレの改修と併せて、トイレ、昔は防犯装置、いわゆる緊急ボタンがついておったようで、今はちょっと作動しておりませんが、トイレの設置場所がやっぱりそこでは、今隣の方が、結構な音がするらしいんですけれども、鳴っておったときは、その緊急装置が今作動していない、そしてトイレの位置もちょっとおかしいという商店街の人から聞いております。そして噴

水も今利用されていないということであれば、今の時代に合った改修をお願いしたいと思いますが、やっぱり限られたスペースですので、例えばなんですけれども、オリンピック種目にもなっているスケートボード、ボルダリング、BMX、バスケットボールのスリー・オン・スリー、ちょっと限られたスペースで、そして移動型で、ボルダリングは移動型はちょっと無理かも分かりませんが、移動型で複合のスポーツを行える施設にしてはどうかと、例えばなんですけれどもと思いますが、そういうところはどうかと思います。ちょっとご意見をお願いします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今、議員からご提案のありましたオリンピックスポーツとかというところですが、例えばスケートボードとかということであれば音の影響とかもあると思いますし、今のボルダリングでいくと、そういった器具の懸念される場所もありますけれども、そういったところをいろいろ地域の皆さんとか利用される方、そういったことの意味を踏まえながら、先ほどもお答えさせていただきましたが、ニーズに合った公園の利用になるように検討して対応していきたいというふうに考えています。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。今の意味で、その噴水の場所、トイレの場所も含めて全面改修を行うと色々な形で使える都市公園だと私は思っています。今の時代、そして今後の時代に合った改修を行って、スポーツ振興や併せて商店街の活性化につながるような改修をひとつお願いしたいと思います。

次に移ります。

続いて、鈴鹿川の堆積土砂の撤去についてということですが、堤防や橋の上から見ただけでも市内の鈴鹿川にはかなりの土砂が堆積しているように思います。現在の堆積状況について、どこに多く見受けられ、どこまで把握しているかを教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

鈴鹿川の堆積土砂につきましては、亀山市内では井尻頭首工の上流側の南鹿島地区において比較的多くの土砂が堆積しているのが見られます。鈴鹿川におきましては、定期的な縦断測量を行っており、河床の状況は把握しているところであると河川管理者である国土交通省の三重河川国道より伺っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

私も、河川の土砂撤去や砂利採取などで重機に乗っておりました。まあまあ上手に乗ると思いますので、お見知りおきをお願いします。

鈴鹿川での工事に入り、河川内で重機から降りて、河床部分に降りると堆積土砂がいかにかたまっているかが分かります。椋川の堆積土砂撤去も、僕、重機で入ったことがあるんですけども、それ5年ぐらい前やったんですけども、椋川の河口付近、その管轄内で重機に乗っていたときに、最後まで河口付近まで取ったときに、それも河床部分に降りたときにも壁のように鈴鹿川の堆積土砂がたまっていたんですね。そういう意味では、今ちょっとやっぱり気になるんで、自分の入った現場は気になるんで見に行くとならしたり、大まかな撤去はしておりませんが、ならしたりいろんなことをしてもらっておるようで下がってはおると思います。

やっぱり、部分的にしゅんせつ工事を行っても、例えば大雨が降るとその工事した部分は上流に堆積している土砂ですぐに埋まってしまうんですね。僕も現場に入っていて感じたんですが、大雨が降るとすぐ上流にたまっているところがそこに入り込んで、すぐに戻ってしまいます。

これ、鈴鹿川を定期的に土砂を撤去しないと、どんどん堆積するばかりだと考えますが、そういったことも含めてここ数年でどれだけしゅんせつ工事とかをしたかを教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

まず初めに、最近の土砂しゅんせつの実績についてですが、土砂しゅんせつした過去3年の実績につきましては、鹿島橋の下流側の南鹿島町地内において本来の流下能力を回復するため、令和2年度に土砂しゅんせつを実施していただいております。

また、定期的な土砂撤去というところですけども、河川の流れを阻害している竹・樹木の伐採、除根、樹木踏み倒しなど、過去3年間の実績といたしましては井尻頭首工の下流側の井尻町地区、鹿島橋の下流側の南鹿島地区、また山下橋の上下流側の山下町地内において、竹・樹木等の伐採、除根を行っていただいております。また、山下橋の上下流側におきましては、伐採後、樹木踏み倒しを実施していただいております。

今後につきましては、樹木の生育の状況を把握しながら、必要な箇所について対策を行っていくと三重河川国道事務所より伺っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

竹や樹木などを伐採してもらっておるのは分かるんですが、これもやっぱり見ている限りまだまだちょっと生い茂っている、物によっては樹齢何年やろうというような木もまだまだ残っております。これは、川の流れを遮る原因ともなりますので、伐採・除根をしっかりと行っていただくようお願いしていただきたいと思います。

なぜ、この鈴鹿川の堆積土砂について聞くのかというと、亀山市内、ほかの河川で土砂撤去や流れをよくする改修工事などを行っても、鈴鹿川の堆積土砂がたまっていたり流れが悪かったりすると、いわゆる今先ほど言うたように、椋川を取ったときのように鈴鹿川でダムのように流れが止められてしまって、大雨が降ったときにバックウオーター現象を起こして亀山市内の河川で氾濫が起る可能性があります。

撤去といっても、これは僕も分かってはおるんですけども、切りがない話だと思います。今後

この数十年たまってしまった堆積土砂、そして先ほど申し上げた樹齢何年か分からんような木や竹が生えている状況ですが、今後、抜本的に河床を下げたり流れをよくしたりする対策はあるのかどうかをお願いします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

鈴鹿川の土砂堆積に関する抜本的な解消としましては、国土交通省の鈴鹿川水系河川整備計画に基づき、農業用の用水に活用しております頭首工などの横断工作物の改築などが必要であり、亀山市内では井尻頭首工の改築が位置づけられていると伺っております。

また、鈴鹿川本線の流下能力維持のため、現在は下流部の土砂採石を進めていただいておりますが、下流である鈴鹿市内の鈴鹿川の第1・第2頭首工の改築を行うための検討を行っているのと伺っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

鈴鹿川、これは多分、鈴鹿高校前の頭首工だと思うんですけども、亀山井尻、先ほど申し上げた頭首工もあって、また上にも頭首工、これは2段になったり、また川は頭首工があって段々になって流れをよくするようにしてあるんですけど、それもオーバーしてしまっていて、もう河床が見えない、僕が立ってもやっぱり僕の背より高いぐらいの堆積土砂があるんですけども、今後、これ管轄外になってくると思いますんで聞いてもらう話になってくるんですけども、亀山管内の河床を下げる、流れをよくする作業、そういったものの計画があるかどうかをひとつお願いします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

亀山市内の計画というところですが、議員もご存知かとは思いますが、河川の改修とかはやはり下流側から順次進めてくるということが基本になります。今は、亀山市内でも幾つかそういう計画はありますが、四日市、鈴鹿といったところからしゅんせつをしているところです。

やはり現状、河床を見ても、議員言われるように、頭首工があるごとにどうしても土砂がたまっていくという現象から、そこからどんどん、現況河床よりも高い状況になっていることが続いていますので、先ほど答弁させていただいておりますが、やはり頭首工の改修というのが一番かなというふうに思っています。ですが、幾つかそういったところも併せて、三重河川国道維持に今後お願いをしていきながら、川の維持に努めていただけるようお願いをしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

鈴鹿川のことばかり聞いてもやっぱり管轄外だとは思いますが、見た限りきれいにはしてもらっておるとは思い、改修工事も行ってもらっておるとは思うんですけど、亀山管内の河川について

どういった処置を取っているか、どんな今工事を行っているか、堆積土砂撤去とかどう行っているとか、そういうところをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

亀山管内の市の管理するところの河川でいきますと今年度、ちょっと河川名は忘れましたが、申し訳ありません、工事を発注して、たまった土砂の撤去をする今段取りをしているところです。すみません、ちょっと河川の名前が申し上げられなくて。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

いや、段取りというか、取りあえずどんな形で改修、土砂撤去、流れをよくする作業をしてもらっておるかというのを聞いたかったですけれども。

最近は、いわゆる局地的豪雨とか、考えられないような雨の降り方をします。そういったときに、先ほど申し上げたとおり、鈴鹿川が詰まっていたは亀山の管内で氾濫を起こしたり、やっぱり災害につながってくると思いますので、今後も国交省と連携を取りながら河床を下げる作業、そして流れをよくする作業を早期に行っていただきたいと思います。

次に、国道1号バイパスの整備についてですが、国道1号亀山バイパスで、片側2車線化に係る現在の状況と、今後の整備計画はどうなっているか教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

まず、国道1号亀山バイパスの現在の整備状況につきましては、昭和48年に事業化され、平成6年度までに全線暫定2車線一部4車線として供用開始を行っています。今後の計画としましては、国道1号亀山バイパスに接続します国道1号関バイパス整備に向けて、検討を進めていると伺っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

今ですね。川合から入ると1車線から2車線になって、はたまた1車線になる、そういったところで慌てて戻って事故を起こしている人を目撃したこともあります。そういった事故対策についてなんですが、やっぱり亀山の我々であれば今どうなっておるかというのは分かるんですけども、国道である以上いろんな人が通りますので、事故対策について、2車線から1車線になるところ、1車線からまた2車線になるところ、そういうのをどういう処理をしているか教えていただければと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

道路の2車から1車に絞るところの事故対策というところですが、一般的には手前に「この先合流」とかいうのを出したり、看板を出したり、ゼブラ帯で誘導するような区間を設けたり、矢印を出したり、そういったところが事故対策で行われる手法となっています。

あと一つ、すみません。先ほど市の河川の改修の状況で、ちょっと河川名を申し上げられなかったので、令和5年度で今、鈴鹿川の河川についてはしゅんせつ、改修の予定をしまして、広瀬川、お虎川、こういったところの河川改修をやるというふうに市では準備をしております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

今、河川について市内の状況について聞いてお答えいただきましたので少しちょっと戻ってしまうんですが、改修してもらっておるということなんですけれども、やはりたまっているところはまだまだあると思うんです。早期の改修と土砂撤去を行っていただきたいと思います。

それでは、1号バイパスに戻ります。

今後、今の状況というのは、関バイパスと併せた計画の下に造られていくと思うんですが、その関バイパスとの兼ね合い、亀山バイパスはどういった形で進んでいくのか、一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

まず関バイパスについては、これまでも答弁をさせていただいていますが、現在、今回新たな商業施設が来るということで、国や県やそういったところ、市も入った中で、渋滞の予測をしながら、今後の必要性とかそういったところを詰めながら、整備を進めるというような検討をこれから行うというところにして、それと、亀山バイパスのところは先ほど事故等もありましたので、そこはこれから、今後4車線化も含めて国土交通省と調整をしていく必要があるのかなというふうに考えています。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

もちろん計画はこちらのあれでするものではないので、聞き及んだものしか分からないとは思いますが、この辺はやっぱり事故も多いですし、そういった意味ではコストも来ますので、これは市民がしっかりと使いやすい道路の計画を、これもまた国交省と連携して行っていただきたいと思っています。

とつても時間が余っておりますので、公園のことに戻りたいんですが、公園、亀山の都市公園、こちら亀山公園のこともおっしゃられておりましたが、ほかにこういった改修計画や、今どんなところに問題が起きているかというのを教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

亀山市内の公園の改修の予定というところですが、亀山・西野公園の複合遊具の改修だと、亀山公園でいきますとローラーライダーとか、こういったところの改修の計画に取り組んでいるというところがございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

公園については、これからもちょっと回って、いろいろと問題を見ていきたいと思うんですが、ちょっと聞いたところによるとのぼの森公園で蛇口が壊れているという意見を聞いたんですが、その辺を把握しているかどうか、一つお願いします。

○議長（森 美和子君）

古田議員に申し上げますが、通告の範囲を超えておりますので、ちょっとご注意をいただきたいと思えます。答弁が返ってこない可能性がございますので。

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

すみません。

そういった面で、僕が思っておったより早く終わってしまいましたが、聞けることは聞いたかと思えますので、皆様方の獅子奮迅の奮闘に感慨を受けるとともに、今後ますますの活躍を期待、そして祈念いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

1番 古田吉昭議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時39分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

新和会の深水隆司でございます。

それでは、通告に従いまして、救急業務、獣害対策、都市計画について質問をさせていただきます。

まず初めに、救急業務についてのうち、通報を受けてから現場までの救急車の乗り入れについてであります。日夜を問わず救急業務に対応されています救急隊員をはじめ、関係者のご努力に心から感謝申し上げたいと思えます。

その上で、市民の方が救急車を依頼したとき、当然のことながら、一分でも一秒でも早く来てほしいと思うのが救急車を依頼した方の思いであります。しかしながら、救急車が近づいてきている

にもかかわらずなかなか到着しない。道が狭いから救急車が通れない。違う道を通ったら入れるのに歯がゆい思いをしたと市民の方からお話を聞きました。また、道が分かりにくいだろうと思い、救急車が近づいてきたら家族の方が近くの路地まで出て行って誘導したとも聞きました。しかし、独り暮らしの方の場合はそのようなことができません。市内にはそういった道幅が狭い場所も多いかと思います。

そこでお伺いします。

市民の方から119番の通報を受けて、救急車が現場までどのようにして行くのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質問に対する答弁を求めます。

倉田消防署長。

○消防署長（倉田利彦君登壇）

救急車の出動から現場到着までの活動内容でございますが、これは一般家庭から救急出動要請を受けた場合の例に基づき、答弁させていただきます。

まず、119番通報を消防本部情報指令課で受信いたしまして、携帯電話であればGPS、固定電話であれば指令システムに記録された情報を基に画面表示される場所の特定を通報者に改めて確認しつつ、予告指令というものを出します。出動場所が特定され、大まかな傷病者の状況、容態が把握できたところで出動指令が入り、救急隊は各諸所に配置されております指令システムの端末パソコンに表示される地図で出動場所を確認するとともに、交通障害や道路状況を把握し、適切な経路の選定を行い出動をしております。

さらに、停車時に傷病者の搬出経路や病院までの経路、また安全に活動できるスペースがあるかなども考慮をしております。

出動途上においては、119番で聴取した詳細な内容を情報指令課員と無線で交信を行い、その内容から想定できる現場状況や傷病者の容態などを隊員間で共有するとともに、応急処置に必要な資機材の準備を整え、現場に向かっております。

また、現場に到着した際、道路が狭隘で傷病者宅まで進入できない場合や、救急車の方向転換に時間を要すると判断した場合などには、付近の広い道路や空地などに停車し、救急救命士1名を傷病者宅に先行させ、残りの2名で必要な救急資機材やストレッチャーを携行して対応してまいります。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。それで、これまで救急車が現場到着するのにすごく時間がかかった事例などはないでしょうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

倉田署長。

○消防署長（倉田利彦君登壇）

これまでにおいて、現場到着までに時間を要した事例についてでございますが、狭隘道路が原因

で時間を要した事例というものはございません。

さきの答弁でも申し上げましたとおり、狭隘道路で、傷病者宅まで進入困難と判断した場合ですと、現場付近に救急車を停車させ、救急救命士が先行して現場へ向かうことから、到着時間には大幅な差異はございません。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

しかしながら、市内には狭い道路がたくさんあります。救急車両が通行できない道路の事前把握などはされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

倉田署長。

○消防署長（倉田利彦君登壇）

救急車の通行に支障を来す道路等の把握はどのようにしているかということでございますけれども、これまで出動した事案において、道路が狭隘で進入困難であった道路や危険な箇所、さらには救急車が転回しやすい空地などの情報を交代勤務の引継ぎや業務中のミーティング等において確実に情報共有することで、迅速・的確な救急搬送ができるように努めております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

日頃からそういった狭い道路の把握に努めておるということでございますが、日々の救急業務を行う中で、それぞれ先ほども申しましたように指令室との情報交換だとか、救急隊員が出動した後のそういう運行実績での情報の共有などもしておるかと思いますが、道路事情も日々刻々と変化しております。そうしたことに対応したナビゲーションシステムを救急車には搭載しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

倉田署長。

○消防署長（倉田利彦君登壇）

交通障害等が反映されているナビゲーション等の運用についてでございますが、現在救急車には一般的な車両にもついておりますようなナビゲーションは搭載しております。また、そのほかにAVM装置という車両運用端末装置を搭載しております。このAVM装置とは、現場到着や病院到着など救急隊の活動状況をワンタッチで指令システムへ送信できる機能を有しているほか、道路地図のデータを搭載していることから、GPS機能を活用した車両位置の把握、ナビゲーション機能を活用した現場までの最短距離を表示することは可能でございます。

しかしながら、この最短距離も地図上での距離を計算したもので、必ずしも救急車の走行に適したものは限らず、また詳細な道路の幅員なども表示されないため、さきにご答弁申し上げました狭隘道路等での救急搬送においては、現場ごとに指令地図で確認しつつ、過去の経験値を最大限に生かして活用して対応しております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

それでは、次に現場に到着しました、その現場から医療機関への搬送についてお伺いしたいと思います。

私はこれまで一度、救急車にお世話になったことがあります。救急車が来た後、すぐに救急車に乗せていただき、そして医療機関がすぐに決まって速やかに病院へ搬送していただき、そのときのことを今思い出しました。そのとき物すごく安心したという記憶が今よみがえってきたわけなんです。しかし、時には、119番に連絡をして救急車がやっときてくれた。ほっとしたのもつかの間、なかなか救急車が発車しないときがあります。なぜ早く病院へ搬送してくれないのか。この時間が家族の方にとっては物すごく不安が募ってくるかと思えます。救急隊員の方々は、医療機関の受入先を探すため、大変な尽力をされていることは重々承知しておるんですが、そういったことが何とか改善できないもののでしょうか。

そこでお伺いします。

どのような方法で受入れ医療機関を探しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

倉田署長。

○消防署長（倉田利彦君登壇）

受入れ医療機関の選定方法でございますが、傷病者の状態を観察し、必要な応急処置を行いながら既往歴や薬の服用状況など、これらの情報を基に緊急度や搬送時間を考慮しつつ、基本的には近隣の医療機関を選定しております。しかしながら、受入れ可能な病院が決定するまでは、搬送経路が逆方向になることも考えられることから、現場をなかなか出発できないという場合もございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

いろんな要因がございまして、なかなか発車できないということは分かりました。

また、先ほども申しましたように、救急隊員の方が努力している傍らで、救急車が発車するのを待つ家族の方は不安を募らせております。その不安や不満などに対して、どのように解消した取組がされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

倉田署長。

○消防署長（倉田利彦君登壇）

傷病者や家族等に対してどのように不安を解消しているかということでございますけれども、私たち消防職員自身もいち早く現場を離脱し、医療機関へ収容することが使命だと感じておりますし、何よりも傷病者やご家族の方、ご本人含め、関係者の方も含め、不安に感じられているということも十分に承知しているところでございます。その上で、救急車の滞在時には医療機関の受入れ可否の状況や理由について丁寧にご説明をさせていただいているところではございますけれども、今後一層、不安解消に向け取り組んでいくとともに、スムーズな受入れ体制を構築するため、医師・看護師との連携強化に努めてまいります。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、現場から救急車が出発し、医療機関までの走行ルートや走行中に注意を払っていることはあるのでしょうか、お伺ひします。

○議長（森 美和子君）

倉田署長。

○消防署長（倉田利彦君登壇）

現場から医療機関への搬送に対する留意事項についてでございますけれども、救急車の緊急走行は、一般道では80キロの走行が可能です。しかしながら、救急車内では救命処置を行ったり、振動による傷病者の苦痛を軽減させるために速度を制限することや、カーブの減速、また搬送ルートも主要な道路を選択することもございます。いち早く搬送することはもちろんのことですが、適切な処置を行い、安全確実を最優先とした搬送を行っております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

救急業務は命を守るとりでの一つでもあると思います。道路事情も日々刻々と変化しております。道路事情の内容を的確に把握し、最短で現場に到着し、適切な処置や観察を行いながら速やかに医療機関に救急搬送ができるよう、これからも市民の安全・安心を守るためにご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。この項はこれで終わらせていただきます。

次に、獣害対策であります。

昨日の質問でもありましたが、よくイノシシに田畑を荒らされた、植え付けた野菜の新芽を鹿に食べられた、イノシシに田を荒らされ稲作をあきらめたという方も見えます。また、老後の楽しみとしてせっかくの家庭菜園で栽培した収穫間近の野菜を猿に食べられて、家庭菜園をする意欲がなくなったともお聞きしています。そうした獣害について、以前から様々な対策を実行されていると思いますが、依然として獣害被害が後を絶ちません。

改めて獣害対策についてお伺ひしたいと思います。まず初めに、獣害による現在の被害状況をどのように把握しているのかをお伺ひしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、被害状況の把握につきましては、亀山市有害獣被害防止対策事業補助金、これは電気柵の補助でございますけれども、こういったときの申請をいただいた際に農林作物の被害状況をお聞きしております。また、三重県が獣害対策推進のための基礎的調査として実施している獣害アンケート、こういったものの結果によりまして現状を把握しておるところでございます。

さらに、有害鳥獣などによる被害を受けた場合、被害証明書及び有害鳥獣捕獲依頼書にて有害鳥獣の捕獲を依頼することができますが、そういった際にも状況等の把握を行っているところでござ

います。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。その被害状況の把握ですが、ちょっと分からなかったのが、現地での聞き取り調査などは行われているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

個別で被害に遭われた方が、こういったところで、例えば猿の被害に遭ったんやということであれば、場合によっては職員が出向きまして確認のほうもさせていただいております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。いろんな方法で情報を収集しているかと思いますが、そうした取得した情報から、今現在の被害情報をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

市内での被害状況でございますけれども、先ほど個別の被害状況につきましては聞き取り等で把握しております。ただ、被害額等につきましては、三重県農業共済組合が集計しております年度被害額、こういったもので確認させていただいております。令和3年度の被害面積は約6.17ヘクタール、被害金額は約700万円でございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

昨日の質問でもあったんですが、確認なんですが、人的な被害などはどうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

人的被害につきましては、今年6月に小学生のお子様猿によってけがをされたということを伺っております。それより以前につきましては、そういった人的な被害につきましては発生が確認されておりません。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

まだまだ被害がたくさんあるということが分かりました。

私の若い頃、30年ぐらい前になるんでしょうか、猿やイノシシ、鹿などは見たことがありませ

んでした。今は当たり前のようにその姿を見ることが多いです。そうした動物が原因で各地に被害が広がっていますが、そうしたこれらの獣害の原因をどのように分析しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

獣害被害が発生する原因としましては、人の生活の変化によることが原因と考えております。まず、里山で生活する人が減少し、里山が管理されなくなってきたことから、林や森が荒れ、餌が実らなくなり、動物が集落の田や畑などを荒らすようになってきています。そういったことが動物による被害によって時間や労力をかけて作った農作物が被害に遭うことから、営農意欲の減退、就農人口の減少や高齢化等による耕作放棄地の増加につながっていると考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

人の生活様式も様々で、ほぼ時代によって変わってきたということで、分かるんですが、例えばいろんな開発や道路の建設などが行われて、獣の住みかが奪われたということが原因であるということとは考えられないでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

最近では、奥山の一部に新名神高速道路が建設されております。そういったことも獣害が増加している要因の一つではあると考えておりますが、先ほどもご答弁申し上げましたが、やはり人の生活の変化により里山で生活する人が減少し、里山の管理がされなくなっていることが根本的な要因であると考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

様々な要因でこの今の世の中ができていくということが言えると思いますが、次に、対策状況についてお伺いしたいと思います。

現在、様々な獣害対策を実施していると思いますが、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現在の対策といたしまして、まず有害鳥獣の捕獲につきましては、三重県猟友会亀山支部に有害鳥獣の捕獲業務を委託し、捕獲に取り組んでいただいているところでございます。

また、有害鳥獣の被害防止対策としましては、有害鳥獣等による農林地の作物への被害を防止するために、電気柵やワイヤーメッシュなどの防護柵等の資材費購入に要する費用の2分の1を補助する制度を設けております。

さらに、ニホンザルを追い払うための支援としましては、必要な資材、ロケット花火や動物駆逐用煙火の配付、獣害対策や動物駆逐用煙火を取り扱うための出前講座を開催するなど、地域ぐるみでの取組の支援を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

では、現在行われている対策で、具体的にどのような効果が現れているのかをお尋ねします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、現在の対策を先ほど申しましたけれども、令和3年度の有害鳥獣捕獲実績でございますが、ニホンザル41頭、ニホンジカ880頭、イノシシ229頭、アライグマ89頭、ハクビシン30頭の捕獲実績がございます。

また、亀山市有害鳥獣被害防止対策事業補助金でございますが、これは電気柵の補助でございます。令和3年度は申請件数41件、電気柵等で囲まれた農林地の面積は9万9,183平米でございます。また、令和3年度には、出前講座を羽若町・羽若西野・亀田自治会、辺法寺自治会、加太地区自治会連合会・加太地区まちづくり協議会で開催させていただき、獣害対策についての周知を行ってきたところでございます。

こういった実績から、獣害対策につきまして一定の効果があつたと認識しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

先ほどご答弁でもありましたように、市民の方々の協力を得て、各方面でも様々な対策が打たれており、一定の効果があつたということなんです。こうした対策が市内全域に行き渡っているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

捕獲につきましても、市内全域で取り組まれておりますし、それから被害防止対策の電気柵につきましても、地域を限らず補助もさせていただいております。それから、出前講座につきましても、市内全域でもしご要望があれば出向かせていただいております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

現在実施している対策においては、当然のことながら一定の効果があるとは思いました。

しかしながら、現在の対策が最善の対策なのか、さらなる対策はないのかについてお尋ねしたいと思います。

恒久的な対策については、検討はされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今後の対策といたしましては、まずは現在取り組んでいる対策を継続して行ってまいりますとともに、ニホンザルの正確な位置情報の把握につきましては、前回の生息調査を行ってからかなりの年数が過ぎており、正確な情報が得られていない状況でございます。恒久的などいいますか、来年度につきましては、現在、生息調査の実施に向け準備を進めているところでございます。

また、こういった生息調査につきましては、6月に人的被害のありました市街地を行動範囲とするC群を最優先に調査し、対策を講じてまいります。

また、調査を実施するだけでなく、三重県猟友会亀山支部に委託しております捕獲業務につきましても、捕獲おりの設置場所の増設や見回りなど、捕獲の強化にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

獣害対策、獣害対策と言っておりますが、私考えるにどうも受け身の対策でしかない。獣害や獣が近づいてきたから、それを防御しようという対策でしかないのかなあと思います。

したがって、例えば鉄砲を撃つ、網を張る、いろんな対策はしておるんですが、なかなかそういう獣害が消えることはない。それは致し方ないことなのかもしれませんけれども、根本的な対策はないのかなと思ったりもします。

獣害も、住みかを奪われ、生きるために里山に下りてきていると思います。そうした獣たちのために、例えば大分県大分市の高崎山自然動物園では、高崎山周辺農家に農村被害を及ぼしていた猿の被害防止策として、1か所に猿を集めて餌づけをし、高崎山自然動物公園ができたということが言われております。そしてさらには、それで観光農園的なことに今現在なっているということが言われておりますが、亀山市も都市計画上、亀山駅、関駅、井田川駅前に居住誘導区域というのが設定されておると思いますが、獣を住みかの誘導区域としての、例えば一角大きな山、里山を自然公園化して、そこへ獣を誘導して、餌づけしたらどうかというふうなことも思ったりもしますが、そうした自然公園があってもいいのではないかなあと考えておりますが、そうした考え方についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

鳥獣対策につきましては、先ほど申しました対策だけでなく、今後も継続して検討を行っていく必要があると認識いたしております。その中で、先ほど議員からご提案いただきました鳥獣の生息する里山の整備、こういったものも有効であるのかどうか、ほかにも全国的に取り組まれている先進的な事例等もございますので、そういったものも調査・研究しながら、効果的な鳥獣対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

昨日の服部議員の質問でもありましたように、そういう獣害とか鳥獣とか、いろんな動物の対策の部署も何かできるというふうなご答弁だったと思いますが、そうしたところでまた考えていただければいいかなと思います。よろしくをお願いします。

それでは次に、都市計画についてお伺いします。

亀山市では、亀山駅前再開発、大型商業施設の建設、あるいは住宅団地等の開発が行われておりますが、さらには様々なところで開発が進められようとしています。

そこで、亀山市の都市計画についてお尋ねしたいと思います。

亀山市におきましては、都市計画区域とそうでない区域が存在します。その違いはどのようになっているのでしょうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵建設部次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

都市計画区域は、都市計画法第5条におきまして、市の中心の市街地を含み、かつ自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等を勘案して一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとされております。

都市計画区域内では、開発行為や建物の建築に当たり、許認可が必要になるほか、土地利用に当たりまして、都市計画法に基づく関連制度が適用されることとなります。

具体的には、都市計画区域内では、商業系や工業系、住宅系など、建築できる建築物の用途が指定されまして、建築物等の規制が行われますことから、区域内で建築物を建築する場合等は、建築基準法に基づき、建築主事の確認を受ける必要がございます。また、大規模な都市公園や主要道路であります都市計画道路などの都市施設を定めることができるとともに、市街地再開発事業等の都市計画事業の実施や、都市公園の設置が可能となるものであります。なお、都市計画区域内では、都市計画事業等に充当するため都市計画税が課税されているところであります。

一方、都市計画区域外では、都市計画関連の制度が適用されないことから、原則、建築物の規制が行われなるとともに、都市計画事業が実施されないということになります。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

先ほどの答弁からすると、都市計画の観点からは、都市計画税や建築規制がない都市計画区域外の方において、住民負担が少ないように感じました。

それはそれとして、先ほど答弁されました都市計画区域の指定などはいつ行われ、規模や地域はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

本市では、旧亀山市において昭和9年に、旧関町では昭和44年に都市計画区域を指定しておりまして、その後、一部変更を行い、現在は行政区域190.91平方キロメートルの約34%に当たります64.47平方キロメートルを都市計画区域として指定しているところであります。

なお、都市計画区域外にございます主な地域でございますが、野登や白川地区の大半の地域や坂下地区、加太地区等でございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

都市計画区域内・外、分かれているということなのですが、都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにする都市マスタープランにおきましては、都市計画の方針を示すものにもかかわらず、都市計画区域外も含めた行政区域全体を計画策定区域としております。そのことはなぜかお尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀渕次長。

○建設部次長（亀渕輝男君登壇）

都市マスタープランは、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものでありまして、策定に当たりましては、市の総合計画基本構想並びに県が策定いたします都市計画区域の整備、開発及び保全の方針であります都市計画区域マスタープランに即したものとする必要がございます。

そのような中、総合計画基本構想における都市空間形成方針では、行政区域全体における都市空間形成の考え方を示しており、都市計画区域内・外を一体的に捉え、都市空間形成を進める考えとしていただいております。

都市におけます都市マスタープランにおいては、そのような都市計画等の方針を勘案いたしまして、都市計画法に基づく都市計画区域内の都市計画の考え方に都市計画区域外の土地利用等の考えを加えることで、行政区域全体を対象とした計画として都市マスタープランを作成しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

それでは、都市計画区域の内と外では、都市計画上の施設の整備や土地利用上の規制などの考え方について差は生じていないのでしょうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀渕次長。

○建設部次長（亀渕輝男君登壇）

都市計画区域内と外における規制の違いでございますが、先ほども答弁させていただきましたが、都市計画区域内につきましては、都市計画法の規定に基づき都市計画の関連制度が適用されることとなりますことから、土地利用規制等に違いが生じることになります。具体的には、市内の幹線道路網となる都市計画道路や公共下水道、ごみ処理施設などの都市施設において、原則として都市計

画区域外では整備を行うことはできないものであります。

また、都市計画区域内においては、土地利用の規制をするための用途地域の指定や、建築物の建蔽率及び容積率を定めることができ、各地域の状況に応じた都市形成が行える一方、都市計画区域外におきましては、一部を除き、土地利用や建築物の建築における規制が原則行われないという状況でございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

次に、土地利用の考え方についてお尋ねしたいと思います。

第2次総合計画後期基本計画の基本施策であります、魅力的な都市空間の形成の現状と課題におきまして、都市拠点における求心力を高めるため、郊外における開発抑制に向けた手法の検討を進めていると記載されております。このことについて、どのような開発規制の手法を考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀渕次長。

○建設部次長（亀渕輝男君登壇）

本市の都市計画区域は、市街化区域や市街化調整区域等の線引きをしていない非線引き都市計画区域でございまして、区域内には建築できる建築物の用途を定めた用途地域を市街地等において指定しております。一方で、用途地域の指定をしていない白地地域では、建築物の建蔽率や容積率の規制はあるものの、建築物の用途制限はなく、他法令による許認可等を受けることで全ての建築物の建築が可能である状況でございます。

そこで、用途地域の指定のない白地地域において、地域の実情や地域の地域づくりの方針に沿った土地利用を促進するため、白地地域において特定の建築物等を制限するための特定用途制限地域の指定や、都市計画区域外も含めた地域において自主的に土地利用を制限するため、各地域において、土地利用基準を定めることができる土地利用に関する自主条例の制定等について、導入の可否を含め、検討を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

確認しますが、この都市計画に記載されております郊外とありますが、具体的にどの地域を指すのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀渕次長。

○建設部次長（亀渕輝男君登壇）

郊外の一般的な意味といたしましては、都市に隣接した地域、また市街地周辺の田園地域などと言われております。総合計画の中での郊外とは、都市計画区域内の用途地域の指定のない白地地域や都市計画区域外の地域を指すものというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

土地利用の区域分けについて、もう少し詳しく聞いていきたいと思います。

都市マスタープランの土地利用区分におきましては、都市拠点ゾーン、居住地ゾーン、幹線道路沿道ゾーン、保存ゾーンの4つのゾーンに区分されておりますが、中でも保存ゾーンとはどのような区域を指すのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

都市マスタープランにおけます保全ゾーンは、総合計画基本構想の都市空間形成方針図におきまして、豊かな緑及び河川沿いの農地と示されている地域を指しております。ゾーン内の土地利用の規制の状況から、自然公園区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林区域、農用地区域、その他の区域の5つの区域に区分しております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

すみません。私、保存ゾーンと言いましたが、保全ゾーンなんですね。間違えました。

保全ゾーンなんですが、このゾーンは言うまでもなく保全をするだけなのでしょうか。保全をするための土地利用の方針はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

保全ゾーンは、都市マスタープランにおける土地利用の配置方針におきまして、農地や森林の緑は、生産機能だけでなく、保水機能や土砂災害防止機能など多面的な機能も有していますことから、豊かな自然環境を維持し、これら多面的機能を発揮するため、営農、営林、環境の維持・改善を図るほか、無秩序な開発や建築行為を抑制し、自然環境の保全・共生に努める考え方を示しております。

このようなことから、自然環境の適切な保全を前提にしながら、公園や自然との共生スペースの設置による市民の憩いの場としての活用や、自然等の資源を活用したレクリエーション活動の場としての活用を図っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

保全ゾーンといいますと、保全をするということで、何もしないというイメージがちょっと強いんですが、なぜこんなことを申し上げるといいますと、保全ゾーンの一部に位置づけられております南部地域なんですが、南部地域は鈴鹿川より南の地域なんですが、都市計画区域内に位置づけられているにもかかわらず、これまで都市的な土地利用が図られていない状況にあると思います。しかしながら、地域の活性化のためには土地利用の活性化が必要であると考えますが、今後、南部地

域をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

南部地域につきましては、多くが自然環境や農用地を保全する保全ゾーンに位置づけられております。また、幹線道路や中ノ川沿い等の既存集落につきましては、地域型居住地として既存の集落地を中心に集約した生活空間の確保を図るとともに、鉄道駅へのつながりを確保する考えを示しているところであります。

このような中、今後の南部地域の土地利用につきましては、都市マスタープランに示した土地利用を促進するため、下庄駅と既存集落地とのつながりを確保するなど、既存集落地における居住環境の向上を図る必要があるというふうと考えております。

一方で、現在整備に向けた検討が進められておりますリニア中央新幹線の県内停車駅の候補地の一部に南部地域が位置づけられていることから、停車駅の位置決定について注視をしながら、土地利用の方針を整備していく必要があるというふうと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

下庄駅につながるという話も出たんですが、下庄駅の西の土地につきましても開発がされている、計画がされているというふうなこともお伺いしておりますし、先日来の質問の中でも下庄駅に関する質問が出ておりました。そうしたことも含めて、全体的に南部地域における土地利用をきちっと進めていただきますようお願いしたいと思います。

今後、先ほどリニアという話もありましたが、亀山市は大きく変貌する可能性を秘めております。市民にとってさらに安心・安全で住みやすいまちとなりますよう、計画的なまちづくりを進めていただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時40分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず1点目です。感震ブレーカー購入・設置費用の助成についてお伺いたします。

大地震のときに起こりやすいという電気火災、通電火災に対する感震ブレーカーなわけですけれ

ども、そもそもどのようにこの電気火災、通電火災というのが発生するのか、どれぐらいの割合で発生するのか、過去の地震の例よりお答えいただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

豊田消防部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

まず、地震時の火災のうち電気火災が占める割合なんですけれども、大規模地震発生時には電気に起因する火災が多く発生しております。東日本大震災を例に取りますと、本震で発生した火災は111件でした。そのうち108件の火災の原因が特定され、54%が電気火災であったと報告されております。

地震時に電気火災が発生する理由は、地震の揺れで電気ストーブが倒れたり、可燃物が電気コンロに落下したりするなど、高熱になる電化製品と可燃物が接触して起こるものや、倒れた家具の下敷きなどで損傷した電源コードが発熱したりショートしたりすることで起こるものなどがあります。

また、地震直後に停電が発生し、慌てて避難した場合には、スイッチが入ったまま倒れた電気ストーブや、損傷した電源コードがそのまま残され、不在となった建物に電気が復旧することで出火に至る通電火災が発生するのも地震時の火災の大きな特徴です。

通電火災は無人となった建物から出火するため、通報の遅れや、初期消火を行うことができずに火災が延焼を拡大する可能性が高いことから、地震の避難で自宅を離れる前にはブレーカーを落とすことが重要となります。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

すごい高い割合で地震によって電気火災が起こることが分かります。

電気火災防止に有効と言われるこの感震ブレーカーなわけですが、どのようなものか、仕組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

感震ブレーカーとはどのようなものか、仕組みということでございます。感震ブレーカーとは、ある一定以上の地震の揺れを感じると自動的に電気の通りを遮断するブレーカーのことです。感震ブレーカーには様々な種類がございますんですけれども、電気工事が不要な簡易的なものから、電気工事が必要な分電盤に内蔵されているもの、あるいは後づけで分電盤を配置するタイプのものがございます。いずれに対しても、地震発生時に不在の場合やブレーカーを切って避難する余裕がない場合などに、通電火災を防止する手段の一つと認識しております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私も感震ブレーカーって実は現物を見たことがなかったので、探してもらいました。いろんなタ

イプがあるんですけれども、2,000円ぐらいのもので、差し込み口がその家のブレーカーによって違うので、そこに差し込んで、ひもでつるしたこの球が地震によって揺れて落ちるとブレーカーが落ちるという仕組みで、2,000円ぐらいのものなんだそうですけれども、これ実は平成30年の9月議会で森議長が質問された項目です。そのときの答弁では、周知も様々されているという答弁でした。

今回、私質問に取り上げましたのは、今回、去年、今年と懇談の中で、組合の方、三重労連、鈴亀労連とかの組合の方が懇談でこういうものを助成するというのをしたらどうだろうかということをお話ししているけれども、なかなか通じないとか、進まないだねえという話をお聞きして、南海トラフが必ず起こると言われる中、市民の命に大きく関わるものであるもので、再度取り上げようと思って今回取り上げたところでございます。私も認識が薄かったことを反省しました。

今回の質問に当たり、エイデンにこの感震ブレーカーを買いに行こうと思って行ったんですよ。そうしたら、一体それが何なのかということをもう分かっていたくのも困難で、いや、ブレーカーは売っていませんとかそんなんで、結局探していただいた結果、扱っていないということだったんですね。

先ほどお見せしたのはインターネット通販で取り寄せていただいたものなんですけど、簡易なタイプの。結果として、周知もしていただいているんですけれども、なかなか心に届かない、普及もされていない、そういう状況であることは確かなんです。

今回、この普及の必要性について、当局はどう考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

普及の必要性の認識についてでございますが、感震ブレーカーの普及の必要性でございますが、平成27年に、消防庁予防課から、感震ブレーカー等普及啓発リーフレットの掲載について通知がございました。火災予防運動や防災週間に活用するよう依頼があり、現在、市消防本部のホームページでも啓発がなされております。

今後、被害が想定されています南海トラフ地震をはじめ、大規模地震災害が発生した場合には、火災による二次被害を極力防ぐことが必要でありますことから、防災安全課では、「わたしの防災マップ」や防災出前講座などで、避難のときにはブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めることを啓発しております。そういった意味で、感震ブレーカーは地震発生時に通電火災を防止する手段の一つとして認識しており、木造家屋が密集している地域や道路が狭隘な地区など、地域ぐるみで設置いただくと被害を防止する効果が高いのではないかと考えております。

なお、医療機器を常備しているご家庭につきましては、その箇所を除いた部分的な感震ブレーカーの設置が必要となりますし、地震発生と同時に停電状態となるため、夜間の避難行動に支障が出ることも考えられることもあります。

このようなことから、各家庭の事情に応じた減災対策のツールとして、今後も出前講座などを通じまして注意喚起と啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

この普及の必要性は感じておられる、必要であるということですね。

その中で、普及のための一つの方法は周知ということも、必ずブレーカーは切って逃げましょうということも含めて、感震ブレーカーをどうぞつけてくださいという周知が必要なんですけれども、そういう注意事項もありますし、あともう一つ、その周知だけでなく、普及のためのもう一つの方法として、やっぱり公的に助成をすることだと思えます。

たしか平成30年9月のときには、助成についてはあまり積極的に考えておられないような答弁だったと思うんですけど、そのときは全国でも少なかったと思うんですね、助成しているところ。現在の全国の、また三重県の助成の実績について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

全国の自治体の助成の状況でございますが、他の自治体での助成制度はございますが、直近の数字は発表されておられません。令和元年7月時点で、全国で130市区町村、県内では、熊野市が75歳以上の方や障がい者などを対象に、簡易型ブレーカーを有償1,000円で取り付けるよう助成を行っております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

平成30年当時のご答弁では20市町村ぐらいだったかなと思っておりますので、随分増えたんだと思います。医療機器をお使いか、また突然真っ暗になったときの避難のための準備がされているかなど、いろんな確認が必要であって、いろんなタイプの感震ブレーカーもあって、ただただ助成をしてお金を出せばいいのかということ、それは命を守るという点において不十分なのかもしれません。

ただ、例えば自主防災組織との連携や協働などで、防災の学習も含めた周知と、また購入や設置への支援・助成は有効ではないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

本市の防災に関する基本的な考え方は、市民、地域、行政のそれぞれの責任と役割の下、自助・共助・公助を基軸とした防災対策を進めております。このことから、個人の家屋への感震ブレーカーを設置することにつきましても、基本的には自助で取り組んでいただくものと考えており、これまでの注意喚起と啓発の取組を継続してまいります。

しかしながら、先ほど議員おっしゃられましたとおり、全国的には様々な自治体により支援がなされている現状から、中には、やはり自主防災の協力を得るなどの事例もございますので、それらの取組を参考にしながら、実施の可能性について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

命の関わることであり、ぜひとも全体の防災のレベルが上がってくることだと思いますので、考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

加齢性難聴による補聴器購入助成について。

助成の問題が2つになったんですけれども、これも私、令和元年の12月議会で質問しましたので2回目の質問となります。

そのときには、障害者総合支援法に基づく助成についてもご説明いただいたんですけれども、今回は障がいやそういう重度に至らない加齢性難聴のみに限ってお聞きをしますので、よろしく願いいたします。

難聴は認知症の要因の一つとして指摘されて、介護予防や生活の質を上げるためにも予防手だてすることはとても大切です。広域連合が第8期の介護保険の計画のために実施されたアンケートを見ましても、外出を控えている方にお聞きしているんですけれども、控える理由は何ですかというところに、体の痛みや病気、経済的な理由、交通手段とともに、やはり耳の聞こえについても理由として上げられています。脳への刺激を下げないためにも、その後の進行を少しでも食い止める、聞こえる音を豊かにするためにも、難聴が軽度のうちに補聴器の装着が勧められているわけですが、そこに対するご認識を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

加齢性難聴の症状が軽度の段階から補聴器の使用が推奨される理由としまして、まず早い段階から補聴器を使用することで、聞き取れる音の質や幅を保つことができ、症状の進行予防につながるということがございます。また、WHOや一般社団法人の日本聴覚医学会難聴対策委員会からは、中等度の40デシベル以上の難聴から使用することで、補聴器の適応がよいことが示されております。また、聴力の低下に早期に対応することで、議員も少し触れていただきましたが、認知症や事故につながるリスクを回避し、生活の質を向上させることが重要であるとされてございます。

さらに、補聴器は使い慣れるまでに一定の期間が必要となりますことから、こういった諸条件から、聴力的にも年齢的にも余裕のあるうちから補聴器を使い始めることが非常に有効であるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。やはり早期に装着が勧められており、それが有効だという認識を共有いたしました。

しかしながら、日本の装着率が低い。これは一体なぜだとお考えになりますか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

補聴器の購入が進まないといった理由でございますけれども、まず補聴器の平均価格というのが15万円以上と比較的高額であることとともに、保険適用がございませんので全額自己負担となることが考えられます。一部、先ほども議員からご紹介のありました身体障害者手帳の対象となる高度・重度の難聴の方であれば、補装具の支給制度によりまして、費用は原則1割負担となるところでございますが、手帳を所持していただいております、軽度・中度の方については、補聴器の購入に係る助成制度がないところでございます。

また、初期の難聴につきましては、自分が聞こえなくなっていることに気づきにくいといったことや、難聴は高齢化によるものといったイメージから、補聴器の購入にまでなかなか踏み切れないといった、難聴に対する認識不足というのもその一つの要因であるというふうに考えられるところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私も高いということが一番大きいのかなと思っていました。よくお話を聞いていても、100万ぐらいするんですよとか、何十万するんですよというお話を聞くことがあるし、それが大きな原因かなと思っていましたけれども、同じく広域連合の8期に向けてのアンケートに、ここについてもあったんですけれども、聞こえにくいですか、どうですかというお話で、聞こえにくいと答えられた方について質問しているんですけれども、何もしていないという方に対して。聞こえにくいにもかかわらず何もしていない理由は何ですかと聞いているんです。その一番大きかった理由が、別に不便を感じない、48.5%。煩わしい、次ですね、21.2%。その次に高価である、16.7%。そして、分からない、7.6%という順番でした。

私は、高価ということに着目して、助成というのにも必要ですよねということは、それは変わらないんですけれども、その前に不便を感じない。それは先ほど言ってもらった、自覚しにくいという問題があると思うんですね。かえって周りのほうが自覚しているということがあります。煩わしいとか、分からないということについても、いや、きちんと丁寧にフィッティングをして、何回も通っているうちに、ちゃんと聞こえるようになるんですよということが分かれば使うか分かりませんし、分からない方に対しても、こういう手順でやるんやなということが分かれば装着するかも分からないし、早くしたほうが豊かに聞こえるようになるんですよ、長く楽しめますよということが分かればされるか分かりませんよね。

そういう意味では、周知ということが非常に必要なのではないかな。そして、自覚症状は周知だけでは分かりにくくて、全国の例を見ておきますと、セルフチェック、自治体で例えば集いの場をつくってセルフチェックをしていただく。わざわざ聴力検査をするところは本当に僅かですけれども、ちょっとしたセルフチェックをしていただく。今はスマホで何かそういうアプリがあるそうですね。聞こえをチェックする、そんなもののご紹介をしていただくとか、そういうことも含めてさらなる周知が必要でないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員のほうから、前回もこの補聴器の補助はどうかというようなご質問をいただいた際にも、現在、国や県の動向も確認しつつというようなご答弁をさせていただきました。そのような中で、助成制度については、確かに国や県の動向は今はないところでございますので、現段階として、市としましては、引き続いて身体障害者手帳の取得、これも当然お勧めしながら、先ほど議員おっしゃっていただきましたとおり、難聴の方のニーズ、当然そこへの把握に努めるとともに、早期から補聴器の使用並びに補聴器の概要でありますとか、そういったことを関係の機関、当然業者さんでありますとか、医師会の先生方とも協力しながら、市民の方に周知を努めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

そうですね。今プレミアム付商品券も、1回目でなかなか買っていただけなくて、2回目ですと皆さんが詰めかけたというのは、周知の仕方が違ったり、内容についてご理解いただいて、前と違うということが分かって詰めかけていただいたというのがあると思うんですけど、本当に周知にもいろんな方法があると思いますので、お願いしたいと思うんですけど、特に今は皆さんスマホをお使いですので、それを使うことによって直接電話の音が耳に入ったりとか、テレビの音が耳に聞こえやすく入ったりするので、かえって楽だということをお知らせしていただいたり、あと補聴器相談医というお医者様がいらっしゃるそうなんですけれども、残念ながら亀山にはいらっしゃらないんですけれども、鈴鹿や津で補聴器相談医というのを検索していただくと、そういうお医者さんがいらして、そして、その方に確認書を書いていただくと税金の申告のときに医療費の控除に使えるということもあるらしいですので、いろんな意味でしっかりと知らせていただきたいと思います。

本丸の助成ということなんですけれども、全国で今助成はどれくらい広がっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

あくまでこの補装具の支給制度の対象でない高齢者の方に対する補聴器の購入に係る助成でございますが、現在、全国約1,700の市区町村のうち、約60の市区町村が独自の助成制度を整備しているというふうに聞いてございます。

これらの基本的な内容でございますが、65歳や70歳以上の高齢者を対象に、およそ2万円から3万円を上限としまして補聴器の購入費用を助成しているものでございます。

また、三重県内では唯一、朝日町が本年5月より、75歳以上の町民の方で身体障害者手帳を持たない中等度難聴の方に、片方の耳の場合は1万2,000円を、両方の場合は2万2,000円を上限として助成をしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

健康都市を誇っていく亀山市として、こういうのは本当に先進的に旗を振っていく役割もあるんじゃないかなと思います。お一人お一人のクオリティ・オブ・ライフ、生活の質を高めるためにも、この助成について積極的に取り組んでいただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

中学校給食センター設置の進捗についてお伺いします。

今回の選挙でもアンケートを取らせていただいたら、給食センターを造ると決まっているのに、なおかつ、やはり皆さんのご要望が1位でした。親世代だけではなく、高齢者の皆さんも子供たちに早く給食をしてやってほしいという、市民として、大人としての願いが本当にたくさん寄せられておりました。

進捗状況がなかなか市民に伝わらないので、本当にやってくれるのというような、もうやめているんちゃうのみたいな話を本当によく聞くのですね。私もちょっと、教育委員会も臨時会も開いていただいて検討していることは把握しておりますが、改めてこの進捗についてお伺いしていきたいと思います。

今年決めると言っていた建設場所について、一体具体的にどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、今回建設予定の給食センターの規模といたしましては、亀山中学校及び中部中学校、そして老朽化が進みます各小学校給食施設の一時的な代替施設についても視野に入れまして、2,200食程度のセンターを想定しているところでございます。また、この規模に対する建設用地は、工場立地法に基づく緑地も含めまして4,000平方メートル程度が望ましいと考えているところでございます。

その選定につきましては、敷地形状や対象校へのアクセス性、周辺環境への配慮、工事施工の容易性、周辺インフラ整備の状況等について比較検討を行いつつ、教育委員会として、市有地の中で数か所候補地を抽出しているところでございます。

ただ、それらも含めて、そういったものを基に関係部署と協議を重ねたいと考えているところでございますので、現時点ではまだ具体をお示しできる段階には至っていないという状況でございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

以前聞いたときよりも大分規模が大きくなりましたね。小学校はずっと自校方式をするという方針ですけども、古くなって建て替えるときに一時的にその給食センターで小学校の分も見えてあげるために増やしたということですね。分かりました。

場所なんですけれども、教育委員会の資料を見ると、かなり具体的にこの地点はこの地点はという話がされていますけれども、資料がついてなくてというか、私が探せなかつただけなのか分かりませんが、どこなのか分からないんですね。決まっていなくても結構なので、一体どこを検討し

ているのか教えてください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申しあげましたように、教育委員会として複数の候補地というものは抽出しているというところではございます。ただ、まだ実際に現有しております関係部署との協議を重ねているという段階でございますので、現時点ではまだ具体をお示しできないというふうにご理解いただきたく存じます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

教育委員会の皆さんも、具体的に何町かを知らないで議論されていたんですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

教育委員会としては、こういった場所が候補地になるのではないかとということで、複数の案を示して、一応ご意見等もいただいているというところではございますが、教育委員会としての候補地というものは抽出しておりますが、まだ関係部署との協議も調べておりませんので、現時点で具体がお示しできないというふうにご理解いただきたく存じます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

教育委員会は、傍聴できる、公表できる場ですので、そこで話したことを市民の皆さんに聞かせられない、秘密にしないといけない理由はないと思うんですね。本当に何もしていないんじゃないかと、ちゃんと議論してくださっていますので、別に決まっていなくてもいいので、具体的に町の名前ぐらい、前3つぐらい出ていましたよね。3つぐらい検討していると言ってはりました。言ってくださいよ。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申しあげましたように、複数、教育委員会としてこういったものが候補地だということは公開の教育委員会の場でもお示しをし、意見としては調整をしておりますが、あくまでも教育委員会内部だけの協議でございます。まだ市全体での合意に至っているものではございませんので、それらが調い次第、また改めてお示しをしたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

動かさない、結果だけ聞かされても困りますので、公開された話を市民に話せないということで

は困りますので、ぜひともまた教育民生委員会の場でも示していきたくたい。よろしくお願ひいたします。

運営についても検討することになっていますが、それはどのようなようになっていきますか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

運営につきましては、給食センターの建設及び管理運営に係る業務として、まず基本的には建設そのものに関わるものと、それと併せて事業手法、さらにはその運営方法について、そういったものの全てを選択しているところがございます。特に、事業手法につきましては、公設公営、そして公設民営、P F I など様々な選択肢があるというものと併せて運営方法も検討しているところがございます。

現在、それぞれの手法につきまして、サービスの市の意向の反映性でありますとか、民間ノウハウの導入性、リスク分散、メリット・デメリットを洗い出して比較検討を行っているところがございます。

また、運営方式の決定につきましては、費用対効果の面も重要となりますので、ただこれにつきましては、やっぱり一定程度の建設条件、先ほどのそういった規模、形状等にも関わりまして、想定職員の配置人数、こういったものも併せて事業概要の積算が求められるということでございますので、そういった試算も含めて、決定に向けて検討を重ねているところがございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

重ねて申し上げますけれども、ある程度一つにまとまってから報告いただいても仕方がないんです。ですから、議論の経過をぜひとも議会にお示しいただきたい。そのことを強く申し上げておきます。大事なことです。運営がどうなるかによって全然違ってきますのでね。

今年度中にお決めになるということでした。議会にお示しになる、まとまったものをお示しになるのはこの12月議会でないとしたら、3月議会なのか、それより前なのか、いつお示しくださるのか、めどとしてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほども、これまでも繰り返し申し上げておりますけれども、今年度中に基本的な計画を策定したいと考えておりますので、調い次第、中間案的なものがまとまり次第、議会のほうにはお示しをしたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私が質問をした状況と答弁をいただいた状況と何も変わらないんですね。まとまったらお示しただくというのは知っているんです、私は。だから、それがいつですかということを聞いていて、

それがいつだというからには、この間の教育委員会の記録はまだ出ていませんけれども、あと何回ぐらい教育委員会定例会をされるのか、臨時会をされるのか、いろんな予定があると思うんですよ。それが無いとお示しできないでしょうからね。でもね、経過は教育民生委員会でお示しできると思いますよ。こういう状況で今は検討していますということはぜひとも言っていただかないといけないし、3月議会では遅いので、今回できないのであれば、1月のどこかでやっぱりお示しいただかないといけないと思うんですけど、いかがですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申し上げましたが、3月にはもう策定という形を整えなければならないというふうに考えておりますので、それまでに議会にお示しをし、ご意見もいただいた上で最終的な教育委員会としての判断を行っていくということになろうかと考えております。

（「何月ですか」の声あり）

○教育部長（亀山 隆君登壇）

ですので、3月議会の段階までには、案としてお示ししたいというふうに今考えて進めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

非常に不誠実な答弁と言わざるを得ませんよね。

次の質問に移りますけれども、早期に実現していただきたいということを言っていますが、早期にするためには、センターを造るということも大事ですし、受け入れる各中学校の施設も大事です。特に亀山中学校はお城の敷地の中にあるようなものですので、文化財の調査なんかも大変だと伺います。そこら辺をやはりセンターが出来上がってから調査し出すよりも、早くしていただくとか、いろんな方法で少しでも早くする工夫をしていただきたいと思うんですが、そこについての見解を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

議員からご指摘の早期実現につきましては、もう十分にその思いというものは認識しているところでございます。これはもう議会からもお示しをいただいたものでございますので、そのところはきちんと踏まえているところでございます。

一方で、これは先の長いものでございますので、よりよい給食センターの建設に向けまして、今年度の基本計画の策定、用地測量、地質調査、埋蔵文化財の調査、そして設計業務や敷地造成、そしてそれを踏まえて建設工事、そしてその各種の手續などを考えますと、やはり一定程度の期間を要するという点についてはご理解を賜りたく存じます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○ 1 1 番（福沢美由紀君登壇）

埋蔵文化財調査は早くやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

第9期介護保険事業についてでございます。

今はまだ第8期の介護保険事業、真ん中ですね。真ん中の年なんですけれども、2024年の介護保険の見直しは、かなり今までの見直しより大きい見直しが行われると言われていています。国でいうところの見直しというところがないんですね。大体よくなるというより改悪のことが多いんですけれども、今回言われていますのが利用者の負担の引上げですね。今利用者は1割負担が基本です。一部、所得に応じて、2割、3割やっている人もいるんですけれども、原則を2割化にするということが言われています。1割の人が2割になるということは、今回、後期高齢者の医療費のことでもそうでしたが、1割上がるのではなくて倍になるということですね。100%上がるということです。これは非常に介護の使い控えが起こってくるであろうと思われる大変大きな問題です。

また、ケアマネジメントに利用者負担を導入するということが言われていましたが、これについては、この間の報告ですと、今回は控えられるというようなことを伺っています。こんなことがもし行われたら、やはり介護を使っていただくために働いてもらわなくちゃいけないんですね。介護を使って、よりよい暮らしをしていただくというのが仕事なのに、お金がかかるからケアマネジャーにつかないということが起こってきますので、これは絶対に阻止したいと思っていました。これは導入しない見通しと聞いています。

でも、要介護1・2のヘルパー、デイサービスなどの総合事業へ移行するということが言われています。既に要支援1・2のものが総合事業に移行しています。実感としてあんまり変わらなかったんじゃないかなという感じは、多分、鈴鹿亀山の人は受けていると思います。要するに、総合事業に移行して、総合事業で使っている決算を見ていまして、今までのサービスを総合事業で使っていることが多いんですね。新たな安上がりなサービスに移行しているところは少ないです。鈴鹿亀山の方は今までどおりのサービスを使っている方が多いんです。そのためには、やっぱり私たちが広域連合の議会で、本当にこうやって移行するに当たって水際作戦が行われないのかとか、ちゃんと介護保険を認定していただきたいのにもしてもらえないようなことが起こらないのかということも議会でも問い、きちっとそれはしていただけるという言質も取りながら、皆様やってこられたと思います。

でも、全国では、やはり安上がりなサービスに移行した。なかなかそんなボランティアが介護をやってくれるところはないんですけれども、ないから、でも実績を求められて、普通の専門職の方が安いお給料でそういう事業に移行したところもたくさんあると聞いていますので、全国では、要支援1と2を事業化したことによって、かなりお金は安くついた、成功したという事例になっているんですね。だから、次は要介護1・2も事業に移行しようというのが今狙いなんです。

こういうことについては、介護保険の枠外に置くということですからあってはならんし、要介護1・2という方は、やっぱり認知症の方も多うございますので、そんな簡単に事業に移すということは無理だろうと。私たちの周りの人に聞いても、そんな国の言うとおりになるかさと言うている人は多いですね。そんな無理無理と言っている介護に携わっている方は多いんですけどね。国は、

それは真剣に狙っておられますので、そういうこともしっかりと厚労省が時々出しておられるそういう資料も、やはり介護のことは広域連合でしますけど、こういう大きい改定のときには、自治体としても、市民がお困りになることですのでしっかり見ておく必要があると思うんですね。

あと、私が1つ大きいなと思うのは、福祉用具をレンタルから購入にしようとしているということです。福祉用具は何でレンタルかということなんですね。私もつえを、1本づえは今は購入していただいている。底が1本の普通によくあるつえは購入なんです。でも、歩くのを助けるために下に足が少しついていて、グリップがついている、そういうものはレンタルで使えるんです。月々幾らで使えると思います。120円ぐらいで使えるんですよ。例えば、麻痺が起こった、いろんな状況でつえが必要になった。どういうところにいるかによって、つえってどんどん変わっていくんですね。お外を歩くとときとか、あと本当にフラットな病院や施設みたいなところを歩くととき、大きい4つの足が要る、そういうときもありますし、だんだん足が狭くなってきて、少しグリップがあればいいようになる。そうやってどんどん変わっていく場合もある。反対もありますね。もっと歩行器型のつえみたいなのが必要な方もあります。

そういう変化に応じて変えられるからレンタルなんです。これを購入にするということになると、もうたちまち何万円の仕事ですわ。ならもう歩かんでおこうかしらと思う方は増えますに。本当にこれはささやかなことかなと、ささやかなものだけレンタルにしますと言うてはりますけど、大きいことになると思います。

こういう見直しが狙われているということについて亀山市という地方自治体に市長は、市長に聞きしたいんですけど、副連合長としてずっと今までやっておられますので、こういう大きい見直しを前に、どのようにご認識なのか。厚生労働省や財務省がいろんな考えをどんどん出してきています。少しずつ変化もしていますし、皆さんが要望を出して、こうやって変わってきていることもあるんですけども、どのようにご認識かを伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成11年度に鈴鹿亀山地区広域連合がスタートしてもう二十数年経過いたしました。一定の介護保険制度が導入されてから、時代の環境変化はある中で、しっかりこの制度を生かしながら、圏域のこの介護ニーズに伝えてきておるといふふうに考えております。

一方で、今議員ご指摘の今回の厚生労働省の見直しの方針、当然、現在起こっております高齢者人口が2040年にピークを迎えると。それに伴って介護が必要な人も増えてくるのが当然見込まれております。一方で、それを支える現役世代が減少していくという、こういうことの中から、今幾つか触れていただいた介護サービス使用料の2割、3割負担の対象拡大とか、様々な検討が始まったというふうに考えております。いわゆる給付と負担の関係をどうするかというような視点からその議論が始まったものというふうに思っております。

ただ、私ども広域連合を運営していく立場、あるいは地方自治体の立場、そして市民生活や高齢者の当人はもちろんですが、ご家族も含むその立場等々を考えますと、当然、今後の国のこの見直し議論がどのように進んでいくのかしっかり注視をしながら、言うべきことは申し上げていくことが必要だろうと思っております。

今後は、検討の過程の中で示されていくでありましよう国の方針等の動向を見据えながら、これらの鈴鹿亀山地区広域連合と協議を行うとともに、連携をしっかりと図りながら、介護予防、認知症施策、家族介護者への支援等の介護保険事業の利用促進と安定的な事業の継続、これが図れるように、そしてこの圏域での高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して年を重ねていけるようなまちづくりや制度の環境整備をしっかりと連携しながら進めてまいりたいと思いますし、具体的な今後の国の動向、過程によりましては、例えばこのエリアだけではなく、当然、三重県市長会、東海・全国市長会、知事会、他の市議会議長会とか様々な、多分関心が非常に大きいところであろうと思いますので、しっかりと地方六団体でのいろんな情報の共有とか、協働も必要になってこようかと思えます。

いずれにいたしましても、現時点では、今後の国の方針をしっかりと注視をしてみたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今回の見直しは、注視をしておってはいらいことになるということが、私、今回質問に上げているんですね。先ほどおっしゃっていただいたように、市長会で言うていただく、そういうことがとっても大事になってくると思いますので、言えるようにぜひとも積極的に注視をしつつ、声を上げていただきたい。

本当にレンタルを購入に変えていいと思いますか。本当に利用者の負担を倍にして大丈夫だと思いますか。現役世代の方を助けるためと言いますが、介護保険を使っている高齢者の方は全体の2割ほどですけれども、その周りにご家族がおられます。施設に行くにしても何にしても、ご家族が負担をしていることが多いですよ。その現役世代をもむち打つのが今回の見直しになるのではと危惧して私、今回広域連合ではないんですけれども、市民、この亀山市としても認識する必要があるのではないかと思って、雑駁ではありますが取り上げさせていただきました。ぜひともいろんな場でしっかりと見ていただいて、声も上げていただきたい。そのことをお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時51分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは一般質問をさせていただきます。

4項目通告してありますので、簡潔に答弁のほどよろしくお願ひします。

まず1点目は、旧城東地区コミュニティセンターの件でございますけれども、これについてはかねてからいろいろ前回の改選前にも質問させていただいたんですけれども、ちょっと城東地区コミュニティセンターに関する対応状況について経過をまとめた資料がございますので、それをまず出していただきたいと思います。

まず、基本的に平成28年5月に耐震診断が未実施であるということが発覚しました。ちょっと出してもらったんですけれども、ずっと12月5日からいろいろなことを業者に委託されて、平成29年1月に城東地区コミュニティセンターの利用を停止しておると。停止したことで応急的に事務所を市民協働センターみらいのほうに移設されたと。5月22日に一般社団法人三重県建設業協会の後藤さんに賃借して、そこに間借りをしたと。そのほか、解体についていろいろな議論をしておったと思うんですけれども、そこに石綿管が利用されておるもんで、新たな石綿管除去の処理方法の開発のほか、財源の確保や当該土地の今後の活用方針の検討状況などを勘案しながら解体時期を決定することにするということで、この29年にこのような結論を出されたと。

それからずっと令和3年6月に城東地区のまちづくり協議会から、新たな城東地区コミュニティセンターについて市に要望書が出されたと。ということは、やっぱりセンターを建てていただきたいと。なおかつ協議の中で、旧城東地区コミュニティセンターの解体についてもご意見をいただいております。この令和4年6月2日に、新たな城東地区コミュニティセンターについて、6月定例会で主要事業として補正予算を計上されて、それで6月29日に補正予算が可決されて、8月4日から設計業務等々になっていったというような流れがあったと思うんですけれども、基本的に、そのご意見の中で、市民協働センターみらいに併設するという予算の中で、聞くところによりますと、みらいに併設して建てられると。そして、トイレは何やら共同らしいし、当然コミュニティセンターとなったら指定管理もしていかならんやろうと。そうすると、トイレが共同やと、誰がどのような管理体制になってくるのか、そこら辺がはっきりしていないんですよ。

そこでもう一つ、城東のまち協のほうから、旧施設の解体をしてそこを駐車場に活用をしたいという要望があったわけなんですけれども、その要望について市長はどこまでご存じなのか、そして今後どのような形で、この地域の要望についてお応えになるのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います、市長。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど改選前、6月議会でもご説明をさせていただきましたんですが、これまで旧城東地区コミュニティセンターの解体につきましては、市民まちづくり基金の活用を前提として、後期基本計画の主要事業の中で、新たな城東地区コミュニティセンターの整備と市民協働センターの改修と一体的に行うことを庁内で検討させていただいてきておりました。しかしながら、本年度に入ってからでしたか、県との調整の過程におきまして、市民まちづくり基金が活用できないということになりまして、現在も調整をさせていただいておりますが、主要事業から一旦切り離して、改めて財源の確保や跡地利用等について、庁内及び関係機関と調整することといたしたところでございます。

その中で、今これもお触れいただいた駐車場の整備につきましては、地域の皆さんから来年度の

新たなセンターの建設において、駐車場が大変手狭になるということをお聞きさせていただいております。それはそのように考えておりますので、旧コミュニティセンターの跡地のエリアを駐車場として整備してほしいと要望をいただいております。そのような方向で対応していく必要があることについては十分認識をいたしているところでございます。

なお、現在予算編成のまさに過程でございますので、そういう中で、少し来年度の予算全体としても、今回の補正もそうなのですが、コロナ禍でエネルギー高騰等の影響というのは予算編成にも非常に大きな影響を与えてきておるといってございまして、新規事業等々をどのように組み込んでいくかというのは、しっかりそれらも十分視野に入れた検討をしていかなくてはなりません。いずれにいたしましても、旧城東地区コミュニティセンターの解体、また駐車場の整備につきましては、予算編成全体の中でしっかりと検討していく必要があると、このように考えておるところであります。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、もう一つ紹介させていただきたいと思います。

平成28年12月13日開催の教育民生委員会の資料としまして、井田川地区北及び城東コミュニティセンターの耐震審査結果がこれあります、資料が。そこで、井田川のこといろいろあるんですけども、城東地区コミュニティセンター、耐震診断の結果、コンクリート強度云々と書いてあって、最終的に耐震診断の基準適用外であり耐震補強は不可であると。このため、建て替えを視野に入れた総合的な判断が必要であると。これは平成28年の資料ですよ。今市長がこのコロナ禍の中で予算編成上云々と言われてはいますが、このコロナの中で駅前再開発事業には各種国の補助金とか合併特例債等々を使って、確かに御幸1・6・7・8号線の整備、それで80億以上の、国費も込みですよ、市費も投入しておるわけですよ、コロナ禍の中で。そして、このようなことについて指摘させてもらうと、コロナ禍だから予算編成上無理であるという答弁はおかしいやないですか。協働センターみらいに併設することすらも僕はおかしいと思うんですよ。

城東地区の土地を駅前再開発事業にも、用地補償、営業補償等で13億、用地買収費用も込みで事業をやっておるんですよ。それで、ほかのコミュニティでも、特に一つ例を挙げますと、南部コミュニティ、用地費が3,500万、建設費が6億ぐらいですよ。それで、その地区のコミュニティの拠点として造ってきておるんですよ。コロナ禍であるから予算ができないと、はっきりここでお答えください。令和5年度には、解体も含めて、全て地域の要望に応えたいという答弁はできませんかな。コロナ禍でもそういうような82億の事業をやってきたんですよ、駅前再開発事業で、にぎわいづくりで。にもかかわらず、地域によっては、コロナやで予算編成上困難であると、だから今後検討していきたいというご答弁ではつじつまが合わんと私は思う。やっぱり市民には、同じような条件の中で、同じような勘定で、同じように予算配分して、そして税を的確に納めていただくという努力をしていただくという姿勢を行政が見せんことには、何であの地域だけ金をようけ入れて、わしのところには金を入れてくれへんのかという不満が市民から出てくると違うんですか、そうなってくると、あなたの考えでいくと。そうでしょう。

予算編成上、私がざっと見たって、5,000万の予算があったら、これは何とか基金を使って

どうのこうのと言いますけれども、基金やなしに金額として、5,000万をもう少し出ると思うんですよ、舗装まですると。6,000万をここへ投入するという気持ちがあればあしたでもできますよ。それはまだないんですか、そうすると、今の答弁からいくと。城東地区の皆さん、耐震診断でもそうですやろう。建て替えを視野に入れた総合的な判断が必要であるという診断結果がここに出ておるんですよ。これはご存じやないんですか、これは。平成28年12月の教育民生委員会に出された資料。どうですか、ご存じじゃないんですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成28年のその資料というか経過は当然承知をいたしておりますし、その過程でアスベストを含有する、この飛散防止対策の必要性等々もあり、そのコストが飛散防止対策等々を考えますと膨大な数字になるということ。それから、まちづくり協議会の役員の皆さんと様々な意見交換や考え方も協議を重ねさせていただいて、この6月の議会でお認めをいただきました今の市民協働センターみらいに新たな施設を併設していくという方向の決定をいたしました。あわせまして、その作業の過程で、今の駐車場の取扱いにつきまして、旧センターの解体の話は今おっしゃっていただいておりますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、合併特例債で積み立てました市民まちづくり基金を活用して、今4,000万、5,000万とおっしゃられましたけれど、この撤去費用を想定した議論で主要事業の検討をさせていただいております。6月の後期基本計画の実施計画、これは検討の過程でそのように検討いたしておりますが、本年度に入りまして、検討の協議の過程で、この市民まちづくり基金をそれに活用できないということで、現在その調整をさせていただいております。

それと、これはもう釈迦に説法でございますけれども、予算編成の今過程でございますので、この城東地区のコミュニティの解体の費用の予算のみならず、全ての予算はその予算編成の全体として調整していく過程で検討し、予算に計上していくという今まさにその途上にあるということでご理解いただきたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おかしなことですよ、アスベスト云ちくって。川崎小学校を建てたときも解体費用が8,000万やったんですよ。だけど、アスベストが出たもんで、4,200万の追加補正をして解体しておるんですよ、川崎小学校も、違ったですか。駅前もそうですやんか。解体費用の1億8,000万が、アスベストが出たことで8,000万の追加補正をしておるんですよ。それは一般財源やったと思ったですよ、あのときに。もう一度言いますよ。そして、県と協議してその金は使えんということで、それはそれですやんか。その基金を使わんことにはこの事業はできやんというものではないでしょう、あなたの判断ですよ。

というのは、この28年12月13日の最後のところ、今後の対応について、大地震の場合、倒壊のおそれがあり、早期に使用を停止し、代替りの使用施設を確保する、新たなコミュニティセンターの設置の方針を検討するというふうにこの報告書の診断結果が出ておるんです。28年から何

年たっておるんですか。そうでしょう。一時は、三重県建設業協会の社屋を賃貸で借りて、月額三十何ぼやったと思うけど、2階の部分で、城東地区の皆さん方に2階まで上がっていただいて、まち協のいろんな活動をしていただいておったんですよ。2階建てですよ、階段を上がって上へ行くんですよ。私も三重県建設業協会の亀山支部の建物の中も入らせてもらったことが40年ばかり前にありますから、内容も知っています。持ち主も知っています。

そこを間借りで、取りあえず耐震であかんから移ってもらったんですよ、29年。29、30、31、1、2の3の4と、もうこれで7年ですよ。それで、この4年に、7年目によくようみらいに併設すると。それもシロアリの湧いたところ、トイレは一緒のところ、そういう場所を借りて。それで、旧センターの解体をせいと言ったら、金がないというご答弁です。そうでしょう。金はつくるものですやろう。あるところにはアスベストが出たからと4,200万、8,000万と無尽蔵に金を入れておるわけです。だけど、ここについてはそれができないというのは、県と協議して、県とこんなもの協議する必要ないでしょう、あなたの判断やと私は思います。その判断ができないんですか。だから、令和5年の当初予算にこの解体費用を盛り込むという気持ちはあるのかなのか、それを聞かせてください。まだ協議するのかな、いつまで協議するのや。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まさに今回補正で計上させていただいておりますけれど、エネルギー価格の高騰の影響というのは、電気料金等の増加、これは今よりも多分、新年度予算、これは亀山に限りませんが、かなり大きな予算編成に影響を与えるものという認識を今現在いたしております。当然、令和5年度予算編成に大きく影響があると。それも一般財源を圧迫する大きな要因となり得ると、このように認識をいたしております。そういう意味から、この城東地区の旧センターの解体につきましては、一般財源のほかに活用できる特定財源を含めて財源を検討していく必要が当然ございますし、他の施策全体との関係をしっかり考えていく必要がありますので、この予算編成作業を進めております現段階におきまして、当初予算に計上するかしないか、これを今ここで明言することは困難であるということはお承知のとおりでございますから、そこは今の予算編成の検討をしっかりとさせていただくと。特定財源の確保のために、今県との調整も含めて、再度全力を挙げておると、このようにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もうほかにも質問あるので、これでおしまいにしたいんですけどさ。

ただ、平成28年にこういうような診断が出ておって、そのときに合併特例債の未使用残高が20億あったはずや。それで最終的に駅前再開発に18億の合併特例債を活用して、もしこの城東コミュニティの最後の部分の今後の検討課題で新たなセンターの建設の方針を検討するという考えがあったら、28億ぐらいあったら合併特例債をここに活用してますやんか。あなたが25億の庁舎建設凍結を、あなたは21年に市長に就任したと。その後に、北東分署等々の、川崎小学校もそうですよ、いろんな施設を造った。だけど、南部コミュニティだって合併特例債を活用しておるはず

ですよ、違いますかな。だから、予算のつくり方、予算の使い方、それをあなたの裁量ですつとできるわけ、県がどう言おうとも関係ない。

それで、今回政府が臨時国会で26兆円かな、電力状況、物価高騰とかいうような形で補正予算が可決しておるんですよ。当然それが来ますよ。それは別に使う必要ない。市の財源の中で、今財調が23億ありますよ。そこから5,000万を引いてきて、それでこれの解体に当たって、城東コミュニティ地区の皆さん方のご希望に沿える予算編成、またこれを検討するんですか。この28年から何年かかったら検討結果が出るんですか、あと何年かかったら。

それで、このままあそこの城東コミュニティを建てたままやったら倒壊のおそれがある。もし地震が起こって倒壊して人的被害があったら、あなたが全部責任を取るんやな。取れるという自信があるのかなのか、そこのところを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然仮定のお話ではあろうかと思えますけれども、そういうことが生じる。ですから、できる限り早い段階でその対応をしていこうということで、今も解体はしないということではなくて、私どもはそれは今のセンターの建設と同時にというふうに当然考えて検討を積み上げてきておりますけれども、現状の中で、若干他の施策への影響も踏まえて最適な判断をさせていただこうと考えておるところでございますので、そこは十分ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんなことを言うと、私はやむなく、駅前に建てるヤマトタケルさんの銅像の台座の800万で550万の一般財源を投入とあって、私は賛成させていただきました。そういうようなことは簡単に金を出してくる。だけど、肝腎の地域の要望については、ああでもないこうでもないと言い訳をして後回しにすると。それがあなたの一番悪いところや。よう忘れんけど、東北の震災のときに、この議場で揺れたんですよ。議長が大井捷夫さんやっと思った。揺れたと同時に何をしたのかといったら、私は隅のほうにおったもんで分かんたんですけど、議長の席がよう揺れたんかな、すぐ暫時休憩したんですよ。地震というのはいつ起こるか分かんたんですよ、東南海。

言われてから、10年前に30年以内には東南海が動くやろうという状況の中で、これをやっぱり解体せなあかんという診断結果が出ておる中で、先延ばして予算をつくっていくというようなことではあかと私は思う。できたら、令和5年度の当初予算に当然この解体費用、それから舗装事業費、5,000万あったら何とかいけると思う。ほかの入札のときに、6,990万の予定価格の道路建設が3,800万で落ちるとというのが亀山市ですから、恐らく入札結果でいけると思うもので、そこら辺はちゃんとしてください。

何はともあれ、令和5年度の当初予算には、その解体費用を含めた地域の要望の駐車場確保という、まず住民の皆さん方の危険を防止するための解体及び解体の跡地に駐車場を設置して、それで城東コミュニティの皆さん方の一つの活動拠点施設とするように令和5年度の当初予算に盛り込んでください。それはもう市長の判断一つですよ。いつまでも言っておっても、えらいこと時間を

使ったもので、後ができやんようになってしまった。何せですな、それだけは頼みます。

次に、予防接種の必要性について、この改選前の令和4年9月29日に開催されました保健衛生懇談会において、带状疱疹及びおたふく風邪の2回目の予防接種をさせる補助制度の提案があったということは市長もよくご存じだと思う。市長も出席されておったでね。それで、県内各市町の接種補助金のあれも見ました。確かに亀山市は、接種の補助金の制度をしています、平成20年に。それで、そのときが3,000円ですか。医師会の先生方から、亀山市にもまずおたふく風邪と带状疱疹に対するワクチン接種の補助金制度をいかがでございましょうかという質問があったと思うんですけども、平成20年というと、前市長の田中亮太さんのときの補助制度ですよ。それから、市長が就任されて、これでもう13年目ですか。それ以降、各市町で、桑名からずっとそれぞれ各市町がこれをやってきていますよ、いろんな補助制度を。聞くところによると、鈴鹿市は2回接種をやってきておると。

それで、その中で、落合先生がおっしゃったと思うんですけども、基本的におたふく風邪になると難聴になると。それで、いろんなことをすると、やっぱり難聴者が出られたら家族も困る。そういうような話で、市長は端で聞いてみえたものでよくご存じやと思うけれども、当市として、まずおたふく風邪の2回目の接種補助金制度の設立及び带状疱疹、これは2種類あるらしいですけども、8,000円のほうと2万円のほうと。確かに高額なものですけども、全国の自治体でもそれをやってきておるんですよ。全国37の自治体がこれを実施しておるんですよ。当亀山市としてもこの接種補助金を拡大する、鈴鹿市でも2回接種をおたふく風邪にしておるのやし、そういうのを拡大する意思がござるのかないのか、ちょっと聞かせてもらいたい。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今議員触れていただいた保健衛生懇談会におきまして、亀山医師会との間で保健行政に関する意見交換を行う場として、今年の9月でございましたけど、開催いたしました。その中で、带状疱疹ワクチン並びにおたふく風邪ワクチン2回目の任意予防接種の費用助成などのご提言をいただいたところでございます。その際、带状疱疹ワクチンについては、長期にわたって効果がある新たなワクチンが開発をされたこと、おたふく風邪ワクチンについては、罹患時の合併症に難聴があって、その生涯の治療費等の影響の知見が出ていることについてもお話をいただいたところでございます。

現在本市におきましては、インフルエンザやおたふく風邪など6種類のワクチンについて、幅広く任意接種の費用助成とその接種勧奨を行ってまいりました。これによりまして、市内での感染拡大の抑止を図るなど一定の成果につながっているものと考えております。また、おたふく風邪、ムンプスについては、これは落合先生によくおっしゃっていただきますが、本市で平成20年からやってきたことによって、ほぼこれを抑え切ってきた一つの自治体の好事例として学会等、全国的にも発表いただいております。一定の効果、これは医学的にも証明いただいております。いずれにいたしましても、今回、亀山医師会よりご提言いただいておりますワクチン、带状疱疹並びにおたふく風邪の2回目につきましても、状況等に留意しながら、これは先ほども申し上げました予算編成の過程におきまして検討をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その予算編成の段階って、一体幾らぐらいの予算を組まれるか知りませんが、結局おたふく風邪、ムンプスというのかな、おたふく風邪については、ここに文献をちょっともらったんですけども、世界117か国が2回接種を推奨しておいて、日本は2回接種をしていないと、任意接種であると。任意接種になったのは、20世紀後半に定期接種をやっておったときに障がいがあったら、髄膜炎というのが出るのかな、それで任意接種に変わったと。だけど、日本は、先進国でありながら先進国に入っていないという特徴がこの文献に出てきておるんです。2回接種することによって95%の抑止ができると。それによって、落合先生も言われたように、もし仮におたふく風邪にかかって難聴といういろんな形が出てきた場合には、1人に1億2,000万の医療費が生涯を終えられるまでにかかるやろうという懸念があるのやで、それを考えてみたら、医療費の経済効果というのかな、医療費負担の経済効果から考えると、その補助金制度によって、病気にかからんような環境をつくることによって、医療費の抑制にかかるんやないかというのがこの文献に書いてあります。

同じように、こういうような文献は市長も当然目を通されたと思いますけどさ。それはいろんな各種、インフルエンザのとか、今肺炎球菌とか予防接種もいろんなことをやっていますよ。だけど、そういう予防をすることによって、それでいいんですよ。それがなかったら、今の新型コロナ肺炎でも、国が全額負担ですよというからみんなが打ちに行くんですよ、接種に、みんなが。国内でも恐らく80%以上の方が2回接種を完了しておると。3回目接種はもう70%ぐらいにまで行っておると。それで、今4回目、そして5回目というのは、みんな国費によってやっておるんですよ。自治体として、やっぱり地域の住民のために、何とか手当てをするためには、そういうような任意接種であっても予防接種の助成制度をやることによって、難聴児童をなくすと。それと家庭の負担をなくすと。これはいい制度やと思うんですよ。だから、この間の懇談会で医師会のほうから提案されたと。

それで、市長がそこで最後に述べられておるのが、こういうふうに言われたことは覚えていますやろう。本日は大変貴重なお話をありがとうございますと云ちく言うて、それで最後に、可能であればしっかりと実現させていきたいと考えておりますというふうに最後のご挨拶で言うておるんですわ。本市として研究をさせていただいて、可能であればしっかりと実現していきたいと考えておりますと。可能であればって。だから、可能なことをしていかなあかんのですよ。

帯状疱疹もそうです。確かに2回接種を使って、50歳以上の方が、これも確かに高額ですよ。全国で21都道県で、大阪府はしていませんから、47自治体が各補助金を出しておるんですよ、3,000円から1万5,000円までの幅で、やはりそのような形でですな。このような帯状疱疹は、私の義理の父親も帯状疱疹で大概痛がりましたよ。私はまだかかったことないで、その痛さというのは分かりませんが、かかった方は大変やと言う。だけど、これも帯状疱疹の予防接種をしておけば、もう2年以上たったら帯状疱疹のワクチンでも効かないというようなことらしいです。それで、何かこら辺の神経に沿ってですな、大変な病ということで、これはワクチン接種をすることによってその症状を抑えることができるという制度なんですよ。だから、これも確かに任

意接種ですから、それはやっぱり予算の都合とか、予算編成上って、文化は好きですけどさ、市長は。文化ばかりやっておらんで、やはり市民の健康管理のための施策というのを組んでいかなあかんと思うんですよ。いかがですか、市長。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成22年7月に、私どもはWHOの健康都市連合に加盟をさせていただきました。ある意味、いわゆる健康生活、疾病を予防する、それからそれらによって健康な生活を維持する、それから医療費全体を抑えていくという考え方の下に、ワクチンの接種については、三重県内では先行してその取組を強化してまいりました。

今のおたふくのさっきの1回目の支援ですが、これについても、先ほど申し上げたように、全国的には非常に好事例として成果が上がってきた。亀山ではかなりの割合でそれを抑えられておるといふ知見をいただいております。さらに、ヒブワクチンでありますとか、子宮頸がんでありますとか、本市は三重県下に先駆けてその施策を展開いたしてまいりました。ワクチンによって対応ができるものであれば、それはいろんな効果が大きいという政策判断によるものでございます。

一方で、今コロナのワクチンの接種が入っておりますけれど、当然コロナワクチンは全額国費で無料で打っていますけれど、市が対応していくに当たって、やっぱり市単独で一般財源を投入していくということになりますから、そのタイミング、効果、他の事業との総合的な判断がどうしても必要になってまいります。一回やれば、また継続してということになりますと、その継続性も当然視野に入れてまいります。いずれにいたしましても、今の議員ご質問のおたふくの2回目、それから带状疱疹についても今は随分患者数が増加傾向になってきておると、まだ増えるというふうに感じておりますので、しっかりそういうことも認識をさせていただきながら、予算編成の中でしっかり検討させていただくということでございますので、全く否定をしておるものではございませんので、そこはご理解いただきたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

3月の令和5年度の予算編成の動向を注視させていただいて、一応提案だけはしておきますもので、しっかり予算編成の折に、3月の議会、まだ生きておるやろうと思えますから、きっちり議論させていただきたいと思えます。

4つばかり出させてもらったんですけども、1つ次回へ回しますけれども、市内の土地利用の見直しについていろいろと書いてあります。ほかにもそういうような質問をされた議員もおりますけれども、ちなみにちょっとこれは皆さんに資料はないんですけども、これは能褒野地区の農振地域です。これが久我越川の農振地域なんです。私ども選挙で走っておるときに、何とかならんかと。ずっと私も能褒野について言い続けてきていますけれども、やっぱりここは農振地しかないですよ。農振を外して、農業をされたい方は農業をしていただいたらいいんです。私も百姓ですから、農業の重要性というのはよく知っています。そうやけど、担い手がおらん、さきの櫻木さんの答弁のときも、遊休農地が550ヘクタールあると。そういう中で、この遊休農地にこれも該当す

るわけですよ、能褒野も。そして、出させてもらったここの周辺、久我越川の。ここら辺は農振がかかっておるんですよ。

だけど、基本的に今耕作をやってみえるのは、4名の方が自分のところで食べる自家消費米だけを作っておるんですよ。あとはみんな荒らしておるんですよ。だけど、農振がかかっておるもんで何にも活用ができやんと。それでイノシシや鹿の巣になっておると。だから、やっぱり全体的に農振を見直さなあかんと思うんですよ。市長の見解を聞きたい。亀山市の都市計画は、確かに亀山市は市街化区域、調整化区域、線引きしていませんよ。だけど、コストコが来たり都合のいいときには白地やでこれは商業地域にしますよと。そのように、これは農用地でも商店の事業計画書があるから農用地を外しましょうと、都合のいいようにあなたはやってきておるんですよ。

もっと地区事情を見た中で都市計画、それから農用地、農振、それから亀山市全体の土地利用等々の考え方をやっぱりあなたが先頭を切って、地区を一遍歩いてください。ほとんどあなたは現場を知らんのちゃうかなと思う。亀山市の隅から隅をずっと一遍歩いてみて、大体どのような状況になっておるか、一遍それくらいを見てもらうわけにいきませんか、お願いしますわ。私も選挙でぐるっと全部回ったんですから、あなたも選挙を4年に一遍するので、全地域を回ると思う。どんな状況か。走っておるときに、埋め立てたところに草がぼうぼうと生えておって、何とかならんかと地主に言うたんですよ。次の日にそこの持ち主の若い夫婦が刈りに来たと言いましたよ。そんなところがようけあるんですよ。

一遍、市長、市内各所を、農振地域、能褒野も一遍行って、しっかり現場を見てもらう気持ちがあるかないか、ちょっとその点をお聞かせください。もう本当に時間、通告させてもらっておいて質問をせんのは誠に失礼なことやっただけども、土木のことはえらい申し訳なかったです。次にさせてもらいますさかいに。ちょっとお願いします。

○議長（森 美和子君）

簡潔に。

○市長（櫻井義之君登壇）

ここ10年来、能褒野地区の農振農用地の除外の話というのは、随分議論もさせていただきましたし、現地の状況も理解させていただいております。先般も能褒野の自治会とのキラリまちづくりトークで様々な意見交換をさせていただいたところでございますが、今後においてもしっかりと、これは能褒野に限らず、全体の都市計画と農振法との関係、これも別の制度でございまして、どうあるべきかについてもしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時48分 休憩）

（午後 2時58分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

通告に従い、3点、公共工事と広域交通、それから現況報告、この3点について質疑をさせていただきたいと思います。

まず最初に、公共工事の件についてであります。私が調べましたところ、本年度250万以上の入札につきまして、大体53件ありました、10月末までです。一般競争入札が29件、指名競争入札が16件、単価契約が8件と。ここで総額の落札価格が大体11億ちょっとなんです。予定価格が13億なんです。13億の予定価格は予算に反映されておる範囲内でありませう。ここでやっぱり2億の差金が出ておると。これは結果としていいのか。この中にはいろいろ、入札率が90もあれば、極端にいうと5割、50%というようなやつもあるんですけど、2億円の入札差金についてどのように考えてみえるのか。一般競争入札と指名競争入札の利点、なぜ一般競争入札と指名競争入札を分けておるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず一般競争入札と指名競争入札についてご説明を申し上げます。

本市では、平成22年4月から、一部の建設工事の入札におきまして、条件付事後審査型一般競争入札を導入いたしております。一般競争入札は、入札参加資格の条件を告示し、広く一般から入札参加者を募るもので、設計金額が1,500万円以上の建設工事において実施しております。それ以外の入札につきましては、市が業者を選定して行う指名競争入札により実施いたしております。この一般競争入札と指名競争入札の利点ということでございますが、基本的には一般競争入札ということで地方自治法では定められておまして、当然これは広く応札者を求めるものでございますので、競争性がそれによって担保されると。一方、指名競争入札につきましては、実績とか施工が信頼できる業者を市のほうが指名して入札するといった、金額によって分けてはございますが、そういったそれぞれ違いがございます。

それと、最初におっしゃいました差金が2億円程度出ているがどうかということでございますが、これにつきましては、契約自体、先ほど申し上げました一般競争入札とか指名競争入札、中には、随意契約とかいろんな形がございますので、その応札の率、予定価格に対する率も90%から、先ほどおっしゃいましたが、60%とか、そういったのもございますけれども、それはいろいろな入札形態による結果でございますので、2億円は適正な入札・契約行為による結果だろうというふうに認識をいたしております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

予定価格についてはまた後ほど聞くこととしまして、指名競争入札と一般競争入札については、地方自治法234条、地方自治法施行令167条の1号から3号が指名競争入札ですよ。167条の4と5が一般競争入札、地方自治法施行令で定められておるわけや。それに1,500万ということは何も書いていないんですよ。相手の信用度とか成果品だとか、そういうことによって指名競

争入札、それ以外は一般競争入札で、それについても信用度等あるんですけど、指名競争入札は地方自治法施行令で定めておる1から3に該当する、その該当する項目に1,500万が指名競争入札、それ以外は一般競争入札という表現はしていないんです。3項目の中にはそんなことは書いていないんです。信用度の問題とか、業務の実績とか書いてある。1,500万の指名競争と一般競争に決めたその根拠、なぜその1,500万なのか、その根拠をお教え願いたい。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

一般競争入札を1,500万円以上としている理由ということでございますが、本市では、先ほども申し上げました一般競争入札を平成22年度から導入をいたしております。平成22年の導入当時は、5,000万円以上の建設工事に導入をいたしております。その後、平成25年度からは、建設工事のうち、土木一式工事に限りまして、その対象を設計金額3,000万円まで拡大し、さらには平成30年6月からは設計金額1,500万円以上の建設工事を対象ということで拡大してきたところでございます。

その設計金額を1,500万円以上とした理由でございますが、一般競争入札を導入いたしました平成22年当初から試行を重ねまして、当時から不調件数とか、あるいは入札参加者の状況、落札率等について検証を行ってきたところでございます。その結果といたしまして、1,500万円以上が一般競争入札が適切であろうというふうなことで、現在はそのように運用をいたしておるところでございます。市の事務事業も影響も考えまして、現在では1,500万円以上の建設工事を対象として実施をいたしておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

その根拠は、5,000万であったのを1,500万円って、なぜそれでよくなったのか。そうやけど、入札結果からいくと一般競争入札が29件ですよ、今53件のうち。指名が16件なんですよ。指名するのは、やっぱり相手の実績とか、財力とか信用度、要するにこちらが市として責任が持てる業者を指名した範囲内で入札するんですよ。一般競争入札というのは誰でも参加できるんですよ、指名願さえ出しておれば。施工管理技士が何人おって、それらによって変わってくると思うんですよ、ランクもあるんで。A、B、C、Dまでランク制があるで、それによっては、ある程度制限は加えられるけど、しかし一般競争入札のほうが数は多いんですよ。なぜせつかく指名競争入札が地方自治法で定められて、一般競争入札の中の特例に関して指名競争入札が認められておると。それは信用度の問題とかいうのがあるから、市として責任が持てる範囲内で指名する業者を入札に参加させると。

であれば、やはり一般競争入札で、額としても今現在10億ですね、一般競争入札は10月末まで。指名競争入札は1億1,000万ぐらいですよ。大きく開きがある。それも市内業者ばかりに限らず、市外業者も入ってくる。そこらについて、もう少し明確に一般競争入札と指名競争入札とバランスよく、その事業の内容によると思うんですけど、そうした中で取っていかねばならんと。その一般競争入札の資格、それから指名競争入札の資格・基準は定められておるのか、定めら

れておるのであれば、お教え願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

一般競争入札の資格といいますか基準ということですが、土木一式工事を例に取ってご説明をさせていただきますと、一般的には3つの条件をつけております。地域要件として、市内に本店を有すること、2点目としては、企業の要件として、亀山市請負工事指名競争入札参加者選定規程第3条第1項の規定による格付業者であること、それと3点目に、技術者の資格要件などを指定して公告を行っております。ですので、ほかの工事ではまたちょっと条件が違いますが、一般競争入札につきましても、どこの業者でも応札ができるということではございませんでして、先ほど言いました地域要件、企業要件、それと技術者の資格要件といった要件をつけております。

それと、指名競争入札につきましては、その業種・工事の内容によりまして、金額等によりまして、市で格付した業者に、それまでの施工実績とかを勘案しながら指名をいたしておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

その辺が明確に分かっておるならいいんですけど、そうした入札の結果、一般競争入札で29件あるんですけど、1者のみの入札、1者のみだけの案件が2件あるんですよ。1者のみであれば、競争にならなんでしょう。一般競争入札にならなんでしょうが。一般競争入札といたら、競争してこそ入札になるんですけど、1者しか入札がなければ競争にならなで、随契になるんですよ。これが2件あるんですよ。それでまたもう一つ、2件があるうち2者のうち1者が辞退してですね。それで1者が落札しておるの。これも競争になっていない。そこらについてどのように考えてみえるのか。

それと、一般競争入札でも無効が1、失格が4、また指名競争については辞退が10者、失格が2。せっかく指名しておきながら、失格と辞退をしておる。これらについて、やはりせっかく入札するのに、指名もして指名願が出て指名をしておる、一般競争の資格審査しておってですね。ペナルティーをかけるべきやと思うんですけど、ペナルティーをかけておるんか。後で出てくるやつで、単契は、12者中6者辞退。そんな事態が5件のうち5件とも辞退が半数。辞退と失格、無効、これらについてどのように考えてみえるのか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず応札業者が1者とか2者で競争性が働いていないのではということでしたが、そういった入札案件もございます。数件、本年度もございますが、入札公告を実施する際には、その入札参加資格の条件に該当する業者が複数存在することを事前に確認した上で公告を行っておりまして、数者ということを確認しておりますので、ただ結果として応札者が1者、2者となる入札がございますが、競争性が働いていないというふうな認識はございません。少ない状況でございますが、特に特殊製品、電気製品とか、機械器具なんかの工事でございますと、特殊製品ですと、資格要件

を満たしておりますも、実際取扱いがなかなか難しい、そういったときには1者といった入札の結果もございました。

それと、辞退とか失格はどうかということでございますけれども、辞退は、ただその時々業者さんのほうも資格者がほかの工事を担当しておるとか、そういったことがありましたら受けられないとか、そういったこともございますし、それはその会社、業者、様々な事情があろうかと存じます。それと、失格につきましても、その条件を満たしていない場合については失格になることもございますが、いずれにしましても、入札につきましては、競争が働いて、適切に実施できているというふうに考えております。

それと、ペナルティーについてもご質問をいただきましたが、辞退とか失格となった業者に対するペナルティーはございません。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

先ほど単価契約についても、12者中6者辞退ということでしたので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、単価契約の道路、河川、公園修繕工事につきましては、市内を5地区に分割して発注をしています。作業内容につきましては、災害など異常気象時には24時間体制で緊急な対応を行うほか、小規模な工事、100万円未満となりますが、を実施しており、市民の要望に迅速に対応できる業務であります。

指名競争入札の業者選定につきましては、亀山市内土木一式工事の業種で格付されている業者のうち、土木工事の施工実績を重視し、B及びCランクの全業者13者を対象としております。指名した業者には数年入札を辞退している業者もございますが、より多くの事業者に平等に入札機会を与えるべきであると考えておりますことから、前年度入札実績にかかわらず要件を満たす全ての業者を指名しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

1者のみというのは、あまり競争性は働かんやろうけど、入札結果を見ると、1者のみでした場合と1者が辞退して1者のみのときの入札率というのは67%ぐらいです。非常に低い。片や、2者になって1者が下りた場合は97.18と非常に高い入札結果になります。ここらの開きは、どういう原因で1者のみ入札でこんなに開きが出てくるのか非常に疑問に思うわけですね。だから質問しておるんですが、また後ほど申しますけど、最低制限価格をつけた場合は、ほとんどが90%以上です、入札が。それで、一般競争入札は大体60から70です。その辺の予定価格の在り方に問題が生じている。最低制限価格についてはまた後ほど言いますけど、そこらに非常に不透明な、理解しにくい入札結果になっていることを申し上げておきますので、もう少し分かりやすい入札結果になるように。剰余金についても、それは補正財源に使うのか、それらについても、予算の在り方にも問題があろうかと思えます。

それから、単契については、今道路、河川、公園、11者中、大体ほとんど半分は辞退しておるんですけど、これは指名されておるんですか。指名されたところは辞退はあるけど、一般競争入札

は辞退は普通はないわけですよ、参加せんだらいいわけですので。一般競争入札で辞退というのはおかしいわけ。一般でさせていただきますと告示はされるけど、参加してくるかこないかは指名が必要やと思うんですね。だから、辞退はあり得んと思うんですけど、一般競争入札でも辞退が多い。やはりこれはもう少し業者の選定を考えるべきやと思います。

予定価格というのは後で言いますけど、Aから、A、B、C、D、Eと5地区に分かれておるんですけど、予定価格はみんな一緒なんです、落札額がほぼ330万円ぐらい。

予定価格347万6,000円、347万5,000円、347万9,000円、2,000円、3,000円、4,000円の差で予定価格をつけておる。これは単契でこんな3,000円、4,000円の予定価格の差がなぜつくんですか。やることはほとんど急務を要する事態。入札せんとそれらの単契の業者がやるんで、予定価格が3,000円か4,000円の差で5地区。それで、落札はほとんど330万、大体そろとる。もうありありの入札ですよ、これ。予定価格は全部そろえておいたらええし、落札も全員同じ。何でこんな何千円というのになります。300万か400万の単価契約に2,000円か3,000円の差の予定価格で、それで落札が330万円、ほぼ並んでおると。このことについてどう思われますか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

まず単価契約の予定価格の積算ですけれども、単価契約の道路、河川、公園、自然公園につきましては、想定される作業について、作業の時間帯とか、平日・休日の作業、こういったごとに種別を設定して、標準歩掛かりや見積りにより単価を決定し、その積み上げた合計を設計額としています。今地区によって、2,000円、3,000円の違いがあるというところですが、建設工事における産業廃棄物の運搬について、それぞれ各地区によって違います。市内における搬入場所が1か所であることから、そういった地区からの特定のところへの搬入がばらつくんですが、そういった距離に応じて積算をすることから、それぞれのAからEの地区によって設計額に差が生じているという状況です。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

単価契約は、330万円で年間、結果的に決算でそれが上回るわけですよ、ほとんどが。下回る場合もあるけど、ほとんどが単価契約でほとんどが上回るんですよ、予算に対して。これは、予算で反映しておらへんですよ。去年の実績に応じてつけておいて、その舗装とか側溝とかということに使うと。そうすると、結果的に予算よりはるかにオーバーしておるんですよ。だから、あらかじめのあくまでも単価やと思うんで、それを1,000円、2,000円で、その場所によって変わるという、そんなことは普通はあり得んと思うんですよ。これ以上にほとんど支出はかかると思うんです、決算としては。この範囲内で決算は済まんと思うんですよ、ほとんどは。これよりほとんどオーバーしています。だから、あらかじめの単価契約なんですよ。

それともう一件、普通、道路と電気の交換とですけれども、他市ではガソリンとか、こういうのも単価契約で普通はやるんですよ。ほかの市町村は緑地とか、それからいろいろな面で単価契約、

特にガソリンですね、灯油の場合やなんかはやっぱり単契をしておるんです。そういうことをやる予定はあるんですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

お尋ねのガソリンとか、公用車にも当然ガソリンとか燃料とか使いますけれども、そういったものにつきましては、財務のほうで単価契約をいたしております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そうしたら、私は4月から10月までの契約実績を全部調べたんですけど、それに入っておらんだもんで私はあえて。土木と財務のを全部拾ったつもりですが、しかしそれであれば結構です。

その次、それじゃあ最低制限価格の制度について、どのように最低制限価格を決めておるのか。

1,500万についても、私は非常に無理があろうかと思うんですけど、一般入札では16件、指名競争入札で4件、これはどういう理由で最低制限価格をこの16件と指名競争入札の4件につけたのか、その根拠についてお願いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

最低制限価格の設定といいますか制度につきましては、本市におきましては、亀山市契約規則において、最低制限価格を設けるときは、予定価格の10分の7以上の範囲で定めなければならないと規定しており、本年度、4月から、予定価格が130万円以上の土木一式工事に係る一般競争入札、指名競争入札に対し最初に導入しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

最低制限価格は、特に地方公共団体の長が必要であると判断して制度採用の是非を決定するものであると。しかし、制限価格で、あくまでも一定にせなあかんと書いてあるんですよ。一定にするということは、もう予定価格が見えてくるわけですよ、最低制限を考えると。今見ますと亀山市は91か2ですよ、予定価格に対して。ほとんど九十幾つです、同じですよ。同じにせなあきませんよということを地方自治法が言うておるわけですよ。その工事工事によって変動させない。そうでないと落札者が推定してしまうということから含めて、予定価格に対して最低制限価格がそれではあかんという。今そのように92で出ておるということは、これは入札者にとっては非常に。

だから、結果的に最低制限価格が出た場合は十何件、ちょうど20件、全て94%以上ですよ。それがだから裏返る。最低制限価格が出されておるということは、予定価格が見えるわけですよ。だから、全てが94で、全て20件。最低制限価格がある一般競争も指名競争も全て94から95以上ですよ。だから、最低制限価格は不変動にして、その物件物件によって変えなさいと、一定にしたらあきませんよという通達が来ておるはずですよ。その辺についての考え方について。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

最低制限価格を一定にはならないというご指摘かと存じますが、先ほど私、規則におきまして予定価格の10分の7以上の範囲で定めなければならないと申し上げまして、範囲内ですので、これは具体的に算出方法を申し上げますと、最新の三重県独自モデルの算出式を採用しており、税抜きで直接工事費掛ける0.97プラス共通仮設費掛ける0.97プラス現場管理費掛ける0.97プラス一般管理費掛ける0.75の合計で算出することになっておりまして、当然この直接工事費とか共通仮設費、現場管理費、一般管理費につきましては、工事によって差異もございますので、一律に最低制限価格が決まっているというわけではございませんでして、90%前後なんですけど、89%程度から、高いものと95%ぐらいになっております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

長の権限によって、長の判断であろうかと思うんですけど、特に画一的な割合を掛けて定めるといふ運用については適当でないというふうに説明がされておるわけですよ。だから、今言われたように八十何%、九十、それはどんな場合が89で、どんな場合が95という根拠があるんですか。それを裏づける詳細な根拠はあるんですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど私申し上げましたパーセントの根拠でございますが、これは設計段階におきまして、設計書では当然直接工事費とか、共通仮設費といった項目がございますので、それに先ほど申し上げましたそれぞれ0.97とか0.9とか、一般管理費ですと0.75といった数字を掛けた合計としておりますので、この計算式ですので、工事によって違いますので、一律にはならないものでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、結果として最低制限価格の一律はあまり好ましくないというのと、結果として最低制限価格を決めた場合は、ほとんど入札率が九十四、五%であって、60とか70にはなっていない。一般入札も競争入札になっていないということは、いかなることも不自然なんです。指名競争は高いし、一般競争入札は60から70が大半ですよ。だけど、最低制限価格をつけておるとほとんど90という。これはいろんな要素が働いておるんだと思うけど、その最低制限価格についても、もう少し秘密の保持、物件物件によって正確に89から94まであるけど、89もありましたわ。だけど、ほとんどが90以上でした、私が全部調べた中では。ほとんどが並んでおったということを申し上げておきます。

それと、工事予定価格についてなんですけど、それぞれ入札の前に予定価格と最低制限価格があ

るんですけど、これについては、入札後記載するというふうには、今の入札結果調書に書いてあるんですよ。その予定価格と最低制限価格の公表については、契約した者が押印するまでは公表してはならないということになっておるんですよ。その辺と今の入札結果調書に書いてある開札後公表すると書いてあるんです。その辺の予定価格、最低制限価格の公表について、入札後どのように取り扱ってみえるかお聞かせ願います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

入札結果調書の件でございますが、確かに調書には、予定価格及び最低制限価格は落札決定後に記載するというふうで書いてございまして、そのように落札が決定したら公表するというふうなことで運用しております。

それと、ちょっと戻って申し訳ないんですが、先ほどの最低制限価格でございますが、最低制限価格につきましては、その価格を下回ったら失格になりますので、例えば1,000万の予定価格の工事に対しまして、最低制限価格が900万ということになりますと、当然もうこれは800万とか入れますと失格になります。ですので、910万とか950万ですとそれで落札決定になるんですが、結果的に最低制限価格以上の契約になりますので、90%の最低制限価格ですと当然その上ですので、落札率は91%とか2%ということが高くなるというふうな状況はございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

最低制限価格を下回る入札は、私の見た範囲でないのによく分かっておるんですけど、今の公表については、要するに入札結果後ですけど、法律上は、入札して落札者が契約をする印を押すまでは効力を発せんと書いてある。だから、それで落札はしたけど、もうやめますわという人が出てくる場合も想定されるということから、落札者が押印するまでは公表してはならないと言われておる。なので、うちの場合は、落札後公表すると、その秘密の保持をなさいと書いてある。そこら辺のことについて。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

私、先ほど申しあげました入札結果調書につきましては、本市の中で、入札を終えた後に落札候補者というふうなことで来ておりまして、その後に落札が正式に決定したら、そのように取り扱っておりますので、法的にというふうなことで、ちょっと私今確認はさせていただいておりませんが、この公表自体は適切に当たっているものと存じます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そうしたらそれは確認してほしい。私の調べた範囲内では、落札して契約書を作成するまでは、落札しても辞退する場合もあるわけですよ。そうすると再入札ということもあるわけで、そういうこ

とから含めて、その予定価格については、契約をするまでは公表すべきでないというふうにお聞きしておりますので、これはまた調べていただければと思います。

それでは次に、広域交通、リニアについてですけど、リニア中央新幹線については、皆さんご承知のとおり、11月4日にリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会が開かれて、全体計画の調査結果、それから開業に向けてのスケジュール、開発の実現性、公共交通の利便性、将来の発展、ここらについて、亀山市の出した案から若干縮小して県で採択されて、JRへ申請されるということですけど、今日までのことについて、時間はないんですけど、特に県議会のほうにおいても、当初計画からライフスタイルも大分変わって変化して、需要も非常に変わってきておると。

採算性や環境破壊や、土砂災害にかかる南海トラフ地震にも発展するという、非常にそれに合わせた対応をしなければならんということから、県の財政負担については、知事は費用対効果からいけば、費用より効果があるからということですけど、亀山市においても20億を積み立ててあるとはいえ、20億で足るのか足らんのか、あらゆる視点から言って、後で申し上げますけど、関西線が廃止になるということと逆行するんですよ。そういう意味において、非常に県が、議会でも問題になっておる財政面、費用対効果の面について、非常に県は厳しい答弁をしております。用地買収についても、JRがするけど、それ以外に直したやつは全て県ないし市ということになっていると知事が言うていますが、そのことについて市長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、先月4日に開催されたリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の臨時総会におきまして、本市が昨年10月に提案を行いました県内候補地案、亀山東南部地域に対する県の調査結果が示されました。駅候補地等についての決議が行われました。

今回の決議については、まず日本の成長のコリドーとなりますリニア中央新幹線の一翼を担う、さらに三重県の交通を革新させる、それぐらいのインパクトを持ちます三重県駅の市内設置が新たなステージへと変わると、このように考えておりました、今後の展開、大変力強く思いますし、期待をいたしておるところであります。

これを受けまして、今議員がお触れいただきました知事が記者会見等でコメントをされました今後の役割分担とか費用負担、当然駅周辺施設等の整備とか、道路ネットワーク等々、あるいは圏域全体の土地利用とか、そういうことにつきまして、リニア駅の立地条件をはじめ施設等の機能とか規模、内容、それから駅周辺整備の範囲とか、当然関係者間での費用負担の在り方などが大きく影響することになるかと思っておりますので、当然建設主体でありますJR東海の今後の方針とか、経営判断とか、それとも絡んでまいりますけれど、建設主体による概略駅位置の公表時期など、駅誘致が具体化されていく段階を見据えながら、その費用負担、それから県と市、あるいはJRなんかの役割分担等々は当然整理をしていかななくてはならない、こういうことに知事はコメントをされたというふうにご認識をいたしております。

いずれにいたしましても、私どもとしては、今後の展開につきまして、しっかりと県と連携、期成同盟会とも連携をしながら、しっかり今後に進めていきたいと思っております。いずれにいたしましても、全県的な組織の総意としてこの決議を深く受け止めながら、引き続きまして、県内

駅位置候補の市として、関係団体との連携強化を図って、名古屋以西の駅位置等の早期確定、全線開業に向けて積極的に取組を進めてまいりたいと思いますので、議員各位並びに市民の皆様の引き続きの力強いご理解とご支援をお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

支援と理解を求めるといふ。今回も県に委ねておる。市があくまでも主体、本位でないと、市の意向というのが大きく反映されるので、市やJRの意向だけで地元は全て、そういうふうに行かんとする。やっぱり市としての意向が、市民に分かるように説明して取り組んでいただきたい。

例えば、今度の3候補についても、駅の周辺部は外すなど知事は言うていますよ。だから、そうかといって最寄りの駅とは違う、生かすことなく、リニアの駅を設置するのやという言い方も入っておる。とすると、下庄と井田川はもう外れたというような言い方になるわけですよ、最寄りの駅を外すんやと。亀山駅を中心は外れます、それは言うておる。それ以外にも、幹線にする駅はこれにこだわることなく誘致を進めると言うとなると3か所から2か所から1か所に決まってくる。そういうところの話が、知事が言っているのと、市長が言っているのと、ただ丸投げで3件を上げただけでは済まんと思う。市としての主体性、意向というものを、それと費用対効果、それからアクセスをどうするかということも、ある程度、考え方としては持っていたかないと、あなた任せではこれからこの事業は非常に難しい局面になってくると思うので、もう少し市民に、また議会に分かりやすく説明をしていただきたいということを申し上げておきます。

それと併せて、そのリニアに絡むどころか、それが来るより、関西線のほうですね。亀山ー加茂間のほうです。大変なんですよ。この間、11月15日に第4回の関西本線活性化利用促進三重県会議があったらしいですけど、一体これをどうするつもりなのか。関一柘植間が問題なんですよ。電化もできない、複線もできない、乗降は減っていく。それから、この間も少子高齢化で減っていくと、通学の学生が減っていく。乗客が伸びるわけがないです。そこへ老朽化の一途ですよ。あそこのトンネルは全てれんがです。改修できないんです。そうした中で、どのような方向でこれを解決し、維持継続して存続するという考えがあるのかないのか、それだけお聞かせ願います。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

JR西日本の線区別経営状況の情報開示によりまして、輸送密度が2,000人未満の赤字路線であることが明らかになりましたJR関西本線の亀山ー加茂間への取組でございますけれども、本年6月には三重県及び県内沿線自治体の伊賀市と本市、さらにはJR西日本で構成いたします関西本線活性化利用促進三重県会議が設置をされまして、既に4回にわたって会議を重ねてまいったところでございます。さきの先月15日の会議では、三重県知事をはじめ伊賀市長、亀山市長、JR西日本阪奈支社長が出席の下で、保有データの分析などからの当該路線の現状把握を通じて整理を行った今後の取組の方向性でありますとか、早急に取り組むべきもの、早期に着手ができるものなどにつきまして検討が行われまして、今後、調査・検討から行動へと移していくことが相互に意思確認が行われたところでございます。その具体的な内容でございますけれども、4つの展開方向を

整理がされましたので、それを具現化させていきまして、関連した取組を進め、利用促進を図っていくという方向性でございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

4回やって方向性を示すで、今年の4月にJRが発表してからも人数が減っておるんですよ、コロナも絡んでおるんですけど。特に減っておるらしいわ。だから、具体的にこれは本当に根本的に解決ができるという方法はないと思うんです。減少の一途をたどるしかないと思うんですよ。だから、関一柘植間をどうするかということを決せん限り、難しいです、これはもう。電化もあかん、複線もできへん、減少していく。市長は、草津線をもっと整備、草津線と連携って、柘植からこっちのことはでけへんですがね。

だから、リニアを持ってきても、リニアを生かすアクセスがないんですよ。だから、リニアを考えななんです、関西線があかんようでは。どこから駅に乗って、どこから人が来るんですか、リニアに乗るのに。リニアそのものを考え直さなあかんですよ、関西線があかんということは。そこまで亀山市にとって物すごいいいようなことを言うたって、物すごい最悪な、リニアなんて何も活用する方法がないんですよ。乗る人がいないんですよ。乗るための交通アクセスがないんですよ。だから、やっぱり関西線をリニア以上に優先して取り組んでいただくということがまず大事だろうということをおし上げておきます。

その次、もう時間がないんですけど、1号線バイパスと県道フラワーについてです。

これも私は合併後、再三申し上げておるんやけど、一向に進まん。17年たっても、1メートルもできやん。フラワーについてもできやん。フラワーについては、住友商事が開発した道路を供用しただけで、市としても県としても何の努力もしていない。それで、600メートルを供用するということで、両方とも工事をやっていないじゃないですか、フラワーはフラワーで最初通す予定だったんですよ。それを1号線で600メートル供用するということで、県も1号線でいけるかと。

だから、協議が進まなくて、亀山は4車線化についても、部長は今関バイパスとの連携を図っておると。何も連携って図っていないですよ。どんな連携を図るんですか。25号は25号で4車線化するというのは、これは用地も買ってあるんですよ。1号線バイパス、フラワー、そしてコストコがあるから関連の整備をするというけど、コストコと1号線バイパスとフラワーと何ら関係ないですよ。コストコが来たことは優先するけれど、今まで抱えておった事業は何ら一歩も進んでおらん。一体今後、この1号線バイパスとフラワーをどのように進める予定にしておるのか、それをお聞かせ願いたい。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

国道1号のバイパスのことですが、9月にも答弁させていただきましたが、国道1号関バイパスの整備については、現在、亀山・関テクノヒルズの企業進出や商業施設誘致等を踏まえた交通予測について、国・県、NEXCOと共に国道1号、名阪国道をはじめとする周辺の主要幹線道路等の交通流道进行分析し、対策案を検討する予定です。市としましても、周辺道路のネットワーク形成に

向けた国道1号関バイパスの重要性についてご理解いただき、整備を進めていただくよう努めてまいります。

今年度は、国道1号関バイパス及び県道四日市関線の道路拡幅に関する石場川の河川協議を実施したと国から伺っております。また、県道四日市関バイパスについては、国土交通省施工の国道1号関バイパスと引き続き事業調整を図りながら、整備方針を検討していくものと県から伺っております。県道四日市関線の整備状況については、工業団地西側の鷺山工区において、道路拡幅に伴う石場川付け替え工事が今年度内発注の予定と県から伺っております。

市として、どのような要望をしていくんだとか、活動をしていくんだというご質問ですが、事業化区間の早期完成と全線の事業化の推進のため、毎年一般国道1号関バイパス建設促進同盟会を通じ、関係者と共に国・県、地元選出の国会議員などへの要望活動を行ってまいります。加えて、東海市長会要望や、三重県政の要望及び国・県との事業調整会議により、市長より多方面へ要望活動をしていただいているといった状況です。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

何ば要望活動を何年しておっても、何も進まんだら要望しておることにならんですよ。せっかく国から来てみえるのやったら歴代の部長も見えるけど、何らかの形で少しでもいいんですよ。県頼みやなしに、国・県に対しても、何らかあってしかるべきやろう。ここ何年も、旧関町は1メートルも新しい道路はできてないですよ。拡幅もなけりゃ、何一つないんですよ、17年間、合併して。長年私はフラワーは、ふらふら道路やあらへん、もう倒れておるんですよ。こんな状態でいいのかということです。今度はコストコが来たらコストコ関連の道路はしますと。都合のいい話、そんなものをするより、やっぱり今の四日市関線を県と併せて整備すべきです。フラワーは別に1号線の供用にせんでも、フラワーはフラワーで県として延長すればいいんですよ。別に国道1号線と並行する必要はないんです。最初はあんなことになっておらんのですよ。一番最初は、フラワーはフラワー、1号線は1号線で計画しておったんですから。だから、そんな経過なんか、今やらんでも、フラワーはフラワーで県でやればいいんですよ。1号線は1号線でやってもらったらいい。供用するということからおかしくなっておるんですよ。だから、陳情するのも結構ですけど結果があつての陳情なんですよ。20年、30年しておっても何もできへんだったら陳情したことにならん。運動したことにならん。そのことを申し上げてやめます。

○議長（森 美和子君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時46分 散会)

令和4年12月9日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

令和4年12月9日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	健康福祉部長	小林恵太君
産業環境部長	富田真左哉君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
建設部次長	亀淵輝男君	総務財政部参事	杉本良則君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	宇野勉君	教育委員会事務局参事	桜井伸仁君
監査委員	国分純君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君		

●事務局職員

事務局 長 渡 邊 靖 文 書 記 新 山 さおり
書 記 西 口 幸 伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

14番 岡本公秀議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

新和会の岡本です。

それでは、通告に従い一般質問を2点伺わせていただきます。

まず最初は、乗合タクシーについてでございますが、今年の10月の選挙においてたくさんの高齢の方からいろんな要望を伺ってまいりましたが、私はこの質問において、そういう方々の代弁をしておると、そのつもりで聞いていただきたいと思います。

まず、乗合タクシーの現状について伺います。

今まで、いろいろと変遷があったわけですが、現在の運行をしているタクシー会社とタクシーの台数についてお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

おはようございます。

乗合タクシーを運行している事業者の数と車両数というご質問でございますが、現在、本市の乗合タクシー運行業務の委託事業者は、亀山交通株式会社、小菅タクシー有限会社の2事業者でございます。

また、その車両数でございますが、亀山交通株式会社が2台、さらに予備車が2台、小菅タクシー有限会社が1台、さらに予備車が1台でございますので、合計3台と予備車が3台の最大6台で運行を行っております。

なお、同時時間帯にこの運行車両を超える予約があった場合でも、委託事業者におきまして、空き車両がある場合はその空き車両を活用して対応いただいておりますが、現在、そうしたケースはあ

まりない状況でございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

それでは、現在の1日当たりの利用人数と乗り合い率についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

答弁を求めます。

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

まず、1日当たりの利用状況でございますが、令和4年度の9月末現在で、1日当たり14.2便でございます。

乗り合い率でございますが、乗り合い率につきましては、1便当たり1.0人でございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

それでは、乗合タクシーにつけている1年間の予算額について伺います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

乗合タクシーの予算額ということでございますが、令和4年度の乗合タクシーの運行事業に係る予算額は895万1,000円でございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

この乗合タクシーは、最初は例えば予約が前の日にやってくださいとか、いろんなことがあって、それからいろいろと改善されてきたんですけど、今は予約の期限というか、それは何時までやって、1時間前でしたかね、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

当日の乗車時刻の1時間前に予約をいただくということでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

この乗合タクシーの制度ができ始めの頃は、非常に不便な面があったんですが、最近はどんどんよくなって、1時間前の予約で可能ということで、すごい便利になったと私は思っていますね。

次に、地域停留所と行き先の特定目的地停留所というのを設定されておりますが、この理由をお伺いしたい。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

地域停留所と特定目的地停留所を設定した理由ということでございますが、地域停留所は主には各地域から乗合タクシーをご利用いただく際の発着地として設けてございます。

制度導入当時より、地域でご利用いただきやすい停留所となるように、地域まちづくり協議会におきまして、その設置箇所を取りまとめていただいております。

特にその場所は、乗合タクシー車両が容易に通行ができて、利用者が安全に乗降できる場所であることなどを確認、協議した上で、亀山市地域公共交通会議に諮りまして、設置をいたしているという状況でございます。

また、特定目的地停留所でございますが、こちらにつきましては、公共施設や医療機関、設置要望のあった金融機関、商業施設などの各地域からの目的地として設置をいたしてございまして、地域停留所と同様、設置要件といたしまして、乗合タクシーが容易に通行ができて、利用者が安全に乗降できる場所に設置をいたしてございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

この特定目的地停留所というのは、これは個人住宅でなくて、いわゆる金融機関とか病院とかショッピングセンター、そういうところで、それはいろいろ合理的と思うんですけども、このいろいろ私どもが話を伺ったのは、この地域停留所、各地各地の地域停留所、1つの自治会に2か所とかあるわけでございますが、そこまで足が悪いから歩いていけない、そういう方が結構おられるんですよね。それで、この前の新議員と共通しているわけですけども、その問題がね。だから、地域停留所まで歩いていけないから乗合タクシーを利用したくてもできないで、何とかならないかという話をたくさん伺ったんです、私も。一般のタクシーは本当にドア・ツー・ドアでどこからどこでもお金さえ払うたら行くわけですけども、これはそんなわけにいかない、それはよう分かってますよ。だけど、こういった足の悪い方にとっては、タクシーが自宅まで来てくれるということは本当にありがたいとおっしゃるんですよね。自宅から地域停留所までの200メートルとか、それがやはりちょっと手に負えない、歩けない、そういう方のご意見をたくさん伺ったんですけども、こういったご要望に応えるということはできないかと。それを1つの今回の質問のポイントなんですけれども、どうです。こういった声に応えるようなことを考えることはできませんか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

地域停留所まで歩くのが非常に大変と言われる方がお見えになるということで、停留所方式を変更したらどうかというご質問かと存じますが、乗合タクシーは、公共交通不便地域や運転免許返納者への対応を図るため、タクシー事業者の空き車両を活用して、鉄道とバスを補完するデマンド型の公共交通といたしまして、平成30年度より制度運用を行っているものでございます。

また、乗合タクシーは、ドア・ツー・ドアで自由な時間に利用できる一般のタクシーと定時定路

線運行を行うバスの中間程度の利便性と料金設定とするサービス水準の公共交通の制度として制度構築を行ってまいりました。

そのため、一般のタクシーサービスとはすみ分けを図るために、ドア・ツー・ドアのサービスではなく、乗降場所を限定して、地域公共交通会議の合意を得て設置された停留所においてご乗車いただく停留所方式を採用いたしておりますので、そうした制度構築上、停留所方式で運行いたしているということでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

完全なドア・ツー・ドアになったら一般のタクシーと何ら変わることがない。それはもうよう分かりますよ。だけど、一般のタクシーとのすみ分けをしながら、できるだけそういったお困りの方の声に応えるということも私はできるんじゃないかなと思うんですよ。

例えば、一般タクシーとのすみ分けということ、これをせなあかんですわね。だけど、今はいろんな技術、AI技術とかいろんな技術が進んでいますので、運行システムとか料金に関して、そういう差別化というのは、技術的に可能じゃないかと私は思うんですよ。

この4年間ぐらいかけて、ぼちぼちやっていきや、そんな急にそういうことはとてもできないと思いますけど、こういった技術の進歩はすばらしいものがあるから、一般タクシーとのすみ分けをしながら、こういった方に満足のいっていただける状況を提供するというのは可能と思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

まず、地域停留所につきましては、停留所間は原則500メートル以上であることなどの一定の基準に合致する場合のほか、高低差がある地域や地域停留所まで徒歩移動に危険を伴う場合などにおきましては、新設をする場合に特例基準を設けまして、地域のご事情も踏まえた対応を図っている現状でもございます。そうした特例措置、特例基準をご活用いただくという方法があるかと思えます。

また、AI等の技術を活用した運行も可能なのではないかというお尋ねでございますけれども、令和2年にAIを駆使し、乗り合いなどを考慮した最適なルートを瞬時に組むことによって効率化を図る実証実験を実施した経緯がございます。

その際の評価といたしましては、AI配車システムを導入したことによりまして、最も近い車両に自動的に配車情報が配信されるとともに、最短の配車ルート検索が瞬時に示されるなど、効率的な運行は確かに可能とはなりました。

しかしながら、スマートフォンからの予約実績がなく、全ての予約をオペレーターが電話で受けまして、AI配車システムへの入力を行う作業が必要となりまして、運行事業者の作業の省力化を図れず、現時点におきましてはAI技術の活用による経費削減は見込めず、時期尚早という評価を得る結果となったところでございます。

現状の利用であれば、AI技術の活用がなくとも対応が可能でございますが、利用者数の増加や

スマートフォン活用者の増加を見据えますと、AI配車システムを含めた新たな技術による運行の効率化は必要不可欠になると考えておりますので、こうした観点からも調査・研究を今後も行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

この乗合タクシーは、一番最初にアイデアが出てきたときに、議会でも議論になったのが、これは福祉なのか、公共交通なのか、どちらの色彩なのかとかというような議論もあったんですよ。

福祉的な色彩がだんだんと下がって行って、公共交通という面が非常に出てきたわけでございますけれども、高齢者の方がやはり表へなかなか出られない、そういうふうな状況というのは私は好ましくないと思うんですよ。本人にとっても社会にとっても。

高齢者の方は、ある程度活発にあちこちへ出かける状況というものが実現すると、またそれは亀山市の活性化とか経済にも私は寄与するとそういう面からも、やはり考えてもええと思うんですよ。

ただ単に、AIでやったけれども、ちょっと時期が早いかなというのは、それはそうかもしれませんが。だけど、こういうのはどんどん技術が進歩するから、今はそうでも3年先はどうなっておるか分からん面もあるんですよ。だから、高齢者の外出と、亀山市の活性化と、亀山市の経済、そういったことを考えたことはあまりありませんか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

現在の乗合タクシーの利用現状を分析してみますと、例えば往路はバスなどにて目的地に移動され、復路は荷物が増えるため乗合タクシーを利用される方がありますとか、鉄道、駅まで乗合タクシーで移動される方など、目的に応じて他の公共交通機関との乗り継ぎ利用に乗合タクシーをご活用いただいているということで、様々なケースで利用いただいているところでございます。

高齢者の方々が、市内の公共交通機関を利用して、買物や外食、娯楽などでお使いいただくことで地域経済の活性化にもつながり、さらには外出での活動が健康増進にもつながっていくものと考えております。

より多くの対象者の方々に、乗合タクシーを含む市内公共交通をご利用いただけますよう、様々な媒体を活用した広報活動や乗り方に関する講座を開催するなど、積極的な利用促進活動を今後も継続してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

こういう移動手段というのは、個人レベルの話でもあるんですけども、市全体の大きな話とも関連してくるんですよ。

というのは、一昨日、当会派の櫻木議員のほうで質問で指摘された、地域による人口減少の格差ですな、亀山市全体で見ると微減という感じで4万9,500くらいを行ったり来たりしていると。

一時5万にいったけれども、今は5万には届かんけれども、そういうレベルであると。だけど、これは亀山市全体をならしたような話で、地域的なばらつきがあると、そういうことは当会派の櫻木議員が指摘したことでございますけれども、こういうふうな衰退する地域とか、そういったことを放っておくんじゃなくて、やはりそれを少しでも食い止める。そういうふうなことはやはり手を打つべきやと思うんですよね。

交通の利便性というのをある程度確保できたら、そういう地域の衰退というのを食い止めることができるんじゃないかと私は、そういう面からも個人レベルだけの話じゃなくて、市全体の観点からいってもそういう必要性はあると、そういう面も考えてこの質問を行っているわけですが、いかが考えますか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

市民の日常生活の利便性の向上等につながる乗合タクシーを含めた地域公共交通の充実につきましては、効率的な定住施策でもありますし、人口減少対策の施策でもあるというふうに考えております。

そのため、今後も乗合タクシー制度をはじめ、様々な人口減少対策に資する施策、事業を総合的に推進することで、人口減少をできるだけ抑制し、都市の持続性を保ち、市民の暮らしの質を高めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

今回のこの乗合タクシーという制度は、最初に答弁にあったように、バスとタクシーの中間的なものであると。バスとタクシーを足して2で割ったような、そういうふうな発想から来ておるのかと思いますけれども、私はバスとタクシーを足して2で割るといったようなそういう発想じゃなくて、もっと抜本的な転換といたしますか、考え方の転換ができないかと思ったりするんですよね。

先ほどの答弁でもありましたけれども、1日の利用者は14人ちょいおられるということですね。だけど、乗り合い率が1.1とか1.0とか、そういうふうな乗り合い率ということは、乗合タクシーを利用して誰か先客がおったということがほとんどないということですね。

だから、乗り合い率が1.0とかそういう数字では、乗り合いというのも何かしっくりせんのですよね。乗り合いという言葉も。現実に自分だけなんだから。

そういうふうな現状において、一番最初のバスとタクシーの中間であるとかいうそういう設定が、やはりずっとここまで来ておるわけですが、そういうふうな設定で、なかなかそこからはみ出ることがなかなかできないから、外出困難な人ですよね。

地域停留所まで歩いていけない、行きたくても行けない、そういう方にとっては、乗合タクシーはええ制度をつくってもらったけれども、自分にとってはあまりしっくりしない。仏つくって魂入れずみたいなことになっちゃうわけですよね。

それで、私は思い切って、乗り合いという言葉をはかの言葉に代えてもええと思うんですよ。乗り合いというと、誰かタクシーに乗ったら先客が横におるとか、そういうふうなイメージになっ

やうし、バスのイメージなんですけどね。現実には、そんな乗り合いすることなんか、見たこともない人と一緒になることなんかほとんどないという現状ですので、乗り合いという名前をほかの言葉に替えてもええぐらい、また新しい発想というものを取り入れて、多くの足が痛くて歩けない。だけど、あちこちに行く用事があると、そういった方の切実な希望に応えるというようなことを、あまり考えたことがないのか、今の路線でずっといくのか、それはいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市の乗合タクシーは、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、ドア・ツー・ドアで自由な時間に利用できる一般のタクシーと定時定路線往復を行うバスの中間程度の利便性と料金設定とするサービス水準の公共交通として制度構築を図ってまいったものでございます。

これは、本市の地域公共交通体系の持続的な維持を図るためでもございますので、一般のタクシーサービスとはすみ分けを図る必要がございますことから、一般のタクシーのようなドア・ツー・ドアのサービスではない停留所方式でありますとか、乗合運行でありますとか、さらにはA、B、Cの各ゾーンと関係性を持たせた一般タクシーのメーター料金のおよそ3分の1程度の利用料金の設定といたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、加えまして、制度運用開始後、運行時間の拡大でありますとか当日予約を可能にすることなど、利用者ニーズや利用実態に対応するための制度見直しも順次図ってきたところでもございます。

現時点におきましては、引き続き、乗合タクシー制度を必要とされる方へのさらなる周知、制度定着をはじめといたしまして、議員もお触れいただきましたが、コロナ禍で本来の乗り合い行為、この実態もまだつかめていない状況でもございますし、一定の制度の定着期間というものも必要になるかと考えておりますので、引き続き利用動向の把握、分析を行いながら、利用促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

確かに、一般のタクシーとのすみ分け、そういったことは分かりますよ。だけど、一般のタクシーのように完全に任意の地点から任意の地点までドア・ツー・ドアというのが、そこまでは私はせんでもいいから、だけど自宅の家まで来てほしいと。行き先はそういうふうな特定のところでもいいわけですよ。

私の友達のところへ行きたいとか、そんなんじゃなくて、公の機関とか、そのぐらいの融通性は持たせていただいて、最初の設定は、例えば使いにくい面があったけど、それをどんどん改善してもらって、今は1時間前の予約で行けると、そこまでようになったわけですよ。便利になった。それは分かります。

だから、これからも先ほど答弁であったように、AIを使ったシミュレーションとかテストをやったけれども、ちょっと時期が早かった。だけど、時期が早かったからというて放っておいたらあかんわけですよ。

やはりだんだん、それは何回も何回もやってみてテストせんことには。そういうふうなことを私は考えていますので、日本中各地でバスとか鉄道、バス会社のバスとか鉄道なんかはどんどん衰退しておるから、日本中のいろんな自治体があるいろんなことを考えて、市民のための交通というのを確保しようとやっています。

それは、自治体の立地条件とか、人口密度とか、面積とかによって、全部違うわけですね。よその自治体のことをこっちへ持ってきてすぽっと当てはまることはない。それはよう分かりますよ。

だけど、私は今のやり方というものは、当面続けるにしても、それにいつまでもこだわるんじゃなくて、こういった切実な住民の声にできるだけ応えるという、そういう基本姿勢を持って、この制度の改良をやっていただきたいということを申し述べて、この質問を終わります。

次に、エネルギー価格の高騰について質問を行います。

今回の12月補正では、各施設の維持管理費で増額補正が軒並みぐらいあったわけですが、そういった維持管理費の光熱水費の主立った品目と価格上昇の程度というものを伺います。

○議長（森 美和子君）

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

今回、令和4年度亀山市一般会計補正予算におきまして、エネルギー価格高騰によりまして本庁をはじめ、斎場、ごみ溶融施設、小・中学校におけるエネルギーの価格の高騰によりまして補正の内容でございますけれども、まず光熱水費におきましては、電気料金の上昇でございます。それから、燃料費におきましては、灯油及びガス料金に不足が生じますことから、補正を提案させていただいております。

まず、光熱水費でございますけれども、今回の補正では、光熱水費1億62万円の増額補正を計上いたしているものでございます。なお、光熱水費には、電気料金だけではなく、上下水道料金も含まれておりますので、電気料金だけの当初予算額というのはお示しが困難でございますが、令和3年度決算の電気料金と上下水道料金の比率から換算いたしますと、当初予算の電気料金につきましては約2億5,600万円になろうかと思っております。

今回の補正後の予算額につきましては約3億5,600万円というふうになるものでございまして、比較をいたしますと、当初予算で電気料金は約1.4倍になるというふうに計算をしております。

燃料費につきましては、本庁、ごみ溶融施設などの灯油代の不足分としまして546万円、それから斎場、小学校などのガス料金の不足分としまして360万円の、合計906万円の増額補正を計上しているものでございます。

燃料費につきましては、今回補正いたしました灯油代、ガス代のほかに、公用車のガソリン代などもございますが、今回の増額補正額につきましては、エネルギー価格の高騰による、大きく影響のあった施設の管理に伴います灯油、ガス料金を計上いたしているものでございます。

また、燃料費全体の令和4年度当初予算額につきましては6,900万円でございますが、補正後の予算額約7,800万円と比較いたしますと、約1.1倍というふうな影響になっているものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

電気料金が1.4倍になっていると。ガスや灯油、燃料は1.1倍だと。この前ニュースで電気料金の値上げに関して、たしか東北電力が3割上げるとかいうて、僕もびっくりしたんですけどね。

本当に驚きますよ。いきなり3割上げるとか言われますと、電力会社。こういうふうな状況になってしまったのは、これはロシアのウクライナ侵攻がもともとの話だと思うんですけども、これはこういう現象は、戦争による一時的なものと捉えておいて、いずれは元に戻るとっておられるのか。それとも、こういった戦争が終わってもそう簡単には元に戻るような話ではないと、ある程度恒常的に続くのではなかろうかと、どういうふうにご捉えていますか。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

エネルギーの高騰が恒常的に続くと思われているかということですが、現在のエネルギー価格の高騰につきましては、ロシアのウクライナ侵攻だけではなく、少し前ですが、東日本大震災におきます原子力発電所の事故を要因といたします、当時、電力需給の逼迫もございましたが、それ以降エネルギーの需要・供給に係る国際情勢や、さらには最近の円安といった動向も、様々な要因が影響を及ぼしているものと考えております。

このような中、今後ウクライナ情勢が終結を仮にいたしましても、このように国際情勢が様々な複雑な要因が関係しますことから、エネルギー価格の高騰は今後も当面は続き、一過性のものにとどまらないという見通しが一般的でございます。

したがって、非常に予測は困難でございますが、適正なエネルギー価格に落ち着くまでには相当な時間を要するであろうというふうにご捉えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

私も、エネルギー価格は当分の間強含みでいくと思うんですよね。ということをお考えますと、もちろん個人レベルでも、企業レベルでもそうですけれども、もっとエネルギーの節約を考えなくてはいけないと。

亀山市も省エネルギーをどんどん進める必要があると思うんですけども、亀山市の省エネルギーのロードマップ、行程表、そういったものはございますか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

省エネのロードマップにつきましては、それに関連する計画といたしまして、令和3年6月に策定いたしました亀山市地球温暖化対策実行計画事務事業編がございます。

この計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づきまして、亀山市が実施しております事務及び事業に関し、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的としたものでございます。

この計画におきましては、温室効果ガスについて、令和12年度において、平成25年度比で26%削減することを目標としております。この目標達成に向けまして、組織ベースの取組といたしましては、LED照明の導入、それと電気自動車の導入、これは電気料金が発生しましてもガソリンの燃料代が削減できるということでございますが、それと職員、個々の取組といたしましては、ノー残業デーの実施、それと事務所とか会議室とかでございますが、不要な照明の消灯などの省エネの取組を実施しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

こういう実行計画があつて、まず手始めが公の施設の照明のLED化とかそういうことですよ。最初の設備投資にはお金はかかると、これはそうですが、やはりこういうことを続けることによって長い目で見ると省エネルギーであり、電気代という経費も下がるから、一時的な出費は仕方ないとして、こういう面をぜひ頑張ってやっていただきたいと考えております。

それで、中小の市内の事業者に対するエネルギー価格高騰への支援金制度が12月から始まっております。このことに関して、事業者への周知徹底というのはきちっとやっていただいておりますか。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

エネルギー価格高騰対策中小企業者等支援事業につきましては、今月1日より申請の受付を開始いたしております。

議員お尋ねの事業者への周知の方法につきましては、市広報やホームページ、窓口において対象者や助成金の額、申請方法などの情報発信に努め、広く周知を図っているところでございます。

今後におきましても、市広報や行政情報番組などにより周知を図るほか、より多くの事業者に知っていただけるよう商工会議所と連携しながら会報誌へチラシを折り込むなど、広く呼びかけてまいります。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

この支援金制度の申請をするには、書類に書いて出すわけでございます。それで、私どものほうへ意見があつたのが、申請書類、それは過去に遡って、今は12月ですわね。だけど今年の4月から10月までの任意の月というのが設定されるわけですね。だけど、それはもう既に過去の話で、その任意の月、例えば8月とか、8月の電気代とかガソリン代とか、8月に設定しようと思ったらそういうふうな書類を過去に遡って探す必要があるわけですけども、1つなかなか厄介なのが、電気代とかいうのは分かりやすいんですよ、中部電力から買っておるから。だけど、ガソリンなんかは最近セルフの店も多いし、あちこちで入れる人もおるし、特定のスタンドへ行く人もおるし、そこら辺が入り交じっておるわけですけども、特にセルフの店なんかではガソリンのレシートは金額だけ載っていて、あと誰々様という宛先はないんですよ。お金を払ってガソリンを入れ

てそれで終わりやから。

その今回の必要書類で一つの難しい面があるのは、その領収書には、例えば岡本が書類を提出したらそれを領収書には皆、岡本様と書いてありゃあいいんやけれども、そんな無記名、相手の書いていない、上様と書いてあるようなガソリンレシートが、そういったものは認めないとなってくると申請するほうも困るという話を聞いておるんですけれども、こういうふうな名前が載っていないガソリンのレシートなんかは亀山市の出した手引によると無効となるんですけれども、それを厳密に言うとか何か業者の方にちょっと気の毒なんじゃないかと僕は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

エネルギー価格高騰対策中小企業者等助成金の交付請求時に添付いたします助成対象経費の支払いが確認できる書類の写しについてでございますが、事業者の皆様には現金払いの場合、宛名が記載されている領収書の添付をお願いしているところでございます。

また、ガソリン代のレシートなど宛名が記載されていない場合はどうかということでございますが、添付書類といたしましては、原則宛名の記載のある領収書としておりますので、まずは購入されました事業者へ領収書の発行をお願いしていただきたいと存じます。

しかしながら、事業者によりましては発行できないという場合もあろうかと存じます。その場合、申請書と一緒にご提出いただく誓約書、こういったものを提出いただくんですけれども、その中でご負担いただいた経費は実際に払ったということで間違いがないという旨の事項がございます。

そのことを、その事項も含めまして、全ての事項が誓約されていることをまずは確認させていただいた上で、レシートの場合でも受理させていただきたいと考えております。

なお、このことに関しましては、ホームページに掲載しておりますQ&Aに追記し、周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

この宛名の書いていないレシートでも誓約書を出すことによって、それは間違いないと保証するわけですね、自分が。

そうすると、そういったレシートでもオーケーというのは非常にありがたいことですね。業者から言うと。というのはなぜかと言うと、過去に遡っていかなあかんでしょう。だけど、セルフの店はパソコンで管理しておるんですけれども、レシートにはナンバーが打ってあるので。ところが、ああいったパソコンは上書きしていくから、例えば今は12月、10月ぐらいのデータやったらただのレシートを領収書に転換できるけれども、8月、7月になってくるともうそのデータが残っていないんですよね。次々と上書きしていくから。だから、発行のしようがない。頼みに行っても。

そういうことがありますんで、宛名がなかっても認めるというのは非常に業者の方にとってはありがたいと思うしね。

第一、今から、半年も前のレシートをそんな誰かから人からもらうとか落ちておったものを拾う

とか、そんなことはできへんですよ。これからやったらそういうふうなこともできるか分からんけど。今から今年の6月分のレシートを誰かにちょっとレシートをもらえやんかとかさ、どこかに落ちておらんかなとか、そんなことはできへんから、そんな不正はできへんですよ、現実問題は。

そういうふうなことを私も思いますので、非常にそういうふうに認めていただけると、誓約書を出すと同時に、そういったものでも認めていただくということは非常にありがたいと私は思っております。

できるだけ、たくさんの事業者の申請がしやすいように、そんなに不正行為って入らへんから、そういうふうに配慮していただきたいと思います。

これをもちまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時47分 休憩）

（午前10時57分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 豊田恵理議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

今回、1年ぶりの登壇ということで、しゃべりたいことがいっぱいあり過ぎまして、4つも入れてしまいましたので、大変申し訳ないんですけども、順番を替えさせてください。

最初に、健診の受診率向上について、そして2番目に選挙のDX推進について、3番目に指定管理者制度について、そして最後に、令和5年度行政経営の重点方針について、この順番でさせていただきます。足りない部分は総務委員会に回したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは最初に、健康診断の受診率向上についてですが、これは、私自身が様々な理由をつけて受診をためらって受診率を下げている側であるため、大変恐縮しての質問になります。

最初から謝っていて申し訳ないんですけども、受けるのをためらってしまう側の意見を踏まえて、反省の念を込めつつ、今後の受診率向上に役立てていただきたいという意味合いで質問させていただきます。

さて、受診率といっても、健診には様々なものがございまして。今回健診でも若い世代の受診率に特化して聞いていきたいのですが、まず受診率が低いとよく聞かれている40代、50代の受診率、私もその枠に入っております、では一体どのぐらい低いのか、ここについて答弁をお願いします。

ただ、がん検診や、女性特有、男性特有、様々な健診がございまして、特定健診のデータでお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

令和3年度の国民健康保険におきます特定健康診査の受診率につきまして、ご説明させていただきます。

被保険者のうち、40歳以上75歳未満の方が受診の対象となりますことから、令和3年度末でのまず受診対象者数は6,383名で、うち2,395名の方が受診をされておまして、受診率は37.5%でございました。

あとは世代別の受診率につきましては、40歳代が17%、50歳代が20.9%、60歳代が39.6%、70歳代が45.1%となっております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

では、この世代がどうして受診率、40代、50代、この世代がどうして受診率が低いと考えられるのか、この理由について調査したり把握はされていると思うんですけど、こちらはどうか。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

受診率の低い要因でございますが、これは本市に限らず、全国的に見ましても40歳代、50歳代の受診率は低い状況でございます。

そのような中、特定健康診査の受診勧奨事業の一つといたしまして、電話によりましてつながった方に対して未受診の主な理由についてお聞かせを願っております。

特に、541件の方につきまして電話がつながったわけでございますが、その中で通院中、治療中という方が約半数の46.2%、受診の必要がないとの理由が24.4%、ほかの健診を受診しているためとの理由が11.5%、時間がないとか忙しいという方が9.6%でございました。

特に、若い世代である40歳代、50歳代の受診率が低い要因といたしましては、やはり働き盛りということによりまして、健診を受診しにくい現状があるものと推察しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

そのように調査をされているということで、今回私も自分の意見もということで、ちょっと話させていただきたいのが、やはり40代、50代となると、働き盛り、忙しい。今回は私の場合は選挙もあるし、選挙の後で行ったらいいかなとか、いろいろ考えていたんですけども、やはり時間がないから、後回しであったり、そして面倒くさいから後回し。それから、私個人はそれにちょっと怖いとか、何されるか分からないとか、結果が悪かったらどうしようとか、いろんな意味合いで受診をためらっている部分がございます。そこで、こういった課題を解決するために様々な工夫をされていると思うので、次の項目に移りたいと思います。

現状と今後の取組についてということですが、若い世代の受診率が低い課題、これを解決するた

めに、今までどのようなことに取り組んできたのか、これについて答弁お願いいたします。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

国民健康保険被保険者におきます特定健康診査の受診率の向上を図るため、令和3年度において500円でございました自己負担金を本年度、令和4年度より無料といたしたところでございます。

また、自費で受診した人間ドックや職場等での健康診断の結果を提供いただいた方にクオカードを贈呈するなど、受診率の向上のための取組を進めております。

一方で、周知も必要かということで、これまでの広報「かめやま」やホームページに加え、行政情報番組を活用して周知を行うとともに、保険証や納税通知書の送付のときに、受診勧奨のチラシを同封しております。

さらに、医療機関におきましても、周知にご協力をいただいているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

先日、福沢議員の答弁の中でもそうやって少し触れられておりましたが、あと、特定健診を受け損ねた人への案内なんかも届いていたので、私は受けられなかったんで、届いているんですけども、こんな大きな形で届いております。特定の人のみしか多分届いていないと思いましたが、資料として用意をさせていただきましたので、資料をお願いいたします。

中身、今映っているようなこのような形になっているんですけども、内容が今までと違って、とても簡潔で、つい目に入るような様々な工夫をされております。

これ調べてみますと、ナッジ理論という手法をととても上手に使われているなあということで、今回資料に出させていただきます。このナッジ理論というのは、私が監査委員をしているときにととても面白いと監査の中で話題になっていたんですけども、ナッジって、相手が強制的にではなくて、よりよい選択を自発的にできるように促すことをいうんです。

私たちの身の回りでも結構たくさん使われていまして、例えば分かりやすい事例だと、コンビニの足跡マークであったり矢印マーク、こういったものに勝手に、自分がそこに何も言わなくてもほとんどの人が足のマークに整列することが期待できる。これがナッジ理論の活用事例の一つなんです。これを所管部署でも今回使用している、活用しているということなので、このナッジ理論をどのように活用されているのか、その考え方について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

ナッジ理論につきましては、先ほど少しご紹介もいただきましたが、特に強制や金銭による誘導ではなく、選択の自由を確保しながら行動変容を促すナッジ理論につきましては、医療とか健康分野におきましても注目を集めている状況でございます。

例えば、健診に行かない理由は様々でございますけれども、忘れていたとか、受けたいと思っていただけそのままになっていたなど、ちょっと後押しをすることで行動が変わる人も多いという

ことから、対象者に選択の余地を残しながらも、よりよい方向に誘導する手法でありますナッジ理論を活用し、受診勧奨の通知をさせていただいているところでございます。

具体的には、40歳になられた方や通院中、治療中の方、また毎年受診、不定期受診、未受診の方等、タイプに応じて6パターンのお知らせなどを作成いたしまして、健診受診が必要であることなどをお知らせしている状況でございます。

ほかにも、特定健康診査は、自分のためにも家族のためにも受けましょうと題したポスターの掲示等も行っており、今後も効果的なナッジ理論等を活用しながら受診率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。6種類もそういう特定にされているというのは初めて聞いたんですけども、私が頂いたのには、個人で受診すると本来は1万円以上かかるけど今回は無料だし、所要時間は大体1時間、そして質問票や身体測定など、する項目がここに書かれていて、ああ、これなら私でもできるかなと思ったりしたんですけども、そういった様々な世代に合わせた工夫、これをしっかりすることによって、きっと受診率も上がるかなと私も思いましたので、今回紹介をさせていただいたところでございます。

あと、最後に私から1つ提案なんですけれども、私だけでなく、同世代の受診率が低い理由の一つに、入り口が狭いというところがございます。これ、特定健診だけでなく、全ての健診において言えることなんですけれども、各種健診が健康づくりの手引での申込みとなっております。年度初めに市広報とともに送られてくるんですけども、私を例に挙げると、今年来ました。後でしょう、さあ、しようかなというときにそれどこに置いたっけ、忘れてしまった。後回しになる。で来年度に回るみたいな形が結構ありまして、提案ですけども、ワクチン接種同様に、ネットによる申込み窓口というのはつくることのできないのか、これについて答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

現在、本市の進める各種の健診等につきましては、議員少し触れていただきましたとおり、毎年5月に健康づくりの手引を全戸配付して、がん検診を含めた各保健事業や健康に関する情報について、市民の皆さんへの周知・案内を図ってございます。

その中で、市が受付を行います集団健診申込みにつきましては、まず第1次募集、この健康づくりの手引内の申込みはがきで行っていただいて、もし定員に満たない場合は、2次募集として電話や窓口での受付となっております。

近年、インターネットの普及が進んでございまして、議員のおっしゃいますとおり、ネットのほうでの予約の利便性でありますとか有効性は非常に高いものと認識をしておりますが、がん検診につきましては、先ほど申したとおり、抽せんによる1次募集、先着順による2次募集と一律の方法が取りづらいつころなので、実施面での課題もございまして。

こうした現状を踏まえながら、DX推進の観点からも、インターネット予約の実現につきまして、

他市等の実施状況なども参考にしながら、関係部署とも協議をし、検討してまいります。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

ネットでの申込み、ワクチン接種事例もありますけれども、現在プレミアム商品券の申込みとか幅広い世代に利活用されていますので、今後も利用者数は増えていくかと思います。

また、亀山市が掲げる健康都市、これについても実現するためにも若い世代からの健康診断というのはとても有用であると思いますので、今後受診率向上に向けて、ぜひ一考いただきたいと思います。

いろいろアイデアはあるんですけど、時間に限りがありますので、次回ということで次に行きたいと思います。

選挙のDX推進について、こちらに行きたいと思います。

今定例会では、選挙を終えて、私、今後の選挙に向けての改善をお願いしたいと思ったことが数点ありましたので、こちらで意見を述べさせていただきまして、可能であれば実現していただきたいと思っております。

タイトルに、選挙におけるDX推進といたしました。

DXという言葉、ITとかDXとか違いがいまだに分からない、説明してと言われるといまだに言葉に困ると思っていたんですけど、先日、ある人が言っていた言葉がとても斬新で分かりやすかったので紹介したいと思います。

ITは一方だけが楽になる、DXは双方が楽になる。そんな感じなのかなと。確かに、選挙においても、DXを推進することで行政側が業務量を減らして楽になり、市民は立候補する側も投票する側も選挙がより便利で楽になる。最終的にみんなにとって選挙が身近で参加しやすくなることを期待して、質問をさせていただきたいと思います。

まず、ポスター掲示板ですが、これ187か所がありまして、立候補者は手分けして何とか早く市内の全域にポスター掲示板187か所、貼りに行かなきゃならないんですけど、これすごく大変なんです。

土地カンに疎い場所もありますし、人をお願いしないとどうしても行けない。何とか貼り終えるんですけども大変。で、掲示板の場所がどうやって分かるのかというと、選挙管理委員会のほうからここにいる議員の皆さんはご存じですけど、こういうポスター掲示板という31枚の地図を頂きます。

これ、すごく申し訳ないんですけど見づらくて、しかも場所によってはもう泣けてくるのが、ほとんどの場所が何々様所有の畑とか、何々様方の入り口の南側土手とか、本当に住所が全く分からない状況でして、これではちょっときついなと毎回思っているんですけど、この不便なところを将来的な選挙のためにも、このポスター掲示板、ネット上にプロットした電子版地図をつくってほしい。これが私の望みです。

例えば、亀山市にはもう地図情報システムがありますので、そのレイヤーの中に選挙ページをつくっていただきまして、そこに落とし込んでほしいんですけど、できると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

豊田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

議員おっしゃいましたように、現在市内には187か所のポスター掲示場がございます。

その位置情報につきましては、これまでから、その選挙の候補者やポスター掲示場の設置を委託する業者など必要な方々に対して、その都度紙媒体でお渡しいたしております。

先般10月の亀山市議会議員選挙におきまして、候補者の方から幾つかご提言もいただいているところでございます。

ポスター掲示場につきましては、今もご紹介がありましたとおり、187か所のうち、個人で所有している土地をお借りしている場所が100か所ほどございまして、選挙ごとに設置の許可をいただいております。

したがって、常に位置情報をインターネット上に掲載しておくというのはちょっと難しいかとは思いますが、選挙に関してもDX推進の必要性の認識はしておりますので、今後期間を限定するなどして、何らかの形でインターネット上に掲載できるよう検討や作業を進めてまいります。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

前向きな答弁ということで、ありがとうございます。

確かに、人の所有の土地というのが結構多くて、なかなかその期間だけでも本当にいいと思うんですけども、地図情報システムはグーグルマップをベースにしているので、ポスター掲示板のマップにさえ行けば、そこからナビが発動しますので、そこでナビで行くこともできるようになります。

ほかの自治体さんでも、もう電子版の地図を使っているところも実際ございますので、それについてはお願いしたい。そして、そのグーグルナビのものに入る仕方についてもやっぱり使い方がまだ地図情報システムが浸透していないところもありますので、その方法についても、もしそれをしていただけるなら、ぜひホームページへの周知をお願いしたいと思います。

あと、これをするによって選挙管理委員会のほうも、希望者になりますけれども、この冊子が要らなくなると思いますので事務量も減ります。

続きまして、投票所についても同じことを言いたいんですけども、やっぱり地図情報システムのマップをつくっていただいたらどうかと思います。

皆さんの家にも届く投票入場券の裏側に地図なんか載るんですけども、これ分かりにくいので、やはりQRコードで読み込めば地図情報システムのほうに飛ぶような形にさせていただいて、グーグルマップのナビで投票所まで誘導していただければ、例えば初めて投票する方、高校生、18歳の子であったりとか、こちらの亀山市に引っ越してきた方、今まで選挙に行ったことないけど行ってみようかなという方に対しても、すぐに投票所までの位置というのが分かると思いますので、せっかく全国に先駆けてこのシステムを導入したんですから、DXの観点をしっかりと活用していかなければもったいないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、続きまして、指定管理者制度に行きたいと思います。

今定例会では、各まちづくり協議会など指定管理者の指定が多く上がっております。

そこで、まず指定管理者制度とは何なのか、そもそもの定義についてまず質問します。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

指定管理者制度の本来の定義というご質問でございますが、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行されまして、地方公共団体が設置する公の施設の管理委託に関する管理運営委託制度が廃止をされ、指定管理者制度が創設をされました。

それまで、公の施設の管理運営は、公共団体や公共的団体に限定されていましたが、指定管理者制度の創設によりまして、民間事業者やNPO法人なども公の施設の管理運営が行えるようになり、民間経営のノウハウなどを活用できるようになったものでございます。

このように、指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費削減等を図ることを目的とする制度であると認識をいたしております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

この指定管理者制度のことについては、先日の質疑でも伊藤議員が、また今までにも委員会や議会の中でも、まちづくり協議会に対して指定管理者制度はそぐわないのではないかと疑問が上がっております。

まちづくり協議会において、亀山市では現状この制度をうまく活用できていると言えるのかというところでまず質問します。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

現状の指定管理者制度の在り方についてお尋ねがありました。

指定管理者制度は、地方自治法におきまして公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに活用できる制度でございまして、個々の施設に対する指定管理者制度の導入につきましては地方公共団体の自主性に委ねております。

お尋ねの地区コミュニティセンター等のまちづくり協議会への指定管理者制度の運用についてでございますが、令和2年2月に指定管理者制度検証結果報告書を取りまとめておりまして、この検証の結果、本市の指定管理者制度は民間事業者のノウハウを生かした施設の管理による市民サービスの向上や経費の削減など、一定の効果が得られていることなどから、地方自治法における公の施設の設置の目的を効果的に達成しているものとして引き続き、この検証後、現行制度による運用を継続していくことといたしておりますので、コミュニティセンター等の指定管理につきましても、引き続きそのような考え方を持っているとところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

答弁は、いつもそのようにいただいております。

確かに、まちづくり協議会自体がコミュニティがあるところ、地域にございまして、地域に根差しているというところから最も地域の意見を的確に吸い上げているし、地域の実情に合わせた事業を即効性を持って展開できる、この点については同意します。

でも、委託でもやっぱりできるのではないかと。これは皆さんよく議論になっておりますけれども、実際、多様化する課題や要望で、まちづくり協議会自体も負担が年々大きくなってきております。

そして、しかも市のほうから様々な事業も今下りてきていて、今や全く下請状態と言わざるを得ないような状態です。仮に負担に耐え切れなくなって、もううちでは指定管理者制度を辞めますというまち協が出てくるかもしれません。

実際に、市とまち協というのは対等なパートナーであるはずであって、拒否もできるはずですが、もし、これまち協側が管理を辞めるといっても、市にそれをとどめる権利というのはないと思えますし、まち協はコミュニティセンターを今までどおり利用することはできるわけですね。

負担ばかりが増していけば、いつかこういう状況というのはあると思えますし、実際、体力がもたず今後の人、今後の引継ぎができないとか窮しているところも出てきているので、じゃあどうしていけばいいかということなんですけれども、今後の指定管理者制度の在り方というのが、本来利益を生み出して、利益をサービスの向上に回すという指定管理者制度のメリットを全く生かしていないのではないかと。サービスの向上をすることで、逆に業務が増え、まち協の負担が増えていくのではないかと。こういう悪循環になっているような気がしますけれども、今後、そのまま続けていくのでしょうか。

それとも指定管理者制度の活用重点を置いて、今後まちづくり協議会にとっても持続可能で、まち協が力を発揮しやすいシステム、こういったものにしていく準備というのはあるのか、お願いします。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

特に、地区コミュニティセンターの管理等につきましてのまちづくり協議会が行う指定管理者制度についての関係のご質問かと存じますが、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、令和2年2月に指定管理者制度の検証結果報告書を取りまとめて、その中で引き続き現行の制度で運用していくという結論づけを行っておりますので、今後につきましても、そのような運用を図ってまいりたいと思っておりますが、毎年度モニタリング調査を実施いたしておりますので、その内容につきまして、今後も検証を行いまして、今後の運用についてどうかということにつきましては課題として考えながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

これ本当に課題であると思えますし、やっぱり負担がどんどん増えていく時代というのか、そういう時代ですので、特に本当に持続可能にしていくためのシステムであったりとか、その環境づくり、

これはやっぱり施設を持っている市がやるべきところであると思いますし、その辺をちょっともう少し考えていただきたい。

あとやっぱり、指定管理者制度なんですけれども、本来まちづくり協議会と市というのは対等のパートナーである。その中できちんと自主性が持てて、独自のアイデア、創意工夫、こういったものができやすい環境というのをつくるのが市の責務であって、そのためにも、本来のあるべき指定管理者制度、これをしっかりともう一度考えていただきたいと申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次は、道の駅関宿の地域振興施設について、こちらをまず上げさせていただきました。

これは利益を生んでいるところの指定管理者ですけれども、ここは先ほど述べられた指定管理者制度、そちらのほうで定義いただきましたけれども、これに照らし合わせて活用がなされているのかについて、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

道の駅関宿地域振興施設につきましては、平成25年度から指定管理者制度を導入しております。現在はコロナ禍の影響を受けておりますが、本制度導入前と比較しまして、ピーク時では純利益が約3.7倍となったところでございます。

また、指定管理者によります自主事業としまして、魚のつかみ取りや餅つきなど、地域振興に資する取組も行っていただいております。来客者数は本制度導入前と比べまして、これもピーク時で、約1.7倍となっております。

このようなことから、道の駅関宿地域振興施設につきましては、民間事業者の有する能力、経験、知識等を活用しつつ、市民サービスの質の向上と経費の節減とを図ることを目的とします指定管理者制度が効果的に活用されているものと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

指定管理者制度を導入してからきちんと実績が出ているということで、確認をいたしました。

今回、道の駅関宿の契約期間、これが5年から10年に延びております。これはどういった理由からでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

道の駅関宿地域振興施設の指定管理につきましては、これまで5年間を指定期間としてまいりました。本施設につきましては、本年度末で指定期間が満了いたしますが、来年度からの指定管理者を公募するに当たりまして、施設の老朽化やコロナ禍の影響など不安材料も多く、またさらなる来客数の増加を見込むため、店内のレイアウトの変更に伴う什器や備品類の更新も随時必要となるなど、設備投資の額も大きくなってまいりますことから、指定期間の見直しを検討してまいりました。

その結果、指定期間を長期化することで指定管理者による大規模な設備投資が期待できること、

また指定管理者にとりましても、より安心して事業を展開できるなどメリットが大きいことから、期間を5年から10年としたところでございます。

なお、社会経済情勢による様々な変動など特別な事情が生じた場合には、双方協議の上、基本協定の規定を変更できる旨の条項も設けており、変化にも随時対応できるようにしておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

よく分かる答弁でした。ありがとうございます。

確かに今はコロナ禍の影響を受けている中での、きちんと利益を出してきちんと運営をされているということはすばらしいことだと思いますし、そして、やっぱり設備投資、これとても大事ななんですけれども、やっぱり短い期間で設備投資をする、それが返ってくる、それともというのを考えると、やはりそういったことはとても大事なことだと思いますし、そのようにやっぱり指定管理者制度の中で、指定管理者に当たる、そしてそれから自治体のほうもきちんと話し合いをして、双方でどうしていけばいいかというのを話し合っただけからもうやっていっていただきたいと思っております。ぜひとも頑張ってくださいと思います。

そして最後、今後の指定管理者制度の在り方についてということで、最後の項目では、文化財の活用、こちらについての視点で聞いていきたいと思っております。

この件につきましては、平成31年度、そして令和2年度にも質問をさせていただいております。

令和2年4月から文化財保護法が新しく改正されまして、その第1条に保存と活用が主たる目的であるということが規定されております。

この視点も含め、関の山車会館を指定管理にするつもりはないのかと当時お聞きしましたところ、答弁は、管理経費や運営ノウハウといったことが明確でないなどのことから、現時点では指定管理者制度の導入は時期尚早と判断し、当面の間は市が直接管理運営を行っていくこととし、今後管理運営のノウハウや実績の蓄積を得た上で、指定管理者制度の導入については検討や研究を進めてまいりたいという答弁をいただきました。

で、4年がたったんですけれども、現状どうなっており、検討は行ったのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松村市民文化部長。

○市民文化部長兼関支所長（松村 大君登壇）

関の山車会館をはじめ、文化財施設につきましては文化課が所管しておりますので、私のほうからご答弁申し上げます。

関の山車会館は、市の指定文化財である関の山車の保存及び伝承を推進することを目的に、令和元年7月に開館いたしまして、令和2年度からは第3次行財政改革大綱の前期実施計画に位置づけまして、公開活用の拡充について検討してまいりました。

その中で、市民やNPO等との協働の視点から、亀山市民間活力活用指針に基づき、会館の管理及び運営について関の山車の保存団体及び地元住民団体と協議を重ねてまいりましたが、団体規模や経済的体力など、受託団体が運営していく上で課題がございまして、また施設自体が文化財であ

るため、文化財保護の必要性からも、指定管理者制度の導入ではなく直営で管理運営していくと判断をいたしまして、現在に至っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

そちらの地域と課題があって、文化財の保護の観点から指定管理者ではなく直営でというふうな答弁をいただきましたけど、そうやって今まで来まして、それではいけない、もっと活用もしていかなければ持続可能ではないということで文化財保護法が新しく改正されたのではないですか。

前回も、関宿のほか、関連施設との関係についてということで、旧田中家や旧落合家など、修復されたんだけど、あまり使われていないような施設、これも活用はどうですかということをお聞きしたんですけど、これについてはどうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松村次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

文化課が所管いたします文化財建造物は全部で15施設ございますが、全て直営で管理しており、民間活用の観点から植栽管理やトイレの清掃業務など、一部業者委託をいたしております。

文化財建造物への指定管理者制度の導入につきましては、亀山市民間活力活用指針に基づき、先ほども申し上げましたが、市民やNPOとの協働の視点、または経費の削減など効率的な運営の視点、さらにはほとんどの文化財建造物が指定文化財でありまして、修理の際には所有者の現状変更許可申請手続が必要となるなど、施設の特性の視点からも検討した結果、直営の管理運営方式が望ましいと判断いたしましたものでございます。

なお、指定管理者制度は、経営、運営面において一定の自由度はございますが、先ほどの関の山車会館を含め文化財建造物におきましては、保存、保護していくことが重要でございますので、そのような自由度を求めるものではないというふうに考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

考え方をお聞きしました。

新しく改正されました文化財保護法、これは活用と保存とございまして、國學院大かな、この制度改正の中で、委員として文化財保護法をこういうふうにしていこうというふうにつくっていた人の記事があったのでちょっと読んだんですけども、やっぱり文化財、今まではただ保存というのを重点的においてやっていくということだったんですけども、なかなか、所有者が例えばそれを保存していくために莫大な経費がかかるとか、いろんな課題があって、やっぱり活用しながら、そして使いながら、それを維持していくという形にこれからは転換していかなくちゃいけない。

その今の課題として、様々今意見いただいたんですけども、やはり文化財自体も今縦割りの状態になっていて、それを何とか面的にといいますか、一つ一つの文化財自体と一緒に、同じ地域全体を文化として捉える、面的に捉えるという方向に今向かっているというふうに前回、令和2年度でしたか、そのときにも多分お話いただいたと思うんです。

そういったことをできるための方法として、文化財保存活用地域計画なんかを立てているところもあると思うんですけど、多分亀山市、まだこれ立てていませんよね。別に計画を立てろというわけではないんですけども、ただ、亀山市の総合計画においても、文化財の活用、そして保存、これをしきりにうたっていますが、活用についてはやっぱりまだまだであるなどというのと、今の答弁を聞いた中で、あまり活用に向かっていないのかなという、すごく感じたんですけども。

では、市長に最後に申し上げたいんですけども、今年6月に発行された、発行というか第2次亀山市観光振興ビジョンの中で、大型バスによる団体観光から、現在は個人観光、つまり量的な観光から質的な観光へと移行するということをうたっております。

私もまさに今の時代、このコロナ禍、本当に量的というよりは質的、個人で行こうかなという流れ、すごくあると思うんです。コロナ禍の影響で、観光の在り方も随分変化しているんですが、今こそ亀山市の閑宿のような面的な魅力がある町並み、これが光ってくる時代だと思います。

そこできちんとまち全体を輝かせるためには町並み全体の連携、ストーリー化がとても必要になってくると思うし、先ほど事例で挙げました個々の一部の文化財施設をいかに活用していくか、いかに面的に、一緒にストーリーをつくっていくか、ここが大事になってくると思いますが、この視点をしっかり持っていただきたいので、市長にその見解を述べていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘の問題提起は、しっかり認識をさせていただいて、あるべき施策やその環境を整えていきたいと思っております。

特に今、文化財の保存だけではなくて活用として、そういう法改正の趣旨、そしてそれを受けて亀山市の現状と今後の、本当に亀山市はご案内のようにこの歴史的風致を生かしたまちづくりを都市政策の極めて大きな根幹の戦略としての柱にさせていただいておりますので、1号認定をいただいた歴史的風致維持向上計画自体は今まさに議員がおっしゃっていただいた、まちの点ではなくて面として、そしてまた本市の特徴としては、東海道を軸にしたこの3つのエリアをつなげていくということになるかと思っております。

そのときに、極めて重要な輝きを持つのが文化財であろうかと思っておりますので、その文化財を生かしたまちづくり、それに磨きをかけていったり、面としてさらに相乗効果を発揮できるような環境や取組を今後もしっかり高めていく必要があるかと思っております。

いずれにいたしましても、議員のご指摘も踏まえ、本市は、文化芸術基本条例、それから併せて推進計画を動かしております。文化財を生かした活用がいかにあるべきか、しっかりと前へ進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

本当にそうなんです。亀山市はそういう文化財を生かしたまちづくりというのが絶対できる場所だと思いますし、そこに重点を置いていただきたいなという思いで質問させていただきました。

今回、指定管理者制度についてということで質問させていただいたんですけども、利益が出そ

うなら何でも指定管理というわけではなくて、指定管理者制度に適合するか否かということについてはそれぞれきちんと検証すべきだよねという意味で、今回は質問させていただきましてということをお願いいたします。

あと、今の地域計画だけでなく、様々取り組んでいる自治体さんもございまして、例えば文化財保存活用支援団体という団体を支援するという形で小浜市なんかは、その文化財の活用をしていこうというふうないろんな手法を令和2年度の文化財保護法を改正したと同時にされております。こういったものも全て踏まえながら、じゃあ、亀山市ではどうやって活用していこうかということをごきちんとしていただきたいと思います。次の質問に移りたいと思います。

あと3分しかございませんけれども、行けるところまで行かせてください。

まず、令和5年度行政経営の重点方針についてということで、これは市長の現況報告において、令和5年度においては4つの重点プロジェクトの積極的な展開、第3次行財政改革の具現化とザ・点検の復活、そして3つ目にコミュニケーションの拡充と働き方改革の推進、この3つを行政経営の重点方針と定め、快復の年と位置づけると報告がございました。

その中でも特に気になりましたのが、ザ・点検の復活、そしてコミュニケーションの拡充です。

このザ・点検について、ちょっと聞きたいんですけども、このザ・点検、亀山モデル、平成19年度から亀山市で外部委員によって実施されてきた事業仕分ですね。平成26年度以降は、さらに市の中堅職員による内部点検も含む2段階方式で実施されましたが、平成27年度以降は実施されておられません。

これを来年度復活するというのですが、これは27年度にどのような検証がなされて中断し、なぜ今回復活するのか、この理由について答弁をお願いします。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

平成26年度から平成27年度にかけまして実施いたしました事務事業点検制度、ザ・点検でございますけれども、それは、それまで行ってまいりました事業仕分をベースといたしまして、その内容をバージョンアップさせる形で、行政経営資源の効率的な再配分、職員のさらなる意識改革、事業に対する説明責任の徹底を図ることを目的に実施をしたところでございます。

この点検では、主要事業、あるいは標準予算の事業229事業を事務事業評価の対象として、それらを第1次、第2次の選定を経まして、36事業を点検の対象として内部点検、さらには外部委員による点検を行ったものでございまして、多くの事業を点検したことで、削減額も算定した上で、行財政改革の側面から一定の効果があったものと考えております。

一方で、要改善等の見直しが必要とされた事業の継続的なフォローアップでありますとか、点検に係る資料等の作成など、評価する側、評価される側、双方の職員の事務的負担が多かったことなどもあって、課題もあったところでございますが、こうした考え方も生かしつつ、その後も事務事業の評価、あるいは施策の評価は毎年度行っておりますので、そうした中でそうした考え方も生かしていくということで今日に至っているというところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

予定どおり延長してしまいましたので、残りについては総務委員会で、一般質問でお聞きしたい
と思います。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時47分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 高島 真議員。

○8番（高島 真君登壇）

高島でございます。

本日は一般質問をさせていただきたいと思います。

通告に従いやっていきます。順番は前後するか分かりませんが、その節はお願いいたしま
す。

今回、まちづくり協議会の組織について、育成支援についてと図書館のこと、通学路のことを質
問させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

じゃあ、もう最初にまちづくり協議会の組織について聞きたいと思います。

まず、まちづくり協議会は指定管理になっていくと思いますけれども、その中で一つ私が聞き
たいのは、契約書になるのか、それか請負書になるのか、協定書を結ぶのか、まずそこからの話に
ついてお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（森 美和子君）

8番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

まちづくり協議会と指定管理者の関係でございますが、指定管理者の指定という行為自体は契約
ではございません。行政行為とされておりまして、協定により整備をされておる現状でございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

協定書というのを確認させていただきました。

協定というのは基本的に請負行為じゃないということで、やるということで、それと指定管理に
ついて、指定管理というのをふるふると読んでいきますと、市長の権限を委任すると、それによっ
て指定管理というものは成り立っていくんだと、絶大な権力を、絶大というか行政権力を委任する
ということの理解だと思ひます。

それと位置づけ、性格について。地域まちづくり協議会は、僕もこのときはおったんですけど

も、25年から始まって28年に全て終わった。出来上がって、公共の福祉や平等の視点で差別することなく運営が行われているのを含め、どうなっておるのやということを経験としての位置づけや性格についてお伺いをしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

地域まちづくり協議会は、亀山市地域まちづくり協議会条例に位置づけられた組織で、第1条の目的において、地域において多様な主体を包括し、自分たちの暮らす地域を自分たちでつくり上げるという理念及び民主的な運営の下に、地域課題の解決に取り組む自治組織とされております。また、民主的な運営の下には、地域自治の具現化である地域まちづくり協議会は、民主主義の理念を尊重し、自由・平等に運営されなければならないことを意味しております。

また、地区コミュニティセンター等の指定管理者である地域まちづくり協議会は、地方自治法第244条第2項及び第3項において、住民の平等利用の確保や差別的取扱いの禁止が指定管理者として直接義務づけられているところでございます。さらに、市と指定管理者が締結する地区コミュニティセンター施設等の管理に関する基本協定におきまして、指定管理者においては施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分発揮し、その趣旨を尊重するものとしたしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

平等に民主主義を念頭にということの言葉をいただきましたので、ひとつ私は部長にお伺いします。

まちづくり協議会の会員というのがおおると思います。それは、亀山市民全員が今会員として位置づけられているのか。僕は基本的に自治会を通してお金を払っていっておると思うんですけども、そういう考え方で間違いはないのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

地域まちづくり協議会条例にも位置づけられておりますけれども、全市民が対象となっております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

全員が会員で、民主的に平等に差別なくということをお聞かせいただきましたので、それはそれでまた掘り下げて3月にしたいと思っておりますので。

そうしたら、役割と課題について。地域まちづくり協議会の役割や課題について聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

地域まちづくり協議会の役割につきましては、先ほども触れさせていただきましたが、地域において多様な主体を包括し、自分たちの暮らす地域を自分たちで作り上げるという理念及び民主的な運営の下に地域課題の解決に取り組むこととさせていただきます。そのような理念の下、各地域まちづくり協議会で地域特性に応じた主体的な取組が展開されており、地域まちづくり協議会によって課題や組織力、活動の内容は様々であるものの、近年活動内容がこれまでの行事から課題解決型の事業へ転換していく考え方が醸成されつつあると考えているところでございます。

また、課題につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響でこれまでの慣例により実施していた事業が行えない、あるいは再開する機運が高まらないといった状況もでございます。地域まちづくり協議会の必要性、活動の目的については住民の理解が進んでいないこと、地域まちづくり活動の担い手が不足していることは、地域まちづくり協議会が地域の課題解決に向けて自立した地域づくりに取り組む上で大きな課題であると認識しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

いろんな意味で課題とかあると思います。このまちづくり協議会なるものは基本的に市長が肝煎りでつくったんやと認識して、ああ、これはひとつええんじゃないかなあと思っておるんですけども、何ら否定するもんやないんですよ、僕は。それについて、各地域、各場所、各住むところ、各コミュニティにおいて課題とかはたくさんあると思う。だけど、その中でいろんな、民主的で差別がなく行われておるのかということ、まあまあ今後またやろうかなあと思っておりますけれども、まち協をつくった、つくったという人間もおりますもので、それでいろいろ聞いていこうかなと思います。

それで、そのいろいろある課題の中で、課題は認識されておると思いますもんで今日ここであえて言いませんけれども、平成28年にまちづくり協議会が施行されて約5年たっています。そこについて課題やいろんなことが出てきておる中で、条例を改定とか追加していく予定はないのかということをお伺いさせていただきます。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

亀山市地域まちづくり協議会条例につきましては、目的、協議会の区域、構成員、規約、事業、公正な事業の執行等を定めておりますが、現在のところはその内容を変更する必要はないものと考えておるところでございますが、各地域で地域まちづくり計画が策定され、地域課題解決等に向けた取組が進められている中で、先ほども指摘もございましたが、様々な地域課題もありますし、そのまち協の在り方はそれぞれ地域によっても異なります。そういったことも踏まえまして、今後各地域まちづくり協議会の組織や活動の状況につきましては、庁内組織であります地域まちづくり推進会議に諮りながら検証した上で、必要が生じましたら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

確かに必要となれば変えていくのは必要やと、それを的確に改定していくのがええのじゃないかなあと思います。

それと、指定管理の報告書を読んでおると、みんな同じ文書で、おおむね良好、おおむね良好、おおむね良好とそんなわけないやんかと思うんですけども、いろんなことがあって、今は地域の活動拠点として利用されているが、本当に管理状況としてはどうなんやということを教えてください。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

市と指定管理者が締結します地区コミュニティセンター施設等の管理に関する基本協定書や仕様書をはじめ、事業計画に定められた事項は適切に実施され、施設は適正に管理運営が行われているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、より多くの利用者に安心して利用してもらえよう、各施設においてはマスクの着用や手洗い、手指消毒、ソーシャルディスタンスの確保など感染症対策の徹底に努められており、おおむね良好な状況であるということで認識いたしております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

おおむね良好。おおむね良好なのかなあというのも検証をもう一回してもうたらええと思います。

指定管理による効果、効果はもう指定管理、民間でできることは民間でというのは、僕は絶大やと、大賛成で思いますけれども、それでまちづくり協議会が指定管理者として施設を管理しておると思うんですけども、その効果、市民力の効果とかあると思うんですけども、それと逆に課題とかがようけ出てくると思うんですけども、どのように市は認識しているのか教えてください。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

コミュニティセンターの指定管理者による効果と課題ということでございます。

まず効果でございますけれども、例えば新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言下におきましても、施設を閉鎖した際などにおいて、利用予定の地域住民や自治会、各種団体等の連絡調整をトラブルなく迅速かつ円滑に行えたことは、地域に密着した団体が指定管理を行っている利点が活かされたものと認識しているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症のため、利用者数が減少する中、施設の活動拠点として感染対策等創意工夫を凝らした自主事業が実施されたことにより、地域まちづくり協議会の活動の活性化に寄与したものと考えております。

一方、課題といたしましては、指定管理者として雇用される者の労務管理や税制に関する知識を

充実させ、社会環境の変化に対応できるよう、引き続き教育とか研修等の支援を充実させていく必要があると考えているところでございます。今後におきましても、指定管理者へのモニタリングを定期的・継続的に実施することにより、指定管理者が提供する公共サービスの課題の把握や市民要望の聴取等に努め、業務内容の検証と市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

いろんな要望とかは絶対出てくると思うんですよ、こうしたほうがええなとか。だけど、基本的に僕が言いたいのは、平等で差別なくやっておるのかというのをまた今度やらせてもらいますけれども、じゃあそこで、指定管理者というのは市長から権限を委任された人という解釈でおりましたし、協定書、契約というのは請負になりますからそれは違うと。ということは、行政権力をその人らに持たせたという、市長の行政権力がこっちに移ったということになるので、そうしたら指定管理者たるものは、私いろんなところで聞いたり見たり調べてきたんですけども、みなし公務員に該当するのかということを考える。当時からあったんです、これは指定管理が出たときから。

それは、今その見解についてどう思われるのか、どっちでも取れると言われたらそれまでなんですけれども、基本的にはどういう考えでおられるのかというのを教えてください。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

まず、指定管理者がみなし公務員に該当するかということでございますけれども、地方自治法上におきましては、指定管理者やその職員について公務員とみなす規定は特段置かれていないところでございます。このことから、公務員とみなされて、刑法の罰則の規定が適用されることはございません。

一方で、指定管理者には多様な業種がございまして、指定管理者制度が導入された当時、特にみなし公務員に該当するかどうかということにつきましては、様々な論点があったことを認識いたしております。また、指定管理者は、公法上の権力の行使として、施設の利用者に対して使用許可等の事務を行っておりますことから、指定管理者の職員は国家賠償法上の公務員に該当する可能性はあるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

みなし公務員という、まあそういうことも考えられると、見るほうから見りゃあ、そういう面もあるんやということをおまじ執行部の皆さんも覚えておいてください。

つらつらといきましたけれども、みなし公務員、僕はみなし公務員ともうはっきり言える、裏を取っていますので何を言われてもええなあと思っていますけれども、そういうことがあるんやということはあると、そんなところかなあというところなんですけどね。それはそれで、3月にさせていただきますわ。

次に、スポーツ推進における競技力の向上についてを質問させていただきます。

総合計画後期基本計画の102ページに書いてあるジュニアスポーツ若手アスリートの支援について、強化について聞きたいと思います。

近年、市内の若手アスリートの活躍が目覚ましいかなあとと思います。いろんな競技種で若い人が活躍している場があるのかなと。ボウリングにしても、スノーボードにしても、何というのかごろごろとするやつでもあると思うんですけども、そういう大会に出てくるんですよ。それに対して、激励金や大会の旅費規定をいろいろお聞かせいただきましたけれども、アスリートの支援はどういったものがまずあるのかというのを聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本市におけます若手スポーツ選手が取り組む競技スポーツに対する支援制度でございます。

先ほど議員も少しお触れいただきましたけれども、亀山市スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金がまずございます。この制度につきましては、若い年代の方に限定したものではありませんけれども、スポーツ競技の全国大会等に出場される方に激励金を支給するもので、出場する大会要項等に基づく正規登録のアマチュア選手及び監督等で市内に住所を有する方を対象としております。激励金の額につきましては、オリンピックやパラリンピックを含め世界選手権に出場する場合には10万円、それ以外の国際大会に出場する場合には5万円、全国大会に出場する場合には1万円、東海大会に出場する場合には5,000円となっております。また、団体で出場する場合同じくは、先ほどの各大会の金額に人数を乗じた額で、20人分を限度として支給をさせていただきます。

この制度とは別に、亀山市全国大会出場旅費補助金というのがございます。これは、小・中学生がスポーツ競技の全国大会に出場する場合に出場に要する旅費の一部を補助する制度となっております。支給対象者は、出場する大会の要項等に基づく登録選手である小・中学生の保護者で、市内に住所を有する方で、1万円を上限として大会の開催地までを往復するための交通費の2分の1の額としてございます。現在、本市におきましては、これら2つの制度によるスポーツ選手への支援を行いながら、スポーツ協会を通じて各種競技団体の育成強化の支援に努めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

僕が言いたいのは、金額1万円、じゃあ全国大会1万円って、東京まで片道で行って、片道はどうするのやという話であって、基本、何というのか、大会があって、いろんな県大でもいろいろあるんですけども、そこへ出ていく。いやが応でも亀山市という看板を背負って出ていくの、僕たちは。そうしたら、ほかのところは激励金とかいろいろいっぱいついてきて、亀山市とは言いませんけど、よその出ていないところはカップラーメンをすすって大会に出ておるわけ、頑張っただけ。

そういうところを考えるとちょっと少ないんじゃないかなあと。東海大会へ出やなあかんって、ほな県大やったら県で終わりですやん、県で成績を取ってくるわけ。それはいつもは東海大会に行けば三重県、亀山市から出ておったら亀山市という名前がついて回るの。そういうことを考え

て、激励金でも、僕は自分で行って自分のあれでやってくるんですけども、ちびっ子なんかは親がついていかなあかん。親がついていくと、そうしたら交通費も2倍になってきますやんか。宿泊費も2倍になってくるわけ。

ということで、そういうことを考えては、若手のアスリート、アスリートって若手の選手、何回でも言うけど、いやが応でも亀山市を代表するわけ。あんたんところはどこと言ったら亀山となるの。そういうことを考えていって方向性としては、何というのかな、総合計画に書いてある競技力の向上についてに結びついておるのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ジュニアアスリートへの支援につきましては、第2次亀山市総合計画後期基本計画や第3次亀山市スポーツ推進計画におきまして、ジュニアスポーツの機運向上と活性化、また競技スポーツレベルの向上などを掲げておりまして、ジュニアアスリート育成を重要なものと認識をしておるところでございます。

先ほども少し答弁させていただきましたように、市としましても、スポーツ協会を通じた各競技団体の育成強化に努めてございまして、令和3年度におきましてもウェトリフティングや陸上競技で全国大会で優勝や入賞の好成績を収められる選手が出るなど、着実に成果にもつながっているものと感じているところございまして、議員のご質問で、つながっておるのかということについては、一定の成果があるものというふうに認識しておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

一定の成果って、一定の成果は僕はないと思う。これっぽっちもないと思う。何でかというたら、やっぱりどこへ行っても、もう何回でも言うけど、亀山市代表になるわけ。その亀山市の代表になるのも、僕は射撃をしていますけれども、亀山市の中で予選をしてやって勝ち上がっていくわけ。その中で若い子もおれば、ボウリングなんかは特にそうやと思うんですけども、いろいろあって、あるんやけれども、もうちょっと厚い支援、何の種目やからどうやという話じゃなくて、全般的に、何というのかな、市の強化選手、市が直接強化するという強化選手という考え方は持っておられないのかお伺いをさせていただきます。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員のほうから、市の強化選手として認めて、支援してはどうかというご提言を賜ったところですが、参考までに、三重県におきましては、将来活躍ができる小学生及び中学生の選手をチームみえジュニアとして、また全国や世界を舞台とした大規模な大会において活躍が期待できる中学生、それから高校生及びU20の選手をチームみえスーパージュニアとして指定をし、選手個人や選手が所属する団体に強化費用を配分するような制度がございます。

市としましても、今のところはスポーツ協会を中心に選手の育成に努めるところでございますが、

引き続いてそういった取組を進めるとともに、先ほども申しましたチームみえジュニアの事例でありますとか、議員の提言も受けつつ、そういったものを参考にしながら本市における新たなジュニアアスリートへの育成・支援について検討してまいりたいというふうに存じます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

そうしたら最後に、市長に聞きます。

ジュニアスポーツとか、県の指定があるのは重々私も承知しておりますけれども、それは先ほど個人と言われましたけれども、協会に入っていて個人には真水が一滴も落ちておらんという現状は聞いたことがある。そうしたら、県は県でよろしいやんか、それで。だけど、ほかの四日市とかはない、足並みをそろえるといったらそれまでなんやけど、もっともっと亀山市としてスポーツ選手に対する援助とかできるんじゃないかなと、個人に直接真水が入るような形は取れないのかなあと、市長はそういう考えはないかお伺いさせていただきます。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ジュニアスポーツの振興、そして近年の、今ご紹介いただいたような新たなスポーツのジャンルでも、若者が本当に頑張っていておる姿を頼もしく思っております、全体的にはしっかりとそういう後押しができるような環境を整えていこうと、このように考えておるところであります。ただ、亀山市単独で今議員が思ってみえる、例えば支援の在り方で、さっきも県の制度とか、あるいはそれぞれの競技団体が存在をしておりますが、それプラスアルファで、真水でどこまで応援できるのかというのはなかなか議論の余地があるところだろうと思っております。

したがって、財政的な支援ということでは、県内では四日市、鈴鹿市に比べて、例えば亀山市は先ほども全国大会へ、1万円という数字は非常に些少ではありますが、県内自治体14市の中では高いほうである。あるいは、その保護者の応援までサポートするという仕組みを一応持たせていただいておりますのは実態でありますけど、議員のご所見、ご提案も踏まえ、先ほど部長が答弁させていただいた本市における新たなジュニアスポーツのさらなる育成・支援の在り方について、これはしっかりと検討をさせていただきたいと、このように現時点で考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

市長が言う後押しというのは、行政の言う後押しというのは、後ろから押してそのまま知らん顔やでさ。何にもあかんと思う。もうちょっと考えてくれと。俺らおっさんのことは自分らで何とかしてくるでええんやけど、若い子についてはもうちょっと考えてもらえればありがたいなあと。体育協会もありますので、その辺のところはある程度やってもらえれば、こちらとしてもありがたいなあと思っております。分かりました。一応検討しておいてください。

では、図書館の本についてお伺いします。

寄贈された本について。私、これ4年前、5年前じゃないな、6年前ぐらいからずっと言い続

けておるんですけれども、亀山市図書館、しんぶん赤旗だけ、政党紙として置いてあるのは赤旗だけ。それは何ですか、ちょっと聞きたいんですけれども。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

政党機関紙につきましてでございますけれども、現在私どもの図書館では、亀山市立図書館条例施行規則の規定や、令和2年3月に策定いたしました亀山市立図書館蔵書計画で定める図書資料収集の基準に基づき、収集を行っているところでございます。政党機関紙につきましては、現在寄贈をいただいているというものでございますので、先ほど申し上げました基準に基づき、それらの收受につきまして判断をしているというところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

なら基準、亀山市の図書基準というのはどういう基準なん。赤旗を進んで読みましょうという基準なんかな。どういう基準でやっておるんかな。教えてください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現在、私どもが掲げておりますものとして、今蔵書計画の中に図書館資料収集の基準というものを設けております。この中では、逐次刊行物として新聞というもので取り上げておりますが、新聞は主要な全国紙及び地方紙のほか、児童、青少年を対象としたものを収集します。また、専門紙、外国語新聞、政党機関紙は必要性を検討し収集しますということで、これに基づいて現在は寄贈いただいたものを収集しているというものでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

必要性に応じて、政党機関紙は必要性に応じて置くということなんですけれども、そうすると必要性を感じておるわけなんですか。僕は、赤旗が悪いとかという、そういう話を言うておるわけじゃなくて、一党の新聞だけが基準を満たすわけ。ただでもろうているから置いておくわけ。そうしたらどんな政党の新聞でも置くということかな。答えてくれるかな。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この8月末までで閉館をいたしました旧図書館におきましては、現在先ほどのしんぶん赤旗については配架をしていたということでございます。

ただ、この新図書館におきましては、やはり先ほど申し上げました図書館の蔵書計画というものの、そうしたものに基きまして複数の配架というものを検討しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

基本的に、何というのかな、片方という言い方も、僕は共産の赤旗新聞に最大限配慮してしゃべっておるんですね、これでも。何というのかな、それを置くということ自体、政党新聞を置くというのは子供が目にするものなの。だから、子供が目にするものやったら、両方とも平等に置くべき。何があってもするべきと違いますか、違うのかな。そんなん、もろうておるから置くなんて、それは僕はあまりにも甘え過ぎじゃないかなあと思うんですけど、どうなんですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申しあげました政党機関紙の配架につきましては、寄贈ということもあろうかと思ひますし、購入するというのもあろうかと考えております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

何年かにわたって寄贈してもろうておるんですね。

これは市長、どうですかね。ひとつ赤旗新聞に敬意を示して感謝状を贈ったらどうですか。これまで長い間、いろんなイデオロギーと思想を亀山市の市民に与えてくれてありがとうと感謝状を1枚贈ったらどうですかね。そういう気はないのかな、本当に。

それについていろいろあると思うけど、それぐらい僕はずうっと置いたのと違うかなというのを、僕は山本部長の時代から、僕はこれは言い続けてきたことやと思う。

1つこれは参考までに、今、僕は最後の4年前にこの市庁舎での販売を言いました。それは今なくなると。なくなって家に配達するようになりました。電話で、それはどうやったんやと。これも3月にしようと思っておるんですけども、いろんな手紙やいろんなメールがやってくる。その集金方法はどうなっておるんやと、絶対これは言うなとかという話は聞いた。いろんなところで聞いてきた。メールが来るの、何で僕のところに来るのかが分からない。だけど、来るから今度一遍します。

だけど一応、その赤旗新聞について、1つこういうのが今朝メールで来たので、一応紹介をします。

質問主意書。参議院議長 尾辻秀久殿。

鈴木宗男さんからの主意書、日本共産党と破壊活動防止法に関する質問主意書、その中で、閣議決定をされた、閣議で出されたこと。

日本共産党は、日本国内において破壊活動防止法第4条1項に規定する暴力主義的な破壊活動を行った疑いがあり、また、同党のいわゆる「敵の出方論」に立った暴力革命の方針には変化がないものと認識しており、現在もこの認識に変わりはないということが、この間12月6日付で出てきたというようなメールで送られてきました。

それについて、原田部長にお伺いします。

職員について、家に配達、それは内心の自由ですので、どこを支持しようが何しようが僕らには

構わんことですけれども、そういうのがあったのかなかったのか。ないと言うつもりでおると思うんですよ。そうしたら、それをお答えください。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職員に対する自宅へのということにつきましては、個別の勧誘ということでございますので、職員個人の契約につきましては、勧誘があるかどうかにつきましては把握いたしておりません。ただ、平成30年9月の定例会で、議員のご質疑の中でもございましたが、市の庁舎内におきましては市の事務事業と関係のない物品の販売、宣伝、勧誘、その他類似する行為につきましては庁舎管理規則におきまして禁止をされているので、そういったことは現在は確認いたしておりません。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

基本的に僕が言いたいのは、立場を利用して物を売ること、それが一番、そりゃあ読みたい人、あっ、僕は共産党さんの信者ですの売ってください、僕は読みたいんです、これを読んで網羅して頑張っていきますという人がおれば、僕は賛成で、頑張れ頑張れと言いますよ。だけど、それが今、そういうので勧誘されて嫌々取ったというのがあるわけ。そうしたら、そういう事例が出てきたら、知らん知らんと原田部長は言われますけど、そうなったらあなたは責任を取るのかという話になるわけ。今は、全然知らん、それはもう把握しておらへん、個人の自由やって。個人の自由さ、そんなことは分かっておるけれども、それをそのままにしておいてええのかなというの。あんたの子分やろう、みんな。市長の右腕は副市長か分からん、左腕は部長なんやでき。その後輩が嫌やというやつがおれば、それは介入するべきや、何でも。新聞だけ悪いけど取ってくれへんかな、しょうがないで、そんな議員に言われればとなるのよ、基本。

それやったら、俺も新聞をつくるで買ってくれんのかなとなってくるの。だけど、僕は公党でも何でもなくて、そんなことはできやんけれども、そうなってくると、あなた、そういう事案が出たときはどうするの。そこを聞いておかんと次に、次にというか、今度には進めないと思います。どうするの。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職員に対して強要といいますか、そういったことで勧誘があったらどうかということですが、そういったことにつきましては、本市では令和元年度に職員のコンプライアンス条例を制定しておりまして、その中で、働きかけ行為につきましては報告をするというふうなことになっております。現時点でそういった報告はございませんが、仮にそういったことがありましたら、そこはきちんと確認はいたしたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

ちょっと原田さんが間違えておるのは、強要じゃないと思う。それは一応、強要やったらすぐそんなの出てくるんやでさ。その辺が何か地下に潜ったなあという感じになってきておるもので、そのことは裏は取ってあるんやでさ、今振りの段階で、次、またさせてもらいますわ。

まあその辺のことは市長もよう考えてね。そういうことはあるんやで、知っておってもみんな知らん顔やでさ。御身大切やで嫌なん、部下を守るとか若い人を守るといふあれがないやんか。若い人がどれだけ悲鳴上げておるの。そんなん読みたい人は読みゃあいいだけの話なんやでさ。僕はそんなのにはそうと言うだけの話ですけど、嫌な人だっておるわけ。強要じゃないよ、働きかけがあるんやなあと僕は思っておりますので、その辺、自分の若い人のことは市長がちゃんとすべきやと僕は思います。次に行きます。これは今度裏を取って、話をさせていただきます。今日はここで終わります。

そうしたら、通学路の取組についてお聞きしたいと思います。

これもずうっと前から、僕、言うてきた太田橋の右岸の舗装、何にもしないし防犯灯もついていない。これはいつになったらできるのという話をまずそこから。

教育長としゃべったこともないしあれやけど、教育長に聞きますわ。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

私も市の教育委員会のほうに9年ほど前、在籍しておりまして、そのときに、この今議員ご指摘の該当箇所について質問を受けたりとか、その対応で県の土木の方と地権者の方のお家へ一緒に行って、少しでもその内容が進むように……。

（「地権者って堤防の地権者のことか」の声あり）

○教育長（中原 博君登壇）

申し訳ないです。地権者の、堤防じゃなくて、その横の代替のための通学幅を確保するための土地の話でした。すみませんでした。

長きにわたって、子供たちの通学のために心配していただきまして、どうもありがとうございます。亀山市において、通学路の交通安全対策につきましましては、議員もご存じのように、通学路の交通安全プログラムに基づいて実施しています。その箇所についても、中部中学校のほうからも要望が出ているというのは認識しております。ずうっとその内容を県のほうと話し合いなり、進むように努力はさせていただいておるところですけれども、当時私がおるところに比べると、舗装はされてはいませんが、あれはバラスというんですか、砂利を敷いていただいて、ちょっと圧をかけていただいて、少しでも自転車が通りやすいようにしていただいたり、ちょっとあそこの歩道とか自転車道が通るための切れ目の部分が少し空き地があるところはきれいにガードパイプのようなものとか、一般車両がその堤防に入って、自転車が通行すると動線がぶつからないようにというような様々な配慮をしていただいたのも、議員をはじめいろんな先生方のご努力かなというふうなことで、着任する前からずうっと思っております。引き続き、それ以上のことが現在進んでいないわけですが、粘り強くまた県の担当であるとかに協議というか、お願いといいますか、やっていきたいなとは思っております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

何回でも言うんで。片一方だけ舗装して、左岸のほうを舗装して防犯灯を立てて、こっちは真っ暗闇を帰るわけよ、右岸のほうは。バラスを敷いて、そのときの話が、バラスを敷いておきゃあええやろうというぐらいの話レベルで、僕は聞いた。その地権者という歩道の話は、いろんな事情があったというのも僕は聞いて、今ちょっとえらいのかなというのも理解をしておる。だから、そんなこと一つできないのと知事に言いにいけばいいんじゃないの、自分の足元やんか。自分の足元も見られないのかねと。それか、市でやって請求書を持っていったらええやんか。そんなばかな話ないんちゃうの、ずうっと放って、ずうっと僕見ておるんやけどさ。

バラスって何年、あれは5年前に敷いてもらってそのまま今ぼこぼこになっておるわけ。これが通り抜けさせたらあかんでどうのこうのと、真ん中に棒が通ってどうやって車が通り抜けできるの。支離滅裂、県が言うておることは。市がと言うておらへんやに。だから、あなたはそれに関わったんやったら、最後までけつを拭かなあかんわさ。県やったら県に、おい、何とかせえよと、何とかしてくれよとって言うたらええやん。俺の立場がないわと言うたらええやんか、そんなん。そこだけして、防犯灯を立てる気もないのかな。もう一回お伺いするわ。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

バラスの敷き加減ですけれども、私も気になりまして、1週間ほど前、現地へ行って、自転車は持っていきませんでしたけれども、少し歩いてみて、議員が言われるように、ちょっとわだちも真ん中のほうに草も出てきて、中学生ですので、高速であそこを通過すると、ちょっと心配な部分もあるかなあというのは感じなくはないです。自分の子供もあそこを通過しておりました。反対側の河川のほうは、野元坂のほうから下りてくるのにずうっと舗装がしてあって、防犯灯も中道のほうにも川崎の太田のほうにもしてあるのはよく知っております。そのこのっち側になぜそれが立てられないのかというのは、県の河川の関係の部署の見解ですので、そんなことは言うておるものの子供たちは実際に通っているの、何とかなるように私の力で、言うてどうなるか分かりませんが、関係の方と一緒に機会を設けてお願いを引き続きしていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願ひします。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

今後ともどうぞと言われても、僕も困ったもんやもんであれですけれども、やるまで僕は言い続ける、これは。ずうっとこのままや、何年も何年も。うちの子供もそこを通過しておったわけやし、真っ暗。それから、野元坂ってすごいローカルな話なんやけど、そこもライトがついておるけれども、3つ倉庫側、あそこだつて夜は真っ暗やんか。草が生えっ放しで、歩道も、やりっ放しやんか。そういうのは、うちのほうを見ないと子供の側を見て教育長にはやってもらいたいと思ひます。うちらは応援はするで、県にどンドン言うていってください。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

8番 高島 真議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時48分 休憩）

（午後 1時59分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 今岡翔平議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

3点、テーマとして上げさせていただきました。新型コロナウイルス感染症と子供たちの生活についてと市職員の旧姓使用について、それから市職員の定年延長制度の整備についてというところ
です。

本会議場で質問をするのが久しぶりなので、少し緊張しておりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず1点目ですが、保育園、幼稚園及び小・中学校のマスク着用についてというところなんですけれども、医学的・科学的にマスク着用というのが感染対策に効果があるということで実施をされていると思うんですが、その点と保育園、幼稚園、小・中学校のマスク着用方針をお伺ひしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

7番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

宇野教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

まず最初に、医学的・科学的根拠がございますけれども、市としましては、マスクの着用につきまして厚生労働省、文部科学省、それから三重県等から発出されるガイドライン、通知等に基づき、市内の学校等に対する基準を定めております。基となる国のガイドライン等は、専門家の意見や医学的・科学的な根拠に基づいて作成されていることから、マスクの着用につきましては、感染防止対策において一定程度効果があるものと認識をしております。

なお、保育所については、担当と替わります。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在の公立保育所等でのマスクの着用基準につきましては、2歳未満はマスク着用は勧めない、2歳以上についてはマスクの着用を一律に求めないが、施設内において感染が生じている場合等には、施設管理者の判断により、可能な範囲でマスクの着用を求めることが考えられるとしております。本年5月20日に厚生労働省より発出された通知に基づいております。

実際の保育中における子供のマスク着用につきましては、通常時には子供自身の意思により着用

する場合もございますが、体を動かすことが多い活動時におきましては、マスクを外すように声かけをしております。このように、子供に対しましてはマスクの着用を必須とはしておらず、保護者等に対しましてはその旨をご理解いただいております。しかしながら、保護者等が参加する行事につきましては、感染症対策上のリスクに配慮が必要な状況となることが考えられますので、参加者へのマスク着用をお願いしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

続きまして、幼稚園のマスク着用の方針でございますが、学校等のマニュアルやガイドラインを参考にしつつ、幼児の発達段階も考慮して、保育所の方針に準じた対応を行っています。

続きまして、小・中学校におけるマスクの着用でございますが、市としましては、学校における新型コロナウイルスに関する衛生管理マニュアル、それから学校等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等において示しているところでございます。具体的には、屋外においては季節を問わずマスクの着用は原則不要としています。ただし、人との距離、これは目安2メートルとされていますが、保てず会話をする場面においては着用するように促しております。また、屋内において、身体的距離、これは目安1メートルでございますが、十分取れないときはマスクの着用を促しています。十分な身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は着用の必要はございません。

なお、マスクの着用については、場面に応じて着脱ができるよう指導するとともに、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように丁寧に取り組んでいるところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡翔平議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

方針、聞かせていただきました。

今回ちょっと通告で上げたんですけど、マスクとの付き合いというのが、第8波というのがもう広がってきますよというふうには言われてはいるんですけども、マスクをしていると、今の私もそうですけど、顔全体が見えなくて、表情が全て分からないというところが問題になってきたりとか、あるいは息をするのがしていないときよりもきついから、全ての子供たちがマスクをずうっとつけていられるわけではなくて、やっぱりちょっと健康上苦しいという話も聞いたりします。具体的にいうと、マスクの着用というのがすごく甘いんじゃないかと。まだまだ新型コロナウイルスというのは怖い存在であって甘いんじゃないかという声も、それから、私はふだん子供たちにスポーツを教えていたりするんですけども、さっき小坂次長からも、運動するときなんかは外していいよということを言っているということだったんですけども、私も大抵運動するときには外していいよということを言うと、100%の子供たちがマスクを外すことはないです。やっぱり、例えば10人いたとしたら2人や3人ぐらひはマスクをしたまま。でも、やっぱりさっき宇野参事もおっしゃられたように、こっちも、マスクどうなん、取ったらどうなんという強要もなかなかできないというところが難しいなあというところなんですけれども。

小・中学校についても一度伺いたいんですけども、スポーツしているときというのは基本的

にはやはり外してもいいよという方針なんですか。

○議長（森 美和子君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

運動時における対応としましては、文部科学省から出された通知ではありますが、学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性というのがありますが、それを踏まえまして、体育の授業や運動部活動中においてはマスクの着用は求めないということになっています。ただし、運動している場合においても、本人の意に反してマスクをつけるとか外せと、そのような無理強いはしないことになっておりますので、それについても各学校でそのように取組を進めております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

ちょっと視点を変えて、例えば中学校の部活なんですけれども、部活って練習もしますが、もちろん試合とか、さっきの質問にも通じるかもしれないんですけど、子供たちの場合やと学校の名前というのを背負って競う試合というのもあると思うんですけど、そういう部活動の公式戦のようなものでもやっぱり、特に運動なんですけど、マスクってなかなか100%外し切れていないという状況なんですかね。様子をお伺いします。

○議長（森 美和子君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

学校からも、屋外の活動、それから体育または部活動においてもマスクを外したがる児童・生徒がいるということは聞いております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

そういうことなんです。部活だったり、成績、試合の結果なんかがかかってきているところでもマスクが外せない子がいるというのが現状ではあるということなんです。

では、主に教育委員会に市民からの問合せなんかを聞きたいんですけども、まずマスクの着用が教育現場なんかでは甘いんじゃないかという指摘というのはこれまであったんでしょうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

マスクの着用に関しまして、屋内外に関わらずマスクの着用をもっと徹底することを求める意見は確かにございました。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

それでは逆に、本当はもっとマスクを取りたいけれども、なかなか外せる状況じゃないけど、何とかならないかというような問合せは届いていますか。

○議長（森 美和子君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

議員がおっしゃるような問合せについても、現にございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

保育現場について伺いたいんですけども、保育現場では保育士の先生方はマスクを着用されているのかということと、あとさっきのどっちが大事か大事じゃないかということも難しいですけども、保育園において、特にその表情が全部見えるというのは教育上、保育園、幼稚園でそういう年代の子たちに表情が全部見えるというのはすごく大事だと思うんですけども、その辺の保育士さんのマスクの着用と教育に関するバランスってどういうふうに考えられていますか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

保育所等では、保育者は通常はマスクを着用して保育をしておりますが、屋外での活動時には外すこともございます。マスクをしていることの子供の発達への影響でございますが、現時点で大人のマスク着用と子供の言語獲得の遅れ等、発達の中の明らかな関連性を示す信頼性のある研究結果は報告されておられません。また、マスクをしていることでなかなか表情が読み取れないということもございますが、マスクをしていることでふだんより大きな声で、ちょっと声を大きくして言葉かけをしたり、表情をちょっと大げさにするなどの工夫をいただいているところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

それでは、2番目の黙食についてという項目に入っていきたいと思います。

これは、主に小・中学校について聞いていきたいんですけども、給食のとき、こういった指導になっているのかお伺いをいたします。

○議長（森 美和子君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

文部科学省が定める学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにおきましては、給食は感染リスクが高い活動とされています。指導につきましては、飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話は控えるなどの対応が必要だと記載をされています。

ただ、つい先日、11月25日でございますが、厚生労働省が定める新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が変更されまして、変更前に記載があった飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、

会話をする際にはマスクの着用を徹底すること等を促すという記述が削除されております。これを受けて、文部科学省も必ずしも黙食の徹底を求めているとする通知を出しているところでございます。現時点におきまして、学級の規模によって、または座席配置上の工夫や、適切な換気の確保などの措置を講じた上で、給食の時間において児童・生徒間の会話を行うことは可能だと考えております。ただ、学校や学級の感染状況も踏まえての実情に応じた対応となっております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

そうですね、私が通告を出してから黙食に関する基準って変わったというか、そういう記述が削除された方針になったかなと思います。

先ほど答弁でもおっしゃっていただいたんですけども、一般質問で櫻木議員のほうからも、3強8弱についてのお話がありましたけれども、8弱のほとんどの学校は1学年1クラスでそんなに人数もいないと。そんなに人数もおらへんし、スペースもいっぱい取れておるのに、何で黙って給食を食べやなあかんのかなあというようなことも保護者さんから相談を受けたりしております。

では、3番目の学校間の感染防止対策の違いについてというところに入っていきたいと思っておりますけれども、結局、この学校についての防止対策の方針、これは誰が最終的には決めている形になるのでしょうか。

それから、この対応を学校間、さっきも少し答弁があって、感染の状況によって変わることがあるというふうな話やったんですけども、あの学校はこうしておるけど、うちはちゃうというような話、対応が違う、そういうことってあっても仕方ないと考えられているのか、2点お伺いします。

○議長（森 美和子君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

学校の感染対策につきましては、国や県のガイドライン、通知等に基づき、市教育委員会が学校等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを定め、学校等において基本的な感染症対策を行いつつ、感染症の拡大の防止に努めているところでございます。その上で、具体的な感染防止対策につきましては、学校や学級の規模、感染状況によって学校長が判断しているというのが現実でございます。

これは、全ての学校等が同一の対応を行うとすれば、より規模の大きな学校、それからあるいは陽性者が多発しているような感染状況が厳しい学校に合わせる必要が出てまいります。したがって、現状におきましては、全く陽性者が出ていない学校にも厳しい対策を一律に求めるということは現実的な対応とは言えないことから、市内で一定の基準による基本的な部分を定めつつも、一方で各学校の規模や感染状況に応じて学校が判断できる部分も残しているのが現状でございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

学校が決められるということは、校長先生が最終的に判断をするということですよ。そこだけ

確認です。

○議長（森 美和子君）

宇野参事。

○教育委員会事務局参事（宇野 勉君登壇）

最終的には、学校の状況に応じて学校長が判断をするということになります。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

この項目の最後に、先ほど私のほうも、例えばマスクに関してもどっちの考え方の方からも意見をもらったりとかしている中で、亀山市として感染防止対策とやっぱり教育への影響のバランスというのがなかなか判断が難しいところかなと思うんですけども、その辺りどういうふうに考えられているのか、教育長にお伺いをしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

新型コロナウイルス感染症が始まった頃には、本当にみんながその感染症に、恐れ、本当に命を守るという最優先の課題で、当時は2月の下旬でしたか、全校一律の臨時休業になったりとか、物すごい対応があつて、それからいろいろ感染症の元は変わりましたが、ずうっとマスクや換気や体調管理、熱中症対策、様々な取組、休校に対する取組も、それからそんな中で学びを保障するためにICTをちょうど導入するタイミングであったために一気にそれが進んで、1人1台タブレットが配付されたということで、いい部分と悪い部分様々あります。

先ほどから議員がご指摘のマスクの着脱というか、着用についても、私は物すごいこれから子供たちへの影響があると思います。外ではマスクはもう無用ということで、学校でも話はしていますが、これは大人も一緒です。外ではマスクをしなくてもいいけれども、朝、市役所の前の温度計が昨日は5度で、今日は6度でした。その近くを歩く人、子供も大人もみんなマスクをしています。これは寒いのかも分かりませんし、外せないのかも分からないんですけども、様々な理由でマスクが私たちの生活にもう完全に息づいてしまったということで、やがてこの感染症が治って、自由なというか、ふだんどおりに戻るときに、果たしてこのマスクがどうやって外れていくのかなあというのが非常に心配ですけども、やはりそれは教育の力というか、みんなですべて顔の表情を見て、友達の笑顔や悲しんだ顔とか、いろんなものを表情で判断しながら、思いやりや気づき合いや心配りやいろんなことを学んでいく。先生の顔を見て喜んだり、友達、お母さん、お父さんの顔を見て成長していくということで、感染症とはまだまだ付き合っていかなければなりませんけれども、そういった表情の部分のバランスとかということも考えながら、表情から来る子供たちの成長ということも考えながら取り組んでいただきたいと思います。

同時に、せっかくICTが充実しておりますので、そういう新たな勉強での学びということで、そういうふうな学びの継続といいますか、向上というのをも進めていきたいなというふうに感じております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

教育長からまとめをいただきましたけれども、なかなか私もこうしたらという話というよりは、今どういう現状でどう考えていますかねというような質問の持っていき方になってしまうんですけども、やっぱりまだまだこのウイルスとの付き合いというのは続いていくんだなと思っておりま

すので、引き続きしっかり議論していければなあというふうには思っております。

次の項目に入っていきたいと思います。

市職員の旧姓使用についてというところです。

まず現状について、亀山市役所では旧姓の使用は可能なのかお伺いをいたします。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

旧姓使用に関してでございますが、本市におきましては、現在基本的には使用は認めておりませ

ん。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

使用できないということなんですけれども、それは、何ていいますか、どんなルールによるものかということと、あと亀山市独自ですかという質問なんです、全ての自治体の役所全部で旧姓って使えないものですかね、まずお伺いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

どのようなルールということでございますが、特に使用できないとそういったことの明文化というのはございませんが、現在、婚姻などによりまして戸籍上の姓が変わった場合には、人事担当に氏名変更届という様式がございまして、それと別途共済組合に、これは健康保険とか年金とかに関係するものでございますが、そこへも変更届を提出していただきます。その後、庁内システムにございます職員の名簿の姓の関係の変更をいたしますし、通常業務時に私どもが着用しております名札関係等につきましても変更を行っております。そういうような状況でございますので、ルールと

いいますか、通常そういった届出に基づきまして、姓が変わったということで手続をしておるものでございます。

それと、この手続につきましては、市独自かということでございますが、当然共済組合に関係するものにつきましては、他の自治体も同様でございますが、どのような書式で手続をしているかということにつきましては、それぞれの自治体、市で違うと存じます。

それともう一点、ほかの他市ではどうかということでございますが、県内他市におきまして、亀山市以外の13市中9市が旧姓使用を認めているということでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

職員さんから、旧姓を使いたいという申出というのは今まであったんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

過去に何件かはございました。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

それでは、資料を作ってきたんですけども、提示をお願いします。これは、私が想定をして作った、本当に空想の会話のやり取りです。

市民Aさんが、ある担当部局の窓口にやってきました。窓口の職員Bさんの名札を見ました。

市民Aさん、Bさん、こないだと名字が変わっているけど、もしかしたら結婚した。職員B、実はそうなんです。先月入籍しまして。

市民A、そうなんだ、おめでとう。Bさんもなかなかやるね。そんないい人いたの。職員B、苦笑いしながら、1年ぐらいお付き合いしていた方がいまして、その人とです。

市民A、次は子供だね。やっぱり女の子は子供ができて何ぼだもんね。職員B、はい、もうお互いいい年なんで早いうちにとは思っています。

市民A、いや、早くしたほうがいいよ、本当に。亀山市のためにも3人ぐらいぼんぼんって。職員B、はい、分かりました。で、Aさん、今日のご用件は何でしたか。

というような想定の手紙を作ってみました。

これは、繰り返しになりますけど、実際にこういうことを言っていた、言われていたという現場を目撃したわけではなくて、もう本当にこういう会話のやり取りをつくって見たんですけども、この資料の中で番号がつけてあります。

市民Aが発言したせりふに、1から4番まで番号をつけてあるんですけども、この市民Aが発言した言葉の中で、職員Bが傷つく可能性のあるものというのはどれだと思われるでしょうか。お伺いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今お示しいただきました資料、1から4の印象というか、私の感じ方といたしましては、これは当然市民Aさんと職員Bさんの間柄、どういった関係性といったことにも影響あるかと存じますが、いずれも公務と全く関係のない職員個人のプライバシーに関することとございますので、感じ方はその職員Bに、人それぞれの部分もあるかと思いますが、1番から4番まで全て傷つく可能性はあるというふうに存じます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

私と認識が同じで安心をいたしました。

特に1番の結婚をしているかしていないかという話なんですけれども、特に海外なんかでは、日本でもそうってきているんですけれども、結婚をしているしていないかということについては触れないというのが当たり前になってきます。結婚ってええ話やんかと思うんですけれども、そう思えた方はこれを、この結婚の文字を離婚に変えてみると、また見え方が違ってくるかなあとと思います。

2、3、4はもう当然、子供を産まないというふうに決めた方だったり、例えば、Bさんが望んでも子供に恵まれていない人だったらどんな印象を受けるかなというところなんですけれども、で、あくまでこの資料というのは会話を端的にする、ここで例示として上げるために端的にしているやり取り、最小限なんですけれども、もしかしたらもっと踏み込まれて、職員Bさんがすごく嫌な思いをする、傷つくというようなやり取りもあるのかなというふうに感じます。

そもそも、名札を見て名字が変わっておってこの会話は始まっているんで、例えば旧姓使用ができれば、この会話自体がもう発生しない。そういう意味で、職員さんを守ることができる一つになるかなと思うんですけれども、亀山市でもこの旧姓使用を導入することに何かデメリットというのはありそうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

旧姓使用のデメリットにつきましては、当然先ほど申し上げました共済組合関係の保険証など、法的に使用が不可能なものもございますが、通常業務におきまして、名札等において使用することに関しましては大きなデメリットはないものと存じます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

私、実は役所でも旧姓使用しておるやんというふうに分かったんで、県の職員さんと関わりがあってよく分かったんですけれども、県ではこれ平成12年に旧姓使用を導入されているんですけれども、県といえば市長だと思うんですけれども、市長、こういった県庁での状況を踏まえて、市役所への導入というのは考えられなかったのか、その辺り、考え方をお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今議員ご指摘のようにちょうど三重県においては、今12年とおっしゃられました、北川県政の様々な改革の過程でそれを実現したのは非常に鮮烈に印象に残っておりますし、他府県においてはさらに早い都道府県も存在をしておったというふうに思います。あわせて、全国の市町村においても、平成十三、四年ぐらいからその環境を整える、そういう自治体も存在しておったと、そのように今、改めて振り返っております。

本市におきましては、実際に今問題提起いただいておりますが、そのような議論というか、あんまり接する機会がほとんどなかったというのも実態だったというふうに思っております。いずれに

いたしましても、これは職員のニーズ、時代の背景を考えますと、本市においても当然旧姓の使用については、いわゆるその当人の選択制のような形で、それが一番ベストではないかというふうに思いますので、議員のご指摘、この機会にしっかりと、しっかりとというか早急に検討していく必要があるのではないかというふうに感じております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

もちろん市長もおっしゃられるように選択、結婚なり離婚なりその他の理由で姓が変わったけれども、戸籍と自分の職場での姓を一致させたいという人もこれはこれで尊重はしていただきたいというのも思いますので、前向きに何とか進めていただければなというふうに感じております。

続いて、次の項目の質問に入っていきたいと思います。

市職員の定年延長制度の整備についてでございます。

私、ちょっと通告を少し間違えていまして、これ何かというと、今回の議案の定年の引上げ制度について、議案質疑でするまでもないけれども、少し疑問に思う部分があるので聞きたいなということで通告させていただきました。

用語が紛らわしいんですけれども、今回の議案に該当する改正は定年の引上げなんですけれども、私が気になっているのは、ちょうど例えば議場には教育部長もいらっしゃいますけど、教育部長、今60歳の定年を延長して、定年延長、勤務延長をして今議場にいてもらっていると思うんですけれども、今回の定年の引上げとこの定年延長制度が矛盾をしないのかというところが少し気になりました。

管理監督職勤務上限年齢制という部分ですかね。60歳を超えた人というのは、基本的に管理職から外していきますよというような内容なんですけれども、それが定年引上げなんですけれども、定年延長のほうは、今現実問題として60を超えた人をまだ管理職としておってほしいということで延長しているという方が実際にいるんですけれども、まず従来使われてきた定年延長、勤務延長のほうは該当している職員さんって大体管理職の人だったんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りのまず現状をお伺いします。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

通常、私ども、これまで現行の制度で定年延長と言ったりしますが、これにつきましては条例上の退職の特例の適用によります。私どもは、先ほど議員もおっしゃいました勤務延長というふうなことで通常使ったりするんですが、そういった勤務延長を適用した職員につきましては、私が把握している限りでは管理職ということで考えております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

すると、この新たに改正をされる条例と現実というのがかけ離れてしまっていないかというところを懸念するんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

私が先ほど申し上げました勤務延長制度と今回の条例提案をさせていただいております定年引き上げの制度が矛盾するのではないかと存じますが、現在の退職特例による勤務延長につきましては、亀山市職員の定年等に関する条例第4条、これは先ほど言いました定年による退職の特例という項目でございますが、に基づき、該当する職員が従事する当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、公務の運営に著しい支障が生じることを防ぐために行うものでございますので、先ほど申し上げました管理職などで特別の理由がある場合のみ適用を今までしております。

一方で、国家公務員の定年引き上げに伴う今回の定年引き上げ制度は、能力と意欲のある60歳を超えた高齢期の職員の知識、技術、経験を継承するため、管理監督職につきましては、先ほどもありましたが、管理監督職勤務上限年齢制ということで、いわゆる役職定年となりますが、そういった管理職を含む全職員の定年そのものを65歳まで引き上げ、60歳以後の高齢期の職員が定年まで安心して職務に従事できる職場環境等を整備するものでございます。このように、現在の退職の特例による勤務延長制度と条例改正により定年引き上げ制度は、背景や趣旨が異なるものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

すると今後、この私が気になっている定年延長、勤務延長の制度というのは、実際問題どういふふう運営されていくんですかね。何歳以上とか、そういうターニングポイントを含めて伺います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の定年引き上げ制度におきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、60歳を超えた職員は役職定年することとなりますが、改正後の亀山市職員の定年等に関する条例第9条におきまして、管理監督職勤務上限年齢（役職定年）による後任等及び管理監督職への任用の制限の特例として、高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への後任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずる場合などについては、これまでの勤務延長と同様に1年を超えない期間内で管理職として勤務できることと規定いたします。したがって、現在の勤務延長制度につきましては、条例改正後についても同様の制度が引き続き存在することとなります。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

例えば、この定年延長、勤務延長と定年引き上げの兼ね合いで、実際もう何歳以上は管理職にならないんですって、そういうこととは分かれますか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現在の勤務延長は3年を限度にということでございまして、それと同様に、60歳から63歳まで、63歳までは管理職として勤務できるという特例がございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

やり取りなんかでも確認させていただいたんですけれども、そもそも条例の大まかな、一番大きな趣旨として、優秀な60を超えた人材を残しつつ、その力を残してその力を借りたいということで今回の条例が改正される中で、定年延長、勤務延長というのはもうほぼ例外的な扱いで3年を上限に適用していくということで、63歳までということになっていくということでありました。

私の個人的な考え方でいくと、人物とその役職、ポジションというのはなかなか年齢でくれるもんでもないのかなと。若い人でも、年齢を重ねた人でも優秀である人もいるし、そのポジションにすごく適している人というのはいるんじゃないかなという考えの下で質問をさせていただきました。

職員さんが生き生きと、能力、やりがいに応じて配置をしていただけるというようなことを祈念いたしまして、今回の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

7番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時44分 休憩）

（午後 2時54分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 中島雅代議員。

○5番（中島雅代君登壇）

中島雅代でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、投票率向上に向けての取組についてでございます。

投票率の向上に取り組むことは、政治への関心、つまり市民自身の生活への関心を高め、生活を根本から考える、よりよい生活につながるのだと思っております。しかしながら、投票に行かないという有権者の方は数多くいらっしゃいます。これは、関心がないのか、それとも行きたくても行けない、行きづらい状態にあるのか、しっかりと分析をして、少しでも多くの市民の方に、自分たちの暮らしを考えて、自分たちの代表ですとか代弁者を選ぶ際によりよい選択をしていただきたいと思います。

そこで、幾つか質問をしていきたいと思っております。

まず現状について、近年の投票率の傾向をお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

5番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

豊田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

近年の投票率の傾向ということでございましたが、昨年度と今年度で既に4つの選挙が執行されておりますが、その投票率を順に申し上げさせていただきます。

昨年、令和3年9月の三重県知事選挙の投票率が亀山市内で42.2%、その翌月の令和3年10月の衆議院議員総選挙の投票率は55.57%、今年度に入りまして、令和4年7月の参議院議員通常選挙の投票率は53.5%、そして先般10月の亀山市議会議員選挙の投票率が50.96%となっております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

少ないものと42%、多くても55%ということで、半数程度の方が投票に行っていないということだと思います。

投票に行くということは、生活全般に直接関わることを自分で決めるということだと思います。何もしなくても自分にとって適切なサービスというのが自動的に受けられるわけではないと思います。市民自身が自分たちの生活をどんな生活にしたいのかということを考えて、選んでいく必要があると思います。

投票に行かなければ自分の思いを伝えることはできませんし、投票に行かなければ自分の思いだとか状況に反する事態になることも考えられます。そうならないために、有権者の意識を向上させて、投票率というものを向上させていくべきだと思うんですけども、市ではどのような認識をお持ちなのか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

議員おっしゃいますとおり、選挙は自分たちの代表を選び、自分たちの意見を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。たくさんの方々に投票していただき、投票率が高く、民意が反映された状況が望ましい状況だと認識しております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

それはもちろん高いほうがいい、民意が反映をされているほうがいいということだと思うんですけども、やっぱり今までの選挙の結果を見ましても、投票率というのは様々な条件で上下をしていくことから、やっぱり対策というところは難しいかなあと思うんですけども、だからといって手が打てないというわけではないと思います。諦めてしまっただけは状況は変わりませんので、手を尽くして効果を探っていく必要があると思います。

当然、そのための啓発というのはしていると思うんですけども、これまでの啓発の方法、それから費用、それに対する効果についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

選挙に関する啓発には大きく2つございまして、選挙のないときでも常時行う啓発と、それから選挙時の啓発があるところでございます。

まず常時の啓発といたしましては、選挙啓発費といたしまして今年度は17万円の予算を計上しているところです。その主なものといたしましては、市内小・中学校を対象に募集する明るい選挙啓発ポスターの参加賞等に要する経費、また新成人に対する啓発物品購入費などが含まれております。

また、選挙時の啓発といたしましては、ウエットティッシュなどの啓発物品購入費、懸垂幕作成費、マグネットシート作成費、広報車巡回用アナウンス媒体作成費、選挙公報折り込み料などがありまして、今年7月執行の参議院議員通常選挙では予算額39万円、10月の市議会議員選挙では予算額38万6,000円となっております。

選挙啓発に関して従来からこのような取組を行っておりますが、この取組を行ったので投票率が何%上がったといったような具体的な分析や検証には至っておりません。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

啓発の方法についても、私が子供の頃から、もう小・中学生のときには明るい選挙のポスターというのはあったと思いますし、マグネットであるとか、昔からあって、そんなに変わらないのかなあとと思いますし、それにもかかわらず検証だとか分析は特にはされていないということなんですけれども、今やっている啓発の方法というのは有効であるのか。特にこの亀山市民に合った方法であるのかというのはやっぱり大事だと思うんですけども、その投票率を向上するための方策と申しますか、そういった議論というのはされてきたんでしょうか。それから、そもそもその議論をする場所であったりとか、組織であったりとか、そういうものは存在するのでしょうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

選挙管理の直接担当機関として選挙管理委員会がございまして、選挙管理委員会が選挙に関する事務を管理する中には、選挙に関する啓発や周知も任務の中に含まれているところでございます。毎月開催している選挙管理委員会では、法で定められた議案審議以外に、周知・啓発に関する議論も行っているところでございます。

また、啓発に関しましては、自治会、まちづくり協議会、女性団体等の代表者や一般市民から成る亀山市明るい選挙推進協議会という組織がございまして、現在、委員は39名で、委員の方々には期日前投票所の投票管理者や投票立会人を担っていただくほか、市議選や市長選の際には駅前や商業施設での街頭啓発を行っていただいております。そのほかにも、明るい選挙啓発ポスターの審査

もお願いをしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

選挙管理委員会で議論はされている、そして明るい選挙推進協議会ですか、そちらのほうでも啓発をしていただいているということなんですけれども、特にその議論をしていると言うけれども、検証や分析をされていないということなので、どんな議論になっているのかとちょっと気になるところなんですけれども、ただ、今までされてきたことというのが亀山に有効な方法であったかなというのは本当に疑問で、これからやっぱり亀山の投票率についての原因の調査であったり、分析というのは必要だと思います。それに、アンケートであったりとか、後追い調査というところが必要になってくるのかなと思うんですけれども、投票をした理由、もしくは投票しなかった理由というものを細分化して行って分析ができれば、対策というものを取れると思うんです。

例えば、その中で投票所が遠いだとか、不便であるとか、そもそも投票の仕方が分からない、関心がないという、それぞれ分析ができれば次の手というのものも、それこそ、その選挙管理委員会で議論というところも内容が変わってくると思うんですけれども、見解のほうはいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

これまで市独自のそういった調査やアンケートはしてきていないところでございますが、若者をはじめとした投票率の低下は全国的にも共通する課題の一つでございます。既に国が行っている意識調査やデータを活用しながら、市の選挙管理委員会としてどういった検証ができるのか、今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

でも、全国的なというか国の傾向に合わせていても、この亀山に有効であるかというのは、やっぱり亀山で調査しないことには分からないと思いますので、ぜひ検討のほうをよろしく願いいたします。

次に、投票所についてでございます。

投票所の利便性について、先ほども言いましたけれども、この投票所が遠いだとか不便ということに関しては、まだ改善の余地があるんじゃないかと思うんですけれども、先日、新議員の質問の中で、投票所の場所の設置ルールに関して、周辺の人口が3,000人または投票所までの距離が3キロ以内というルールがあるという答弁だったんですけれども、今後、ミニ開発とかを今されていますけれども、人口の分布が変わったりしたりとか、また今住んでいらっしゃる方も高齢化が進んで、投票所までの距離ができるだけ短くて済むように投票所を増やしたりだとか、場所を変えたりだとか、そういった変更というものはそのルールの中で可能なのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

選挙当日の29か所の投票所につきましては、主に公共施設や自治会所有の公民館、集会所などに設けております。これまでから、投票所の変更や統廃合など、適正配置のための見直しをしてきているところでございます。

先ほど議員からご紹介もありました国から示されております3キロ、3,000人を超えない範囲という基準の中で、今後も投票区域内での人口変動などがあった場合には、十分検証を行い、地域の方々との協議やご承諾の下、投票所の変更や新たな設置について検討していくものであるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

変更可能ということで、既存の投票所の利便性をよくしたりとか、ほかにも期日前の投票所を増やすだとか、ほかの地域ではバスだとか大きな車を利用して投票所を移動させるというのをしたりだとか、逆に有権者の方を投票所まで送迎したりするというのもそんなに珍しい事例ではなくなってきたと思うんですけども、亀山において、投票所自体の利便性、そういう移動とかも含めて、施設として増やしたりとか、そういうところも含めての投票所自体の利便性の確保についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森 美和子君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

議員ご紹介のありました期日前投票所の増設や移動期日前投票所、またシャトルバスの運行といった、そういった事例が他市にあることは認識をしているところでございます。

期日前投票所、制度の環境整備も含め、投票率向上のための環境整備は進めていきたいと考えておりますが、今のところ具体的にお示しできるようなものはないところでございます。

今後は、投票率向上のための施策について幅広く検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

今、それからこれからの亀山の状態というのもしっかり考えて検討していただきたいし、投票率の向上のために、やっぱり投票しやすい環境の整備というのがとても大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、投票所にいらっしゃる立会人についてなんですけれども、立会人の負担の軽減についてを取り上げたいと思います。

投票に当たって立会人の方が2名必要ということで、その成り手の確保というのが難しいということも聞いております。また、その立会人を経験された方からも、丸1日ずうっと投票所に座っているというのは体力的にもなかなか厳しいということも聞いております。

そもそも、その立会人というのは同じ人がその場に一日中いなきやいけない必要性というのがあ

るのかどうかお伺いしたいんですけど、例えば半日であったりとか、4時間を交代制ですということではできないのでしょうか、その辺りの規則をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

投票立会人については、公職選挙法で2人以上5人以下の投票立会人を選任することとされておりますところ、本市におきましては、各投票所に2人の立会人を配置し、午前7時から午後8時までの長時間にわたり立ち会っていただいているところです。

ご質問のありました投票立会人の交代制につきましては、法的には可能となっているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

立会人さんの交代は可能ということなんですけど、亀山市では、今はお一人の方が一日中拘束をされて、その方がお二人見えるということだと思えるんですけども、必ずしも丸々1日の拘束が必要でないのであれば、立会人の時間の柔軟な対応ができるようにすれば、随分立会人の負担も少なくなって、成り手も幅が広がるのかなあというふうに思うんですけども、そういう交代制というようなことを取り入れるというお考えはありますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

投票立会人はその投票区の自治会長を中心に依頼しておりますが、時間が長いことを理由に断られることも多く、交代制にはできないのかというご意見やご要望も以前から受けているところでございます。

そのようなご意見、ご要望を受け、投票立会人の交代制については、現在検討を進めているところです。ただ、懸念といたしましては、依頼する立会人の数が増えますので、現在的人数でも苦慮しているところ、倍の人数がお願いできるのだろうかというところです。

また、立会人の報酬につきましては、条例において日額の報酬額のみ定めとなっておりますので、交代制を導入した場合の報酬額や運用方法について、整備していく必要があるところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

立会人は自治会長さんが中心ということなんですけれども、確かに自治会長さんは地域の方のお顔がよく分かりますので、二重投票であったりとか不正投票というのを防ぐ利点というのはあるのは理解するんですけども、やっぱり投票所って複数の自治会にまたがるところもありますので、必ずしもその立会人でいらっしゃる方の自治会の方が見える、そこだけが見えるというわけではないので、それに受付で機械的に本人確認をしてもらっていますので、そこにこだわり過ぎる必要は

ないんじゃないかなあというふうにも思います。

そこで、先ほど交代制にするとなかなか成り手がという答弁もありましたけれども、ちょっとほかの事例を紹介したいと思うんですけれども、東京都の足立区の例なんですけれども、こちらは18歳から29歳の若者を立会人として公募をして、選挙への関心の向上と立会人の成り手の不足というのを同時に解消しようという動きをされているところもあります。

国分寺市では、その期間も設けずに、どの選挙でも立会いをしてもらえるように、立会人の名簿を作成して、その中からその都度立会人の方を選任するという方法を取られているようです。

ですので、立会人2名ということなので、地域に長く住んでみえる方と地域の若者というのを組合せをして、選挙に関心を持ってもらうということと立会人の確保、その両方を満たせて、さらに地域の交流ということにもなるんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、そういった新しい人材の登用についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森 美和子君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

投票立会人の確保だけでなく、投票率の低い若者世代へのアプローチ手段の一つとしても、ご提案のあった内容も含め、今後、他市の例などを調査・研究してまいりたいと考えます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

よろしくお願ひします。

そして次に、20代、30代への啓発の取組というところに入っていきたいと思います。

先日、選挙管理委員会から令和4年7月の参院選と令和4年10月の亀山市議会議員選挙の年代別の投票率を出していただきました。参院選では10代から30代の投票率は30%台後半から40%台、そして市議選では10代が34%、20代に至っては26%、30代は35%と、いずれも低い水準でございました。

今回、20代、30代へのという項目を上げさせていただいたのは、10代については、高校に出前講座に行ったりだとか、例えば二十歳の集いとか、集まる機会がまだあるのかなあと思いますので、今回は特に20代、30代を上げさせていただいたんですけれども、この20代、30代について、投票の意味だとか各選挙への関心の持たせ方というところは考えていけないと思います。

何のために選挙をするのか、どんな仕事をする人を選ぶのかというところが、そもそもなかなか分からないんですね。これ、本当に若い方だけじゃなくて、本当にいろんなところでどんな仕事をしているのというのをよく聞かれるんです。なので、もう選挙に行きましょう、投票に行きましょうと言うだけでは、何で行くのか、わざわざ時間を使って何で行かなきゃいけないのかというところの動機づけがこれからは必要になってくるんじゃないかなあというふうに感じております。

なので、この有権者教育、こちらをどうしていくのかということなんですけれども、40代以上の投票率は先ほどの資料ですと50%から70%近くまであるので、全体としては平均すると50%を超えてくるということかもしれないんですけれども、やっぱり若い世代と人口も違いますの

で、このままだと、単純に今の若い人たちの年齢が上がっていけば投票率も上がるだろうというのは、なかなかそういうわけにはいかないと思います。それから、地元から候補者の方が出ると、その地域の投票率が上がるというところもあると思うんですけども、なかなかこれからは、地域のつながり、地縁といったところが薄くなってきているので、これもまた難しくなってくるんじゃないかなあというふうに思っています。

どこまでが市がやるのか、選挙管理委員会がすべきなのかというところは当然あるかと思いますが、投票率が選挙であつたり政治への関心の一つのバロメーターであることは間違いのないと思っています。なので、この私たちの一票には価値があつて、私たちの思いには価値があるというところを有権者の方々にもっと知っていただきたいなあというふうに思います。

当然、議員とか、その選挙に出る人からも伝えていかないといけないことではあるんですけども、それだけではなかなか届きませんので、投票の関心のなさというのは、やっぱり将来の議員の成り手不足とか、そういうところにもつながりかねませんので、議員ですとか市長がどんな仕事をしているのかというところ、それから何のための選挙なのか、何で選挙に行かなきゃいけないのかというところも含めての啓発、それから周知をしていく必要があると思うんですけども、どのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

豊田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

若い世代の投票率を上げるための施策として、国におきましては、投票時間の延長、それから期日前投票制度の創設、選挙権年齢の引下げなどが行われてきたところでございます。

市民の方々に選挙に関心を持っていただくといった主権者教育の方策ですが、行政側からのアプローチ、そしてまた教育機関からのアプローチ、また、議員おっしゃいましたように、議員候補者からのアプローチなど、様々な方面からのアプローチがあるというふうに考えます。そのような中で、市の選挙管理委員会としてどのような取組ができるのか、今後、調査・研究してまいります。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

本当に選挙って私たちの未来を託していく選挙ですので、どんな選挙であっても。私たち亀山市民の実情というのをしっかり分析をしていただいて、亀山市民に合った効果的な方法で、この亀山市の全体で機運を上げていかないといけないなというふうには思っています。なので、できるだけ多くの有権者の方に投票に行ってもらえるように、どうぞよろしくお願いします。

それでは、次の項目に参りたいと思います。

調理員の不足についてでございます。

先日、市内の保育施設において、調理員の不足、これを理由に給食の献立が変更されているということを市民の方からお伺いをいたしました。以前から給食の調理員さんの不足というのは懸念されておまして、今までは何とかぎりぎりのところで頑張ってきたと思うんですけども、そこでまず現状についてお伺いしていきたいと思うんですけども、この保育施設において適正な調理員の人数、そもそも必要な人数は何人で、今、現状が何人なのかということと、それからそ

の人員の補充のめどというところが立っているのかどうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在の市内の保育所等におきましては、給食調理員の人数でございますが、現在任用しておりますのは、正規職員が7名、会計年度任用職員が21名で、このうち4名は待機調理員となっておりますが、計28名を任用しております。

保育所における給食調理員の配置基準を満たすためには、待機調理員を含みますと31人の給食調理員が必要となりますことから、現在3名不足している状況でございます。このため、給食調理員の不足に対しまして、現在、待機調理員等が調理業務を行い、対応しているところでございます。

また、ハローワークでの求人募集や保護者等に対し、給食調理員募集の案内を行っておりますが、現在1名の応募がございまして、採用に向けた調整を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

今、待機調理員さんも含めて3名足りないということだったんですけれども、3名足りないだけで通常のメニューが出せなくなるという状態ということでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

通常は待機調理員等が調理業務を補うことで対応可能でございますが、それぞれの調理員の事情により休暇等を取った場合にどうしても足りない場合は、給食メニューの工程を簡便にしたメニューに変更するというようなこともございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

給食って毎日の食事なんですけど、その毎日ある給食に対して、大体の不測の事態に備えた方というのが2名だけで、それも足りなくなる、3名足りなくなっただけでそれが出せなくなるというのは、ちょっとそもそもの人数の想定が少ないのかなあというふうに私は思うんですけれども、調理というのは誰にでもできるものじゃないんですよね、もう。やっぱり技術が必要です。特に衛生管理が給食は厳しいですので、やっぱりさらに特殊であるのかなあというふうに思います。それに、人数がいたとしても、やっぱり技術といいますか、スキルというのも人それぞれなので、それを考慮したもうちょっと余裕を持った人員が必要なのかなあというふうに思います。

それに、職員さんのお休みですとか退職というのは、やっぱりその給食の職種だけに関わらず、ほかの職種にもあることで、当然予想されることだと思うんです。それによって運営に支障が出ないようにするというのは、当然市の責任であると思うんですね。

この根本的な問題の解消に向けて、今後の取組についてお伺いしていきたいんですけれども、まず今のような、今3人足りない、1人応募があるということなんですけれども、どのような募集

の方法を取られているのかというところ、それと募集の内容も併せてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在、ハローワークでの求人募集や保護者等に対し、給食調理員募集の案内をしております。

募集案内に掲載している内容につきましては、報酬、勤務時間、勤務日数、休暇、それから資格、資格につきましては、特に必要ではないのですが、継続勤務によって調理師試験の受験資格が得られますというようなPRをしております。それから、ハローワークにつきましては、通勤手当、加入保険等のご案内もしております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

今、通常の募集の仕方、内容なのかなあと思うんですけども、まず普通にお仕事を探すときに大事な条件となるのは、やっぱりこのお仕事の内容と勤務時間と賃金かなあとというふうに思うんですけども、今、給食調理員さんの賃金というのは幾らですか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

給食調理員の賃金でございますが、会計年度任用職員でございますが、時間給にして940円、ただし継続勤務年数において昇給がございます。それから賞与、ボーナスですね、それが年2回ございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

時給940円とボーナスがあるということなんですけれども、今年の10月時点での三重県の最低賃金が933円で、パート・アルバイトの求人サイトで三重県の平均時給というのをちょっと調べてみたんですけども、そちらだと976円というデータでした。近くで、この近隣で目にする募集でもやっぱりおおむね1,000円以上になってくるのかなあとという印象なんですけれども、やっぱり今、物価の上昇もありますし、やっぱり賃金というのは仕事を選ぶ上で大きな要素になってきますけれども、今既に業務に支障が出ている、メニューが変更になっているという状況の中で、賃金を上げてよりよい人を確保しようという考え方がないのかどうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

調理員の賃金、報酬を上げることはできないのかということですので、私のほうからご答弁申し上げますが、会計年度任用職員の区分別の報酬額につきましては、これは制度的には令和2年度の制度を導入しておるんですが、その際に、業務の内容、難易度、資格の有無などのバランスを考慮し、それぞれの区分に応じた報酬額を決定いたしております。それと、先ほども次長からご説明あ

りましたが、その際に期末手当の支給、ボーナスですね、期末手当の支給、それは以前はなかったんですが、それと昇給制度、これも導入いたしまして、処遇改善を図った経緯がございます。

応募が少ない職種、給食調理員に限らず、そういった応募が少ない職種の報酬額を上げて募集を行うことにより、応募者数が増加する効果につきましては一定程度期待ができるものとは考えますが、ほかの市全体の他職種とのバランスを図る必要がありますことから、報酬額の改定につきましては、また時期を見計らいながら行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

そうですね。既に支障が出ているんですけども、賃金については今すぐということは難しいかもしれないんですけども、やっぱり将来も見据えて、人材確保という点では賃金の改定が必要であろうと思います。

それでは次に、賃金のほうが難しければ、働き方という点でお話を聞かせていただきたいんですけども、例えばシフトの組み方を工夫したりだとか、例えばですけども、準備だけ来たら、それから片づけだけに来たら良かったりとか、コアタイム、一番忙しい時間帯だけ、短時間だけを雇用するとか、今までよりも柔軟な働き方をすることを取り入れるということは可能なのかどうかお伺いしたいんですけども、例えばですけど、料理は苦手だけれども、洗い物なら得意だからできるわとか、短時間なら働ける、働きたいわという潜在的なニーズというのを掘り起こしができているのかどうか。または、今働いてくださっている調理員の方から、働き方の要望ですとか、この時間帯に人がたくさん欲しい、例えばこの作業のときにもっと人がいたらいいのになとかのヒアリングみたいなものができているのかどうか、お伺いしたいです。

もう今の勤務体制でなかなか就労につながりにくいというのであれば、そういった柔軟な勤務体制、就労体系というの、構築も考える必要があるかと思うんですけども、その辺りをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず私のほうから、調理の準備や後片づけのみを行う区分が設定できるかということでご答弁申し上げますと、給食調理員の区分設定でございますが、現在、調理師免許を必要としない補助的な給食調理員は業務補助職員に区分され、現場で準備や後片づけ業務にも従事をいたしておりますので、新たな区分は必要ないものと、この現在の業務補助職員で対応ができるものと考えております。

あと、短時間勤務の補助的な給食調理員の任用につきましては、まずは担当課からの任用計画書の提出により私どもと協議することになろうかと存じます。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

短時間勤務などの柔軟な働き方に対応する求人ということにつきましては、現在、会計年度任用職員の調理員の勤務時間につきましては、1日8時間、それから半日4時間、どちらかを選択

していただいている状況でございます。

今後、担当課といたしましては、勤務時間や業務内容などの選択肢につきましても、可能な限り様々な希望を持つ方の柔軟な働き方に対応できるように、現場のニーズに合わせてながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

制度的には柔軟な働き方は可能ということなので、現場のニーズをしっかりと確認していただいて、できるだけ今いる方の負担が少なくなるように、これから働きたい人も柔軟に働けるような対応をしていただきたいなあというふうに思います。

それから、今いる調理員さんの負担の軽減という点で、人員の確保というのも大事なんですけども、調理器具等の導入ですとか、動線、ハード面ですね、動線の確保とか、そういった面での働く環境への工夫というものはいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在、現場で働く調理員の方の業務に関わる要望等につきましては、各園の園長、それから子ども未来課の職員等が随時聞き取りをしまして、可能なものについては速やかに改善できるように努めておりますが、今後、安定的な雇用状況を継続させるためには、働く方が効率的で働きやすい環境とするためのさらなる工夫も必要であると考えております。

具体的には、作業を効率的に進めるためのマニュアルづくりや作業動線の見直しなど、必要な改善も行っていきたいと考えております。それから、省力化を図ることができる厨房機器の導入等につきましても、これは現場の状況に合わせてはありますが、検討してまいりたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

現場の状況に合わせてということなんですけれども、毎日同じように作業をしていると、それが普通になってしまって、これが効率的なのか、そうじゃないのかというのになかなか気づきにくい部分もありますので、ほかからの目というところもまた含めて検討していただきたいなあというふうに思います。

それから、働くに当たってやっぱりすごく大事で、でも普通の募集の要項みたいなのは分かりにくいところで、人間関係であったり、職場の環境の管理というところについてお伺いしたいんですけども、やっぱり特に調理室というのは衛生管理の関係で担当の方以外は中には入れないというふうにお伺いしているんですけども、そもそもこの施設の管理者ですとか、例えば人事の管理者とか、そういう方は入れるのかなというところをちょっとお伺いしてもよろしいですか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

保育所等の調理室の管理者は園長となっております。園長も必要に応じて調理室に入り、業務の指導等を行えるようになっております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

園長先生は入れるということなんですけど、園全体でいえば園の中だけで完結してしまうのかなと思うんですけれども、例えばですけれども、給食調理員さん、少数でされていると思うんですけれども、少数といえどもチームで働く職場ですので、やっぱりマネジメントとかも組織的に行われる必要があると思うんですけれども、例えばその職場環境の調整であったりとか、相談についての窓口とか、先ほども業務の効率化というところでも出てきましたけれども、外部の方の目というのも必要なと思うんですけれど、そういう外部の方から組織マネジメントについてとかの指導だとか、アドバイスとか、そういったものも受ける機会はあるんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

給食調理員といったことに限らず、職員全体ということで、外部からの指導やアドバイスということでご答弁を申し上げたいと思いますが、まずは職員が職場での環境について問題とか困ったことがあった場合は、まずは直属の所属の上司に相談・報告するといったことが重要かと存じます。

そういった中で、外部の指導やアドバイスの機会ということでございますが、労働安全衛生法及び亀山市職員安全及び衛生管理に関する規程に基づきまして、市には産業医を置いております。その産業医によります健康管理、それと場合によっては職員から、例えば体調がちょっと悪いとか、そういった相談を健康相談といっておりますが、そういったものを実施しておりますし、また法律や同規程によりまして安全衛生委員会というものも市には設置しております。その安全衛生委員会によりまして、各職場の点検や巡視などによりまして職場環境の調整・改善、さらには公務災害とか労働災害の防止といった労働安全全体の協議をする委員会がございます。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

私からは、外部ではなく市の内部でどのように対応しているかということについてお答えさせていただきます。

給食調理員をはじめ、各園の職員の相談・調整につきましては、園長をはじめ、子ども未来課の職員が相談窓口になり、対応しております。本年度は既にほぼ全ての給食調理員に対して個別の面談を実施しており、給食の調理現場における人間関係や悩み、それから困り事について聞き取り、可能なものから調整、改善する取組を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

内部、それから外部に対してそういう取組はしていただいているということを理解させていただきましたけれども、やっぱり特に外部への相談とかアドバイスを受ける機会というのは、やっぱり周知がないとなかなか、相談をする機会、アドバイスを受ける機会というのは得られにくいと思いますので、十分周知のほうをその辺していただきたいなと思いますし、そういった面で現場で働く人を支えていく、そんな仕組みも重要だと思います。

それから、募集についてなんですけれども、やっぱりこの条件、先ほど基本的な条件だけをちょっと教えていただいたんですけれども、そういった条件面だけの募集の仕方でもなくて、例えば子供たちの成長に関わるすごくやりがいのある仕事とか、例えばおいしい給食の秘密が分かるだとか、なかなか調理室は外からは見えませんので、働く様子を動画にして紹介をするとか、そういった条件面以外にも募集に際して働きたくなるような工夫が必要なんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、募集に関してどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

保育所等で安全で安定した給食等の提供を行うためには、やはり必要な人員の確保が急務である、そのように認識しております。

そこで、今後におきましては、議員のおっしゃるように、新聞の折り込み広告、それから動画など、多様な求人媒体、そういったものを活用するとともに、給食調理員の職務内容を明確にして示すなど、募集方法を工夫することで幅広い方に関心を持っていただく、そういったことで早期に給食調理員が確保できるように尽力いたしたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

本当に、これは今喫緊のすごい大事な問題、急務である問題だと思うので、あらゆる手を尽くして募集をかけていただきたいなというふうに思うんですけれども、やっぱりこの人員配置も含めた働く環境の整備というのは、当然そこは市の責任で、私は、この働いている人だとか、事情でお休みしたり退職したりする方には何の落ち度もないと思っているんです。なので、でも今いる調理員さんに負担がかかったままというのは、これはやっぱりさらに困ったことになる可能性がありますので、本当にここは緊急の対応をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

5番 中島雅代議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

これより一般質問に対する関連質問に入ります。

通告に従い、発言を許します。

13番 鈴木達夫議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

会派結の草川議員の一般質問のうち、JR下庄駅の周辺整備について、会派の中で相談をさせて

いただきまして、関連質問させていただきます。短い時間で問いますので、ご容赦いただきたいと思っております。

草川議員と執行部のやり取りを聞かせていただきました。その中で、下庄駅のトイレの改修、あるいは駅西の整備の必要について問いかけてしたところ、市の今の判断、答弁の中では、まず250人余りの利用者の推移を見ていくんだと、動向を見ていくと、もう少し増えていくことを期待しているとのことです。

それから2つ目は、駅周辺、特に駅西の近在の土地利用の動向を見ながら、これは判断をしていくんだという答弁であったかと思っております。

そんな中で、土地開発公社の保有する土地の購入のやり取りの中で、公社の駅西の土地購入の目的について草川議員がただしました。副市長の答弁ですと、駅周辺整備のためだというご答弁でした。草川議員が、それでは具体的にはどういうことですかという質問の中で、例えば駐車場などという答弁をいただきました。

私は、土地開発公社の購入する土地は、そういう例えばというような曖昧なものではないと思って、亀山市土地開発公社財務規程を読み返しました。そうしますと、亀山市土地開発公社財務規程第29条、固定資産を購入する場合、次に上げる事項を記載した文書によって理事長の決裁を受けなければならない、その中の2項、購入する事由がうたわれているんです。つまり明確な目的がなければ土地開発公社は土地を購入できないという私は認識をしました。

それでは、財務規程の購入する事由は、決裁書あるいは契約書にどんな記載なのか、質問をします。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

土地開発公社定款第1条、目的に、公共用地、公用地等の取得管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。

当該地の購入におきましては、平成20年度の当該地の地権者より、公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の買取り希望申出があったことを三重県より通知がありました。これを受けて、同法第6条第1項の協議に基づく買取りとして、亀山市から土地開発基金等の借入れを行わず、土地開発公社の自己資金にて公共事業用地の先行取得をいたしました。

議員ご指摘のとおり、土地などの固定資産を購入しようとする場合には、財務規程第29条第2項にて、購入しようとする事由を付した上で土地開発公社理事長の決裁を受けることとなっております。

購入しようとする理由としましては、下庄地区は津市とも隣接しているため、今後、様々な土地利用の発展が望まれる地区であることと、これに伴う将来JR下庄駅を含む周辺の整備が必要になると考え、土地開発公社の目的である地域の秩序ある整備を目指すため、当該地を、地域振興拠点用地確保事業として、土地収用法第3条第1号の規定する駐車場法による路外駐車場に基づき、自己資金にて先行取得を行ったものです。

また、亀山市総合計画においても、公共交通機関の利用を促進するため、JR各駅周辺の駐輪場、

駐車場整備を位置づけており、土地開発公社において先行取得することで整備促進に寄与すると判断をしております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

答弁が長いですね。多分決裁書にはそんな長い文章は書いていないんです。土地収用法第3条第1号の規定する駐車場法による路外駐車場、これだと思っうんですね。

いずれにしても、そんな中で土地開発公社が購入をし、駐車場として整備をしようとしたこの事業が実現できなかった、いわゆる頓挫した何が理由であったか、ご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

当該地の取得目的は路外駐車場としています。

下庄駅利用者の駐車場及び駐輪場としての活用には、当該地から駅方面の直接乗り入れ方法が課題となりますが、市からの乗り入れの申入れに対し、当時、JR東海側は当駅の入り口は東西いずれか1か所との考え方であるとのことで、駅西口の新設による駐車場整備には至らなかったものです。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

産業建設委員会の資料、亀山市土地開発公社財産管理の状況を見れば、この目的を読みます。駐車場、駐輪用地として取得、JRとの協議が調い次第、市に売却するというふうに書いてあるんですね。

それで今のを、私こういう質問を用意したんです。JRとはこの間、購入が平成20年ですね、どんな議論をしたか、協議をしたかという今質問を用意したんですけど、今の答弁ですと、もう乗り入れは東西1方向だから、もう話にならないよということですね。言ってみれば、協議の進捗はあまり期待できなかったということですね。分かりました。

あと13分ありますので、もう一つ。

土地開発公社業務方法書というのがあるんですね。それで、その取得した土地をその用途に供するまでの間は、支障のない範囲の中で貸付け、あるいはその他の方法によって有効に利用するものとする。

約15年間ですね。これは何か有効に活用できましたか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

土地開発公社業務方法書第6条第1項、取得した土地をその用途に供するまでの間、その用途に供する場合に支障のない範囲において貸付け、その他の方法により有効活用するとありますと議員ご指摘の件ですが、このことについて、令和2年度に周辺公共工事の工事材料置場や現場事務所の

設置を伴う貸付け4件と令和以前におきましても6件、合わせて10件の貸付けを行っております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

貸付けを行ったと、10件ね。幾らぐらい入ったか聞けばよかったですけど、この土地はいわゆる購入価格5,600万余りでですね。にもかかわらず、今、いわゆる固定資産の評価額が1,600万で、いわゆる土地開発公社が所有する土地の中で一番その差額が多い金額の土地であったかのように思います。有効利用で幾らぐらい入ったかというのも聞きたかったですけれども、最後に、私はトイレの整備の必要についても指摘をしたいんですけども、答弁ですと期成同盟会を通じてJRのほうに要望を重ねていくんだと言うんですけども、いつもどおりJRは乗降客が何人以下の駅には整備マニュアルはございませんみたいな話をしてくると思うんです。やはりトイレは市費を中心に、あるいは何らかの事業に乗っかるとか、本当にこれは早急に対応すべきだと思います。

まとめとして、私はこの地区はまさに今急転をしているという認識を持っています。周知のことかと思いますが、この駅西に大きな開発が予定されているとも聞いております。それも、今後さらに大きく拡大・拡張するのではないかという可能性もあるようです。その可能性についても質問をしたいんですけど、今の時点では先もあり、少し勇み足と思い、控えますが、昨日の質問の中で、南部地区のこれからの展望の問いに、亀渕次長は、その一つとして下庄駅と周辺地域を結びつけることが肝要であるというような答弁をいただきました。総合計画後期基本計画、それに伴う向こう4年の実施計画の中では、都市機能誘導地域として亀山駅、関駅、井田川駅、この3つの地区が都市づくり戦略推進事業として位置づけられています。駅南、駅のこの南地区、これは立地適正化計画あるいは都市マスタープランですとかでは、一部、天神・和賀地区が拠点型居住地となっていますが、ほかはほとんどが保全ゾーンになっているにすぎないんです。

今、話もしましたが、リニアの亀山駅の選定、これも大きな要因でしょう。しかし、この駅南の地区の土地利用や、あるいは地域の方々の思い、あるいは考え方については、この後期の期間の中に整理をしていき始めなければならないと思います。そういう展開をまさに今見せている地域のようには思います。実施計画の中にはうたわれていない中であっても、この環境変化には、フレキシブルにというか、市長がよくおっしゃるしなやかに対応すべきと考えます。

それでは、質問をします。

その意味において、今ある3つの戦略地域とは少し色合いは違いますが、新たな戦略地域として捉えるべく、新たにこのエリアの展開やプランについて地域の方々と共々、市の所管事務事業に新たに加えるべきではないかという考え方はいかがですかという質問を最後にします。

（発言する者あり）

○議長（森 美和子君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先日の草川議員のこの質問の中でも、この鈴鹿川以南の南部地域については、当然JR紀勢線と

いう非常に重要な鉄道アクセス、さらに国道306、あるいは伊勢自動車道の芸濃インターに近接をしておると。そういう意味では、非常に広域的な交通の、それも多様なアクセス性が高いという地域だと認識をいたしています。さらに、地理的には、津市、それから鈴鹿市と隣接をして、広域的な連携も可能な地域だというふうにも認識をいたしております。

それから、これもご答弁させていただきましたけど、地形的にも丘陵地を中心に未開発のまとまりのある一団の土地を有しておることから、将来的には、都市政策上豊かな自然の中に土地利用の活性化も見込める地域であると、このように考えているところでございます。

3つの戦略地域とおっしゃられましたが、リニアのことでしょうか。

(「居住誘導地域の3つ」の声あり)

○議長(森 美和子君)

双方で話をしないようにお願いします。

○市長(櫻井義之君登壇)

いわゆる先般の例えばリニアの期成同盟会におきまして、県内駅候補地等についての決議が行われて、その駅候補地の一つにも当地域は含まれておるという状況であります。

本市のいろんな取り巻く環境の変化、これにしっかり適応、対応しながら、中長期的な都市づくりをしっかりと進めていかななくてはなりません。そういう意味では、こうした現状をしっかりと踏まえつつ、当地域の地域特性を踏まえた上で、今後、その在り方については検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長(森 美和子君)

13番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

以上で関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次にお諮りします。

明日10日から19日までの10日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

明日10日から19日までの10日間は、休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

休会明けの20日は、午前10時から会議を開き、付託議案の審査を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時58分 散会)

令和4年12月20日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

令和4年12月20日（火）午前10時 開議

- | | | |
|------|----------|------------------------------------|
| 第 1 | 議案第 75号 | 亀山市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について |
| 第 2 | 議案第 76号 | 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 第 3 | 議案第 77号 | 亀山市職員給与条例の一部改正について |
| 第 4 | 議案第 78号 | 亀山市手数料条例の一部改正について |
| 第 5 | 議案第 79号 | 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について |
| 第 6 | 議案第 80号 | 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について |
| 第 7 | 議案第 81号 | 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について |
| 第 8 | 議案第 82号 | 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について |
| 第 9 | 議案第 83号 | 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 第 10 | 議案第 84号 | 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 11 | 議案第 85号 | 令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 第 12 | 議案第 86号 | 令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について |
| 第 13 | 議案第 87号 | 指定管理者の指定について |
| 第 14 | 議案第 88号 | 指定管理者の指定について |
| 第 15 | 議案第 89号 | 指定管理者の指定について |
| 第 16 | 議案第 90号 | 指定管理者の指定について |
| 第 17 | 議案第 91号 | 指定管理者の指定について |
| 第 18 | 議案第 92号 | 指定管理者の指定について |
| 第 19 | 議案第 93号 | 指定管理者の指定について |
| 第 20 | 議案第 94号 | 指定管理者の指定について |
| 第 21 | 議案第 95号 | 指定管理者の指定について |
| 第 22 | 議案第 96号 | 指定管理者の指定について |
| 第 23 | 議案第 97号 | 指定管理者の指定について |
| 第 24 | 議案第 98号 | 指定管理者の指定について |
| 第 25 | 議案第 99号 | 指定管理者の指定について |
| 第 26 | 議案第 100号 | 指定管理者の指定について |
| 第 27 | 議案第 101号 | 指定管理者の指定について |
| 第 28 | 議案第 102号 | 指定管理者の指定について |
| 第 29 | 議案第 103号 | 指定管理者の指定について |
| 第 30 | 議案第 104号 | 指定管理者の指定について |
| 第 31 | 議案第 105号 | 指定管理者の指定について |
| 第 32 | 議案第 106号 | 指定管理者の指定について |
| 第 33 | 議案第 107号 | 指定管理者の指定について |

- 第 34 議案第108号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について
第 35 議案第109号 市道路線の認定について
第 36 議案第110号 市道路線の認定について
第 37 議案第111号 市道路線の認定について
第 38 請願第 5号 亀山市立東小学校体育館雨漏り全面改修工事を求める請願書
第 39 議案第112号 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
第 40 議案第113号 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
第 41 議案第114号 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
第 42 議案第115号 亀山市農業委員会委員の任命同意について
第 43 議案第116号 亀山市農業委員会委員の任命同意について
第 44 議案第117号 亀山市農業委員会委員の任命同意について
第 45 議案第118号 亀山市農業委員会委員の任命同意について
第 46 議案第119号 亀山市農業委員会委員の任命同意について
第 47 議案第120号 亀山市農業委員会委員の任命同意について
第 48 議案第121号 亀山市農業委員会委員の任命同意について
第 49 議案第122号 亀山市農業委員会委員の任命同意について
第 50 議案第123号 亀山市農業委員会委員の任命同意について
第 51 議案第124号 亀山市農業委員会委員の任命同意について
第 52 議案第125号 亀山市教育委員会委員の任命同意について
第 53 閉会中の継続調査について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	5番	中島雅代君
6番	森英之君	7番	今岡翔平君
8番	高島真君	9番	新秀隆君
10番	豊田恵理君	11番	福沢美由紀君
12番	森美和子君	13番	鈴木達夫君
14番	岡本公秀君	15番	伊藤彦太郎君
16番	服部孝規君	17番	小坂直親君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（1名）

4番 草川卓也君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	健康福祉部長	小林恵太君
産業環境部長	富田真左哉君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
建設部次長	亀淵輝男君	総務財政部参事	杉本良則君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	宇野勉君	教育委員会事務局参事	桜井伸仁君
監査委員	国分純君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君		

●事務局職員

事務局長	渡邊靖文	書記	新山さおり
書記	西口幸伸		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(森 美和子君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る6日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第75号から日程第37、議案第111号までの37件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 75号	亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について	原案可決
議案第 76号	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 77号	亀山市職員給与条例の一部改正について	原案可決
議案第 81号	亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について	原案可決
議案第108号	三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について	原案可決

令和4年12月14日

総務委員会委員長 鈴木達夫

亀山市議会議長 森 美和子 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 87号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 88号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 89号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 90号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 91号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 92号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 93号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 94号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 95号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 96号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 97号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 98号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 99号	指定管理者の指定について	原案可決

議案第100号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第101号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第102号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第103号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第104号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第105号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第106号	指定管理者の指定について	原案可決

令和4年12月13日

教育民生委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 森 美和子 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第78号	亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第79号	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第80号	亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	原案可決
議案第107号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第109号	市道路線の認定について	原案可決
議案第110号	市道路線の認定について	原案可決
議案第111号	市道路線の認定について	原案可決

令和4年12月12日

産業建設委員会委員長 伊藤彦太郎

亀山市議会議長 森 美和子 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第82号	令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について	原案可決
議案第83号	令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第84号	令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第85号	令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第86号	令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について	原案可決

令和4年12月19日

予算決算委員会委員長 岡本公秀

亀山市議会議長 森 美和子 様

○議長（森 美和子君）

初めに、鈴木達夫総務委員会委員長。

○13番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る6日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、14日に委員会を開催いたしました。

担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第75号亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定については、個人情報保護法において、全国的な共通ルールが規定され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、それぞれの自治体の条例において定めることとされた事項について規定するため、本条例を制定するものです。

審査の過程では、亀山市個人情報保護審査会の組織に関する質疑があり、これについては、優れた識見を有する者として、弁護士、税理士、行政職員など委員5人で組織し、委員の任期は2年であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第76号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について及び議案第77号亀山市職員給与条例の一部改正については、令和4年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員等の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員及び一般職の任期付職員の給与を改定するため所要の改正を行うものです。

審査の過程では、特定任期付職員の人数に関する質疑があり、これについては、現時点で対象者はいないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致でいずれも原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第81号亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備については、地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の定年を段階的に引き上げる規定並びに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入する規定が令和5年4月1日より施行されること等から、関係する10の条例について所要の改正を行うものです。

審査の過程では、職員の定年延長に伴う新規職員採用への影響に関する質疑があり、これについては、組織の活性化の観点から、一定数の新規職員を確保する必要性は感じているとの答弁でありました。

次に、人件費の財政面への影響に関する質疑があり、これについては、職員の定年延長に伴い、現在の再任用制度により人件費は若干増えるが、一方で、一定数の新規採用職員が減ることもあり、総額としては大きく増加しないと考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第108号三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議については、三重県市町総合事務組合で共同処理する事務である物品及び業務委託に係る入札参加資格申請書の受付及び審査の共同化に関する事務に新たに伊勢市及び松阪市が加入することから、規約の変更に関して協議することについて議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、規約の変更内容に関する質疑があり、これについては、共同処理する事務に変更はなく、伊勢市及び松阪市が加入することによる変更であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告とします。

○議長（森 美和子君）

次に、櫻井清蔵教育民生委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る6日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、13日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第87号から議案第106号までの指定管理者の指定については、地区コミュニティセンター19施設、鈴鹿馬子唄会館及び亀山市関町北部ふれあい交流センターの管理に関して、各地区の地域まちづくり協議会を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、指定管理における改善項目への対応に関する質疑があり、これについては、指定管理者と基本協定を締結するほか、職員の待遇等は各団体と意見交換を行いながら、毎年、年度協定を締結しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る6日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、12日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第78号亀山市手数料条例の一部改正については、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進、その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第79号亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正については、亀山市公共下水道事業に係る事業計画の変更の認可を受けたことに伴い、新たに第8負担区を定めたことから、令和5年度からの受益者負担金の徴収を可能とするよう、当該負担区における受益者負担金の単位負担金額について定めるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、負担金の積算方法に関する質疑があり、これについては、隣接する田畑を含めた土地の登記簿面積に520円を掛けて算出するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第80号亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、新規加入者が公共ます等の設置工事を施工することを可能としたことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、個人が設置した公共ますの取扱いに関する質疑があり、これについては、設置工事完了後、市に寄附していただき、市が管理していくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第107号指定管理者の指定については、亀山市道の駅関宿地域振興施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、審査基準に関する質疑があり、これについては、評価点1,250点満点の60%の750点を審査基準として定めているとの答弁でありました。

次に、応募が1社のみとなった要因に関する質疑があり、これについては、施設の管理だけでなく、利益を上げる必要があり、運営面の難しさから1社となったと考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第109号から議案第111号までの市道路線の認定3件については、開発行為により設置された新規路線である川合50号線、川合51号線及び西野1号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、岡本公秀予算決算委員会委員長。

○14番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る6日の本会議で当委員会に付託のありました議案第82号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について、議案第83号令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第84号令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第85号令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について及び議案第86号令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、12日に産業建設分科会、13日に教育民生分科会、14日に総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。そして、19日に関係部長等の出席を得て当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会長報告に対する質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第82号から議案第86号までの5議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第75号から議案第111号までの37件について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、議案第75号亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について、反対の立場で討論します。

亀山市には市民の個人情報がたくさん蓄積されています。住所、氏名、生年月日や家族の情報、どんな税金をどれだけ納め、滞納しているのか、土地、建物をどれほど持っているのか、年金額は

幾らかなど、絶対他人に知られては困る情報ばかりです。こうした個人情報を勝手に集めたり使ったりしないように決めたのが亀山市個人情報保護条例です。

昨年5月にデジタル関連法が成立しましたが、その中に個人情報保護法の改正も含まれ、それを受けての今回の議案の提案となっています。地方に対しては、自治体独自の大事な情報の保護の制度を含む個人情報保護条例を一旦リセットし、全国共通のルールを設けた上で自治体独自の保護措置は最小限に制限をし、自治体が条例で国より強い規制をすることをやりにくくしました。この全国共通のルール化による規制緩和は、自治体等の持つ膨大な個人情報を匿名加工し、個人情報を外部提供するオープンデータ化、オンライン結合をすることで企業が自治体等の個人情報を活用しやすくすることを目的としています。

私どもが反対する理由は、現行の個人情報保護条例の廃止により、個人情報の保護で大切な規定がなくなり、個人情報の保護が後退する危険があることです。現行の個人情報保護条例は、第10条で個人情報を収集するときは収集目的を明らかにし、本人から直接収集することとされ、個人情報の収集について具体的に規制していますが、この規定がなくなるのです。また、第6条では、法令または他の条例に定める場合を除き、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会差別の原因となる個人情報の取扱いをしてはならないと規定しています。これらの情報は漏えいした場合、犯罪に悪用されるなどの危険性があるため、いわゆる要配慮個人情報と言われ、重要な規定ですが、この規定もなくなってしまいます。さらに、第24条では審査会の設置があり、審査会は個人情報の取扱いに関する重要事項について建議することができるとされていますが、この規定もなくなり建議ができなくなります。

このように地方自治体が長年積み重ねてきた個人情報保護の大事な規定がなくなり、企業の活用をやりやすくする、そういうことを狙ったものなんです。保護を後退させ、企業に活用しやすくするというこの条例制定には賛成できません。個人情報の保護は、憲法13条に基づき、市民は自分のどんな個人情報がどこに集められているかを知り、不当に使われないように関与し、情報の削除を求める権利を有するという自己情報コントロール権、プライバシー権を含んだ大変重要なものです。この憲法の規定を受けての現行の個人情報保護条例は、個人情報は利用目的を明らかにし、直接本人から収集することや、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報の取扱いをしてはならないなど、個人情報を保護するための様々な大切な規定がされているのです。今回の現行条例の廃止と全国共通のルール化により、個人情報の保護が後退する危険性があるため、この議案には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第75号から議案第111号までの37件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、まず討論のありました議案第75号亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第75号亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第76号から議案第111号までの36件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第 76号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第 77号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第 78号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第 79号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第 80号 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

議案第 81号 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について

議案第 82号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

議案第 83号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第 84号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第 85号 令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第 86号 令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第 87号 指定管理者の指定について

議案第 88号 指定管理者の指定について

議案第 89号 指定管理者の指定について

議案第 90号 指定管理者の指定について

議案第 91号 指定管理者の指定について

- 議案第 92号 指定管理者の指定について
- 議案第 93号 指定管理者の指定について
- 議案第 94号 指定管理者の指定について
- 議案第 95号 指定管理者の指定について
- 議案第 96号 指定管理者の指定について
- 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 議案第 98号 指定管理者の指定について
- 議案第 99号 指定管理者の指定について
- 議案第100号 指定管理者の指定について
- 議案第101号 指定管理者の指定について
- 議案第102号 指定管理者の指定について
- 議案第103号 指定管理者の指定について
- 議案第104号 指定管理者の指定について
- 議案第105号 指定管理者の指定について
- 議案第106号 指定管理者の指定について
- 議案第107号 指定管理者の指定について
- 議案第108号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 議案第109号 市道路線の認定について
- 議案第110号 市道路線の認定について
- 議案第111号 市道路線の認定について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

次に、去る6日の本会議におきまして、所管の教育民生委員会にその審査を付託しました日程第38、請願第5号を議題とします。

教育民生委員会委員長から委員会における請願審査の経過と結果について報告を求めます。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

令和4年12月13日

教育民生委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 森 美和子 様

別表

受 理 番 号	請 5
受 理 年 月 日	令和4年11月18日
件 名	亀山市立東小学校体育館雨漏り全面改修工事を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市北町2-37 北東地区まちづくり協議会 会長 林 明男 ほか2名
紹 介 議 員 氏 名	森 英之、新 秀隆、伊藤彦太郎、小坂直親、岡本公秀、福沢美由紀
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	亀山市教育委員会に対し意見書を送付し、次期定例会開会日までに処理の経過及び結果の報告を求める

○議長（森 美和子君）

櫻井清蔵教育民生委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、ただいまから教育民生委員会における請願審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る6日の本会議で当委員会に付託がありました請願の審査に当たるため、13日に委員会を開催いたしました。

請願第5号亀山市立東小学校体育館雨漏り全面改修工事を求める請願書については、亀山東小学校体育館について、早急に抜本的な雨漏り対策を講じるよう強く要望するものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で採択することに決定しました。

なお、本請願については、会議規則第135条第2項の規定により、教育委員会に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決定いたしました。

以上、教育民生委員会の請願審査の報告といたします。

○議長（森 美和子君）

教育民生委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、請願第5号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、請願第5号亀山市立東小学校体育館雨漏り全面改修工事を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 美和子君)

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第5号亀山市立東小学校体育館雨漏り全面改修工事を求める請願書については、採択することに決定しました。

お諮りします。

ただいま採択することに決定しました請願第5号については、教育委員会に送付し、次期定例会の開会日までにその処理の経過及び結果を報告されるよう請求することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

よって、請願第5号については、教育委員会に送付し、次期定例会の開会日までにその処理の経過及び結果を報告されるよう請求することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時41分 再開)

○議長(森 美和子君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第39、議案第112号から日程第52、議案第125号までの14件を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長(櫻井義之君登壇)

おはようございます。

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第112号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の中野久生氏は、令和5年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年2月22日から3年間でございます。

次に、議案第113号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の水野成樹氏は、令和5年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年2月22日から3年間でございます。

次に、議案第114号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の櫻井紀久氏は、令和5年2月21日をもって任期満了となりますので、新たに同委員として、亀山市椿世町622番地1にお住まいの若林美津枝氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年2月22日から3年間でございます。

次に、議案第115号亀山市農業委員会委員の任命同意についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和5年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き内田美由紀氏を同委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第116号亀山市農業委員会委員の任命同意についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和5年3月10日をもって任期満了となりますので、新たに亀山市下庄町2347番地3にお住まいの國分弘成氏を同委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第117号亀山市農業委員会委員の任命同意についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和5年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き小林和夫氏を同委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第118号亀山市農業委員会委員の任命同意についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和5年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き駒田六平氏を同委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第119号亀山市農業委員会委員の任命同意についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和5年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き伊達亀嘉氏を同委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める

ものでございます。

なお、任期は令和5年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第120号亀山市農業委員会委員の任命同意についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和5年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き中浦豊子氏を同委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第121号亀山市農業委員会委員の任命同意についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和5年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き野村幸生氏を同委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第122号亀山市農業委員会委員の任命同意についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和5年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き早川三雄氏を同委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第123号亀山市農業委員会委員の任命同意についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和5年3月10日をもって任期満了となりますので、新たに亀山市太森町356番地にお住まいの宮崎敦子氏を同委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年3月11日から3年間でございます。

次に、議案第124号亀山市農業委員会委員の任命同意についてでございますが、亀山市農業委員会委員は、令和5年3月10日をもって任期満了となりますので、新たに亀山市加太中在家7298番地にお住まいの森下晃吉氏を同委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年3月11日から3年間でございます。

最後に、議案第125号亀山市教育委員会委員の任命同意についてでございますが、亀山市教育委員会の若林喜美代氏は令和5年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年2月22日から4年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第112号から議案第125号までの14件について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第112号から議案第125号までの14件については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

議案第112号から議案第125号までの14件については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第112号から議案第125号までの14件について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議案第112号から議案第125号までの14件について、起立により採決を行います。

まず、議案第112号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第112号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第113号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第113号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第114号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第114号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案の

とおり同意することに決定しました。

次に、議案第115号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第115号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第116号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第116号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第117号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第117号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第118号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第118号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第119号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第119号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第120号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第120号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第121号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第121号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第122号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第122号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第123号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第123号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第124号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第124号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第125号亀山市教育委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第125号亀山市教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第53、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各委員長から、各委員会における所管事務調査について、会議規則第105条の規定に基づき、会議システムに保存してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「歳入確保の推進」について
2. 理 由 行財政改革大綱における歳入確保の取組について検証するとともに、新たな財源確保策について調査・研究を行う。
3. 期 間 令和4年12月21日～令和5年9月30日

令和4年12月19日

総務委員会委員長 鈴木 達 夫

亀山市議会議長 森 美和子 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「学校給食センター」について
2. 理 由 子どもたちの健やかな成長を支える学校給食について見識を深めるとともに、建設予定の「学校給食センター」について、早期の実施を目指し、地産地消による安心・安全な給食を提供するための体制や環境整備など、よりよい給食センターのあり方について調査・研究を行う。
3. 期 間 令和4年12月21日～令和5年9月30日

令和4年12月19日

教育民生委員会委員長 櫻 井 清 蔵

亀山市議会議長 森 美和子 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「中山間地域の振興」について
2. 理 由 農林業が抱える課題を整理するとともに、中山間地域における安定した農林業経営が維持できるよう、振興支援策について調査・研究を行う。
3. 期 間 令和4年12月21日～令和5年9月30日

令和4年12月19日

産業建設委員会委員長 伊藤 彦太郎

亀山市議会議長 森 美和子 様

○議長（森 美和子君）

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

令和4年12月亀山市議会定例会は、これをもって閉会します。

（午前10時59分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月20日

議 長 森 美和子

2 番 櫻 木 善 仁

11 番 福 沢 美由紀